

# 佛教文化研究

第30號

聖光上人特集

淨土宗教學院研究所

# 佛教文化研究 第三十号

## 聖光上人特集

### 目次

法然門下における聖光上人の地位 ——本願念佛思想について——	坪 坎一
鎮西聖光上人の教学における五念門放	藤 堂 元
初期淨土宗教團と聖光上人	成 田 俊元
徹選択集の思想	高 橋 映一
日本淨土教諸系譜の研究 ——法然門下系譜の脈流考——	中 福 野
淨土宗の台灣布教 ——明治期を通して——	生 鶴
シユエジン派の研究(続) ——三祖から十一祖までを中心にして——	野 見 定 正 行 恒 善 慎 明 慈 道 喜 應 二
編集後記	

# 法然門下における聖光上人の地位

——本願念佛思想に関する——

坪 井 俊 映

## 一、法然門下の異流と相互批判

法然上人（以下敬称を略す）滅後、約百年の頃に著わされた凝然の

『淨土法門源流章』は法然の門下について、

「源空天徳 門人非<sup>一</sup> 各揚<sup>ニ</sup>淨土<sup>ヲ</sup> 互<sup>ニ</sup>空<sup>ヲ</sup>弘通<sup>一</sup> 俱立<sup>ニ</sup>門業<sup>ヲ</sup> 横<sup>ニ</sup>堅<sup>ニ</sup>伝<sup>レ</sup>灯<sup>ヲ</sup>」

といつて、親承面受の弟子として、幸西 隆寛 証空 聖光 信空 行空 長西等の七人の門弟を列記し、これらの門弟について、

「各隨<sup>ニ</sup>所承<sup>一</sup> 弘<sup>ニ</sup>淨土教<sup>ヲ</sup> 念仏宗旨<sup>ヲ</sup> 所伝雖<sup>モ</sup>同<sup>ト</sup> 立義巨細 異<sup>タリ</sup>(<sup>1</sup>) 解多端<sup>一</sup>」

と評し、それぐの門流について解説している。信空の門人信瑞は

『明義進行集』第三に本書述作の因縁を述べて、

「方今末学ノ異ヲ義タ、ムカ為ニ先哲ノ微言ヲアツム」

といつて、法然門下に異義統出していることを記して、これを断つために述作すという。聖光上人（以下敬称を略す）は『末代念仏授手印』の序に、<sup>(3)</sup>

法然門下における聖光上人の地位

「雖<sup>モ</sup>然<sup>ト</sup>上人<sup>(法然)</sup>往生後<sup>、</sup>諱<sup>ニ</sup>其<sup>ヲ</sup>義<sup>ヲ</sup>於<sup>ニ</sup>水<sup>火</sup><sup>ヲ</sup>致<sup>シ</sup>其<sup>ヲ</sup>論<sup>ヲ</sup>於<sup>ニ</sup>蘭菊<sup>ヲ</sup>還失<sup>ヒ</sup>」

念佛之行<sup>一</sup> 空<sup>ヲ</sup>廢<sup>ス</sup>淨土之業<sup>一</sup>

といつて、異義統出し、その中には称名の行を廢するものあつたことを伝えている。

このように異義が統出したといわれているが、しかし門業を立て、異義といわれる流派では、決して自流の説くところは法然のそれと異なる別義を説くものとは考えず、いざれも法然の教えを祖述し敷衍するものであるという自負の念をもつてゐるのである。

小坂義または西山義を提唱したといわれる証空の教説について見るに、深草派の円空立信は『深草抄』卷一（玄義分聞書）に先師（証空）の常の物語として、<sup>(4)</sup>

「我 所立ノ法門ハ専ラ故上人（黒谷ノ御事也）相承ノ別ニ外ノ秘曲无シ、但シ其大旨ヲ得テ委細ノ料簡ヲ加ヘタル事ハ我稽古ノ功也」といつて、証空の言葉を記して別義を説くものでないといい、鶴木の行觀もまた『選択集秘鈔』一において、<sup>(5)</sup>

然則 此選択之法門 深意案内 西山上人相伝也 是不<sup>レ</sup>知故<sup>ニ</sup>自

意義申程 上人滅後流流各別 有異義不同一事也」

といって法然の選択の教えの深意は西山証空に相伝されているという。さらに法然の門人で諸行本願義を説いた覚明房長西は、『四十八卷伝』に「門弟の列にのせざるところなり」といわれた人であるが、その門流においても念空道教の『諸行本願義』によると、

法然が『無量寿經釈』において三輩念佛往生を釈するに但念佛往生助念佛往生 但諸行往生と分別していることに関して、法然にも諸行往生の意ありとして、同書には、<sup>(6)</sup>

「既以三輩諸行 配当二十願係念我國植諸德本 為諸行往生之證明」

といい、また同じ門流の著とされる『二十願決疑問答』には、「然上人、大經釈云」として、『大經釈』の文を出し続いて、

「明知 上人亦以此願（第二十願）為諸行往生願」

と説いて、法然は『大經釈』において諸行本願の義をあかしているとする。それで自流はこの考えによつて諸行本願を説くのであつて、異解を説くものとはしていない。

いまは証空と長西の二門流の考え方を出したが、それ以外の法然門下も同様であつて、いずれも法然の教えを祖述するものという自負の念をもつてゐるものであるが、さらに『隆寛律師伝』による<sup>(8)</sup>と隆寛は法然より『選択集』を相伝された親聞の弟子であることを記し 信瑞の『明義進行集』第二には、

ば云云

といつて、親鸞門流にても親鸞は法然親聞の弟子であつて、異なつた別義を説くものとは考えていない。

このように法然門下の各派はいずれも自流は法然の正義を伝えるものという自負の念をもつてゐるから、勢い他の異流の教えを批判するものが見られ信瑞の『名義進行集』には、

抑 当世淨土ノ法ヲ談シ 念仏ノ行ヲタツルモノ 大半ハコレ律師（隆寛）ノ遺流ナリ

と記しているごとく、法然門下における有力な門人であるとしている。日蓮も『一代五時図』に法然の代表的門人六人を出す最初に「第一弟子長榮寺 隆寛云々」と記しているから、日蓮も隆寛をもつて法然門下の中で最も著名な人と認めていたようである。

成覚房幸西は凝然の『淨土法門源流草』に、七人の法然門下を列する中の最初に記述されている人であるが、『三長記』『皇帝紀抄』等によると南都北嶺の仏教徒より念佛の張本人とされて罪科に処すべしといわれたほど注目された人であるから、法然門下においてやはり著名な門人であったとすべきであろう。『七ヶ条起請文』には十五人目に署名している。

親鸞をもつて法然門下の一人とする確実な記録は『淨土法門源流草』等の第三者的な記録には見ることができず、親鸞門流のものにしか見ることができないが、親鸞は『教行信証文類』の後序に法然より『選択集』の書写を許され、また御影を画いた親聞の弟子であることを述べると共に、師法然と同じく罪科に処せられて越後に遠流になったことを記し、唯円の集録した『歎異鈔』には、

「善信が信心も聖人（法然）の御信心もひとつなりとおほせられければ云云」

といつて、親鸞門流にても親鸞は法然親聞の弟子であつて、異なつた別義を説くものとは考えていない。

「今ハ又 日域ニ一類有テ 上人已下ノ正義ヲ非シテ 自力邪義ヲ  
是ス」

といって、自力の邪義を説くもののあつたことを記し、覚明房長西の門人 道教は『観経散善義顯意鈔』に、

「近來道俗 多迷此義<sup>(10)</sup> 称名一行 号ニ專修<sup>ト</sup> 自余万行 名ニ雜行<sup>ト</sup> 因<sup>チ</sup>茲諸宗高僧 処ニ十三過失<sup>ト</sup> 顯密妙行 属ニ三千中無一<sup>ト</sup> 深重謗法 泥梨定業」

と記して、専修念佛の教えは謗法罪を犯すものであると非難し、聖光は『末代念佛授手印』の末尾<sup>(11)</sup>、

「近代人人 学文為<sup>レ</sup>先 其称名不<sup>レ</sup>為物員<sup>ト</sup> 是則邪義也 邪執也 無道心之人也」

といって、「近代の人の義」として「安心門の義・起行門の義」を立

つ人、「行門觀門弘願門の三門の教え」をとく人、「寂光土の往生」を

説く人の三人を出して、「此三人義近代興隆之義也」とい、さらに

「已上三義是邪義也、可<sup>レ</sup>恐可<sup>レ</sup>恐 全是非<sup>ト</sup>法然上人之義<sup>ト</sup>」と記して 敵しく難詰している。また舜昌が編纂した『四十八卷伝』には行空、

幸西、長西の三人をもつて、「選抜集」に違背せるものとして門下より攘斥している。このようにいずれの流派も法然の正義を伝えるものであると自負する反面、他の異派を非とするものが見られるのである。

## 二、聖光の地位とその批判

上記したことく凝然は源空大徳の門人として七人の著名な弟子の名を列記しているが、その中で聖光は四番目に記載されている。しかし

法然門下における聖光上人の地位

その伝歴については、

「淨教賢哲 学解英匠<sup>ナリ</sup> 隨ニ法然上人<sup>ト</sup> 久嘗ニ學業<sup>ト</sup> 鎮西弘<sup>レ</sup>教」

とのみあって、記述は極めて簡単であり、聖光の門人である良忠の行化に多くの筆を染めている。全体として幸西、隆寛、証空等の門流の解説より簡略である（これに関する批評は後述す）、これは凡らく幸西、隆寛、証空及びその門下は主として京都を中心に活躍したに対し、聖光は法然の晩年、別れて郷里九州に帰えり、この地の豪族の帰依をうけて九州を中心に行化につとめたから、その消息が十分に知られなかつたためと思う。

しかし、金沢文庫に所蔵されている『観経玄義分聴聞抄<sup>(12)</sup>』は長西門流の徒の著わしたものと思われるが、これによると多数の法然門下の中より左の如く著名な門人四人を記している。

日本国浄土教興

黒谷上人源空	一九本寺 覚明上人	諸行本願義
小坂 善恵上人	諸行非本願義	非門弟云 <sup>ト</sup> 不 <sup>レ</sup> 被 <sup>レ</sup> 流罪也
長楽寺 隆寛律師	立諸行非本願義并成報土辺地義	被配流相州也
筑紫 聖光上人	諸行雖非本願而立往生之義	被配流筑後國也

これによると聖光が郷里九州へ帰つたことを筑後へ配流されたとしているが、長西門流にては法然門下の有力な門人としていたことが知られる。また日蓮の『一代五時図<sup>(13)</sup>』には法然の門人として左の六人を出している。そのうち聖光は三番目に名を乗せている。即ち、

第一の弟子	長榮寺	隆寛	(觀)
第一	コサカ	善慧房	南ム房と 一切の鎌倉の人々
第一	聖光	筑紫九國の	一切の諸人
一条覺明		今の道阿弥等	
成覚			
法本			
一念			

これらの記載を見ても聖光は多数ある法然門下の中で著名な門人であつたことが知られる。

さらに降って西山派静見の著わした『法水分流記』(永和四年一三七編)には信空、隆寛の法系に次いで鎮西義として聖光の門流を出している。静見の時代(南北朝)は聖光の門流が大きく発展していた時代であるが、やはり法然門下における著名な一流(鎮西義)の祖としていたことが知られる。

聖光の門流(現・淨土宗)をもつて淨土宗鎮西流と名づけ、法然門下の一派として取り扱い、その教えを鎮西義と称したのは、いつ頃かあきらかでないが、上記の『觀經玄義分聽聞抄』および『元祖門下異義弁』(仮題)(金沢文庫蔵)には筑紫義なる呼称が見られる。筑紫鎮西ともに九州の地に対する名称であるから、異流異派より聖光の門流を鎮西流鎮西義といわれたのは静見の『法水分流記』が初見でないかと思う。

しかし聖閻の『白旗式状』には自流を「淨土宗白旗流」と呼び、聖閻の孫弟子了暁慶善の記した『初重指南目録集』<sup>(15)</sup>上には、

「永享三年辛亥九月一日 鎮西正流西譽在御判」なる記述が見えると

ころより大体聖閻およびその門下の頃になって、自流(聖光の門流)を「淨土宗鎮西白旗流」と呼んだものと思われる。しかしこれは伝灯相承を重視する伝法上の呼称とも思われるが、蓮如が御文書において「西山 鎮西」とも称しているから 足利時代になって他宗より鎮西流といわれるのが一般化したのではないかと思う。

ことに徳川時代に入つて聖光の門流が大きく発展し、知恩院をもつて淨土宗總本寺とし、増上寺を總録所として淨土宗教団体制を整備し、親鸞の門流も蓮如以後大きく発展して東西本願寺を中心として盛えるにおよんで、両宗派とともに法然をもつて自流の祖とし、聖光、親鸞ともに法然の嫡流、正義の伝持者とするところより種々の面において軋轢を生じ、本願寺門流の徒より聖光の淨土宗を呼ぶに常に鎮西派と称し、その教説を批判するものも現われるに至った。

親鸞門流のものが、聖光について記述した初めは覺如の『口伝鈔』であろう。これによると聖光が法然に師事するについて、その紹介の労をとつたのが親鸞であるとして、その経緯を述べたのち、

「かの聖光房は最初に鸞上人の御引導によりて、黒谷の門下にのぞめる人なり、末学これを知るべし」

と記して、親鸞をもつて聖光の先達と見なさんとしている。

徳川時代になつて東西両本願寺教団は淨土宗に對して常に鎮西流なる名称をもつて呼び、

寛文壬寅年(一六六二)の序文を有する『邪義決之虛偽決』は聖閻を、「鎮西淨土之門人 積了譽 普記 樹鈔直牒 二藏義等」

といい、正徳六年(一七一六)刊の『淨土真宗流義問答』には、

「此上人（聖光）ノ立派ヲ鎮西流義ノ淨土宗ト申スナリ、仍テ此宗ノ開山ハ聖光上人ナリ、則親鸞上人ノ法眷、互ニ御弟子御傍輩ナリ」とい、また、

「鎮西淨土ノ開山ハ聖光弁阿上人」

ともいって、聖光をもつて鎮西流淨土宗の開祖に擬している。そして自流については『茶店問答』（明和五年刊）に、

鎮西淨土宗ノ安心ノコトハシリ待ラズ、然ニ真宗ノ安心ハミナモト善導、円光大師ノ御流義ナリ

といつて、親鸞の門流は善導法然の教えを受けつぐものであつて、聖

光の門流（淨土宗）鎮西流は親鸞と同輩の門流であるとする。

このような親鸞門流の考えは、親鸞が『淨土高僧和讃』等に龍樹、天親、曇鸞、道綽、善導、源信、源空を七高祖として崇め、念佛宣揚の列祖とし、自身はこれら七高祖の教えを継承するものであり、とくに法然親鸞の門弟とする考え方をうけついだものであつて、自流こそ法然の念仏の伝承者とするからである。それで、淨土宗と称する聖光の門流は、法然門下の一派にすぎないとするのであって、淨土宗を蔑視する独善的な考えが伺がわれる。徳川時代中期にあらわれた淨土宗の義山が『黒谷上人語灯錄』を訂正刪補して刊行したことに関して『淨土真宗教典志』の玄智は、これを批評して、<sup>(20)</sup>

「惜哉、吉水居多遺文、一經鎮徒之手、空為鎮家私書了、非復吉水之書也」

といって、義山の校訂によつて、法然の遺文が鎮西流義に改変されたと非難しているのも自流こそ法然の直系なりとする自負の念のあらわ

れと思われる。かゝる考えは現今でも見られて、聖光をもつて鎮西淨土宗の開祖、その門人良忠をもつて第二祖として記述されているものが見られる<sup>(21)</sup>。

さらに聖光の法然門下における地位について、『淨土法門源流草』

に聖光に関する解説の少ないとことについて、

「五流の中、最も略述され、たゞ諸行非本願云云の説のみを出せり、これについて、その意はかり難しといえども、今案するに凝然の頃は、京都にては西山盛んにして、鎮西は勢力なかりしにあらざるか」<sup>(22)</sup>とい、また、

「聖光上人伝、勅伝、決答抄に聖光と聖覺や勢觀房と関係づけて、

法然門下において、正統的法脈を伝えていることを主張し、隆寛証空が異義なることを極力強調していることは、これらの伝記製作の時代たる弁長の門弟又は孫弟子時代は隆寛、西山証空義が盛んであったことに反顧すると共に、鎮西義が當時隆寛義等より異端視されていたことを反顧するものでなかろうか」<sup>(23)</sup>

という批判も行なわれて、聖光の地位を強いて軽視しようとする考えが見られる。

### 三、法然の念佛の特色と分派の理由

法然は、從来念佛をもつて仏を念ずることとし、念とは観念、思念、係念とも解し、また念佛は観念と称名の二行に亘ると釈して、この二行の関係について、称名は観念不堪の者または観念難成の劣機に対する行とし、さらに観念を成就するための方便の行といわれて、浅薄な

行と見なされていた。この考えに対して念佛の「念」とは「声なり」と解して、念佛是一といい、念佛は唱仏なりとした。そして、さらに称名は仏の威大なる功徳を總持するものと考えて呪術的な意味をもつて唱えられていたものを、称名とは仏が本願に誓われたものであり、凡夫の平等往生の行であるという新しい意味と価値を見出した。こゝに法然の念佛往生説の特色を見るのである。

かかる新しい意味の称名念佛を説きあかす根拠とするものは『無量寿經』に説く本願である。法然によるならば『無量寿經』に説く法藏比丘の四十八願は、經に、

「法藏比丘 今已成仏 現在西方 去此十万億刹 其仏世界 名曰

安樂……成仏已來 凡歷十劫」

とある文によつて、法藏比丘は既に十劫の昔に成仏されているから、四十八願はすでに成就された本願である。したがつて阿弥陀仏の本願であるとする。

そして衆生の生因を誓われた第十八願文を善導が『往生礼讃』において読みかえて、

「若我成仏 十方衆生 称ニ 我名号一 下至三十声一 若不レ生者  
不レ取ニ正覺一 彼仏今現 在レ世成仏 当レ知本誓 重願不レ虛 衆生  
称念 必得ニ往生」

と説いた文意をうけて、称名念佛の長時継続による往生を誓われた願文とし、さらに『觀經疏』において、第十八願文の「至心信樂欲生我国」を、善導が『觀經疏』散善義において淨土願生者必具の心として重視した至誠心、深心、廻向發願心に配当して、この第十八願文は三

心具足の念佛行の長時継続による往生を誓われた願文とする。そしてさらに称名は弥陀、釈迦、諸仏が選択された特別の行であるとして新しい意味を見出したのである。

このことは、從来、称名なるものは、「さとり」をひらいた威大なる仏の名前を唱えることであるから、言葉自身に威大なる功徳があるとする考え方に対し、名号は仏の衆生救濟の本願力に裏付されたものであるという新しい意味の発見である。その称名念佛とは、阿弥陀仏が四十八願をもつて、一切衆生を平等に救済したまうことを疑うことなく思慮を加えることなく、ひたすら信じて（法の深信）申す念佛であつて、本願力の仰信（三心）を基とする念佛である。

かかる考え方によつて法然は、念佛一行の専修を説き、他の一切の行を雜行としてしりぞけ、さらに諸善根（諸行）による淨土往生を非本願の行として廢捨して、称名念佛のみが淨土往生には絶対価値ある行なることを説いて、万民平等救済を主張したのである。

換言すれば、法然の第十八願に対する考え方は「至心信樂欲生我国乃至十念」と説く言行の絶対的価値を説くものであつて、もしこの言行が無価値なものであつて、往生することが出来なければ（若不生者）、仏は「さとり」をひらかない（不取正覺）と誓われたものとする。衆生の側よりこの文意を見るならば、三心具足の念佛を修するものに対する仏の淨土往生の確約とも解されるのである。即ち衆生は、だれでもこの仏の確約を信じて念佛相続するならば、臨終には必ず仏の来迎を蒙りて、淨土に往生することができるとするのである。

このように、法然は称名念佛に新しい意味と価値を見出したのであ

るが、教えをうけた法然の門下はこれに種々な釈義をほどこして新説を立てるに至った。

法然門下が五流（六流）または十五流に分れた理由について種々のことと考えられる。その一、二をとりあげてみると、法然出世当時は政治権力が貴族より武家に移る過渡的時代であつて社会が混乱し、社会思想も統一されず、思想的に混沌たる時代であつたことが社会背景として考えられる。さらに五流（六流）に分派した門人はいずれも天台に席を置く学匠であった。当時の天台教学は恵心檀那の両流に分れ、觀心主義と教相主義の学風のうち、觀心主義たる恵心流口伝法門が風靡し、経疏に対する自由放奔な解釈が行なわれていたことも見逃すことができない。このほかに最も注意すべきことは、法然の説く念佛の一法一行による平等往生の教えが画期的な教説であるが、しかし簡単な易行易修の行であるために、浅薄な劣行であるという批判は、法然門下の異流教学形成の重要な要因として見逃すことのできないものである。

かかる批判は、法然の晩年に行なわれた南都北嶺の念佛禁止運動および南都の仏教者の中に見られる。法然の門人たちはかかる批判に対し護教的な考え方をもつて随意に念佛が深い内容のある教えなることを論じたために諸種の異義が生れたものと思う。しかし上來屢説したことごとく、異義といわれる門下の教説のいづれをとりあげても、法然が説く本願念佛の価値を貶すものではなく、別の思想、別の人理念によって本願念佛を解釈して別個の意味を見出し、新しい価値付けをしたことについては異流みな同じである。

さらに考えられることは、法然が『つねに仰せられる御詞』に、「また云、いけらば念佛の功つもり、しなば淨土へまいりなん。とてもかくとも此身には、思ひわづらふ事ぞなきと思ぬれば、死生ともにわづらひなし」

とあることく、現生において「死生ともにわづらひなき」念佛信仰の境地を示され、また、

「又云、人の手より物をえんするに、すでに得たらんと、いまだ得ざるといづれか勝べき、源空はすでに得たる心地にて念佛するなり」といわれているごとく、現生において往生した心地で念佛することが説かれている。かかる「死生ともに煩いなき」心境、現生に往生したる心地に対する門下の釈義の中心があることに注目される。

法然が説く念佛往生説は臨終を契機として淨土に往生することである。しかし臨終なるものは時期不定のものであるから、法然は淨土往生に関して「決定往生の信」をもつべきことをあかし『つねに仰せらるける御詞』に、

「念佛申さんもの十人あらんに、たとひ九人は臨終あしくて往生せずとも、我一人は決定して往生すべしとおもふべし」と説いて、強い決定往生の心をもつべきことをすゝめられている。かかる決定往生の心をもつた境地を「死生ともにわづらひなし」といわれ、さらに深めて「(往生)を得たる心地で念佛す」ともいわれたものと思う。

もにわざらないなし」といわれた現生における心地、「得たる心地で念佛す」といわれた現生往生の境地に関しては余り筆を染められてない。

法然の在世当時は社会が騒乱の中にあって、諸行無常的道理がひろく民衆の心を支配し、したがって臨終念佛往生の考えは民衆にひろく受け容れられたと考える。しかし門弟の時代になる鎌倉幕府の開創によって騒乱も次第におさまり、社会の秩序が武家政治という新制度のもとに次第に安定に向って進む時代であった。したがって臨終往生もさることながら、念佛者の現生における在り方、仏との関係等の現生のことについて注目されるようになつたと思う。幸西の信智冥合往生説、証空の即便往生説、親鸞の現生往生説や聖光の現生における不離仏值遇仏の考え方が提倡されたのも、かゝる時代風潮の変化によるものと思われる。このうち幸西の信智冥合往生説と隆寛の悪人往生説は親鸞の教えの中に吸収されたと考えられ、長西の諸行本願義は法然以前に行なわれていた雑修往生説に類しているから南部北領の仏教の中に撰せられるに至つたと思われるのである。以下聖光の念佛往生説の特色と共に異流の念佛に対する考え方出して比較することとする。

#### 四、聖光の学系とその念佛思想

聖光は伝によると十四歳の時、筑紫觀世音寺にて出家し、郷里の僧唯心、常寂について天台の学をおさめ、「十二歳のとき叡山に登つて、宝地房詮真の門下となり、六年間さらに天台の学をふかめたといわれている。のち郷里に帰り油山の學頭職にあつたが、三十六歳のとき上洛し、在京中に法然の室をたずねて教えをうけた。そのち一時帰国

し再び上洛して法然の門下に入り、元久元年（一二〇四）八月、四十三歳まで前後八年間、念佛の教えをうけた」という。

聖光が叡山において教えをうけた宝地房詮真は中古天台の教学を代表する学匠であつて、その学は恵心檀那の両流に通じ、ことに口伝法門が風靡して天台教学の衰退する中にあって、厳密な文献主義の学風を堅持した人である。『天台三大部私記』等の多くの著作を出して伝灯教学の復興をはかり、教相主義の学風を宣揚した。

証真は天台智顥と荊溪湛然の両師を崇めて師とするばかりでなく、『法華疏私記』卷一に、<sup>(26)</sup>

「案三天台教藏錄、妙樂以稱為聖師、爾後已來號曰諸師、  
師解釈互有得失、得有開闢、失在支離」

と評して、天台・妙樂の昔に帰えさんとする復古的な考え方をもつて教相学者である。聖光が『徹選択集』において『大智度論』に説く菩薩道に注目して、念佛の価値を説きあかしたのも、証真に師事したことによるものであろう。聖光の念佛思想の中には口伝法門の影響は見られない。法然は『選択集』において一代仏教を聖淨二門に分つにあたり、大乗小乗の教行をもつて聖道門とし、この大小乗のほかに淨土門を別立すべきことを説いている。しかるに聖光は『末代念佛授手印』において、

「究竟大乘淨土門、諸行往生、<sup>ハ</sup>名勝」

といつて、淨土門を大乗仏教の中に入れ、しかも究竟大乗の法門としている。そして法然の説く淨土門の教行を六重二十二件五十五法数に要約して往生行の綱格を示し、異義の盛んな中にあって、よく上人の

真精神の堅持につとめられ、法灯の護持に生涯の努力を傾けられたのである。

さらに、法然の説かれる念佛が価値ある甚深の行であることについて、聖光は『徹選択集』において竜樹の『大智度論』によつて、大乗菩薩道があかす不離仮值遇仏の義を用いて、称名念佛を解して、念佛が大乗菩薩道の最深の行たることをあかしている。

いま『徹選択集』によつて聖光の念佛思想を見るに、阿弥陀仏の本願念佛建立の因縁に関しては法然と同じであつて、異流のごとき独自のものは見られない。即ち『徹選択集』に、

「雙巻經意 阿弥陀如來 因位之昔 其名號三法藏比丘 值遇世自在王佛之出世」發起四十八大願 然其中於往生行 別立一大願 所謂第十八念佛往生願是也……念佛者本願往生念佛也：……委如選択集 此則末代往生之珍寶也 下根出離之明鏡也」

と説いて、阿弥陀仏の本願成就の因縁、第十八願文に対する理解は法然と同じく、三心具足の念佛往生を誓われたものとす。しかし上記のごとく聖光が大乗佛教の中に淨土門を撰し、称名を大乗菩薩の深要の行とする背景には南都北嶺の佛教徒より念佛を浅行とする批判があつたためと思われる。

法然の晩年、南都の佛教徒より念佛停止を訴えられた『興福寺奏状』〔第七誤念佛失〕には、口称念佛は不觀不定の行であるから、念佛の中の粗であり、浅であると批評し、高弁の『摧邪輪』は、善導が称名一行往生を説くのは一途の方便であるといつて軽視したごとく、かゝる考えは南都北嶺の佛教徒一般の考え方であつたと思われる。かかる

考え方に対して護教的な考え方をもつて説かれたのが聖光の念佛論である。

聖光は称名が深行なることについて、大乗菩薩道が説く念佛三昧をとりあげて、『徹選択集』には問答をもうけて、

「問 此念佛三昧 一切如來之所印可者、其義不可然也 所以者何 称名念佛 是為淺機 所教之淺行也、諸仏何故 捨深行 取淺行 而印可之耶、

答 所詮 以衆生出離之要法 可之深行也 然依佛本願力故 衆生皆称名念佛 而得往生 豈有過此深行哉、依之諸仏印可之歟」

といつて、衆生の出離の要行を深行というべきであるとして、念佛は仏が本願に誓われた行であるから、念佛するものは生死の世界を出離して必ず淨土に往生することができる。したかつて深行というべきであると説く。そしてさらに、

「欲知念佛往生 先須知一切菩薩 净仏國土成就衆生之義」といつて『大智度論』に説く淨仏國土成就衆生の考えによつて、念佛が大乗菩薩道の最深最要の行たることを説きあかしている。

いうところの菩薩の淨仏國土成就衆生とは『大智度論』の往生品および淨仏國土品に説くところであつて、往生品には、

「舍利弗 此菩薩摩訶薩 徒一仏土 至二仏土 常值諸仏終不離仏」といい、また、

是菩薩 從此間死彼間生 彼間死至彼間生 如是乃至得佛

とあって、菩薩が淨仏国土成就衆生のために行ずる菩薩道に不離仏值遇仏の義が説かれている。聖光はこの説を受け容れて『徹選択集』<sup>(30)</sup>に、

「值遇仏者 因地下位之菩薩 必值遇果地上位之如來」 利那片

時 不遠離仏 譬如嬰兒不離母也

といつて、下位の菩薩の修道には仏と不離仏值遇仏の義があるといい、さらに、

「菩薩不遇仏者 不知淨仏國土之行 菩薩常值仏故 能知淨仏國土之行 不離仏故不忘仏也 值遇仏故常念仏也 是故以菩薩淨仏國土之行 名甚深念佛三昧也」

といって、菩薩の淨仏國土成就衆生の行は不離仏值遇仏の義によつて成就するものであり、常に仏を念ずるから念佛三昧は甚深の菩薩道であるという。しかし、ここにいう念佛とは仏を念ずる念佛であつて、称名ではない。

『徹選択集』はさらに、この不離仏值遇仏の義に関して『無量寿經』に説く法藏菩薩の願行と称名について、

「倩案其願意者 法藏菩薩始自真位之初心 至三千等覺之後心……值遇妙覺究竟之諸仏 習淨仏國土成就衆生行之時於彼諸仏前 而說此稱名念佛 往生之本願一度度 已被諸仏印可 而所造出巧度之方便也 深重之本願也 若爾稱名之行尤甚深也 誰為淺之乎 此是大菩薩之秘術也云云」

といつて、阿弥陀仏の本願成就にも不離仏值遇仏の義があり、阿弥陀仏が因位のとき諸仏に值遇して印可を得られた本願であるから、深重の本願というべきであり、この本願に誓われた称名であるから、称名

もまた甚深の行であるという。

そして、さらに真位の菩薩と凡夫の不離仏值遇仏について、同書には、

「彼真位菩薩淨仏國土之時 不離仏值遇仏者 此是菩薩深位之念佛也

凡夫行人 称念佛名 或期見仏 或期護念佛 或期來迎 或期往生 依之人能念佛 仏還念佛 有冥冥得護持 即見真金功德身故 亦現身見仏……如阿彌陀經中 有六方諸仏之護念佛 是則不離仏值遇仏之義也 此是凡夫淺位之念佛也」

といって、菩薩の六度は念佛であつて、これを總の念佛といい、口称念佛を以て別の念佛とし、ともに不離仏值遇仏の義あり、善導は總をすべて別をとるのであるという。

このように聖光は『徹選択集』において『大智度論』が説く不離仏

値遇仏の義によつて、称名にもこの義があるから大乘菩薩道中の深甚の法であり、速かに生死を出離することが出来る要行であるから深行

であるとしている。この点より「究竟大乗淨土門」というのであらう。

さらに現生における不離仏値遇仏の義によつて、見仏と護念佛の益ありとして、現世における念佛者と仏との関係をあきらかにして念佛者の在り方を説いている。この考えは法然が『選択集』において説く親縁近縁増上縁の考え方、および善導が『觀念法門』の「五種增上縁義」においてあかす現生護念佛増上縁、見仏三昧増上縁の考え方を『大智度論』の不離仏値遇仏の考えによつて詳説したものであつて、三心具足の念佛の長時相続という法然の考えは正しく相承されているというべきである。

## 五、幸西の一念義と聖光

「定散トイハ諸經即八万四千調機門也 弘願トイハ大經別意ノ真門也」

聖光は『末代念佛授手印』の末尾に、

「或人云、善導建立安心門之義、起行門之義、建立此二門、  
安心門之日可ニ學文、雖レ不レ修念佛、依ニ安心門ニ得ニ往生、其  
起行門之人、雖レ修念佛、依レ不レ知義、不得ニ往生。」

という異説を出して、「是邪義也可レ恐可レ恐」「全是非ニ法然上人之義」<sup>(31)</sup> といつては、このほか『念佛名義集』にも同じ意趣を述べて、一念義の説であるといい、『念佛三心要集』も同じことを述べている。したがって、この安心門起行門の説を立てるものは『四十八卷伝』に法然門下より撻斥されたという成覚房幸西の説でないかと思う。このほかに『念佛名義集』には相続開会の一念義、善心房の一念義等の説を出し、幸西は上述したことなく法然門下の著名な門人であるが、現存する遺著は少なく『淨土法門源流章』の記述と『玄義分抄』一巻と『京師和尚類聚伝』の三部しか見ることができず、『京師和尚類聚伝』は伝記の集録であるから、彼の考え方を見るのは『源流章』と『玄義分抄』によるほかはない。幸西は天台教学が説く三權一実の考え方と十乘觀法があかす一念の心の考え方によつて、法然の念佛思想を理解して、一念往生義を説いた。

『玄義分抄』によるに、幸西は淨土三部經の中の『觀經』を重んじて菩薩藏頗教一乗の教えとし、説くところの定散二善について『玄義分抄』<sup>(31)</sup>には、

也」

といつて、『觀經』に説く定散二善に一代佛教の法門を收め、調機誘引の教えとする。そして『無量寿經』に説く弘願（本願）を別意の真門としている。この定散二善を調機の法とする考えは天台の五時教判があかす三權一実の考えによると思われる。そして、この考えは後述する西山義証空の考えと同じである。幸西は定散二善と念佛の関係について『同抄』には、

「定散之所詮 三部之首尾 名号ヲ宗トスル事文義分明也……但シ定善ヲ廢シテ散善ヲ立シ 衆行ヲ毀シテ念佛ヲ讀スル事ハ今經の肝心三部ノ骨目ナリ」

と説いて、定散の所詮は名号であり、定散を廢棄して念佛を讀ずることとは『觀經』の主意であるととく。この考えは天台教学が説く廢權立實の考えによつたものであろう、念佛を讀する立論の形態は異なるが、念佛を価値あるものとするることは法然と同じである。

しかし、幸西の一念義の異なるところは、衆生の行としての念佛をとりあげることなく、心念を重視することであつて『同抄』<sup>(32)</sup>に、「定善ヲ捨て、散善ヲ行セシメ、諸行ヲ捨て、称仏ヲ行セシメ、多称ヲ捨て、一称ヲ行セシメ……口称ヲ捨て、心念ヲ行セシメル事ハ大經ニ依ル」

と説いて、口称を廃して『無量寿經』の所説によつて心念を重んずることである。この点を聖光が『授手印』の序に「還失念佛之行、空廢淨土之業」<sup>(33)</sup> といつて難詰するところであろう。この心念が仏智を了

する一念と思われる。幸西はこの「一念」について、

「總願ノ方便ハ別願ノタメ 別願ノ方便ハ弥陀ノタメ 四十八願ノ  
方便ハ念佛往生ノタメ 十念ノ方便ハ一念ノタメ」  
と説いて、本願に権実分別をほどこして一念をとりあげ、一念を了する  
ことによつて願行あい抜けて往生すといふ。

この「十念ノ方便」という十念とは第十八願文の「乃至十念」を指  
すのである。そして「一念」とは願成就文の「乃至一念」をいうも  
のと解される。従つて幸西は第十八願文よりも願成就文を重視したの  
でないかと思われる。これは親鸞の考え方と同じである。しかし現存の  
文献では、直接第十八願文および願成就文を訛したものを見ることができ  
ない。この「乃至一念」について

幸西は『同抄』に、

「唯乃至一念ノミ真実ノ生因ナル事ヲ又隠ニ知ラシム、然レハ則  
現身不退ノ益、捨身他世ノ往生 此ノ一念ノ大乗ニ乘シテ無二無三  
ナリ」

といって、「乃至一念」をもつて真実の生因としている。そして、こ  
の一念は「唯仮智を了する一心」に具足されると説くのである。いう  
ところの仮智とは弘願のことであつて、幸西は『同抄』に、

弘願トイハ南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏トイハ念佛三昧、念佛三昧  
トイハ仮智即大乗広智也、群萌ヲ運載シテ広ク生死ヲ出ス、是レ諸  
仏ノ無上ノ智慧 真実ノ大乗也、此ノ外ニ敢テ真ノ大乗ナシ、無二  
亦無三也」

といって、南無阿弥陀仏によつて衆生を生死より出すのは仏の大乗廣

智であるという。この大乗広智即ち南無阿弥陀仏によつて衆生を往生  
せしめる仮智を了することが一念というのである。別言すれば仏は第  
十八願において称名による往生を誓われたのは大乗広智といべきも  
ので、この大乗広智を了(知)する一念をいうのである。この一念を  
了(知)することを念佛三昧と名づけたものと考えられる。これを凝然  
は信智唯一の念といふ『源流草』に、<sup>(33)</sup>

「言ニ一念ト者仮智、一念、正指仮心、為ニ念心」 凡夫、信心冥々、  
仮智、一念是弥陀本願、<sup>アリ</sup>、行者、信念与ニ仮心、<sup>シテ</sup>相応、<sup>シテ</sup>心契ニ仮智願力、一念、  
能所無ニ信智唯一、<sup>ナリ</sup>、念念相続、<sup>シテ</sup>決定往生」

という。信智冥合して唯一となる状態を念佛三昧とするのである。  
かゝる考えは天台の十乘觀法が説く觀不思議境の考えがその底流に在  
るのでないかと考えられる。この幸西の考えは專修念佛の行を説く法  
然、聖光の考え方と異なるものであり、『善導寺御消息』に、<sup>(34)</sup>

「學文ヲシテ念佛ノコ、ロヲサトリトランテマウス念佛ニモアラ  
ス」

という祖意をはなれたるものである。しかし四十八願による仏の攝化  
を大乗広智とし、仮智を了解(領解)する一心を説いて、信智冥合を  
説くに至つたのは幸西の学解によることながら、念佛をもつて浅薄な  
劣行とする批判が、かゝる一念義の念佛説を生んだのでなかろうか。

## 六、証空の西山義と聖光

聖光は『末代念佛授手印』の末尾に、

「或人云 行門觀門弘願門立三門、弘願門得<sup>アリ</sup>往生、其行門之人

観門之人、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>往生、依<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>弘願門之義<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>弘願門之學文能能<sub>ヲ</sub>  
帰<sub>ニ</sub>弘願門<sub>ニ</sub>云云」

といって、行觀弘三門を説いた門人の説を出して、「是邪義也可、恐可<sub>レ</sub>恐」「全<sub>レ</sub>是非<sub>ニ</sub>法然上人之義<sub>ニ</sub>」と評している。これと同意趣のことが『念佛名義集』『念佛三心要集』にも見出される。この行觀弘三門の教えを説くものは証空の西山義と考えられる。

証空は幸西と同じく、天台の五時教判があかす三権一実の考えによつて諸行と念佛の関係をあかし、さらに一乘開会の思想によつて念佛に新しい意味（広の念佛）と価値を与へ、三心領解を説いて現生往生（即使往生）を説いてる。

証空は、法然が説く聖淨二門説を天台の三権一実の考えによつて解し、聖道門とされる教行をもつて淨土門に入る調機誘引の教えとし、その聖道門の教行は『觀經』に説く定散二善に取約されるとする。これは幸西の考え方と同じである。この定散二善を自力の心で修することを行門という。そして定散二善について『散善義觀門義鈔』<sup>(35)</sup>六には、「今ノ定散之觀門ハ弘願<sub>ヲ</sub>詮<sub>ス</sub>レハ 定散ニ往生ヲ得ヘシト説ケトモ、定散之文ノ意 弘願念佛往生ヲ顯シテ 衆生ヲシテ一心ナカラシム、一向ニ専ラ念佛セシムルニアリトイフ也」

と説いて、『觀經』において釈尊が定散二善を説かれたのは、阿弥陀仏の弘願を顯わすもの（觀門）とするのである。この觀門の考えは天台の三権一実の思考形態をそのまま転用したものと考えられる。そしてさらに弘願に帰するならば方便とされている定散二善即ち聖道門の教行は、すべて念佛の功徳をあかすものであるとし、釈迦一代の仏教

は要するところ弘願念佛に他ならないとする。これは天台の一乘開会の考えをもつて、念佛と諸行（雜行）とを関係づけたものと思われる。かかる考えは、聖光が大乗菩薩道にあかす不離仏值遇仏の義によつて、念佛（總別）を大乗菩薩道の中に位置付けたものと大いに異なる。聖光は「六度万行は念佛なり」とい、証空は「一代佛教は弘願念佛なり」といって、ともに類似せる表現をなして、全佛教の教行と念佛の関係を説いているが、その内容は大いに異なる。

証空のいう弘願とは『無量寿經』に説く、一切の善惡の凡夫をひとしく往生せしめる阿弥陀仏の本願（第十八願）をいうのであるが、この第十八願に対する理解は法然聖光のそれとは異なつてゐる。証空の『五段鈔』<sup>(36)</sup>には

「爰に衆生は仏の願力に依りて往生を成し、弥陀は衆生の信心に依りて正覚を顯す、然れば往生を離れて別に仏の正覚も無く、仏の正覚を離れて往生も無しと信ずるなり」

と説いて、衆生の往生は即ち仏の正覚であると説く。これは第十八願文の終りに「若不生者不取正覺」とある文を、『無量壽經』に「成仏以來凡歷十劫」と説き、『阿彌陀經』には「阿彌陀佛成仏以來於今十劫」とある文によつて解し、阿彌陀仏は既に十劫の昔に正覚を成じていられるから、衆生の往生は十劫の昔に決定しているとする。即ち、阿彌陀仏の十劫正覚は衆生の十劫往生の決定とするのである。

この考えは、法然聖光ともに第十八願は三心具足の念佛行の絶対価値を示すものとする考え方と異なり、阿彌陀仏の正覚の意義を説くものと考えられる。そして証空はこの衆生の往生即阿彌陀仏の正覚たる

「謂れ」を領解することが、十八願文にある「至心信樂欲生我国」の心（三心）とする。上記の『五段鈔』に『仏の正覚を離れて往生も無しと信ずるなり』といふ「信」がこの領解の信である。

いうところの領解とは仏力、願力を理解領納することであつて、これが証空のいう三心である。それは阿弥陀仏の正覚は一切の善惡の凡夫をして、平等に往生せしめるために兆載永劫の菩薩道を円成されたものであるから、阿弥陀仏の仏体は衆生をして穢土より淨土に趣かしめる行である。これを仏体即行といい、この「謂れ」を領解することが、第十八願文に説かれる「至心信樂欲生我国」の三心である。かゝる領解の心をもつて念佛するならば、名体不離の名号であるから、現生に仏の来迎を感じ得し、即便往生することができる。そして命終には當得往生するという。

即ち証空の説く本願念佛説は、弘願門に帰入して領解の三心を得たならば修する諸善根はすべて念佛の功徳であるばかりでなく、領解念仏することによって現生に即便往生を得ができるとする。

この考えは聖光が不離仏值遇仏の義によつて現生見仏、諸仏護念を説く考えとは異なるが、両者ともに念佛者の現生における在り方に関心を示していることは注目すべきことと思われる。これまた法然が「また学文をして念のこころをさとりて云々」といわれた考え方より遠く離れたものということができる。

## 七、その他の諸師と聖光

『末代念佛授手印』では上記の幸西、証空のほかに、

「或人云、寂光土往生尤是殊勝也、称名往生是初心之人、往生也、其寂光土往生尤深也」

と説く異説を出して、「是邪義也」と評している。これは法本房行空の説といわれているが、その詳細はあきらかでない。これは天台教学がとく寂光土、実報無障碍土、方便有余土、凡聖同居土の四土説によつて、西方淨土は初心者が浅薄な称名によつて往生を期する淨土であり、凡夫と聖者ともに往生する淨土であるから凡聖同居土であるとし、天台の諸法実相論があかす寂光土をもつて最高の淨土とする考え方である。これ法然の淨土觀と異なることはいうまでもない。

さらに聖光は『西宗要』第五に<sup>(37)</sup>

又有人云、修諸功德云、是諸行往生本願ニテコリアレ 答是、ワロシ、是諸行往生願取來迎ノ願何處アルソヤ

といつて、第十九願をもつて諸行往生の本願とするものがあつたことを記している。法然門下において諸行本願義を説いたものは覚明房長西であるが、長西は第二十願を重視して諸行本願義を説き、第十九願は念佛諸行來迎願とするから『西宗要』に説く第十九願をもつて諸行往生の本願とするものは誰れの説をさすかあきらかでない。

覚明房長西が説く諸行本願義は第二十願を根拠とし、善導の『觀經疏』、法然の『無量壽經疏』に説く諸行往生の考えによつて説くものであるが、これは『選択集』の所異と異なり、『四十八卷伝』には長西をもつて「門徒に列せざるところなり」とあるごとく異端の説とすべきものである。これは法然以前にひろく行なわれていた雜修往生説に同調したものと思われるが、南都北嶺の佛教より念佛一行往生説に対し

て厳しい批判があつたために、これらの説に妥協せんとして唱え出されたものと思う。法然の専修念佛提倡という特色を失なつた教えとういうことができる。

以上の幸西、証空、行空、長西等の説は聖光の時代に盛んに行なわれていて、邪義として批判されたものであるが、法然門下の五流中の長樂寺隆寛については述べるところを見ることができない。

長樂寺隆寛は法然滅後における念佛の張本人として、嘉祿の法難には流罪に処せられた人であるが、信端の名義進行集には、

「抑 当世淨土ノ法ヲ談シ 念仏ノ行ヲタツルモノ、大半ハコレ律師ノ遺流ナリ」

といい、日蓮は『一代五時図』の最初にその名を記しているごとく、法然門下の有力な門人である。隆寛は法然が重視した第十八願について、『三ヶ願ノ事(仮題)』(金沢文庫蔵)によると悪人往生の願としている。即ち、

「長樂寺之十八 惡人念佛往生願、十九本正道廻心念佛願、二十本雜行廻心念佛願也」

といふ。これは法然が第十八願をもつて大小善惡一切の凡夫の往生を誓われた願とするものと異なつてゐる。これは凡らく、三心釈の信機釈において罪惡の凡夫たることを深信することが説かれている考えによつて、かゝる釈義をほどこしたものである。これは十八願文の十方衆生を悪人と解するものと思われるが、隆寛はこの悪人に対する仏の他力廻向(施)を説くところにその特色が見られる。隆寛は『散善義事』を七十四歳のとき、『一念多念分別事』を八十三歳のとき筆写し、問答』(金沢文庫蔵)<sup>(40)</sup>に、

「凡弥陀如來 名号相好光明 乃至地上地下 一切莊嚴等 偏為<sub>レ</sub>  
施<sub>ス</sub>求念<sub>スル</sub>者<sub>ニ</sub> 所<sub>ニ</sub>成就<sub>セ</sub>也、為<sub>ニ</sub>趣求<sub>スル</sub>人<sub>ニ</sub> 所<sub>ニ</sub>莊嚴<sub>セ</sub>也、是以結  
詞云 凡所<sub>レ</sub>施為<sub>ニ</sub>趣求<sub>レ</sub>亦真実<sub>ナ</sub>」

とあって、阿弥陀仏の功德莊嚴の廻施をあかしている。この考えは法然には見られぬところであるが、仏の本願による衆生攝化をより具体的に示されたものと思う。この隆寛の考えは親鸞にうけつがれて、他力廻向として説かれるに至つた。<sup>(41)</sup>しかし隆寛の念佛について凝然は多念義と名づけているが、隆寛の著の中には特に多念を強く説いたところは見られない。『四十八卷伝』第四十四に、隆寛は毎日『阿弥陀經』四十八巻をよみ、念佛三万五千遍となえ、のち八万四千遍の念佛を修したことを記しているから、かゝるところより多念義による呼称が出来たのではないかと思う。聖光と並んだ忠実な念佛行者であつたことが伺かれる。

親鸞は法然門下の中で覺明房長西とともに最も長寿を保つた人である。<sup>(42)</sup>三十五歳の時越後に法難をさけてから約二十八年間ほどの長きに亘つて京都を離れていた。

六十歳を過ぎて帰洛してから多くの述作を出し、法然の念佛を粗述敷衍したが、かれ独自の念佛思想が形成される先駆理想として、幸西の信智冥合の一念往生説、隆寛の悪人往生と願力廻向説および証空の三心領解説が見られる。しかし親鸞とこれらの門人との間にいかなる交流があつたかはあきらかでない。しかし親鸞は隆寛の『自力他力事』を七十四歳のとき、『一念多念分別事』を八十三歳のとき筆写し、これを解釈して『一念多念文意』一巻を著わし、さらに関東の門弟に

送つたことより考へるに、親鸞は隆寛をもつて法然門下の著名な先輩として私淑していたのではないかと思う。その他の門人との関係はあきらかでないが、幸西、証空等の門人は法然滅後における法然教團の中心人物であり、勝れた学匠である。親鸞は法然に帰依したのは二十九歳であるが、叡山の堂僧より法然門下に入った人であり、沙弥生活していた人と考えられるから、これらの両師の説く念佛論に先輩の言として耳を傾けるものがあつたのでなかろうか。

法然の門人の多くは天台僧である。叡山天台宗にては論義が重視されているから門弟の間で、法然の説く念佛に関して種々議論があつたと考えられる。『七ヶ条起請文』<sup>(43)</sup> 第一条に「右至三立破道者 学生之所經也、非愚人之境界云々」とい、第二条に「右論議者 是智者之有也、更非愚人之分云々」といつて諷しめられているのは、門人の間で立破論義が行なわれていたことの反証と思われる。したがつて親鸞もその坐にあって門弟間の論義を耳にしたことであろう。親鸞が帰洛ののち述作に専念するにあたり、往年の記憶がかれ独自の念佛思想を組成する素地となつたのではないかと思う。そしてかれ独自の思想を形成する契機と思われるものは当時盛行していた天台口伝法門の考えである。かれは口伝法門の考えによつて経疏の要文を読み変えて独自の念佛思想を形成したのである。

親鸞は幸西等が重視する『無量寿經』の願成就文を読みかえて、『教行信証文類』<sup>(44)</sup> 信卷では、

「あらゆる衆生、その名号をききて、信心歡喜せんこと乃至一念せん、至心に廻向したまえり、かのくにに生ぜんと願せば、すなわち

往生をえ、不退転に住せん。」（諸有衆生聞其名号信心歡喜乃至一念至心廻向願生彼國即得往生住不退転）

と読んで、諸仏が称讃される阿弥陀仏の名号の因縁（悪人往生の本願）を聞いて、喜びの心をもつた刹那（乃至一念）に仏の廻向したまう信心を頂くことができて、現生において往生し不退転（正定聚）なる位に入ることができるとする。

親鸞のいう聞信の一念と幸西の説く一念とは内容において異なるところがあるが、同じ思考形態と考えられる。そして「至心に廻向したまえり」と訓ずる他力廻向の考えは隆寛が『散善義問答』において、如來の衆生攝化の威大さを説いて如來の廻施を説くものと同じ考え方であり、さらに隆寛が十八願を軸して惡人往生願とする考えは、親鸞が善導の至誠心釈に惠心流訓点をほどこして読み変えて、『教行信証文類』<sup>(45)</sup> 信卷に、

「外に賢善精進の相を現することを得ざれ、内に虛假を懷いて貪瞋邪偽奸詐百端にして、惡性やめがたし、事蛇蝎に同じ」（不得外現賢善精進之相内懷虛假貪瞋邪偽奸詐百端惡性難侵事同蛇蝎）

と訓ずる考えの基をなすものと思われる。

さらに証空が十八願文の「若不生者不取正覺」の文に注目して、往生即成仏と解して即使往生を説いて、三心領解を説きあかす考えと親鸞が「聞信の一念」を説いて現生正定聚をあかす考えは同じ思考形態と思われる。

かゝる思想形態の類似がたま／＼同じ考えを持ったものか、或は他の考えを受け容れて自己の思想を円成したかはあきらかでないが、親

鸞の己証とされる独自の念佛思想が形成される先駆思想として、上記の三人の教説は見逃すことができない。親鸞は自から法然親鸞の弟子とする自負の念をもっているが、親鸞の念佛思想が法然のそれより離れたものであるのは、かゝる門下の考え方を媒介として法然の念佛を粗述したためでなかろうか。

法然門下の各流派の念佛思想の研究は、既に先学によつて勝れた研究成果が多く発表されている。しかし各派相互の間にいかなる思想的交流があつたかは、未だ十分あきらかにされていない。かの幸西、証空とともに『觀經』を重視し、幸西が『觀經』の定散二善に一代仏教の教行をおさめ、しかも弘願に歸入するための調機の法門とするごときは、証空の観門の考え方と同じであり。

さらに証空が『觀經』の内容を解説するに能請所請、能說所說、能為所為の三重六義をもつてしているが、この能請所請等の三重六義の名目は既に幸西の『玄義分抄』に見られるものである。しかし証空は幸西より教えをうけたとは考えられない。両者の交流は見られないけれども、法然の念佛に対し諸種の非難があり、劣機に対する浅薄な行という批判に対し、門人の間に護教的な立場より種々な意見があつたことは十分に推測される。したがつて、法然の滅後、護教的立場より法然の念佛を解説し述作をするにあたり、同門の意見がとり入れられたのではないかと考える。しかし、これに関する研究は今後をまたねばならない。

いざれにしても、法然門下の各派は護教的立場より法然の念佛を粗述敷衍したのであるが、学解を重んずるあまり念佛の行を軽く考える

もの、諸行往生を説いて南都北嶺の仏教徒の考えに妥協するもの等が見られるが、本願念佛の専修を重んじ、大乗菩薩道の中に念佛を位置づけた聖光の考えは、宗派的な観点より種々批判するものもあるが、法然の念佛思想の忠実な伝承者ということができる。

#### 註

- (1) 浄土法門源流草(淨全一五卷五九一頁)
- (2) 明義進行集(仏教古典叢書、中外日報社刊七六頁)
- (3) 末代念佛授手印(淨全〇卷一頁)
- (4) 深草抄(深草叢書四、四二丁左)
- (5) 選択集秘鈔一(淨全八卷三三六頁)
- (6) 諸行本願義(石橋誠道著、九品寺流長西教義の研究、附録二三五頁)
- (7) 二十願決疑問答(「」、「」、「」、「」二五二頁)
- (8) 隆寛律師伝(淨全一七卷五八七頁)
- (9) 明義進行集(仏教古典叢書、中外日報社刊三二頁)
- (10) 観經散善義顕意鈔(金沢文庫蔵)(仏教大學研究紀要第三七号、附録)
- (11) 末代念佛授手印(淨全〇卷一〇頁)
- (12) 観經玄義分聽聞抄(金沢文庫蔵、写真による)
- (13) 一代五時図(日蓮遺文全集上巻四一九頁)
- (14) 白旗式狀(淨士伝灯轉要六二頁)
- (15) 初重指南目録集(「」七八頁)
- (16) 蓮如御文章、文永六年七月の記(正藏八三卷七八五頁)
- (17) 口伝鈔(親鸞全第四卷九〇頁)
- (18) 邪義決之虛偽決(眞宗全、五九卷一〇頁)
- (19) 茶店問答(眞宗全、五九卷一五〇頁)
- (20) 浄土真宗教典志(日仏全九六卷目録二、一九三頁)
- (21) 安井廣度著法然門下の教學(八五頁)。石田充之著法然上人門下の淨土教學の研究(三三頁)

- (22) 住田智見著　淨土法門源流章解説（三五五頁）
- (23) 石田充之著　法然門下の淨土教學の研究下（七頁）
- (24) つねに仰せられける御詞（法然全、四五五頁）
- (25) " " "
- (26) 法華疏私記卷一（日仏全旧版二一卷三八三頁）
- (27) 徹選択集上（淨全七卷八六頁）
- (28) 徹選択集下（淨全七卷九八頁）
- (29) 大智度論三八（正藏二五卷三三七頁）
- (30) " " 八七頁
- (31) 玄義分抄（大正七刊八頁）
- (32) " " ( " ) 四七頁
- (33) 浄土法門源流章（淨全一五卷五九一頁）
- (34) 善導寺御消息（法然全四三四頁）
- (35) 教善義觀門義鈔六（日仏全九卷一七八頁）
- (36) 五段鈔（西山短篇集一六二頁）
- (37) 西宗要第五（淨全一〇卷三九頁）
- (38) 明義進行集第二（仏教古典叢書、中外出版社刊三二頁）
- (39) 三ヶ願事（惠谷隆戒著、淨土宗第三祖良忠上人の新研究附錄二四頁）
- (40) 教善義問答（平井正戒著、隆寛律師の淨土教附遺文集六八頁）
- (41) 抽著、法然と親鸞の教説も媒介するもの（宗教文化の諸相竹中記念会刊一〇一頁）参照。
- (42) 平井正戒著、隆寛律師の淨土教（二頁）の門弟の生存年表による。
- (43) 七ヶ条起請文（法然全七八七頁）
- (44) 教行信証文類信卷（親鸞全二卷九七頁）
- (45) " " ( " ) 一〇一頁

# 鎮西聖光上人の教学における五念門攷

藤 堂 恭 俊

私はかつて『末代念佛授手印』(以下『授手印』と略称)における善導教学の受容と展開について、論稿を發表<sup>(1)</sup>したことがある。そのなかにおいて私は、聖光上人(以下、聖光と略称)による(1)宗義・行相の創設、(2)第四重と奥圖に示される二種の五念門、(3)第四重の總標の示す内容、その他について問題点を發掘して置いた。今ここに「聖光上人特集」が企画されるにあたり、寄稿する機会が与えられたので、それらの問題点について、

『授手印』撰述のあとに成立をみた聖光の『淨土宗要集』の説を媒介としながら、とくに次に示す問題点について解決の糸口を模索しようと思う。周知のように『授手印』は淨土宗の伝書であるから、聖光の直弟然阿良忠上人(一九九一二八七年)以下、これに関する著作をとおして、聖光教学の枠のなかにおいて、私の提示した問題にとり組むことを諒とされたい。

## (一) 聖光上人の教学における五念門

### ——問題点の指摘——

いうところの問題点とは、(1)五念門の内容規定とその配列順序に関する問題点、(2)第四重の總標と割註に見出される問題点、(3)五念門のために用意された一心を代行する三心、(4)二種の五念門提示——第四重と奥圖に示される五念門、(5)第四重總標の示す内容——礼拝・讚歎・觀察は口称の助行——、(6)奥圖に示される五念門の理解——建前と実際の二面——という六題である。

なお、聖光の創設になる宗義・行相は、『授手印』に示される五念門と密接な関係を持ち、むしろ前提をなす重要課題であるので、これについては旧稿の要旨をふまえて新しく組みかえ、不足をおぎない、多少の肉づけを行な

ったので、本拙稿とともに一括して發表するのが建前であるが、たまたま、淨土宗教学院研究所西部主任の坪井俊映博士の頌寿記念論文集刊行が企画されているので、「聖光房弁長上人による宗義・行相の創設とその意図」と題して、この方に寄稿したことを付記し、あわせて参考されることを乞う次第である。

作願門・觀察門・回向門といった名目に相違を見出しえないとしても、実践上における内容規定においては、それぞれ独自性のあることを、過看視できないであろう。そのことは、五念門の創設とそれ以後における受容・展開の跡に注目するならば首肯し得ることである。

五念門の創設者であるインド瑜伽唯識仏教の大論師と仰がれる天親菩薩（四〇〇—四八〇年 以下、天親と略称）は、『無量寿經論』（授手印）の用法にしたがって、以下『往生論』と略称す）の長行において、奢摩他（止）・毘婆舍那（觀）を根幹とする五念門<sup>(2)</sup>を示した。しかるにこの『往生論』がひとたび中国にもたらされ、北魏末期に菩提流支三藏（五〇八年洛陽入→五三五年『伽耶頂經論』訳→没年不明）によって漢字訳（『歷代三寶紀』九には普泰元→五三一年訳、『開元叢經錄』六には永安二→五二九年訳<sup>(4)</sup>）されるや、曇鸞大師（四七六—五四二年 以下、曇鸞と略称）はこれを受容して『往生論註』を撰述し、三信三不信および名体不離の義を第二讚歎門のなかから発掘し、これに中心を置く五念門を展開せしめるにいたつた。さらに初唐代の善導大師（六一三—六八一年、以下、善導と略称）は『往生礼讚』の前序において、五念門の次第順序を変更しながら、これを安心・起行・作業という往生淨土の実践体系のなかに起

第一表

第一段	往生論長行 <sup>(8)</sup>	往生礼讚前序 <sup>(9)</sup>	末代念佛授手印 <sup>(10)</sup>
	如觀經具說、應知 又如天親淨土論云、若有欲生彼國者、勸修五念門。五門若具定得往生。	禮讚云、如觀經具說、應知。 又如天親淨土論云、若有欲生彼國者、勸修五念門。五門若具定得往生。 (以下割註三十六字を省略)	

行として組みこむにいたつた。<sup>(6)</sup>またわが国奈良時代の智光（推定七〇八—七八〇年）は『無量壽經論疏』（夙に散逸してその全貌を知ることが出来ないが、その逸文を採集して復元をみるに至っている）を著わして五念門を訏するなか、第三作願門の「一心專念」に注目し、迦才『淨土論』の説に導びかれて心念・口念、および口称念佛による三種利益と『鼓音声王經』に説く十日十夜念佛三昧による見仏をとりあげ、さらに平安中期の惠心僧都源信（九四二—一〇一七年）は、その著『往生要集』において觀察門を中心とする五念門を正修念佛門（大文第四）の上にとりあげ、阿弥陀仏の相好を観ずる方法として別相観・總相観・雜略観・極略観の四種を示し、さらに口称念佛による帰命想・引接想・往生想の三想を説くにいたつた。

しからば聖光は、いかなる内容を持つ五念門を、『授手印』などの自著の上に示したであろうか。今ここに、天親の『往生論』長行の上に示される五念門と、善導の『往生礼讚』前序に示される五念門、および聖光が『授手印』の上に示した五念門とを比較対照することによつて、聖光によって内容づけられた五念門は、それに先行するいづれの内容を受けついでいるかを解明しようと思う。

第一段 第二段

<p>若善男子善女人修五念門行成就畢竟得生安樂國。文</p> <p>往生論云 若善男子善女人修五念門行成就畢竟得生安樂國。文</p>
<p>何等五念門。</p> <p>一者禮拜門、二者讚歎門、三者作願門、四者觀察門、五者廻向門。</p> <p>何者為五。</p>
<p>云何禮拜。身業禮拜阿彌陀如來應正偏知、為生彼國意故。</p> <p>云何讚歎。口業讚歎、稱彼如來名如彼如來光明智相、如彼名義欲如實修行相應故。</p> <p>云何作願。心常作願一心專念畢竟往生安樂國土、欲如實修行奢摩他故。</p> <p>云何觀察。智慧觀察、正念觀彼欲如實修行毗婆舍那故。彼觀察有三三種。何等三種。一者觀察彼國土莊嚴功德、二者觀察阿彌陀佛莊嚴功德、三者觀察諸菩薩莊嚴功德。</p> <p>云何廻向。不捨一切苦惱衆生、心常作五者廻向門。所謂專心若自作善根、及</p>
<p>一者禮拜門 身業禮拜阿彌陀佛。</p> <p>一者禮拜門 身業禮拜阿彌陀佛。</p> <p>一者禮拜門 口業讚歎阿彌陀佛。</p> <p>一者讚歎門 意業觀淨土依正二報。</p> <p>二者讚歎門 意業觀淨土依正二報。</p> <p>三者親察門 意業觀淨土依正二報。</p> <p>四者作願門 意業昼夜一切時一切處願生極樂。</p> <p>四者作願門 意業昼夜一切時一切處願生極樂。</p> <p>五者廻向門 意業以所作善廻向淨</p>

願廻向為首得成<sup>ニ</sup>就大悲心<sup>ニ</sup>故。

土<sup>ニ</sup>也。

一切三乘五道一一聖凡等所作善根深生<sup>ニ</sup>  
隨喜、如諸仏菩薩所作隨喜我亦如<sup>レ</sup>是  
隨喜、以<sup>ニ</sup>此隨喜善根及已所作善根、皆  
悉與<sup>ニ</sup>衆生<sup>ニ</sup>共<sup>ニ</sup>之回<sup>ニ</sup>向彼國。故名<sup>ニ</sup>回向  
門。又到<sup>ニ</sup>彼國<sup>ニ</sup>已得<sup>ニ</sup>六神通、回<sup>ニ</sup>入生死<sup>ニ</sup>  
教<sup>ニ</sup>化衆生、徹<sup>ニ</sup>窮後際<sup>ニ</sup>心無<sup>ニ</sup>厭足<sup>ニ</sup>乃至<sup>ニ</sup>  
成仏。亦名<sup>ニ</sup>回向門।

この対照表によつて知られるように、第一段と第三段第一行には、

『往生礼讃』前序に示される善導の三心釈の最後尾の「五門若具成得往生」という八字と、それに統く五念門釈の冒頭の文である「何者為五」を「一 五念門」として、『授手印』第四重の劈頭に引用されている。

この対照表に記載しなかつた三十六字からなる割註については、のちに論究するところである。次に第二段における『授手印』の「往生論云。若善男子：（中略）：得生安樂國」という二十五字は、あきらかに『往生論』長行の文であるが、それに統く「見彼阿弥陀仏」という六字を削除していることに気づかされる。このようないつた傾向は、五念門をとおすことによつて、『授手印』の第四重は、『往生論』と『往生礼讃』前序の文を踏襲していることが知られる。そういうふうな内容の上にも見出すことができるであろうか。五念門の一の内容を比較するにさきだつて注目させられることは、五念門の次第順序・配列に移動がみられることがある。すなわち、『授手印』のそれは『往生論』の示す次第順序にしたがわないで、むしろ『往生礼讃』前序のそれにもとづいていることが一目瞭然としている。しかれば五念門の一の内容についていかがであろうか。比較対照する

には『授手印』の文があまりにも簡略化されているので、『往生論』と

『往生礼讃』前序とのいづれの文を踏襲しているか、まことに判断に苦しむところである。そのなかにあって、讃歎門は『往生論』冒頭の十三字を踏襲し、また『往生礼讃』前序の文を踏襲していることの顯著なのは、作願門の「昼夜一切時一切処」という文であり、さらに廻向門の「所作善」は、同じく『往生礼讃』前序の「己所作善根」を受けついでいると思われる。その他、礼拝・観察の一門については、いづれを踏襲しているとも判断しかねる。

すでに指摘したように、聖光は『授手印』の第四重において、五念門を『往生礼讃』前序に示される次第順序にしたがつて、礼拝・讃歎・觀察・作願・廻向というように配列している。しかるに聖光は、結縁一行三昧を表示する奥図にいたつて、『往生論』長行の示す礼拝、讃歎、作願、觀察、廻向という順序順序にもとづいて五念門を列挙している。このように同一著者が、同一著書のなかで、同一実践項目について、その配列の次第順序を、なんらのことわりもなく変更しているのである。このことは納得できないことであり、問題として取りあげてしかるべきであろう。そういう重要な課題にとりくむに先きだち、

聖光の他の著書の上に、五念門配列の次第、あるいはその内容が、いかに示されているかを見きわめて置く必要がある。この『授手印』が安貞二（一二三八）年十一月、聖光六十七歳のとき選述されてのち、寛喜年間（一二三九—一二三一年。「齡七十にまかり成て候」と下巻に記している）

に『念佛名義集』三巻を撰述して「授手印の一部を細積<sup>(13)</sup>」し、さらにこの外『淨土宗名目問答』三巻という撰述年代未詳の著書を撰述している。これら両著に示される五念門の配列順序、およびその内容を、『授手印』のそれと比較対照するならば左表のごとくである。

第二表

授手印 <sup>(14)</sup>	念佛名義集下巻 <sup>(15)</sup>	淨土宗名目問答上 <sup>(16)</sup>
往生論云。若善男子善女人修五念門行 成就畢竟得生安樂國文	又念佛ノ人ニ勸五念門事、天竺ノ天親 菩薩ト申ス菩薩ノ教ヘ給ヘリ。	念佛名義集下巻 <sup>(15)</sup>
一五念門者。 一者礼拝門。 身業礼 <sup>ヲ</sup> 拜阿弥陀仏。	五念門ト者。 一ニハ礼拝門。 是レ阿弥陀仏ヲ拜セヨト也。	念佛名義集下巻 <sup>(15)</sup>
二者讚歎門。 口業讚 <sup>ヲ</sup> 歎阿弥陀仏。	問。何名五念門耶。答。礼拝・讚歎・作願・觀察・廻向。是云五念門也。	淨土宗名目問答上 <sup>(16)</sup>
三者觀察門。	問。何名礼拝門耶。答。往生論云。身業礼 <sup>ヲ</sup> 拜阿弥陀如來矣。礼讚序云。身業礼 <sup>ヲ</sup> 拜阿弥陀仏如來矣。禮讚序云。身業禮 <sup>ヲ</sup> 拜彼阿弥陀仏。禮即專禮彼仏畢命為期不雜余禮。故名礼拝門云云 （『大智度論』と『長阿含經』に基づく、礼拝 <sup>ヲ</sup> に関する二問答を省略す）	淨土宗名目問答上 <sup>(16)</sup>
四者作願門。 意業觀 <sup>ヲ</sup> 淨土依正二報。	問。何名讚歎門耶。答。往生論云。口業讚歎。称 <sup>ヲ</sup> 彼如來名矣。	淨土宗名目問答上 <sup>(16)</sup>
五者觀察門。	問。何名作願門耶。答。礼讚序云。作願門。所謂專心若昼。若夜一切時。一切	淨土宗名目問答上 <sup>(16)</sup>

處三業四威儀所作功德不問。初中後皆須下真美心中發願願生彼國。故名作願門矣。

意業 昼夜一切時一切處願<sub>レ</sub>生<sub>ニ</sub>極樂<sub>一</sub>。

四ニハ観察門。

是ハ阿弥陀仏 又極樂ト<sub>フ</sub>觀セヨト也。

問。何名<sub>ニ</sub>觀察門耶。答。觀<sub>ニ</sub>彼國依正門也。

意業 以<sub>ニ</sub>所作善<sub>ニ</sub>向淨土<sub>一</sub>也。

五ニハ廻向門。

是ハ作り作リタラン功徳善根ヲ以テ願<sub>ニ</sub>極

問。何名<sub>ニ</sub>廻向門耶。答。以<sub>ニ</sub>一切己所<sub>レ</sub>作之善根<sub>ニ</sub>願<sub>下</sub>共<sub>ニ</sub>諸衆生<sub>ニ</sub>往<sub>中</sub>生安樂國<sub>上</sub>。故名<sub>ニ</sub>廻向門也。

この対照表によつて知られるように、五念門の配列順序に関するかぎり『念佛名義集』も、『淨土名目問答』も、ともに『往生論』のそれに基づいてゐる。またその内容規定については、『念佛名義集』の文の簡略なことと共に、おおむね『授手印』の文に等しい。それに反して『淨土宗名目問答』の内容は、礼拝・讚歎・作願の三門に関するかぎり、『往生論』、あるいは『礼讚』序といったように、その典拠を明記して内容を示している。典拠の示されていない二門のなか、觀察門は『授手印』の内容規定に近く、廻向門は『往生礼讚』前序の文に近いことが知られる。

伝統宗学の權威者として夙に令名の高い故今岡達音教授は、『念佛名義集』について、「本書は授手印の一部を細緻せる書ともいふべし」と指摘している。そのように『授手印』と関係のふかい『念佛名義集』に示される五念門の配列順序が、『授手印』の第四重のそれと相違して記述することについて、著者の聖光は何等指摘するところがない。

## (2) 第四重の総標と割註とに見出される問題点

今問題としてとりあげている天親によつて創設された五念門は、聖光によつて『授手印』の第四重のなかに組みこまれてゐる。聖光は第四の総標として、「善導の御意は、淨土宗に入りて、正助二行を修

し、三心を具足する人は、必ず五念門を修すべし、とこれを教へた  
もう」と記している。この総標によると、五念門を修することについて、一には正助二行を修し、二には三心を具足する、という前提条件を二件示している。総標の冒頭に記される「善導の御意」とは、かれのいかなる遺文を典拠としているのだろうか。すなわち、はじめの「正助二行を修」すとは、『観経疏』散善義の深心釈中の就行立信に關する文のなか、「除此正助二行、已外自余諸善、悉名雜行。若修前正助二行、心常親近憶念不<sub>レ</sub>断名為<sub>ニ</sub>無間<sup>(18)</sup>」と示されている後半の文がそれであり、「三心を具足する」とは、『観経疏』散善義上上品釈に、「三心既具、無<sub>ニ</sub>行不<sub>レ</sub>成。願行既成、若不<sub>レ</sub>生者無<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>是處<sup>(19)</sup>」と示され、また『往生礼讚』前序に「具<sub>ニ</sub>此三心、必得<sub>レ</sub>生也。若少<sub>ニ</sub>一心即不得<sub>レ</sub>生」と記されているのがそれである。この総標の意味するところは、正助二行という起行と、三心という安心、所謂心行具足の上に「必ず五念門を修すべし」ということを意図している。このことを『授手印』の第一重、第二重、いわゆる宗義の上に求めるならば、「一口称正行事 心<sub>ニ</sub>志<sub>ニ</sub>往生之念 口<sub>ニ</sub>称<sub>ニ</sub>南無阿弥陀仏<sub>ニ</sub>也」(第二重)<sup>(20)</sup> というよう、また「心<sub>ニ</sub>存<sub>ニ</sub>三心 口<sub>ニ</sub>称<sub>ニ</sub>南無阿弥陀仏<sub>ニ</sub>也」(第二重)<sup>(21)</sup> といふように、心行の具足を正行と三心の上に説いていた。しかし往生淨土のみちすじを示す「宗義」の枠組のなかにおいて、この心行具足の上に五念門を修すべきことは、まったくふれていない。ここに私の問題とするところは、心行具足の上に、さらに屋上に屋を架すかのように、なぜ「必ず五念門を修すべし」と起行を要請しなければならないのか、という点にある。

(17) もう」と記している。この総標によると、五念門を修することについて、一には正助二行を修し、二には三心を具足する、という前提条件を二件示している。総標の冒頭に記される「善導の御意」とは、かれのいかなる遺文を典拠としているのだろうか。すなわち、はじめの「正助二行を修」すとは、『観経疏』散善義の深心釈中の就行立信に

さらに統いて聖光は、『往生礼讚』前序の文を引用しおわって、次に示すような割註をほどこしている。  
(23)

「往生礼讚前序に示される善導の」釈の心は、『觀無量壽』經によりて已に三心をあかし畢ぬ。今又「往生」論によりて五念門をあかす。經の三心と論の五念門と釈し合せて、經論かくのごとしと釈し合する心なり。(但し「」は私註である)

この割註の意図するところは、『観経』に説くところの三心と、『往生論』長行に示すところの五念門との関係、正確にいいうならば「礼讚云、如<sub>ニ</sub>觀經真説、応<sub>ニ</sub>知」の文と、「又如<sub>ニ</sub>天親淨土論云……(中略)…若具足得<sub>ニ</sub>往生」の文とのかかわりであり、心行具足を主張するにある。善導は『往生礼讚』前序のなかで五念門を説きおわり、四修の記述に入るにさきだつて、「五門既に具しむれば、定んで往生を得。一一の門、上の三心と合す。随つて業行起せば多少を問わず、皆真実業と名づくなり。まさに知るべし」という一文を置いている。聖光はこの一文を第四重中に引用していないが、割註に「經論かくのごとく釈し合す心なり」と記しているのは、善導のこの文意をふまえている、と言つてよいであろう。しからばこの割註の意図する心行具足と、総標の意図する「必ず五念門を修せよ」に対する前提条件としての「正助二行を修し、三心を具足」するという心行具足とは、どのようにかみあうのであるか、という問題が提示される。この問題は、三心と正助二行の関係をあかす『観経疏』の説と、三心と五念門の関係をあかす

## (二) 聖光上人の教學における五念門

## ——問題解決の摸索——

## (3) 五念門のために用意された一心を代行する三心

前項においては、主として『授手印』を中心としながら、私なりに見出した問題点の提示をこころみた。これらの問題解決の糸口を、聖光が七十七歳の齢をもつて入寂するまえの年、すなわち嘉禎三(一二三七)年四月二十日に講了した『淨土宗要集』(上巻の天福寺において、専阿等の門人に口授す。良忠これを執筆)<sup>(25)</sup>の上に探つてみようと思う。

第一に、聖光はなぜ、『観経』に説く三心と、『往生論』長行に示される五念門とを関係づけねばならなかつたのであらうか。一は往生淨土のために示された安心であり、今一は同じく往生淨土のために説かれた起行として、それぞれ阿弥陀仏信仰の目的を達成する上に欠くことのできない、願生者に課せられた実践要件である。しかし三心を説く

『観経』には定散二善が説かれてあり、総じていうならば、この三心は起行としての定散二善の双方にかかる安心である限り、五念門という起行のために特に説かれた安心でないことは言うまでもない。また、『往生論』を著わした天親は起行としての五念門を説いているが、これに対する安心を示していない、と誤解され易いが、願生偈の第一行に「世尊我一心帰命尽十方無礙光如來願生安樂國」と説くなかに礼拝・讚歎・作願の三門<sup>(26)</sup>を示し、第三行の「観彼世界相勝過三界道」以下の第一十三行の終りまでを費して觀察門を示し、最終の第二

十四行において廻向門を示<sup>(28)</sup>している。このなか、第一行に示される「一心」は、いわゆる安心として礼拝等の五念門の一にかかわりを持つのである。ということは、『観経』において定散二善という起行のために用意された三心を、『往生論』が五念門のために用意した一心に代行せしめるところに問題が惹引する。この問題について解決の糸口が見出されるであろうと予想される『淨土宗要集』を繙くならば、その第一巻「第二 淨土論ノ事」という項において、聖光は次に示すような『観経』の三心と、『往生論』の一心中に關する見解を示している。

仏滅後九百年の時、天親菩薩出世し衆生の為に千部の論を作りたまう。其の中に淨土の機を哀みて、淨土論を造り給う事は、三部の無量寿經に不審なる事を釈し明して、如來滅後の往生極楽の機に、淨土三部經を意得させて、往生の行を修せしめ、往生の大業を遂げしめ給う也。

是れを以て天親菩薩、觀経に三心と云へるを、在世の機は其智、上智なれば仏の上説を意得ぬれ、滅後の機はその根、下根なれば如來の上説受け難く、悟り難し。教と機と相応せざるが故に。之れに依りて論には再び經の深義を釈し明して、下根の機に之れを悟らしむ。之れに依りて觀経に一者至誠心・二者深心・三者廻向發願心と云へるを、滅後の機に意得せしめんが為に一心と釈し給う也。

故に論の偈二十四行あるに、初めの一行は礼拝・讚歎・作願の三門也。第二の一行は造論の天親の自述也。第三行より(第)二十一行に礼拝・讚歎、作願の三門を示し、第三行の「観彼世界相勝過三界道」以下は是れ觀察門也。末後の一行は是れ廻向門也と彙釋は釈し

給へり。是こに知りぬ。五念門の初めに世尊我一心と云う一心は、五念門に通じて一心に礼拝せよ、一心に讚歎せよ、一心に作願せよ、一心に観察せよ一心に廻向せよと意得る也。五念門の念の字は一心と意得るべき也。応に知るべしと云へるは此の意也。<sup>(29)</sup>『西宗要』(1)

聖光はこのように、『往生論』願生偈第一行に示される一心を、『觀經』に説かれる三心との関係において言及している。聖光によると釈尊は「仏在世は世も上がり、根を云へばその根上根なり。智を云へばその智上智なり」と、指摘される者のために『觀經』を説かれたと判断をくだす。そうした上根上智の者のために説かれた『觀經』であるかぎり、そこに説かれる三心は「機と相応」した安心である。そうした考えに立った聖光は、時機相忾の法として示された三心であればこそ、仏滅後における「機根も下だり、智も下だ」<sup>(31)</sup>った「下根下智」の

第三表

	無量寿經 <sup>(34)</sup>	觀無量壽經 <sup>(35)</sup>	阿彌陀經 <sup>(36)</sup>
禮拝門	禮拝門者 第三十七聞名禮敬願是也。其文云。諸天人民間我名字五體投地稽首作禮歡喜信樂修菩薩行諸天世人莫不致敬。若不爾者不取正覺。	頻婆娑羅王頭面礼佛者是禮拝門也。又第七觀初、往立空中仏。禮拝門也。韋提掌云。南無阿彌陀佛云皆禮拝可攝也。	阿彌陀經中有禮拝儀。經云讚歎阿彌陀佛一文 是讚歎言禮拝兼義有之
讚歎門	讚歎門者 第十七・十八願也。第十七願願成就者 十方恒沙諸仏如來皆共讚歎無量壽仏。又十方讚歎十二光名見。	南無阿彌陀佛者讚歎門也。又仏身觀下讚歎意。善導引之禮讚讚歎為給。	應當發願生彼國土者作願門也。
	作願門者 欲生我国文也。三輩下作願廻向文。一一可取也	我今樂生阿彌陀佛國者作願門也。三心中	

者にとって、時機不相忾の法とならざるを得ない、と判断をくだすとともに、天親によつて時機相忾の安心としての「一心」が『往生論』願生偈の劈頭に示されるに至つたと指摘している。

このように、教と時機との相忾という観点に立つて、『觀經』に示される三心と『往生論』に説かれる一心との関係をあきらかにした聖光は、同じ観点にたつて起行をどのように考えていたであろうか。天親の『往生論』は淨土三部經の釈である、という三經通串の立場にたつ聖光は、淨土三部經と五念門とのかかわりを探り、「一經の内に五念門の文具足して、これなしと雖も、三部總合して五念門を出せるか」と指摘し、次に示すごとく一經一經の經文の上に五念門の一々を配当している。表示すれば左記のようである。

このように聖光は、淨土三部經の上に五念門を配当している。この

観察門者 極樂依正二報功德説。是所觀境也。豈無能觀乎。是觀察門也。

観察門者 十三觀也。

観察門者 阿弥陀經中、弥陀依正説。是觀經以見之所觀境。所觀境アレハ必可有能觀観察門也。只觀云計也。

又九品下 皆有廻向。

是人終時心不顛倒即得往生者 是廻向門也。

説は「往生經を釈して滅後の衆生にこれを与える時は、仏の説きたまえる三部の往生經共にこれを明すべし。またく取捨あるべからず」という考えに立つての立論である限り、仏滅後九百年出世の天親によつて創設された五念門は、願生偈傍頭に示される安心としての「一心」と同様、時機相応の起行であると受けとつていたことが知られる。

そのことはともかくとして、『観經』に説かれる三心を、天親が五念門のために示した一心に代行させるにあたつた、『授手印』第四重に「經の三心と論の五念門と釈し合する」とつていて。この心(三心)行(五念門)具足の説は、『淨土宗要集』の「淨土論ノ事」において主張した時機相応という観点に立つて、三心・定散二善に代つて一心・五念門を示したことには矛盾することにならないであろうか。しかしこの批判は早計に過ぎるという外ない。なぜならば、一概に『観經』に示される至誠心等の三心といつても、そこには名目ばかりが示されてあって、その内容規定が示されていないのであるから、まず三心の内容規定を行なつた上で、五念門との間における心行具足を考えなければ、具体性を欠くことになるであろう。そういう考えをふまえた聖光は、曇鸞・善導が行なつた一心、あるいは三心の内容規定にふれて、はじめに聖光は、「天竺の論師の經を釈するがごとく、唐土の

曇鸞と申す人師、論の文を意得せしめんが故に往生論の文を註し<sup>(38)</sup>、『往生論』に示す「一心の文を釈するに三心をもつて、これを釈したまえり<sup>(39)</sup>」と指摘している。いうところの三心とは、『往生論註』卷下の讚歎門釈に示される三信・三不信の三信を指し、聖光はこれについて順逆をあかしている。すなわち

順とは信心淳きが故に信心一なり。信心一なるが故に信心相続す。信心相続するが故に信心淳きなり。逆とは信心相続するが故に信心一なり。信心一なるが故に信心淳し、信心淳きが故に信心相続す。云々 已上は横の義なり<sup>(40)</sup>『西宗要』(2)

というのがそれである。すなわち聖光は、この三心・『論註』にいうところの三信をもつて、五念門に対応せしめたのが曇鸞の説であると判断している。しかば、曇鸞よりも時代が降り、しかも末法意識をふまえた善導は、時機に相応せしめて、三心と五念門とをいかに対応せしめたであろうか。これに対し聖光は

經文に一者至誠心・二者深心・三者廻向發願心と名目計り挙げ云うて、いまだその行相を説かず。これを善導は、至誠心には身業礼拝・口業讚歎・意業觀察と云い、深心の下には疑心無し、一向に信ぜよと釈し、廻向發願心には所作の一切の善根を廻向して、往生を

願ぜよと釈したまえり。

これをもつて論の文を案するに、論文の礼拝・讚歎・作願は、善導の身業礼拝・口業讚歎・意業觀察と云へる至誠心の意なり。善導は深心・廻向發願心の下に、身口意三業を釈せず。只だ深心の下に疑心無くして信ぜよと釈し、廻向發願心の中に所作の善根を廻向せよと釈せり。<sup>(42)</sup>『西宗要』(3)

と、五念門を三心と対応せしめて心行具足を示そうとしている。この『淨土宗要集』の説によると聖光は、三心について『觀經』にはただその名目のみを列記して、その行相を説かないことを指摘しながらも、ただ至誠心についてその行相を身口意の三業にわたって示している。私はこの聖光の説について注目すべきことを三点指摘しておきたい。その第一は、深心と廻向發願心について、至極簡ながら内容規定を行なっているが、至誠心について聖光は全然その内容にふれていないのである。このことは三心の行相をあきらかにしようという意趣が強くはたらいたためであろうが、心行具足を説くからは、至誠心の内容を規定しておくべきであったと思われる。聖光は「善導は至誠心には身業礼拝・口業讚歎・意業觀察と云い」と指摘している。この文はあきらかに「往生礼讚」前序に示される「一には至誠心。いうところ身業にかの仏を礼拝し、口業にかの仏を讚歎し、意業にかの仏を専念し觀察す。およそ三業を起すに、必ずすべからく眞実なるべし。故に至誠心と名づく」という至誠心釈の前半に基づいている。聖光は善導の至誠心釈の後半についてふれるところがないが、眞実をもつて身口意の三業に礼拝等の三門を修すべきであるという善導の説を継承して

いたであろう。

注目すべきことの第二は、『往生論』に示される五念門のなか、礼拝・讚歎・作願の前三門を列記した直後に、善導によるならば礼拝・讚歎・觀察の三門をもつて、「至誠心の意」による行相であると指摘している。このことは至誠心の行相をあきらかにすることであるが、その反面『往生論』に示される五念門の次第順序を変更させるに至っている。注目すべきことの第三は、内容規定を行わなかつた至誠心については、その行相をあかしているが、内容規定を行つた深心と廻向發願心については、その行相をあきらかにしていないのである。つまり、作願・廻向の二門はのちに論ずるよう、おそらくは廻向發願心に配当されたことであろうが(1)の(5)頁上段)、三心中の いづれに基づいてこれを行はずべきであるか、不明のまま放置されていると言つてよいであろう。なぜならば、この引用文に続く「觀察門は五念門中の正業と見えたり」に始まる内容を検討することによつて知られるであろう。

#### (4) 二種類の五念門提示

##### —第四重と奥図に示される五念門—

これを要するに、内容規定が行なわれなかつた至誠心については、『往生礼讚』前序に示される至誠心釈の後半の内容をふまえていると理解すべきこと、至誠心の行相を明確にすることは、五念門配列の順序変更に密接にかかわっていること、内容規定の行なわれている深心と廻向發願心について、その行相をあきらかにしていないという三点

を指摘した。とくにこの『淨土宗要集』からの引用箇所は、三心の行相をあきらかにする意図を持つ限り、深心・廻向發願心の行相をあかしていないということは、その内容の始終に整っていないと判断せざるを得ない。しかれば聖光はこの引用文に統いて、いかなる内容を展開させていいるであろうか。

観察門は五念門のなかには正業と見えたり。これをもって「観彼世界(相)」の下、二十四行を終るまで観察門なり。末後の一行は廻向門なり。故に礼拝・讚歎・作願の三念門はこれ観察門の前加行なり。

論主の志、第四の観察門において筆を尽して経文を書き出せり。前の三念門を一行に収め、後の廻向門をまた廻向門に撰す。<sup>(43)</sup>『西宗要』

(4)

この引用文において注目させられる点は、前段における取りくみ方と違った取りくみ方をしていることである。すなわち、前段にあっては善導の『往生礼讃』前序に腰をすえて、「観経」の三心と『往生論』の五念門との間に心行具足を論じたのであるが、こここの箇所では、心行具足にふれることなく、むしろそれを排除して、専ら造論主天親の意趣にたちかえつて、五念門を見直しているということである。その結果、五念門を礼拝・讚歎・作願の前三門と、第四の観察門と第五の廻向門というように、あきらかに三つに分けている。すなわち「前の三念門を一行に収める」(四句をもって「一行となしている」とは、願生偈の

「世尊我一心 帰命尽十方 無礙光如來 願生安樂國」という第一行の偈について、帰命をもって礼拝門に、尽十方無碍光如來を讚歎門に、願生安樂國を作願門に配釈してゐる。この説はいうまでもなく曇鸞の説<sup>(44)</sup>をふまえてのことである。また「観彼世界の下、二十四行を終るまで」を記しているが、「観彼世界相」という偈(五言一句)のごとく「相」の字を補うべきであり、さらに「二十四行」というのを、「第二十三行の終るまで」と改正すべきである。ともかく、「観彼世界相 賽過三界道 究竟如虛空 広大無边际」という第三行から、「何等世界無仏法功德宝 我願皆往生 示仏法如仏」という第二十三行の終りまでを観察門として、最終の第二十四行の「我作論說偈 願見弥陀仏 普共諸衆生 往生安樂國」という偈を廻向門となすのである。かくして聖光は「観察門は五念門中には正業なりと見えたり」と言い、礼拝・讚歎・作願の前三門をもって「観察門の前加行」であると指摘している。このことは、「論主の志、第四観察門において筆を尽して経文を書き出せり」といつていて、論主の意趣をくみとつてのことである。しかしながら、観察門をもって正業となすということは、曇鸞の意に反するばかりでなく、さらには「近來の行人、觀法をなすことなかれ」と強い調子をもって諭め、また「源空もはじめは、さるいたづら事をしたりき。いまはしからず、但信の称名也」と述懐し、觀察を行なうことを自他ともに否定した法然の高弟であり、しかも「弟子(聖光)が昔の聞きに任せ、沙門が相伝によつて、これを録し、向後に贈る」とする聖光にとって、いかなる問題を投げかけることになつたであろうか。

論』との上に、とくに安心と起行との関係を探り、第一には、淨土三部經に説かれる諸種の説が、天親によつて五念門に集約されるとともに、内容規定が示されていない『觀經』の三心に代行せしめた一心を、五念門に対応せしめたことを『往生論』の上に見出し、ついで『往生論』に示される一心を開いて三信（但し聖光は三心と表現す）とし、この三信の上に五念門を行すべきことを曇鸞の『往生論註』の上に見つめ、さらに善導独自な内容規定が施された三心の上に、五念門を行すべきことを『往生礼讚』前序の上に学び、最後に五念門を『往生論』の造論主の意趣に基づいて見きわめたからである。さて聖光はどのような見解を開陳したであろうか。すなわち

しかば則ち、善導の三心をもつて論の五念門を意得合す時は、前の三念門はこれ至誠心の意なり。第四の觀察門はこれ深心なり。この觀察門を正しき観行と思食して、広く筆を尽したものなり。末後の廻向は觀察門を廻向するが故に只だ一行なり。これ經の廻向發願心なり。この故に論の五念と經の三心と、かくのごとく意得られたり。

（『西宗要』<sup>(48)</sup>（5））

と言つてゐる。この文によると聖光は、善導によつて内容規定が行なわれた三心と、『往生論』に示される五念門との関係を打ち出すことによつて、心行具足をあきらかにしたことが知られる。ただし聖光が指摘した「善導の三心をもつて」という三心、「第四の觀察門は深心」なりという説については、項を改めて論究されるであろう。ともかく聖光はこの引用文において、五念門の次第順序を変更することなく、礼拝等の前三門を至誠心に、第四觀察門を深心に、第五廻向門を廻向

發願心に配し得たのである。このように考へるならば、聖光の自説にもとづく五念門は、まさしく『授手印』の奥圖に示されるそれであると判断し得るであろう。これに対して『授手印』の第四重に示されている五念門は、『往生礼讚』の前序に示される善導の至誠心釈の説に基づいて、五念門を身口意の三業に相当させたから、五念門の配列順序を余儀なく変更するに至つたことができる。したがつて『授手印』第四重にみられる割註の内容、すなわち「經論かくのごとしと釈し合す」ということは、今直前に指摘したように、礼拝・讚歎・觀察の三門を身口意の三業に配することである。ともかく善導によつて示された三心釈にもとづいて五念門を行ずるといつも、配当の相違によって二種の五念門の成立することを忘れてはならない。この二種の五念門、すなわち配列の順序を変更した五念門と変更しないままの五念門とが、『授手印』のなかに並存しているという矛盾のよつて来るみなもとを探り得たと思う。しかし五念門をめぐつて『授手印』一部の始終に一貫性を欠くことを解決したこととはならない。

（5） 第四重總標の示す内容

——礼拝・讚歎・觀察は口称の助行——

しかば「經論かくのごとしと釈し合する」という第四重の割註に對して、第四重の總標が示すところの「善導の御意は淨土宗に入りて、正助二行を修して、三心具足せる人は、心ず五念門を修すべしと、これを教えたもう」という内容は、宗義と行相とがいかにかみあうか、

いる「観察門は五念門中の正業と見えたり」という聖光の説も、この課題にからまつてくること必定であるから、両者あわせて考えなければならないと思う。第四重の総標として示さる「正助二行を修して、三心具足せる人は」という前段の内容は、「必ず五念門を修すべし」という後段の前提条件とみられる。いうところの「正助二行を修して、三心具足」するとは、端的にいって「心には三心を存して、口には南無阿弥陀仏と称するなり」という第二重の「一、正行ノ事」における冒頭の文につきると思う。この口称について聖光は、第二重を結ぶにあたつて「口称の外の四種（読誦・觀察・礼拝・讚歎供養）は、これ口称のために助行となる」と規定し、しかも「もし、また、口称の一行をもつて往生の行となして、助行を行ぜざるの人もあり」と指摘しているから、正助二行とはいっても所詮、正行にきわまるわけである。だからこそ聖光は、この口称の一行をもつて「この宗の意、この行をもつて第一の行となす」と言い、しかもこの口称の一行は、善導の御意によれば「釈迦・弥陀の御意を探つて、種種の往生行の中に於て、この口称の一行を」<sup>(51)</sup>選択された、「殊勝第一の行」であると指摘している。聖光はこのあと、これに統いて『観經疏』散善義に示される「一心専念弥陀名号 行住坐臥不間時節久近 念念不捨者是名正定之業 順彼仏願故」という所謂開宗の文を引用し、これに対して五義引証をこころみ、心行業儀等に言及している。<sup>(52)</sup>この五義引証のなか、第一義については、「一には、観經の三心のなかの深心これになり」と、示されている。「一には、観宗の文に対応させるならば「一心」にあたり、心・行・業・儀という実践体系のなかの安心である。この至

誠心等の三心のなか、とくに第一の深心を重要視することは、深心をもつて三心を代表せしめることである。この深心は所信の法・行に対して能信の心である。この所信の行は、既に聖光が「この口称の一行為もつて、殊勝第一の行となしたまえり」といつているところであり、開宗の文に対応させるならば「専ら弥陀の名号を念」<sup>(53)</sup>するというのがそれにあたる。したがつて所信の行は、「かの仏の願に順ずるが故に」と指摘されているよう、阿弥陀仏の第十八念佛往生の願にもとづくことを「正行」と呼んで、正定業と名づけられている。聖光はこの正定業の往生行であるから、正定業とは表現していない。この所信の行、つまり起行については五義引証の第二義において

「一には、往生論のなかに五念門をあかすなかの口業讚歎門これなり。論の文にいわく、いかんが讚歎するや。口業をもつて讚歎して彼の如来の名を称す」<sup>(54)</sup>

と示されている。ここに示される「論の文」というのは、『往生論』の全文ではない。天親は讚歎門について、「いかんが讚歎する。口業をもつて讚歎したてまつる。かの如来の名を称するに、かの如来の光明智相のごとく、かの名義のごとく、如実に修行して相應せんと欲するが故に」と、漢字三十三字を費して内容規定を行なっている。聖光はこの文の前半の十三字をとり出し、しかも「称彼如來名」という五字をもつて、開宗の文の「専念弥陀名号」に対応させている。ここに注意しておきたいことは、第四重に示される五念門中の讚歎門の内容規定に関してである。そこには「一には、讚歎門 口業 阿弥陀仏を讚歎したてまつる」と示されている。既にこの第四重に示される五念

門については、『往生論』と『往生礼讃』前序のそれと比較対照（第一表）したが、強いていうならば第四重の讃歎門は、『往生論』の「いかんが讃歎する。口業をもつて讃歎したてまる」という漢字八字に、讃歎の対象名（阿弥陀仏）をつけ加えたとみることができる。思うに聖光は、第二重と第四重とにおいて讃歎門の内容規定を示しているのでそれを比較してみると、第二重には、称名をもつて讃歎の具体的内容を示しているが、ただ「称彼如来名」と示すにとどまって、名を称えられる仮の名を具体的に示していない。これに対して第四重には、讃歎の対象を明記して阿弥陀仏としているが、讃歎の具体的内容規定を行なっていない、という相違を見取ることができる。

かくして第四重に示される讃歎門の讃歎の具体的な内容を、第二重の五義引証のなかの第二義に示されているように、「称彼如来名」と受けとるべきなのか、さもなくば、そのように讃歎の内容規制をしないで、「口業 讃歎阿弥陀仏」と示されているままを、ただ素直に受けとめるべきなのか、判断に苦しむところである。そもそも第四重は、その割註の示すように「経の三心と論の五念門と积し合せる」というのが趣旨である。このことは『往生礼讃』前序の説にもとづいた心行具足であるべきことを意味している、と思われる。そのように考えるならば、既に指摘したように、聖光は『淨土宗要集』において、至誠心の上に礼拝・讃歎・觀察の三門を配積して、その行相を示している。これにたいして深心と廻向發願心については、簡単ながらその内容を規定しながらも、その行相を明示しないまま終っている。しかるに聖光は『授手印』の第四重において、これら作願・廻向の一門をもつて

ともに「意業」と規定し、「四には作願門 意業 昼夜一切の時、一切の處に極楽に生ぜんと願う。五には廻向門 意業 所作の善をもつて淨土に廻向するなり」と示している。この規定は第三重に示される三心のなか、とくに第三廻向發願と密接な関係があると思われる。すなわち聖光は、「廻向發願心ノ事 廻向發願心をもつて不廻向心を治す」において

廻向

兼行

發願

唯願

未所作の善をもつて、ただ心ばかりに往生を得んと願うなり。これをもつて發願となすなり。<sup>(55)</sup>

と示している。今、この両者を比較してみると、作願門にいう「昼夜一切の時、一切の處に極楽に生ぜんと願う」と「發願 唯願」、さらには廻向門にいう「所作の善をもつて淨土に廻向する」と「廻向兼行」とは、ともに同じ内容であることが知られるであろう。してみると聖光は、作願・廻向の二門を三心中の第三廻向發願心のなかに吸収したと言い得るであろう。このように考へるならば、聖光は三心のなか、ただ深心にかぎってその行相を示していないことに気づかされきかの鍵が秘められているように思われてならない。

そもそも善導は『往生礼讃』前序において深心を积するなか、その後半（前半は信機、後半は信法を示している）に「今、弥陀の本弘誓願、お

よび名号を称すること下、十声一声等にいたるまで、定んで往生することを得と信知して、乃至一念疑心あることなきが故に深心と名づく<sup>(56)</sup> というよう、深心に対応るべき行相が称名であること明記している。それにも拘らず『往生礼讚』の前序に基づいて三心を説く聖光は、なぜこの善導の深心釈を無視して、ただ「疑心なし、一向に信ぜよ」というように、所信の行相を示さなかつたのであらうか。そのことを論究するにさきだつて、善導の場合のことを指摘しておく必要があらうかと思う。なぜならば、聖光は善導の五念門釈を継承し、それに導びかれているからである。善導は安心である三心に対応せしめて、五念門という起行門の上に、この口称念佛をどのように示したであらうか。遺憾ながら五念門のなかには、どこにも深心釈に示された「名号を称すること下、十声一声等にいたるまで」という行相である口称の文字を見出すことができないのである。しかし善導は『往生礼讚』前序において心・行・業という往生淨土の実践体系を提示したあとに、「観をなさしめず、専ら名字を称せしむる」<sup>(57)</sup> 所以を明記し、さらに「ただ信心求念するものをして、上一形をつくし、下十声一声等にいたるまで、仏願力をもつて往生することを得易すからしむ」と称名往生を強調し、ついで専雜二修の説を示している。<sup>(58)</sup> このことは称名、すなわち深心の行相を起行という五念門の枠外において示したことになる。聖光はこの事實を察知し、それをふまえればこそ、称名をみずからの中に内容しない五念門に対応せしめるにあたつて、深心の上にその行相を示す必要がなかつたわけである。してみると讚歎門に示されているとおり、「口業、阿弥陀仏を讚歎したてま」つればよい

のであって、讚歎を「称彼如來名」と理解してはならないのであらうか。聖光は『授手印』第三重の「一、深心ノ事」において、とくに「ただ仏願力を信するのばかりにて、固く本願往生の念佛を馮むべきなり」<sup>(59)</sup> と深心中の信法について規定を行なつてゐるが、これに対応する口称念佛を第四重の五念門のなかに示さないのである。このことはやはり善導が『往生礼讚』前序の五念門において、口称を示さなかつたと同趣旨ということができる。このように考えると、第四重の讚歎門に、「称彼如來名」という行相を持ちこむことは不適當であり、ただ「阿弥陀仏を讚歎したてまつる」という外ない。

しかば、ここで問題をふりだしにもどして、第四の總標が示す「善導の御意は、淨土宗に入りて正助二行を修して、三心具足せるの人は、必ず五念門を修すべしと、これを教へたもう」ということについて、いかに理解すべきであるかを考えたい。このなか「正助二行を修し、三心具足」するという心行具足については、すでに言及したとおりである。しかば、この心行具足の上に修せらるべき五念門は心行具足の行としての正助二行と、いかにかかわるのであらうか。第四重に示される五念門は礼拝・讚歎・觀察・作願・廻向の五門であり、正助二行というのは、第一重に示される読誦・觀察・礼拝・口称・讚歎供養という五種正行であり、第二重においてそれらは第四口称正行をもつて正行とし、前三後一の行をもつて助行と規定している。この五念門は心行具足の上に修すべき行と規定されているが、正助二行との関係を考えるに、兩者を同じ次元においてとらえるべきなのか、あるいはそうでないのか、明白にしておく必要がある。おもうに第四重

に示される五念門のなか、礼拝・讚歎・観察の三門は、五種正行（第一重）の第三・第五・第二として示される行であり、しかもそれらは第二重において助行と規定される行である。今ここに観察・礼拝・讚意趣任行者之志

## 第二重五種正行<sup>(62)</sup>

### 一 観察正行事

依行者根機。行觀門之廣略。若依觀經者可用十三之觀。若依觀念法門者可用總想別相之二觀。若依惠心先德往生要集者略以三種觀中之一觀可。用之。其

意趣任行者之志

### 一 礼拝正行事

礼拝有上中下、依行者之根機。但多分下根礼用之。昔上人在生之御時示予云。住宇治之邊有行者。乍坐修禮拝終以得往生畢

### 一 讚歎供養正行事

若可為三行歎

一者讚歎正行  
二者供養正行

の差が甚しいが、五念門の礼拝・讚歎・観察の三門を、正助二行分割に基づいて助行と判定することは、なんらの支障がないと思われる。またこの礼拝・讚歎・観察の三門は、第四重において善導の『往生礼讃』前序の至誠心釈にもとづいて、身業・口業・意業という次第順序をもって示されている。のこる作願門と廻向門とは廻向發願心に吸収されている。以上の諸点については既に言及したところである。しか

らば正助二行のなか、五念門に相当行を持たない読誦・供養という二種の助行はともかくとして、殊勝第一の行（聖光の説）、あるいは正定業（善導の説、聖光は正行といふ）と規定され、しかも「称彼如來名」（往生論の説）と指摘される口称の一行と、「觀經の三心のなか深心

歎の内容規定を知るために両者を比較対照すると、次に示すとおりである。

この対照表によつて知られるように、両者における内容規定に廣略

## 第四重五念門<sup>(63)</sup>

### 三 者觀察門意業觀淨土依正二報

#### 一 者礼拝門身業礼拝阿弥陀仏

#### 二 者讚歎門口業讚歎阿弥陀仏

これなり」と重要視され、しかも深心釈の信法義において「ただ仏の願力を信ずるばかりにて、固く本願往生の念仏を馮むべし」とその行相の示される深心とは、たとえこの五念門のなかに見出し得ないとしても、修せらるべき行であり、具せらるべき心である。むしろこの心とめるならば、「正助二行を修し、三心を具足」した上に修せらるべき五念門は、正助二行中の助行である、と理解することができるであらう。

## (6) 奥図に示される五念門の理解

## ——建前と実際の二面——

既に指摘したとおりである。

奥図に示される五念門は、第四重に示されたように、その配列の次第順序を変更した五念門ではない。ということは天親の『往生論』長行に示されるとおりの次第順序を持つ五念門であるから、善導の『往生礼讃』前序に示される五念門に基づいていないことを物語っている。しかば聖光は、なぜ奥図にいたって第四重において示した五念門とは配列の順序の違った五念門を示さなければならなかつたのであろうか。このことに関して聖光は、なんらのことわりも述べていないから、あさはかな思慮分別をめぐらして、聖光の意図を詮議しなければならない。単純な考え方ではあるが、論師によつて示された起行を示すにあつたのではなかろうか。ということは安心を『観経』に示す三心によって示し、起行を『往生論』に示す五念門によつて示し、作業を『往生礼讃』前序・『西方要決』に示す四修によつて示し、行儀を『觀念法門』・『往生要集』に基づいて三種行儀として示すことによつて、経(釈尊)と論(天親論師)と釈義(善導・窺基・源信)に根拠をもつ心行業儀として示そうという意図が、聖光にあつたと考えられないであらうか。かりに第四重に示される五念門を奥図に示したのでは、経・論・釈義・仏・論師・祖師のなか、論・論師を欠くことになるから、あえて『往生論』に示される五念門を、奥図に組みこむにいたつたと推察することができる。聖光は『授手印』以外の自著においても、順序次第を変更した五念門と、変更しない五念門を使用していることは

私がさきに引用した聖光の『淨土宗要集』の文に対して、整理番号をつけておいたが、そのなか『西宗要』<sup>(4)</sup>と『西宗要』<sup>(5)</sup>とに置いて聖光は、『往生論』に示される次第順序を持つ五念門について、自説を開陳している。したがつて奥図に示される五念門を理解するには、この(4)と(5)に基づいて行なわるべきであろう。そのなか(4)においては観察門は五念門のなかには正業と見えたり。

観察門は五念門のなかには正業と見えたり。

第四観察門は、これ深心なり。

と指摘していることによつて知られるように、聖光は観察門を重要視し、さらにそれを第二重において示した五義引証の第一義で重要な三心中の深心に対応せしめていることに注目させられる。さらに(5)において、礼拝・讚歎・作願の三門を至誠心に、廻向門を廻向発願心にそれぞれ配当せしめている。このことは『西宗要』<sup>(3)</sup>に示された説と異なりのあることを忘れてはならない。今ここに、第四項において解答を保留にしておいた『西宗要』<sup>(5)</sup>の文中の二箇所について究明することによつて、奥図に示される五念門は『往生論』のそれではなければならない所以をあきらかにし、観察の内容規定についても触れたいと思う。聖光は「善導の三心をもつて、論の五念門を意得合すれば」といつているが、いうところの「善導の三心」とは、おそらく『觀經疏』に示される三心釈を指すのであろう。なぜならば、もし『往生礼讃』前序に示される三心釈であるとするならば、『西宗要』<sup>(3)</sup>に示される聖光の説のよう、礼拝・讚歎・觀察の三門を至誠心の上に

修せざるを得ないからである。もしそのようであるならば、奥図において第四重と配列の違った五念門を示した意図が無視されるであろう。さらに聖光は「第四の観察門は深心なり」と指摘していることについて、はたしてそのような説を善導の深心釈の上に求めることができるであろうか。聖光が「善導の三心をもつて論の五念門を意得合すれば」という前置をしての判断であるから、見落しのないように注意深く、善導の深心釈を『観経疏』の上にみると、深心を信機・信法にわけて説く二種深信説にただちに統く文に、次に示すような注目すべき説が示されている。

また、決定して深く、釈迦仏この観経の三福九品・定散二善を説いて、彼の仏の依正二報を証讀して、人をして欣慕せしめたもうと信ず。<sup>(65)</sup>

この釈文による限り、善導は深心の行相としての観察を説いていない。しかし観察の対境である阿弥陀仏の依正二報を、釈尊が『観経』の上に説いて証讀される所以は、ほかならぬ人をしてそれを欣慕せしめ給うにある、と深く信ずることである、と指摘している。聖光が「第四観察門は、これ深心なり」と指摘したのは、おそらくこの善導の深心釈に基づいて、欣慕の対象としての阿弥陀仏の依正二報を観察することであろうと思われる。してみると、奥図において打ち出された『往生論』の五念門は、礼拝・讚歎・作願の前三門を至誠心に、第四観察門を深心に、第五廻向門を廻向發願心に配当することができる。ともかく、天親が五念門において最重視したのは観察門であり、また善導・法然が三心のなかで最重視したのは深心であった。このように

『往生論』において最重要視される観察門を、三心中において最重要視される深心に配釈したのは、經(仏)、論(論師)、釈義(祖師)をもつて、往生淨土の心行業儀の根拠を示す意図に基づいてのことである。

奥図に示される五念門は、『西宗要』(4)と(5)に基づくならば上記のように理解することが出来るであろう。しかし『授手印』一部の始終一貫性という観点に立つならば、次に示すような問題が残されている。その一、「授手印」とくに宗義のなか、第一重、五種正行の第二観察正行において、具体的にその内容を三種の観(『観経』に示される十三觀、善導の『觀念法門』に示される總別二觀、源信の『往生要集』に示される三種の觀)を示しているが、聖光はそれら三種の觀を行ずる者に対しても、「行者の根機によって行すべし」と指摘している。このことは「行者の根機」の適・不適を考慮してのことであるから、必ず行じなければならないというのではない。根機に堪え得る者が、その三種の觀のなかのどれかを修すればよいのである。このように聖光は観察について具体的な内容を示してはいるが、さほど重要視していないことが知られるであろう。そういった扱いをした観察を、奥図にいたって最重視することは、『授手印』一部の始終の上に亀裂を招くこと必定といわなければならない。その二、「授手印」とくに宗義のなか、第二重における五義引証の説に基づくならば、三心を代表せしめてとりあげられた深心は、『往生論』長行に示される五念門の第二讚歎門中の「称彼如來名」をもつて所信の行とする、と指摘しているが、この指摘は「第四観察門は、これ深心」なりという『西宗要』(5)の考え方とあい容れないことになる。その三、奥図において示される結帰一行三昧は、

なんといつても『授手印』一部の結論である。三心も、四修も、三種行儀もすべて南無阿弥陀仏の結縁一行三昧であることは納得されるが、しかし、五念門の第二讚歎門に「称彼如來名」が示されているとしても、「第四觀察門は、これ深心なり」ということになると、素直に五念門も南無阿弥陀仏の一行に結縁すると受けとることに抵抗を感じざるを得ないのである。

このような問題を解決しながら、なお奥図に示される五念門を、

『授手印』一部始終一貫した意味においてとらえ直す必要がある。聖

光は『西宗要』(1)において、「仏滅九百年の時、天親菩薩出世し、衆生のために千部の論を作りたもう。そのなか、淨土の機を哀みて、淨土論を造り給う」と指摘している。このことは、仏が「在世の上根上

智の人のために説き給へる」淨土三部に示された往生淨土の心行を、像法時という仏「滅後の下根下智の人」のために天親が、一心(安心)と五念門(起行)として『往生論』の上に示したことの意味する。このように教と時機との適合という観点ももとづいて、淨土三部經と『往生論』とを関係せしめる聖光のとらえ方は尊重頂戴し、さらに布衍する必要がある。なぜならば、末法時における機根は、像法時における機根よりも、さらに一層時・機とともに低下しているから、像法時によって打ち出された一心・五念門という心行を行ずるに適応しているか・否かを問い合わせなければならないであろう。しかば像法時の「下根下智の人」のために、天親によって示された一心・五念門という心行を、時・機ともにより劣った末法時の人に対して、いかなる内容を持つ心行として示すべきであろうか。聖光は『授手印』にお

いて宗義をあかすなか、とくに第一重に五義引証を示して、往生淨土の心行業儀を説いているのである。したがってそのようなとらえ方にもとづいて、奥図に示される五念門の心行を規定することが妥当であると思われる。そうすることによって始めて、『授手印』一部始終の上に一貫の実を見出すことができるであろう。

聖光は『授手印』第二重において五義引証の説を示しているが、その第一・二義は次に記載するとおりである。

一には、觀経の三心のなかの深心これなり。

二には、往生論のなかに五念門をあかすなかの口業讚歎門これなり。論の文にいわく、いかんが讚歎するや。口業をもって讚歎して、かの如來の名を称す。文

聖光が第一義において、三心の代表としてとりあげた深心には、その内容を示していない。しかし「ただ、仏の願力を信ずるばかりにて、本願往生の念佛を馮むべきなり」という第四重に示される聖光の深心積をもって、その内容とすべきであろう。また第二義においてとりあげられた『往生論』長行に示される第二讚歎門中の「称彼如來名」は、能信の心である深心に対応するところの所信の行であるから、聖光によつて示された深心積の上に行すればよいわけである。したがつて奥図に示される五念門は、この讚歎門の「称彼如來名」をもつて正行(正定業)となし、他の礼拝等の四門は助行(助業)とみなすべきである。さらにこれらの助行についても、聖光の三心積にもとづいて三心に配当する必要があるのである。聖光は『授手印』第三重において、至誠心を「至誠心をもつては、虚偽の心を治す」と受けとめ、さらに

万法において法ごとに、みな虚・実の一心あり。これによりて、念仏の一法において虚・実の一心あり。今の善導の御心は、虚偽の心を捨てて真実心をもつて、念仏を行じて往生を得。これをもつて至誠心と名づくるなり

(69) 規定している。これによると、至誠心に対応せしめられる往生は、念仏の一行に限定されていることが知られる。この聖光の至誠心釈をふまえながら、至誠心に対応すべき行を、讚歎門を除く礼拝等の四門を探つてみよう。第一礼拝門はいまでもなく身業である。しかしそうはいっても具体的には、口業による称名裡に礼拝を行するのが常規である。このように考へるならば、礼拝門を至誠心に対応せしめて、至誠心の上に礼拝を行するのが適當であると思われる。次に願往生を内容とする第三作願門と、「所作の善をもつて淨土に廻向する」という第五廻向門とは、『授手印』第三重に示される聖光独自な廻向発願心釈とのかかわりにおいて、とらえることができるであろう。すなわち「未所作の善をもつて、ただ心ばかりに往生を得んと願う。これをもつて発願とす」というのは、願往生を内容とする作願門に対応せしめることができ、さらに「所作の善をもつて淨土に廻向すなり」と規定されている廻向門は、「已所作の善をもつて往生を得んと願うなり。これをもつて廻向となす」に対応せしめ得るであろう。最後に残された第四觀察門については、さきに指摘した善導の深心釈中に示される「決定して深く、釈迦仏この觀經の三福九品定散二善を説いて、かの仏の依正二報を証譲して、人をして欣慕せしめたもうと信ず」という釈義に示される心をふまえて、阿弥陀仏の依正二報を欣慕することと

理解し、觀察門を深心に対応して置きたいと思う。觀察という高度な実践名目を持つが、その実質は心行ともに欣慕であると受けとるならば、「称彼如來名」をもつて正行とし、讚歎門を除く礼拝等の四門を助行とするという建前をくずさずに済むであろう。これを要するに奥図に掲げられる五念門は、顯と隠という二重の構えによって理解される。すなわち建前としては、あくまでも天親の『往生論』長行に示される觀察門を中心とする五念門であり、實際としては、称名を中心とする五念門を示すにあつたとみることができるであろう。

『授手印』には、宗義において五種正行をとりあげ、行相において五念門をとりあげている。しかも両者はともに往生淨土の行として、善導によって示されたところである。しかしこの両者は結帰一行三昧を説く『授手印』一部において、二者択一として示されているのでないから、理解に苦しめられるわけである。この宗義と行相はもと、聖光によって一念義等の安心一辺倒の三義が、背師自立の邪義である所以を明白にし、それを打破する意図のもとに創設された。しかるにこの宗義と行相とには、甚だ寡聞ながら、その中味相互の間に、古来からの伝承においていまだかつて問題としてとりあげられたことのない問題や、從来から用いられている会通という解決方法では納得できない問題を内含されていてことに気づかされた。そのような問題を私なりに発掘して俎上にのせ、拙い足どりをもつて解決にあつたのがこの拙稿である。有識者のあたたかい叱正を乞う次第である。

註

- (1) 摘稿「聖光房弁長上人における善導教学の受容と展開——とくに『末代念佛授手印』をめぐって——」(『仏教文化研究』第二四号所収 一九七八年刊)
- (2) 摘稿「淨土論・淨土論註」(春秋社『講座大乘仏教』5所収)
- (3) 『大正藏經』四九・八六・上
- (4) 『同 右』五五・五四・上
- (5) 摘稿「淨土教における觀称の問題——特にシナ淨土教における觀より稱への移行——」(『仏教文化研究』第一二号所収 一九六三年刊)
- (6) 摘稿「善導大師編著になる『往生礼讚』の五念門放」(小沢教授頌寿記念 善導大師の思想とその影響 所収 一九七七年刊)
- (7) 智光の『無量壽經論釈』の復元については戸松憲千代氏の「智光の淨土教思想について(下)」(『宗学研究』第二四号 昭和一四年刊)、および「元興寺智光 無量壽經論釈抄」(『大谷大学報』第一九卷第一号 昭和一七年刊)、ついで恵谷隆戒博士による「無量壽經論釈」・二・三・四・五卷」(『仏敎大學研究紀要』第三四号 昭和三年刊)、拙編元興寺極樂房智光法師撰『無量經論釈文集成』(『智光曼荼羅』所収 昭和四年刊)。
- (8) 『淨 全』一・一九三
- (9) 『同 右』四・三五四・下—三五五・上
- (10) 林彦明校訂『昭和新訂三卷七書』三二一三三
- (11) 「同右」三七 なお奥岡に示される五念門配列の次第順序は、林勅学が新知恩院藏「白旗寂慧花押本」を底本とし、越前西福寺藏「寂慧真筆寂真本」以下十七異本を校訂されたが、それによると各本まったく異なることが知られる。
- (12) 『淨全』一〇・一四二・下
- (13) 今岡達音稿「念佛名義集」(解題) (『淨全』二一・四九一・下—四九二・下)
- (14) 林校訂本 三二一三三
- (15) 『淨全』一〇・三八一・下—三八二・上

- (16) 『淨全』一〇・四〇四・下—四〇五・上
- (17) 林校訂本 三二一
- (18) 『淨全』二・五八・下
- (19) 『同右』二・六一・上
- (20) 『同右』四・三五四・下
- (21) 林校訂本 一七
- (22) 同 右 一八
- (23) 『同 右』三二
- (24) 『淨全』四・三五五・下
- (25) 『淨土宗要集』第六に、「嘉祐三年丁酉四月二十日午刻終也。於天福寺終功。御口筆也。但草案之文体狼藉也。後可書直。同聞衆專阿 持願房敬蓮社 信称房 執筆阿」(『淨全』一〇・二四二・下)
- (26) 曜鸞『往生論註』卷上 (『淨全』一・二二一・上下)
- (27) 『同 右』(『淨全』一・二二三・下)
- (28) 『同 右』(『淨全』一・二三四・下)
- (29) 『同 右』(『淨全』一・二三七・下—一三八・上)
- (30) 『同 右』(『淨全』一・二三七・下)
- (31) (32) 『同 右』(『淨全』一・二三七・下)
- (33) 『同 右』一〇・一三九・上下
- 曇鸞は『往生論註』卷上において、願生偈第一行の「我一心」について、「我一心とは天親菩薩の自督の詞なり。いうところは、無礙真如を念じて安樂に生ぜんと願す。心心相続して他想間雜あることなし」(『淨全』一・二二〇・下)と釈している。これによると聖光が一心を「論註」卷下所説の三信と解したのに相違して、一心を起行の一心と受けとめているようと思われる。しかるに今引用した文の直前に曇鸞は「所願軽からず、もし如來威神力を加したわづば、まさに何をもってか達せん。神力を加することを乞う。所以に仰いで告げたてまつるなり」という文を置いている。この文を重視し、一心と関係せしめるならば、一心は單なる起行と断定し得ないであろう。
- さらにまた、曇鸞は『論註』卷下において、『往生論』の長行を「願

偈大意」等の十段に分科している。その第二「起觀生信」は、五念門を行ずるにあたって「五念門を修して行成就すれば、畢竟じて安樂國土に生じて、かの阿弥陀仏を見たてまつることを得る」(『淨全』一・二三七・下)という五念力を信じて行ぜよと指摘している。それは五念門(曇鸞は五念門を代表せしめて「起觀」と表示している)によって得生・見仏し得ると信解することである。この得生・見仏の信を曇鸞は讚歎門枳において三信に開いている。

(34) 『淨全』一〇・一四〇・上下

(35) 『同 右』一〇・一四〇・上

(36) 『同 右』一〇・一三九・下――一四〇・上

(37) 『同 右』一〇・一三九・上

(38) 『同 右』一〇・一三八・上

(39) 『同 右』一〇・一三八・上

(40) 『同 右』一・二三八・下

(41) 『同 右』一〇・一三八・上

(42) 『同 右』一〇・一三八・上

(43) 『同 右』一〇・一三八・下

(44) 『往生論註』卷上(『淨全』一・二一〇・下――二一・下)

(45) 曙鸞は『往生論註』卷下、讚歎門枳において、名体不離の名号觀をあきらかにし、また憶念・称名を三信の上に修すべきことを指摘し、大いに称名念佛の強調につとめている。

(46) 『四十八卷伝』第二所収法然「上人常に仰られる御詞」第一七番(井川定慶編『法然上人伝集』一四)

(47) 『黒谷上人語燈錄』卷第一五所収「諸人伝説の詞」第三番(乘願上人伝説)(『了』惠集錄 法然上人語燈錄 元亨版 二三五)

(48) 『淨全』一〇・一三八・下

(49) 〔50〕 林校訂本 一〇

(51) 『同 右』一八

(52) 五義引証の第二義は、第一義の安心、第三義の作業に対して、起行の内容を「専念弥陀名号」という開宗の文に即して示すべきであり、それ

には開宗の文の結句である「順彼仏願故」に対応せしめて第十八願文を掲げたならば、釈迦・弥陀二尊の選択し給うた本願に基づく口称念佛であること、明白ならしめたのではなかろうか。にも拘らず聖光が『往生論』長行の讚歎門の文を示した所以は、いったいどこにあるのだろうか。おそらく聖光は、第一重・第二重の宗義に対して、第三重以下において行相を示相を示すにあたって、そのなかの第四重に五念門を起行として採用することを予想し、そのことを前提としたので、それに対応せしめるべく、ここに五念門所説の讚歎門の文を登場させたのであろう。

(53) 林校訂本 一八

(54) 『同 右』一九

(55) 『同 右』二九 聖光は『授手印』第三重において三心を釈するにあたり、とくに第三廻向發願枳に淨影寺慧遠(五一三一五九三年)の『觀無量壽經義疏』(聖光は『觀經疏』という名称を使用)末に示される「廻向發願心、直爾に趣求す、これを説いて願となす。善を挾んで趣求するを説いて廻向となす」(林校訂本 二一。原文は『淨全』五・一九二・下)という文を引用している。聖光が第三重の廻向發願心枳において示した解釈、つまり廻向發願を唯願の發と、兼行の廻向とに分けたのは、この淨影寺慧遠の説に基づいてなされたと言ひ得よう。

(56) 『淨 全』四・三五四・下

(57) 〔58〕 『同 右』四・三五六・下

(59) 『同 右』四・三五六・下――三五七・上

(60) 抽稿「善導大師編著による『往生礼讃』所説の五念門放」

(61) 林校訂本 二八。聖光は同じく第三重において、「今、善導の御心は、虛偽心を捨てて真実心をもって念佛を行じ往生を得る。これをもつて至誠心と名づくなり」(『同右』二三)と記し、また「故上いわく、淨土宗の善導、念佛者を教訓して、初めて専修に入るの時、南無阿弥陀仏と称うるに三心を具す。この心のなかに廻向發願心を納むるなり。これによるに善導枳していくわく、南無とは帰命、また廻向なり」(『同右』二九一三〇)と指摘している。このように聖光は三心の一に口称念佛を対応せ

しめている。

(62) 林校訂本 一六一一七

(63) 『同 右』三三

(64) 『同 右』二〇

(65) 『淨全』二・五六・上下

法然は醍醐本『法然上人伝記』に所録されている「三心料簡事」のなかで、「五種正行中觀察門事非十三定善」散心念佛行者極樂有様相像欣慕心也（井川本『法然上人伝全集』七八三・上）といつてある。この法然の考えはおそらく善導の深信枳に導びかれた説であろう。

(66) 林校訂本 一六・一七

(67) 『同 右』一九

(68) 『同 右』二一

(69) 『同 右』二三

# 初期淨土宗教団と聖光上人

成 田 俊 治

## 一

法然上人によって開立された淨土宗は、二百人あるいは三百人ともいわれる門弟のうち、源智・信空・湛空らのほか、のちに法然門下の五流とよばれる幸西・証空・隆寛・聖光・長西らによって受けつがれたが、そのうち特に選択本願・專修念佛の法然上人の正統の義を継ぎ、

淨土宗の正統の宗学を確立したのは聖光房弁長（以下聖光）であった。彼は教団史的にも九州に淨土宗形成の基礎を築き、良忠に受けつがれることによつて、鎮西派の派祖と仰がれ淨土宗二祖と位置づけられたのである。

さて、この二祖聖光についての研究は、教学の面からあるいは聖光の生涯、別伝として伝記研究など、多くの論考があり、後學に裨益すること大なるものがある。ところが、教団史的あるいは文化史的な観点からは充分とはいえない面がある様に思う。例えば基本的には、法然の立教開宗の精神、教学を繼承したのであるが、聖光の立場あるいは初期教団は大きく変容をとげたのではないかという指摘、それはま

たある面では極端にいえば法然以前の“古代仏教”への逆もどりとも考えられる面があるのでないか。またその他、聖光についての個々の事象についても問題があることが指摘されている。そこで本稿では、聖光と初期教団の形成を中心に一二、三の問題について考えてみたい。

## 二

で入門して三年目であった。この中、信空は保元二年（一一五七）十

賜ノ之畢<sup>(4)</sup>

二歳の時に黒谷叡空上人の室に入り、治承三年（一一七九）叡空の入寂とともに法然の弟子となっているから、法然とは法兄弟の間柄であるとともに、法然の門に入つてから十九年目であり法然門下の最長老であつた。証空（二十一歳）は入門八年目、証空より一歳上の湛空（二十三歳）ははじめ天台を学び、のち法然の弟子になつてゐるから、入門後數年と思われる。その他の主な弟子である親鸞・長西・隆寛の入門は聖光の入門よりあとである。従つて、聖光が入門した頃は信空が中心で、三十代の幸西、二十代の湛空・証空、十代の源智らが常隨の弟子であった。この様な中へ仁安三年（一一六八）七歳で出家し、以後、

### 三

比叡山にのぼり東塔南谷の觀瀬、東塔東谷の証真に師事し、六年間天台の奥義をきわめ、油山の学頭にもなつた聖光が、法然門下になつたことは、たとえ天台を学んだ湛空がいたとしても、年下であり、恐らく法然門下では觀空から円頓戒を相承している信空について天台に詳しい人であったと思われる。天台を学び身につけた人物ではあるが地方社会から上京してきた一僧侶で、法然門下の中で京都ではあまり重視されなかつたとの評価もあるが、必ずしもそうではなく、自著『徹選択本願念佛集』に、

弟子某甲恭奉<sup>レ</sup>遇ニ法然上人之世<sup>ニ</sup>親習<sup>ニ</sup>伝称名念佛之義理<sup>ニ</sup>專修<sup>ニ</sup>称名<sup>ニ</sup>偏期<sup>ニ</sup>往生<sup>ニ</sup>之間、上人又告言有<sup>ニ</sup>我所造之書<sup>ニ</sup>所謂選択本願念佛集是也、欲<sup>レ</sup>以<sup>ニ</sup>此書<sup>ニ</sup>秘伝<sup>シ</sup>汝也……

書<sup>ニ</sup>密付<sup>シ</sup>属汝<sup>勿<sup>レ</sup></sup>及<sup>ニ</sup>外聞<sup>ニ</sup>云云、爰弟子某甲低頭拳手合掌恭敬跪以

とあつて、専修念佛の書を付属されており、その年代も彼が再度入洛した建久十年（改元正治元年）とされているから、門下では有力な門弟となつたと思われる。たとえ、入門して僅しかたつていない聖光に『選択集』が付属されていることから『選択集』の秘書的性格を疑い、必ずしも伝持するにたえる法器の者だけに付属されたのではないとしても、『選択集』を公開せず特定な人物に付属していることを考えるならば、法然門下の聖光の地位は理解できよう。

の京都における聖光の事蹟は『選択集』の付属以外は殆んど出て来ないものである。

ところで、法然門下並に帰依者で聖光と同様、鎮西出身の者あるいは鎮西に関係のある者がいたであろうか。各種『法然伝』『法水分流記』その他の関係史料から探つてみよう。

光明房、生国は豊後国（大分県）で在俗の名を権田吉法といい、多念義の念佛ひじりであったようで、越中國に赴き専ら念佛を弘通したが、承元三年（一二〇九）の頃、成覚房の弟子善心房が越後国で一念義を唱えているのを法然に伝え、その批判を仰いだという。幸阿弥陀仏、熊谷入道が栗生野に光明寺を建て、のち元久二年（一二〇五）に関東へ帰るとき、法然の門弟である幸阿弥陀仏にこの寺を譲つたという。嘉禄<sup>(18)</sup>法難のとき、法然の遺骸を荼毘にふし、遺骨をあずかって鎮西へ布教<sup>(19)</sup>に出たという。金光、生国は筑後国竹野郡石垣で、建仁三、四年の頃（一二〇三、四）安樂房遵西の説法を聞き、法然の門に入り、のち上人の命によって奥州に布教した。江馬權之助、四郎父子、筑前国坂本郡の住人で、はじめ強盜であったが、上洛中、法然の説法を聞き出家し、念佛彼生をとげたという。左近夫夫妻、豊前国塙田の住人、夢告によつて遙かに法然上人を慕いた上洛中、法然上人が摂津経の島に着かれたところで会い、説法を聞いて出家、弟子<sup>(20)</sup>となつた。以上わずかに五名を見出せるのみで、法然上人との関係も伝承の域を出るものではない。しかしながら聖光と同様、地方から上洛した人びともあつたことは想像されよう。

元久元年八月、聖光が九州に帰ったのち、十一月に比叡山の衆徒が

専修念佛の停止を訴えるという所謂、元久法難が起つてゐる。法然は「七ヶ条制誠」を作成して門弟をいましめ、天台座主真性に起請文を送つてゐる。この「七ヶ条制誠」には法然以下一九〇名が署名しているが、聖光の署名はない。「予の門人と号する念佛上人」あるいは、制誠にそむくものは「予が門人にあらず、魔の眷属なりさるに草庵に来るべからず」とまできびしく戒められており、教団にとって重大な時であるにもかかわらず、署名がないことを以つて専修念佛教団における聖光の地位を云々するむきもあるが、しかしすでにみたように聖光は八月に帰国しており、また一説によれば帰途、出雲・石見を巡化し寺院を建立し、教化三年に及ぶと伝えているが、たとえこの説が信ずるに足らない説としても九州に帰つた聖光が、署名するために再び上洛するとは常識的には考えにくく、また翌年九州で邪義邪説に処していることを思えば、九州から離れておらず、署名のないのは当然のことであり、それによつて聖光の地位を云々することはできないであろう。

では元久の法難を前にして彼はなぜ帰つたのであろうか。当然、この様な社会の不穏な空氣は肌で感じていたであろう。やがて襲つてくるであろう専修念佛教団に対する批判なり弾圧を、法然門下としてうけとめるのが面授の弟子としての態度ではないだろうか。にもかゝわらず鎮西へ向つたのは、そこに法然の意志が働いているとみななければならないであろう。そこに『四十八卷伝』にいう法然の言葉の意味の重さが感じられるのである。

永元年には専修念佛停止の院宣が出され、法然以下主な門弟達は流罪となるのである。すなわち流罪は法然の他、親鸞（越後）、淨聞房（備後）、禪光房澄西（伯耆）、妙覺房（伊豆）、法本房行空（佐渡）、成覺房幸西（阿波）、死罪は住蓮・安楽・善綽房西意・性願房の四人であった。このうち、綽空（親鸞）・幸西・行空・澄西・西意は「七ヶ条制誠」に署名している僧である。

さらに法然滅後の嘉禄三年（一二三七）には、上人の墳墓の破却とともに、山門の強訴により専修念佛の張本人として、隆寛（陸奥）、空阿弥陀仏（薩摩）、幸西（壱岐）の三人が配流に処せられている。これは法然滅後の京都における専修念佛者の中心的な存在であつたからであろう。こうして、法然門下の主な門弟は二度にわたる法難で流罪並に死罪になつてゐる。『淨土法門源流章』や『私聚百因縁集』にいう法然の代表的な門弟のうち、証空・長西・信空・源智の四人が残つてゐることになる。これらの人のが处罚の対象にならなかつたのは、証空は建永法難で遠流の处分をうけながら、彼の出自並に慈円の関係で難をまぬがれ、長西は諸行本願義をとき、天台的立場にたつていたからであり、また法然門下の最長老であつた信空は八十三歳で入寂する前年で、高令で廟堂に奉仕しており、その社会的影響力は少なかつたからであろう。以上のように、聖光帰國後の専修念佛教團は危機を迎えていたのであるが、この建永法難、嘉禄法難に際しても聖光はその法難にあつていない。もちろん都から遠く離れた配流地にも似た鎮西にいたから難を免れたと考えられるが、やはり中央での専修念佛布教教化の行動が問題であり、聖光が九州で盛んに活躍していたとしても、地

方での活躍で、都では問題にはならなかつたのであろう。従つて、禅圧がないことを以つて聖光の人物を過少評価すべきではなかろう。

#### 四

さて、元久元年に鎮西に帰つた聖光と、京都における法然との関係、あるいは初期念佛教團との関係は、ほとんどみることはできないが、伝記では次の二点をあげている。それは、彼が帰国した翌元久二年（一二〇五）三月のことである。法然の弟子といふある学僧が、

淨土甚深の秘義は、天台円融の法門におなじ、これ此宗の最低なり、又密々の口伝あり、金剛宝戒これなり、善導の雜行を制して、專修をすすめ給は、しばらく初心の行人のためなり、さらに実義にあらず、こなすなはし上人の相伝なりと<sup>(23)</sup>

すなわち、『淨土宗の深奥の教えは天台に説く円融という教えと同じで、これが一番奥深い所である。また秘密の口伝があり金剛宝戒といふ。善導が雜行をとどめ専修念佛を勧めたのは、修行をつんでいない行者のための方便であつて真実の教えではない。これが法然の相伝である。』という異義に対し聖光は、門弟の解脱房を使いとして書状を法然に送つた。これに対し上人は、

已上二箇条 以外僻事也 源空以如レ是事不レ申候 以ノ釈迦弥陀一  
為レ証更如レ然僻事ソノ不レ申候也云云<sup>(24)</sup>

と自筆の書状を以て返事をされたという。聖光が九州で教化を進めていくなかで、このような異義邪説が行われ、それに対していくかなければならなかつたのである。

また、法然滅後の教団との関係を示すものとして、敬蓮社入阿の鎮西下向のことがある。すなわち法然上人に帰依していた聖覺法師が、建保二年（一二一四）正月、上人三回忌の追善法要を真如堂で七日間勤め、集まつた道俗に法然上人の説かれた往生の要枢、安心起行について説き、さらに

もしなお不審あらん人は、鎮西の聖光房にたづねとはるべし<sup>(25)</sup>

とのべた。この説法を聞いていた一人の隠遁の僧、すなわち敬蓮社入阿はただちに筑後の国にくだり聖光に謁して門弟となり、九州における念佛弘通の法将となつたという。

これらのことから、必ずしも歴史的事実であるという確証はないが、しかし当時、鎮西において如何なる念佛が行われていたかの一端を物語つており、そのような邪義に対する聖光の態度を示すものであり、又、後者は聖覺の法然を慕う心をあらわしているとともに、京都に法然の門弟がまだ活躍しているにもかかわらず、不審の義は聖光に尋ねしめていることは、法然の正統の義が誰に伝えられているかを示そうとするものであろう。

さて、聖光の九州でのもつとも大きな業績は、帰国後二十五年目の安貞二年（一二一八）六十七歳のときの『末代念佛授手印』の述作であろう。これ以後、彼の著述活動は顕著になつており、『淨土宗名目問答』（七十歳以前）、『念佛名義集』（七十歳）、『念佛三心要集』（七十歳以後）、『淨土宗要集』（七十六歳）、『徹選本願念佛集』（七十六歳）、『識知淨土論』（七十六歳）など、彼の全著述は晩年十年程の間に集中していることは、帰国後の約二十年は主に筑後を中心にして念佛布教が中心

で、大檀越草野氏の帰依を得ての善導寺の建立、また多くの寺院の建立が念佛布教の拠点となり、九州における専修念佛教団形成の萌芽があり、その過程をへて晩年の十年、法然正統の宗学の確立をはかつたといえよう。

## 五

ところで、多くの法然門下の中で後に一祖と位置づけされた聖光は、たとえ彼自身二祖としての自覚はないにしても、法然から正統の義を相承しているという自覚は当然持つており、だからこそ随所に法然からの相伝を強調しているのである。

まず聖光が師に法然を選んだ理由は、良忠が聖光から直接伝聞したこととして次のようにいう。

先師発心之様被仰候 予昔為三証真法印之門人 雖學三天台圓宗之法門 生年三十二之比舍弟三明房阿闍梨依病死入事 自申時計及三千火燃之時 即見眼前之無常忽覺生死之可厭 而拋三年來所學之下山まで比叡山で証真について学んでおり、その間に文治二年（一一

が淨土門に入る直接の動機になったのであるが、法然を選んだのは、上人御事故法印被奉讃之事思出始東山御庵室<sup>(27)</sup>

すなわち、聖光の天台での師である宝地房証真が、かつて法然上人を称讃しているのを思い出して法然の門に入ったとしている。宝地房証真は、法然と円頓戒の同法であり、大原問答にも参加した天台の学僧であった。聖光は、寿永二年（一一八三）から建久元年（一一九〇）の

八六)の大原問答があつたのであるから、大原問答を聽講したか否か

はともかく、比叡山修学中に法然のことは知っていたであろう。また聖光自身、法然との密接な関係を次のようにいっている。すなわち、

法然上人の仰せられたこととして、

本山ニ人人多ケレトモ年来ノ間契り有人ハ証真宝地房法印也、彼法

印ハ故黒谷慈眼房叡空上人ノ菩薩戒ノ弟子也、我黒谷上人御房ノ弟子ニテ有り、彼法印ハ其御弟子ニテ御ハセシカ故ニ一室ノ同朋ナリ、故ニ二世ノ契り深シ、然ルニ手自彼法印ノ許ニテ天台宗ノ法門ヲ習

ハレタレハ、取分テ契キ人ノ弟子カ今我ニ順ヒテ此淨土ノ法門ヲ習

ヒ伝ルト思ヒ深キ故ニ露塵許モ忘レ申サヌソト<sup>(28)</sup>

とあり、法然上人と聖光との法縁の深さを示すものといえよう。

聖光が法然上人の正統の義の相承者であることは、良忠の『決答授手印疑問鈔』に多くの証人をあげて證明している。例えば、親盛法師

が良忠に語ったところによれば、

上人在世之時奉<sup>レ</sup>問云、御往生之後淨土法門不審可<sup>レ</sup>問<sup>ニ</sup>誰人乎、上

人答云聖光房金光房委知<sup>ニ</sup>所存<sup>ニ</sup>、彼等為<sup>ニ</sup>遠國能化<sup>ニ</sup>、為<sup>ニ</sup>汝等<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>易<sup>ニ</sup>

京中者聖覺法印亦知<sup>ニ</sup>我義<sup>ニ</sup>、若有<sup>ニ</sup>滅後疑<sup>ニ</sup>者可<sup>レ</sup>問<sup>ニ</sup>此人<sup>ニ</sup>也

とあり、法然上人滅後にあって法然の所存を知るのは、聖光房・金光房と京中にはあっては聖覺のみであるといい、また密教・天台を学び、のち法然の門に入つた良忠が乗願房に問うていうに、

故上人遺弟其義水火<sup>ニ</sup>而各稱<sup>ニ</sup>相傳<sup>ニ</sup>真偽如何<sup>ニ</sup>、彼人答云<sup>ニ</sup>當時京中興盛義共一字一言非<sup>ニ</sup>故上人御義<sup>ニ</sup>、聖光房上人為<sup>ニ</sup>修學者<sup>ニ</sup>之上<sup>ニ</sup>多

年稽古之人也、偏是故上人義也

また、聖覺も、

京中興隆之義共全非<sup>ニ</sup>故上人御義<sup>ニ</sup>、但鎮西聖光房上人數年稽古故上

人御義一分違候

といい、その他、湛空も上人の義は鎮西の善導寺に留まるといったと  
いう。

このように、法然門下で法流の上から無色な人びとの言として、都における念仏は法然上人の義ではないことを指摘し、聖光こそ法然の正統を継ぐ者であることを強調している。

また『四十八卷伝』の各所にもみることができ、さきにあげた聖覺

の法然上人の三回忌の追善法要のときの説法、また勢觀房源智は「先

師念佛の義道をたがへず申人は、鎮西の聖光房なり」とい、さらに

嘉祐三年九月に源智が聖光に書を送つて、法然上人の正義伝持を喜ん

だこと、蓮寂房も「予が門弟にをきては、鎮西の相伝をもて我義とす

へし、さらに別流をたづぬへからずと、これによりて、かの勢觀房の

門流は、みな鎮西の義に依附して、別流をたてずとぞうけたまはる」<sup>(33)</sup>

という。また正信房湛空も「わが義のあやまらぬ証誠には、聖光房こ

そ申されけれ<sup>云々</sup><sup>(34)</sup>といつてゐることは、法然の門弟の間における聖

光の地位を示すものであると同時に、法然から聖光へ宗義の相承が行

われ、この法流こそ正統であることを示してゐるのである。以上のこ

とから、良忠の『決答授手印疑問鈔』や『四十八卷伝』の意図は明ら

かで、聖光を法然の正統伝持者と位置づけていくところに専修念佛教

団形成の動きをはつきりとみることができるのである。

さて、聖光は法然上人十七回忌に当る安貞二年に『末代念佛授手印』

を著している。その選述意図は、自序に明らかなように、法然上人入滅ののち、その門弟に異義統出し、祖意が失われるのを慨き、師弟相承の正義を後世に伝え、正邪を明らかにして基準を示すことがその目的であった。それは聖光が、

三心五念之宝玉伝<sub>ニ</sub>稟承於源空上人<sub>ニ</sub>幸哉弁阿留<sub>ニ</sub>血脈於白骨<sub>ニ</sub>納<sub>ニ</sub>口  
伝於耳底<sub>ニ</sub>慥以口所<sub>レ</sub>唱五方六万<sub>ニ</sub>誠以心所<sub>レ</sub>持四修三心<sub>ニ</sub>依<sub>レ</sub>之專<sub>ニ</sub>

自行<sub>ニ</sub>之時以<sub>ニ</sub>口称數遍<sub>ニ</sub>而為正行<sub>ニ</sub>勸<sub>ニ</sub>化他<sub>ニ</sub>之日<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>称名多念<sub>ニ</sub>  
而教<sub>ニ</sub>淨業<sub>ニ</sub>

と述懐している如く、法然上人の稟承を伝えているという自覚から生れるものである。また『授手印』には、さらに『念佛往生淨土宗血脉相伝次事』が付されている。すなわち、

爰法然上人以<sub>ニ</sub>淨土宗之義<sub>ニ</sub>弁阿<sub>ニ</sub>今又弁阿以<sub>ニ</sub>相承之義並私勘文徹選集<sub>ニ</sub>讓<sub>ニ</sub>與沙門然阿<sub>ニ</sub>畢聞<sub>レ</sub>之人慥信<sub>レ</sub>之行<sub>ニ</sub>之可<sub>レ</sub>遂<sub>ニ</sub>往生<sub>ニ</sub>仍錄<sub>ニ</sub>秘法<sub>ニ</sub>之狀以<sub>ニ</sub>手次<sub>ニ</sub>于時嘉禎第三歲八月一日 法然上人口決沙門弁阿在御判<sub>(36)</sub>

とあり、法然上人は口決で聖光に淨土宗の奥義を伝えたといい、聖光が伝えていることは法然の所説であるからこれを信ぜよというのである。そしてその末尾にも書いているように、宗祖門弟の邪義について、成覚房の一念義、証空の西山義、法本房の寂光土往生義の三義をあげ、此三人義近代興盛之義也 已上三義是邪義也 可<sub>レ</sub>恐可<sub>レ</sub>恐在御判<sub>(37)</sub>全是非<sub>ニ</sub>法然上人之義<sub>ニ</sub>梵祚四王<sub>ニ</sub>奉<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>證三義俱不<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>學文<sub>ニ</sub>無智僧達愚案也 橋慢橋慢也 善導御积不<sub>ニ</sub>相応<sub>ニ</sub>之義也云云

ことを示しており、正しく『末代念佛授手印』の製作は、祖師からの

血脈相承を示すもので、祖師法然の教えはこれが正統だという意識のあらわれであろう。それは、異義のならびたつ中において、また教団形成期においては、法然上人があまり重視しなかった血脈相承という伝法形式を持たざるを得ない必然性があつたのである。

## 六

九州帰国後の聖光の布教活動はどうであつたであろうか。彼は元久元年八月上旬「辭<sub>ニ</sub>東山之學窓<sub>ニ</sub>赴<sub>ニ</sub>鎮西之旧里<sub>ニ</sub>弘<sub>ニ</sub>於真宗<sub>ニ</sub>勸<sub>ニ</sub>於称名<sub>ニ</sub>」めたが、道俗帰する者二千余人といい、各地域を廻り、彼に結縁する民衆が多数あつたことを記している。そして念佛を勧め、念仏衆を従えての勸進聖的な性格を持つていたことは『淨土法門源流章』の聖光についての記事によつても知られる。ついで、彼は筑後国高良山の麓にある一精舎(厨寺)で丈六の阿弥陀像を安置して、ここを道場として一千日の如法念佛を修している。この時の状況を『聖光上人伝』に伝えているが、如法念佛八百日に及んだ頃、地元高良山の大衆の反対運動が起り、当時は真言天台の学地で、そこで別時念佛を修するのはけしからんということであった。別時念佛が真言天台の地で一千日も続けられるということは大きな問題となつたに違いなく、そしてまた聖光も念佛者として注目をあびることになつたのであろう。

しかし結果は一山大衆は聖光に帰依し、念佛の信者となつたのである。ついで聖光は、安貞二年(一二三二八)冬、肥後國往生院で四十八日の別時念佛を修するまでの間に、筑後国山本郷に善導寺を建てている。

堂塔比々薨僧徒成、林長日勤行恒例大会（略）繼々日不懈逐、年無絶  
地主要阿寄ニ進敷地、置ニ四九本房、被妻作阿施ニ入水田、擬ニ衆  
僧糧、夫婦同心銘ニ寄進文於鏡腹ニ焉、此外造寺不可ニ勝計（略）  
弘通仏法亦不知幾許也

とあり、これによれば要阿（草野入道）が土地を寄進して、四十九坊を  
たて、要阿の妻の作阿が水田を施入し、その喜捨によつて開創された  
ことが知られる。又「堂塔比々薨……」以下の文によれば、その寺觀  
あるいは法会の盛観を伝えているが、既に指摘されている如く必ずし  
も創建当初の寺觀・法会を伝えているわけではなく、漸次、整備され  
ていき、九州における淨土宗教団の中心的寺院となつてからのことであ  
るう。換言すれば『聖光上人伝』が選述（聖光入滅後四十六年の弘安七  
年（一二八四）に著されている）された頃は、既に鎮西教団の本寺となつ  
ていたことを示すものであろう。それはともかく、善導寺は、在地領  
主であった草野氏の外護によつて建立されたのであるが、他面、さき  
にふれた『淨土法門源流章』にいう聖光を「鎮西筑後國善導寺本願聖  
光上人」と記しているのをみると、聖光は善導寺本願すなわち勸進聖  
であり、彼の勸進活動も善導寺建立の一要素となつたのではなかろう  
か。

彼の教化活動は善導寺を拠点に行われているが、その行動範囲は筑  
前・筑後・肥後に及び、その教化は念仏道場の建立となつてあらわれ  
ている。『聖光上人伝』によれば、善導寺には三十六坊をたて、また  
筑前・筑後・肥後に四十八院を開創したという。とくに、安貞二年十  
月に四十八日の別時念佛を修し『末代念佛授手印』を著した肥後国往

生院、同年十二月の別時を修した肥後国西光院、また聖光の筑後にお  
ける常住の庵室であつたという上妻の天福寺、善導大師來朝の靈夢を  
得てその真影を安置した筑前の善導寺、聖光誕生の地で母の旧宅を寺  
としたという筑前吉祥寺があり、その他『聖光上人伝附録』『蓮門精  
舍旧詞』には、筑前では正定寺、光明寺、本誓寺、極樂寺、筑後では  
陽善寺、安養寺、地福寺、光明寺、無量寿院、常念寺、肥後では五福  
寺、三宝院をあげ、他の地方では、建久八年一旦帰國の途次に建立し  
たという備後の安養寺、伊予の淨土寺、正法寺、石見大願寺があり、  
また京都聖光寺などをあげている。そして『附録』の末尾には「伝上  
人遊化筑前後州肥後州之日開創四十八寺」云然今所記僅二十有  
三寺未及其半後賢幸檢尋補之としている。九州帰國から三十五  
年間、聖光の九州教化がいかに精力的であつたかがうかがわれるので  
あるが、この様な寺院の建立は、決して彼一人でできたわけではない。  
彼と結縁し、もり立てた多くの門弟・帰依者たちの力によつて成し得  
たのである。宗祖法然上人が、寺院の建立を否定し一寺の建立もない  
のに対し、弟子聖光のこの行動は、祖意に反するともそれようが、し  
かし鎌倉祖師仏教として出発し、その教団が形成し、地方に浸透して  
いく過程では、その拠点ともなり、また僧侶集会、念佛執行の道場が  
必要であることは当然で、聖光以後、良忠の活躍などを考えれば、鎮  
西教団の發展は、鎮西派寺院の建立によるところ大なるものがあつた  
といえよう。

それとともに、聖光には七十数名の門弟があつたといわれるが、そ  
のうち『授手印』結集の署名によれば肥後の往生院で聖護に授けられ、  
（40）

その時の結集十七名、肥後の西光院で生極楽に授けられ、その時の結集三十六名、そして良忠に授けられた本には、十六名が署名している。これらの門弟と師聖光との結びつきは、『授手印』の相伝そして誓盟という伝法相承によつて、より強固なものとなり、正統伝持の自觉が高まるのである。この自觉が鎮西教團發展の大きな因といえよう。

七十余名という聖光の門下の出身は、ほぼ鎮西で、出身を記す三十六名中、筑前四、筑後五、肥前二、肥後八、豊前一、豊後一、大隅一、彦山二の二十四名で、肥後・筑後・筑前の出身者が多く、中には筑後善導寺の有力な外護者であつた草野一族の出家もあつた。因みに、良忠の弟子であつた一向俊聖は、聖光の入寂一年後の暦仁二年（一二三九）に筑後の草野永泰を父として生れている。なお、その他の出身地では、長州一、石見一、安芸一、阿波一、攝津一、高野一、京三、相模二、清水一がみられる。

## 七

さて、以上のように聖光は多くの寺院を建立しているのであるが、その寺院に自作の仏像あるいは肖像を安置している。筑後の善導寺、御井安養寺、彼の誕生の地で母の旧宅を寺とした吉祥寺、門弟の深阿と生願房の要請によつて自ら鑿をとり刻んだ真像、さらに吉祥寺には母の報恩のため本尊阿弥陀仏を刻み安置し、それが腹帶阿弥陀とよばれ靈験あらたかな安産の仏として信仰されているという。<sup>(41)</sup>その他、聖光上人作という伝承をもつものは多いが、これは聖光上人との因縁を

示そうとする意識のあらわれもあるが、多くの造像の伝承のあることは決して理由のないことではない。すなわち聖光は建久八年の上洛の折、仏師康慶の家に寄寓しており、そこで彫刻に関心をもち技術も覚えたという。

ここで十二世紀の仏師の系統並に康慶についてみてみたい。まず仏師の主な系統は四流あつた。すなわち定朝ののちその子覺助、その弟子院助と次第し、当時の宮廷や貴族関係の主な造仏を行つていた院尊を中心とする院派、定朝の弟子長勢の一門で、明円を中心とする円派、そして覺助の子頼助より康助・康慶・運慶と次第する慶派、及び康助・康朝・成朝と次第する一派。この四流派で、これらの仏師の活躍は、院派・円派は京都を中心に、慶派は南京仏師とよばれ南都に本拠をおき、とくに院派・円派の仏師が中心に活躍していた。例えば、寿永三年（一一八四）の仏師の僧位に関する記事によれば、僧綱の最高位の法印には院尊（院覧の弟子・院派）、法眼には明円（忠円の子、円派）、法橋には院実（院尊の子、院派）、院尚（院朝の子、院派）、康慶（肥前小仏師、慶派）、朝円（明円の子、円派）、実円（明円の子、円派）、となつており、慶派一門では連慶の父、康慶が一人名を出してゐるにすぎない。<sup>(42)</sup>また興福寺の再興に當つて、諸堂の造仏を担当する仏師は、金堂は法眼明円（円派）、講堂は法印院尊（院派）、食堂は無官成朝、南円堂は法橋康慶（慶派）と定められたが、金堂と講堂という主要な堂舎の仏像を京都の院派・円派の仏師に當てられたことは、その活躍もさることながら、興福寺と京都における藤原氏、そして京仏所との密接な関係を示すものであろう。このような伝統をもつ京仏師院派、円派の興福

寺の仏像の造立に対し、奈良を地盤とし、興福寺仏師を自認する成朝一派は、文治二年（一一八六）三月頼朝に訴えているのである。<sup>(43)</sup>

このような南京仏師の動きにより、院派・円派の奈良における立場は、『玉葉』建久二年（一一九一）三月の記事<sup>(44)</sup>に示すごとく、興福寺は南大門金剛力士の造立に院派の院実が決っていたところ、慶派の康慶たらしめんとする変更を申し出していることは、院派にかわって慶派が南都における造仏の主流をしめていく一つの証とみることができよう。康慶は建久七年（一一九六）東大寺大仏殿脇侍虚空蔵、同八年東大寺大仏殿四天王増長天の造像にたずさわっている。文治二年の頼朝への訴えののち、東大寺・興福寺の造仏と仏師との関係は、院派では院尊のみとなり、円派では明円のみで、治承四年以後の十八体に及ぶ両寺の造像は定慶、康慶、運慶、快慶らの慶派の仏師が中心となり、康慶は三体、特に快慶は五体を造像している。快慶がとくに東大寺を中心活躍していることは、俊乗房重源との関係によるものであることは明らかである。<sup>(45)</sup>

以上、慶派および康慶を中心にその造像活動をみたのであるが、彼は南都仏師で特に東大寺、興福寺の造像に活躍している時であって、聖光が康慶から技術を教わったということは可能性は薄く、むしろ地理的にも京都仏所系統の仏師に指導をうけたとみる方が妥当ではなかろうか。

さて聖光の持つている芸術的な資質は、彫刻の面だけではない。すなわち、『授手印』に、

自行之時調ニ美音ニ誘ニ好声ニ理ニ高下ニ量ニ長短ニ出ニ音曲ニ如ニ詠歌ニ称ニ

念仏（略）若住ニ聞法結縁之心ニ縦如ニ詠歌ニ称ニ念仏亦神妙歟  
とあるように、音曲的な念仏を唱えることを肯定しており、音楽や歌謡にも彼は関心をもっていたようである。だからこそ筑紫流の筝の善導寺への伝承者とされたのである。すなわち、筑紫筝の起源について『松響閣筝話』によれば、承久の頃（一二一九～一二二〇）都の某師が筑紫に左遷され、この某師から善導寺の聖光に伝えられたという。ついで聖光から肥前の満慧・数阿の二僧に伝えたという。数阿は聖光の門下で肥前の出身、往生院の四十八日の別時念仏の結衆で『授手印』に署名している人である。さらに下って天文年中（一二五三～一二五四）に及んで善導寺の賢順が、年を経て破損している譜本を訂正して奏したところ、諸人は感歎して中興の祖と仰いだといい、そしてそれは同じく善導の僧玄恕・法水に伝えられ、そのあと徳応（超譽上人）の頃から佐賀藩内に伝承されるようになったといいう。<sup>(46)</sup>

また善導寺樂は、善導寺を中心に室町時代に行われていた雅楽で、記録によれば『越殿樂』『蘇香合急』『青海波』『採桑老』『万歳樂』『迦陵頻』『海青樂』『輪台』『三台急』『千秋樂』『白柱』『拾翠樂急』『武德樂』『酒胡子』の譜が残されており、筑紫筝を生む母体となつたといわれている。<sup>(47)</sup>なお善導寺僧徳応の著した『筑紫筝秘錄』（写本）が残されている。

以上、今日の善導寺に、あるいは近辺にどの程度伝承されているか未調査であるが、その筑紫筝の流傳の或る時期に、伝承者として聖光の名が出てくるのは興味あるところで、『授手印』にいう詠歌あるいは

は音楽的念仏、舞遊等と関連して、彼の鎮西における布教活動を明らかにする手懸の一端がここにあるのではなかろうか。

## 註

- (1) 『仏教文化研究』第二十九号に阿川文正氏により聖光上人の伝記の特長の紹介とともに、「研究論文一覧」が掲載されている。
- (2) 聖光上人の主な伝記は『聖光上人伝』(『淨土宗全書』—以下淨全—第十七)、『法然上人行状画図』卷四十六—以下『四十八卷伝』と略称(『淨全』第十六)
- (3) 信空については、『四十八卷伝』卷四十三、『明義進行集』二(『仏教古典叢書』)その他
- (4) 『徹選択本願念仏集』上(『淨全』第七)
- (5) 『四十八卷伝』卷四十八(『淨全』第十六)
- (6) 『同書』卷二十六(右同)
- (7) 『玉葉』正治二年九月卅日、十月一日、十月二日条
- (8) 『吾妻鏡』一五、正治二年五月十二日条(『新訂増補国史大系』)
- (9) 『拾遺古德伝』六(『法然上人伝全集』)
- (10) 『明月記』建仁元年十月十七日条
- (11) 『四十八卷伝』卷十二(『淨全』第十六)
- (12) 『三昧発得記』(『淨全』第九)
- (13) 『南無阿弥陀仏作善集』『百練抄』十一
- (14) 『明月記』建仁二年正月廿七日条、『公卿補任』
- (15) 『淨土法門源流章』『本朝高僧伝』十四
- (16) (12)に同じ
- (17) 『四十八卷伝』卷二十九、『念仏名義集』下
- (18) 『四十八卷伝』卷四十二、『拾遺古德伝』九
- (19) 『同書』卷四十八(『法水分流記』『淨土伝灯總系譜』)
- (20) 『法然上人秘伝』下(『仏教古典叢書』)
- (21) 『同書』
- (22) 『聖光上人伝附録』上人道蹟第一(『淨全』第十七)
- (23) 『四十八卷伝』卷四十六
- (24) 『同書』
- (25) 『同書』卷十七
- (26)(27) 『決答授手印疑問鈔』卷上(『淨全』第十)
- (28) 『念仏名義集』卷中
- (29) 『決答授手印疑問鈔』卷上
- (30) 「もしなお不審あらん人は、鎮西の聖光房にたづねとはるべし……」  
『四十八卷伝』卷十七
- (31)(32)(33)(34) 『四十八卷伝』卷四十六
- (35)(36)(37) 『末代念仏授手印』
- (38) 『聖光上人伝』
- (39) 『蓮門精舎旧詞』(『淨全』統第十九)
- (40) 聖光の門弟については、三谷光順氏の「鎮西国師門下について」が詳しい。(『摩訶衍』第十七巻)
- (41) 『蓮門精舎旧詞』第三十八冊(『淨全』統第十九)
- (42) 『僧綱補任残闕』(『大日本仏教全書』第六十四)
- (43) 『吾妻鏡』第六、文治二年三月二日条(『新訂増補国史大系』三十二)
- (44) 『玉葉』第六十一、建久二年九月八日条
- (45) 抽稿「南都仏像の復興について—特に仏像の造頭を中心にして—」(『仏教学研究紀要』第五十九号)
- (46) 高野辰之『日本歌謡史』参照
- (47) 『邦樂百科辞典』参照



# 徹選択集の思想

高橋弘次

- 一はじめに
- 二選択の思想
- 三念佛三昧の思想
- 四念佛往生の根拠
- 五おわりに

## 一はじめに

『徹選択集』の特徴をよくあらわしているといえる。

この『徹選択集』上下の二巻については、上下それぞれの内容が異なるように、その撰述の過程にもいささか問題のあったことが知られる<sup>(1)</sup>。それは良忠の『徹選択鈔』上のはじめに、

宗祖法然上人（一一三三～一二一二・以下敬称を略す）の『選択本願念佛集』を註釈したとみなされる、聖光房弁長（一一六二～一二三八・以下聖光という）の『徹選択本願念佛集』（以下『徹選択集』という）は、たんなる註釈書ではない。上巻は『選択集』の篇目をおつて註釈がほどこされているが、よくその内容をみるとたんなる註釈でないことがわかる。それは比較的多く註釈されている第一章（聖道淨土二門篇）、第三章（念佛本願篇）、第一二章（付屬仏名篇）、第一六章（弥陀名号付屬篇）の註釈の内容からいえることである。さらに下巻においては、もはや『選択集』の註釈的な内容ではなく、『選択集』の示す念佛の教えの思想的根拠を示し、さらにその思想的展開をほどこしており、まさに

と述べられていることによつて明らかである。このように『徹選択集』の上下二巻が、それぞれに異なる内容をもつことは当然のこととはいえる、その撰述の目的が下巻にあつたことも容易に察せられる。

さらに良忠が『徹選択鈔』上において、  
問徹之字意如何。答選択集念佛正局ニ本願称名之一行。智度論之

念仏広通三福六度之行<sup>ア</sup>。然本集之念仏未<sup>シ</sup>釈<sup>セ</sup>三通念仏之相<sup>ア</sup>。故從<sup>レ</sup>

別徹<sup>スルナリニ</sup>

通故云<sup>ア</sup>「徹選択集」<sup>(1)</sup>

と述べてのことによつて一層明らかである。つまり『選択集』には「別」の念仏しか説き示めされていない。したがつて『智度論』に説き示めされている三福六度の行に通ずる「通」の念仏をもつて、「別」から「通」に徹する念仏を説き明らかにしようとするのが、この『徹選択集』だというのである。そしてとくに「通」の念仏が説き明かされるのが『徹選択集』の下巻であることは自明のことである。いずれにせよ、「別」の念仏、「通」の念仏と区別されて論じられるのは、『智度論』より引き出されたことであるが、聖光の『徹選択集』は上巻ともに『智度論』にもとづくところが大きい。

この小論においては、聖光が『智度論』の通仏教的理念にもとづいて、法然の『選択集』における念仏の教えをいかに論及しているかをみたい。とくに『徹選択集』上巻における「選択の義」について、下巻における「念仏三昧の義」について、さらに「念仏往生の根拠」について、これらの聖光の論及する思想的意図とその内容が明らかになればと思っている。

## 二 選択の思想

(1)

『徹選択集』の上巻は、すでに指摘したように『選択集』の各章をおつて註釈を加えているのであるが、全体にわたつて注目されるのは

「選択の義」(思想)についての論及である。まずはじめに『選択本願念仏集』の題号についてつぎのように註釈している。

先就<sup>レ</sup>三本選択集之題<sup>ア</sup>此<sup>レ</sup>有<sup>シ</sup>三義<sup>ア</sup>。所謂第一本選択集之題中<sup>ア</sup>。言<sup>ニ</sup>念仏<sup>者</sup>是諸師所立之口称念仏也。故題次行言<sup>ニ</sup>南無阿弥陀仏<sup>也</sup>。第二本選択集之題中<sup>ア</sup>。言<sup>ニ</sup>本願<sup>者</sup>是善導所立之本願念仏也。故題次行言<sup>ニ</sup>南無阿弥陀仏<sup>也</sup>。第三本選択集之題中<sup>ア</sup>。言<sup>ニ</sup>選択<sup>者</sup>是然師所立之選択念仏也。故題次行言<sup>ニ</sup>南無阿弥陀仏<sup>也</sup>。是故本選択集之題中雖<sup>レ</sup>有<sup>シ</sup>三重念仏之義<sup>ア</sup>。俱非<sup>ス</sup>觀念之念佛<sup>也</sup>。但是口称念佛<sup>也</sup>。

### 第一 諸師所立の口称念佛

#### 第二 善導所立の本願念佛

#### 第三 然師所立の選択念佛

である。まず念仏の教えが確立されていく過程を三つの段階に分つてゐるといえる。その第一の段階は、釈尊の教えのなかから念仏の教えは導き出されるが、それを龍樹・世觀・曇鸞・道綽などの諸師によって口称念佛として把えられたところを諸師所立の口称念佛といったのであり、第一の段階は、その諸師所立の口称念佛を、善導によつて阿弥陀仏の本願として把えられたところを善導所立の本願念佛といったのであり、第三の段階は、善導所立の本願念佛を、さらに法然によつて阿弥陀仏の選択したもう念仏の教えとして把えたところを然師所立の選択念佛といったのである。そしてこのことは、第三の然師所立の選択念佛においてはじめて念仏の教えが確立することを表明している。

『選択集』の題号のもとに示される三義は、念佛の教えが法然によつて確立されるが、その時間的過程のもとに確立されていった歴史性をとらえて、そのことを表明したものと考えられる。つまり法然の示す口称念佛の教えは、たんに法然ひとりによつて確立されたのではなく、釈尊から諸師・善導という時間的過程をへて確立されたこと、そしてその確立されていく三つの段階の念佛が、ともに観念の念佛ではなく口称念佛であつたことを表明した内容である。それは法然の念佛の教えの偶然性を否定して、その歴史的必然性を強調しているものと受けとめることができる。

(2)

こうした『選択集』題下の三義の内容をうけて、聖光は『徹選択集』上における『選択集』第三章(念佛本願篇)の註釈においてつぎのようにいふ。

問上人選択者是何義乎。答善導和尚意。念佛者本願往生念佛也。弥陀四十八願之中第十八願是也。此本願義之上。又法然上人檢淨土三部之諸本校同本異訣之諸文而今勘出法藏菩薩選択義也。

まず「法然上人の選択とは何んの義か」と問い合わせ、それは善導の意によつて「本願往生の念佛」であると答えて、さらにこのことについて法然は「淨土三部經」を検べ、三部經の異訣諸本を比較し推考したうえで、それは法藏菩薩の選択の義であることを確認(勘出)したといふのである。そして、

委如三選択集。此則末代往生之珍宝也。下根出離之明鏡也誰不レ  
覩レ之哉。

といふ、『選択集』に示される念佛の教えが末代の衆生を救う珍宝であり、下根の人びとの救われていく明鏡であり、末代・下根すべての人びとがこの念佛の教えを修せんことを強調している。

ここで聖光は、再び「選択の義」ということを問いつける。問聖教之中以弥陀本願名選択有其証拠耶。答童樹菩薩言。共觀二十方清淨世界而自莊嚴其國。如阿彌陀仏先世時。作法藏比丘。二仏將導遍至三十方二示二清淨國。令中選二択。淨妙之國。以自莊嚴其國。上已<sup>(8)</sup>

まず釈尊の説き示す教えのなかで阿彌陀仏の本願をもつて選択と名づけている証拠(出典)があるかを問う。そこで聖光は童樹の『智度論』(三八)に「共に十方清淨世界を觀して、而も自らその国を莊嚴す。阿彌陀仏先世の時、法藏比丘となる。仏將導して遍く十方に至り、清淨の国を示して、淨妙の国を選択して、以て自らその国を莊嚴せしむるが如し」とある文を引き出している。

法然はすでに『選択集』第三章(念佛本願篇)で『大阿彌陀經』のなかに選択の義を見出してそれを論じてゐるのであるが、聖光はこのうえに童樹の『智度論』(三八)の説を見出して、自らの考えを展開させるのである。そこまで、

弟子某甲然師入滅之後自檢得此文。上人之料簡符合菩薩之聖教。弥以流隨喜之淚。倍以致渴仰之誠。童樹大士既云。阿彌陀佛先世之時。作法藏比丘。令中選二択。淨妙之國。以自莊嚴其國。

以知四十八願皆是選択本願也。就中第十八願是選択本願念佛往生之願也。<sup>(12)</sup>

という。「法然（然師）の入滅の後に自らこの文（『智度論』）を検べ得たり」とい、それがまさに法然のとらえるところ（料簡）と合致することを喜び、『智度論』（三八）の文こそ第十八願の念佛往生の願（選択本願）をいい表わしているという。

そして聖光自らの考え方を展開させる。

然則選択本願念佛義。更以非法然上人之義。即是竜樹菩薩之義也。亦非竜樹菩薩之義。即是法藏菩薩之義也。亦復非法藏菩薩之義。即是先仏之義也。先仏之義故。即是法藏菩薩之義也。法藏菩薩之義故。即是竜樹菩薩之義也。竜樹菩薩之義故。即是法然上人之義也。<sup>(13)</sup>

- ①選択本願念佛の義は、さらに以て法然上人の義にあらず。すなわちこれ竜樹菩薩の義なり。
- ②選択本願念佛の義は、また竜樹菩薩の義にあらず。すなわちこれ法藏菩薩の義なり。
- ③選択本願念佛の義は、またまた法藏菩薩の義にあらず。すなわちこれ光仏の義なり。
- ④選択本願念佛の義は、先仏の義なるが故に、すなわちこれ法藏菩薩の義なり。
- ⑤選択本願念佛の義は、法藏菩薩の義なるが故に、すなわちこれ竜樹菩薩の義なり。
- ⑥選択本願念佛の義は、竜樹菩薩の義なるが故に、すなわちこれ法然

上人の義なり。

ここでは、選択本願念佛の義が順逆それぞれ三つ、合せて六つの論理的展開が示されている。その内容は、先仏→法藏菩薩→竜樹菩薩→法然上人という順序にしたがって、本願念佛の教えの選択されていく過程が示され、さらにその念佛の教えの根源をさぐっているといつてよい。

したがつて、法然によつて示される念佛の教えは、たんに法然によるのではなく竜樹菩薩による。またたんに竜樹菩薩によるのではなく法藏菩薩による、さらに法藏菩薩によるのではなく先仏（過去五三仏と世自在王仏）による、と、このように選択本願念佛の根源へと導く。いかえれば、法然によつて示される念佛の教えは、歴史的にはまさに法然の選択するところであるが、その根源をさぐれば歴史を超えた阿弥陀仏（ここでは法藏菩薩）という仏の聖意（本願）にもとづくのであり、その歴史的・超歴史的両者の必然的結果であることをいい表わしているものといえる。歴史を超えた阿弥陀仏は法藏菩薩の立場でいい表わされるが、それはさらにその法藏菩薩を教導した先仏（過去五三仏と世自在王仏）の立場にさかのぼる。このことは歴史を超えた先仏の根源へと、さらにその根源を求めることになる。しかしここで強調されるところの意味内容は、念佛の教えの選択されていく歴史的な必然性とともに超歴史的な必然性をいい表わしているといえよう。

さきの聖光が註釈する『選択集』題下の三義は、念佛の教えの選択される時間的過程にしたがつて、その歴史的必然性をいい表わしているといえるが、この聖光の示す順逆六つの論理的展開は、念佛の教え

の選択されていく時間的歴史性を超えた、超歴史的な必然的結果をい

い表わしているといえよう。さらにいえば、前者・後者ともに、念佛の教えが選択されるところの歴史的深滙性と超歴史的超滙性とを強調しているものといえる。そして聖光はこの選択の義について、

此義尤可ニ甘心<sup>(ス)</sup>尤可ニ甘心<sup>(ス)</sup>。上人手自料<sup>(シカ)</sup>簡<sup>(シテ)</sup>三部經<sup>(ヲ)</sup>我朝始立<sup>(テアリ)</sup>此義<sup>(ヲ)</sup>唐土人師所立<sup>(シテ)</sup>義<sup>(ヲ)</sup>之中<sup>(アリ)</sup>此選択之義全以無<sup>(レ)</sup>云云此書之起<sup>(ル)</sup>專在<sup>(ル)</sup>此事<sup>(ヲ)</sup>學者留<sup>(メ)</sup>心<sup>(ル)</sup>。

という。つまりこの選択の義が歴史的に開頭されたのは、中国（唐土）においてではなく、わが国における法然によつてはじめてなしえられたことを確認し、『選択集』の撰述の歴史的意義を強調している。

### (3)

さらに聖光は「法藏菩薩が四十八願を以て仏土を莊嚴したもうことは、すでに分明である」<sup>(15)</sup>といい、念佛を以て別して選択と名づけることについてその証拠を求めていく。

但以<sup>(シ)</sup>念佛<sup>(ヲ)</sup>別名<sup>(ヲ)</sup>選択<sup>(ト)</sup>有<sup>(リ)</sup>何<sup>(ヲ)</sup>証文<sup>(ヲ)</sup>耶。答曰菩薩念佛三昧經云。此念佛三昧過去諸仏之所讚歎<sup>(シヨウ)</sup>也<sup>(ノ)</sup>乃<sup>(シテ)</sup>一切諸仏之選択也<sup>(ナリ)</sup>至<sup>(シテ)</sup>一切諸仏之財寶也<sup>(ナリ)</sup>至<sup>(シテ)</sup>一切諸仏之體性也<sup>(ナリ)</sup>已上<sup>(16)</sup>

念佛を選択することの証拠（文）を聖光は『菩薩念佛三昧經』に求めて

いる。それは、

- ①念佛三昧は過去諸仏の讃嘆したものなり。
- ②念佛三昧は一切如來の印可したものなり。

③念佛三昧は一切諸仏の選択なり。

④念佛三昧は一切諸仏の財宝なり。

⑤念佛三昧は一切諸仏の舍利なり。

⑥念佛三昧は一切諸仏の体性なり。

とある文によつてである。

①念佛三昧は過去諸仏の讃嘆したものなり、ということについては、

問此念佛三昧。過去諸仏之所讚嘆<sup>(シヨウ)</sup>者其義不<sup>(レ)</sup>可<sup>(レ)</sup>然也。所以者何<sup>(ヲ)</sup>。称名念佛是仏方便法。為<sup>(シテ)</sup>淺智愚鈍<sup>(ヲ)</sup>所<sup>(レ)</sup>設之淺行也。諸仏何故捨<sup>(シテ)</sup>深取<sup>(シテ)</sup>淺而讚<sup>(シヨウ)</sup>之<sup>(ヲ)</sup>耶。答念佛三昧。即是<sup>(シテ)</sup>一切菩薩淨仏國土本願之中其一願也。然<sup>(レ)</sup>則過去諸仏因位之昔立<sup>(シテ)</sup>菩薩行<sup>(ヲ)</sup>莊嚴<sup>(シヨウ)</sup>佛國土<sup>(ヲ)</sup>之時所<sup>(レ)</sup>發非願故。諸仏讚<sup>(シヨウ)</sup>之<sup>(ヲ)</sup>歟。

とある。「称名念佛はこれ仏の方便の法なり。淺智愚鈍のために設けるところの浅行なり。諸仏何が故に深を捨て浅を取りてこれを讃嘆したものや」という問い合わせに対して、「念佛三昧は、すなわちこれ一切の菩薩・淨仏国土の本願のなかのその一願なり。然ればすなわち過去諸仏因位の昔菩薩の行を立て、仏国土を莊嚴したもう時、發すところの悲願なるが故に諸仏これを讃嘆したもの」と答えている。

②念佛三昧は一切如來の印可したものなり、ということについては、

問此念佛三昧。一切如來之所<sup>(ハ)</sup>印可<sup>(シヨウ)</sup>者其義不<sup>(レ)</sup>可<sup>(レ)</sup>然也。所以者何<sup>(ヲ)</sup>。称名念佛是為<sup>(シテ)</sup>淺機<sup>(ヲ)</sup>所<sup>(レ)</sup>教之淺行也。諸仏何故捨<sup>(シテ)</sup>深行<sup>(ヲ)</sup>取<sup>(シテ)</sup>淺行<sup>(ヲ)</sup>而印可<sup>(シヨウ)</sup>之<sup>(ヲ)</sup>耶。答所證以<sup>(シテ)</sup>衆生出離之要法<sup>(ヲ)</sup>可<sup>(シテ)</sup>云<sup>(シテ)</sup>深行<sup>(ヲ)</sup>也。

然ルニカノ依ニ仏本願力ニ故。衆生皆称名念佛而得ニ往生。豈有ニ過レ此深行一  
哉。依レ之諸仏印ニ可シ玉<sup>(19)</sup>之歟。

とある。「称名念佛はこれ浅機のために教えるところの浅行なり。諸  
仏何が故に深行を捨てて浅行を取りてこれを印可したもうや」という  
問い合わせに對して、「所詮は衆生・出離の要法をもって深行というべきな  
り。然るに仏の本願力によるが故に、衆生みな称名念佛して往生を得、  
豈にこれに過ぎる深行あらんや。これによつて諸仏これを印可したも  
う」と答えている。

③念佛三昧は一切諸仏の選択なり、ということについては、  
問此念佛三昧。一切諸仏之所トハ選<sup>シ玉</sup>者其義不可レ然。所以者何。舍  
利<sup>ハレ</sup>世尊之身骨。念佛是如來之教法。然<sup>ルニ</sup>何念佛之法門言<sup>フ</sup>諸仏之  
舍利<sup>ト</sup>耶。答舍利有<sup>リ</sup>。一者遺身舍利<sup>ト</sup>者法身舍利<sup>ト</sup>。遺身舍利<sup>ト</sup>  
者即<sup>レ</sup>是身骨也。法身舍利<sup>ト</sup>者即<sup>レ</sup>是遺法也。俱是如來滅後利益衆生之  
能化<sup>ナル</sup>故。云<sup>ニ</sup>遺身遣法<sup>ト</sup>也。況又仏<sup>ト</sup>法即<sup>レ</sup>是一体不二之義也。仏  
者即<sup>レ</sup>是覺<sup>スル</sup>法也。覺<sup>スル</sup>法者即<sup>レ</sup>是仏<sup>ト</sup>故。即<sup>レ</sup>仏而法也。即<sup>レ</sup>法而仏也。<sup>(20)</sup>

耶。答称名念佛即是易行易往之法門下根下機之行業也。又仏本  
願故。決定往生無<sup>レ</sup>疑故。諸仏選<sup>シ玉</sup>之歟。<sup>(21)</sup>  
とある。「称名念佛はこれ浅行なり。諸仏何が故に深行を選択したま  
わざして浅行を選択したもうや」という問い合わせに對して、「称名念佛は  
すなわちこれ易行易往の法門・下根下機の行業なり。また仏の本願な  
るが故に、決定往生疑なきが故に、諸仏これを選択したもう」と答え  
ている。

④念佛三昧は一切諸仏の財宝なり、ということについては、  
問此念佛三昧。一切諸仏財宝<sup>ト</sup>者其義不可<sup>レ</sup>然。所以者何。諸仏  
是以<sup>ニ</sup>實相之宝珠<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>財。何以<sup>ニ</sup>名字似名之法<sup>ヲ</sup>可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>財寶<sup>ト</sup>耶。答  
諸仏以<sup>ニ</sup>万法<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>財。故似名之名字尤<sup>モ</sup>是財寶之一分也。<sup>(22)</sup>

とある。「諸仏はこれ実相の宝珠をもつて財となす。何んぞ名字・似

名の法をもつて財宝となすべけんや」という問い合わせに對して、「諸仏は  
万法をもつて財となす。故に似名の名字もつともこれ財宝の一分な  
り」と答えている。

⑤念佛は一切諸仏の舍利なり、ということについては、

問此念佛三昧。一切諸仏之舍利<sup>ト</sup>者其義不可<sup>レ</sup>然。所以者何。舍  
利<sup>ハレ</sup>世尊之身骨。念佛是如來之教法。然<sup>ルニ</sup>何念佛之法門言<sup>フ</sup>諸仏之  
舍利<sup>ト</sup>耶。答舍利有<sup>リ</sup>。一者遺身舍利<sup>ト</sup>者法身舍利<sup>ト</sup>。遺身舍利<sup>ト</sup>  
者即<sup>レ</sup>是身骨也。法身舍利<sup>ト</sup>者即<sup>レ</sup>是遺法也。俱是如來滅後利益衆生之  
能化<sup>ナル</sup>故。云<sup>ニ</sup>遺身遣法<sup>ト</sup>也。況又仏<sup>ト</sup>法即<sup>レ</sup>是一体不二之義也。仏  
者即<sup>レ</sup>是覺<sup>スル</sup>法也。覺<sup>スル</sup>法者即<sup>レ</sup>是仏<sup>ト</sup>故。即<sup>レ</sup>仏而法也。即<sup>レ</sup>法而仏也。<sup>(23)</sup>  
とある。「舍利はこれ世尊の身骨なり。念佛はこれ如來の教法なり。  
「舍利に<sup>ニ</sup>あり。一には遺身の舍利、二には法身の舍利なり。遺身の  
舍利とはすなわちこれ身骨なり。法身の舍利とはすなわちこれ遺法な  
り。ともにこれ如來滅後・利益衆生の能化なる故に、遺身・遺法とい  
うなり。況んやまた仏と法とはこれ一体不二の義なり。仏とはすなわ  
ちこれ法を覺するなり。法を覺するとはすなわちこれ仏なる故に、仏  
に即<sup>レ</sup>してしかも法なり。法に即<sup>レ</sup>してしかも仏なり」と答えている。

⑥念佛三昧は一切諸仏の体性なり、ということについては、  
問此念佛三昧。一切諸仏之体性<sup>ト</sup>者其義不可<sup>レ</sup>然。所以者何。體  
者對<sup>シテ</sup>名而云<sup>ニ</sup>體也。性<sup>ト</sup>者對<sup>シテ</sup>相而云<sup>ニ</sup>性也。是故以<sup>ニ</sup>称名念佛<sup>ヲ</sup>可<sup>レ</sup>  
云<sup>ニ</sup>諸仏名相<sup>ト</sup>也。何云<sup>ニ</sup>體性<sup>ト</sup>耶。答至極甚深之大乘者。名即是體  
也相即<sup>レ</sup>是性也。是故名體不二相性一如<sup>ナリ</sup>。然<sup>レ</sup>則此念佛三昧。一切

諸仏之体性者此是大乗至極之法門也。<sup>(23)</sup>

とある。「体とは名に対して体というなり。性とは相に対して性といふなり。この故に称名念佛をもつて諸仏の名相というべきなり。何んぞ体性というや」という問い合わせに対し、「至極甚深の大乗は、名即これ體なり相即これ性なり。この故に名体不二・相性一如なり。然ればすなわちこの念佛三昧は、一切諸仏の体性とはこれはこれ大乗至極の法門なり」と答えている。

#### (4)

以上は、聖光による『菩薩念佛三昧經』にもとづいて念佛の教えが選択される証文と論証である。さらに聖光は選択ということばが使用される例を求めてつぎのようにいふ。

問言「三選択」者亦有其例耶。答有其例也。非但以念佛之一法一  
名中選択。亦有菩薩中名三選択之菩薩。所謂釈迦菩薩是選択菩薩。  
問何故以釈迦菩薩一名三選択菩薩耶。答此娑婆衆生者罪障深重無  
善無福心濁諂曲心不実故。十方諸大菩薩捨此世界更不化度。然  
釈迦菩薩慈悲廣大而出此界。為罪業衆生。發大誓願。作能  
化仏。故云三選択菩薩也已上<sup>(24)</sup>経

と。「ただ念佛の一法をもつて選択と名づくるのみにあらず。また菩薩のなかに選択の菩薩と名づけるあり。いわゆる釈迦菩薩はこれ選択の菩薩なり」とい、釈尊を選択の菩薩と名づける所以を明らかにする。「何が故を釈迦菩薩をもつて選択の菩薩と名づくるや」という問い合わせに対して、「この娑婆の衆生は罪障深重・無善無福・心濁諂曲心不実の

故に、十方の諸大菩薩この世界を捨てて、さらに化度したまわず。然るに釈迦菩薩・慈悲廣大にしてこの界に出でて、罪業の衆生のために、大誓願を発して能化の仏となりたもう。故に選択の菩薩といふなり」と答えている。つまり阿弥陀仏の選択本願念佛のみに選択のことばが使用されるのではなく、釈尊にも選択の菩薩と名づけられる所以を明らかにした内容である。ただここでは論及されないが、選択の菩薩と名づけられる釈尊が、法藏菩薩（阿弥陀仏）の選択本願念佛を説き明かしたことには變りはない。

そこで聖光は、法藏菩薩の選択本願、つまり法藏菩薩の念佛の教えを選択していく立場が、いかなる立場であつたかを明らかにする。

問法藏菩薩選択願者。真位似位之中於何位發此願耶。答  
難知云云。兩方尋之。若於似位中發此願者。法藏菩薩選  
二百一十億諸仏國土之莊嚴。而五劫之間思惟照察。定知可地上  
真位之發願也。若於真位中發此願者。法藏菩薩棄國捐王  
始發無上道心而立此願。以知可地前凡位之發願也。若爾兩  
條俱難思如何。答上人云此事真實難知。但經文云高才勇哲與  
世超異。若依此文意者可真位之發願歟云云<sup>(25)</sup>

法藏菩薩の發願は、真位のときか似位のときかを問うのであるが、これについて師法然（上人）は「真実に知り難し」といつておられるが、「但し經文に高才勇哲・世と超異せりといえり。もしこの文の意によるならば、真位の發願なるべきか」と答えている。法藏菩薩の發願は、地前凡位の發願でなく、地上真位の發願であることを明らかにしているのである。

(5)

そして聖光は『選択集』第三章（念佛本願篇）の選択の義を註釈し終らうとしてつぎのようにいう。

抑弟子某甲造此徹選択集而添上人選択集之意者。深以為述。  
徹其選択義也。依之為頤彼義底今致此問答。<sup>26)</sup>

「そもそも弟子（聖光）この徹選択集を造りて、而して上人（法然）の選択集に添える意は、深くもってその選択の義を述し徹せんがためなり。これによつてかの義底を頤わさんがために、今この問答をいたす」と。このように聖光が『徹選択集』を撰述したのは、法然の『選択集』の選択の義を述し徹して、その義底を明らかにするところにあつた、と自らがいうのである。

その選択の義とその義底とは、選択の歴史性と超歴史性、その両者ののかかわりにおいて、明らかにされることであり、それはすでに教証と理証、出典と論証によって論及したところである、といえよう。もとよりこのことによつて、はじめて法然の念佛の教えと、その源底を論及し明らかにすることを表明する。

沙門某甲昔學聖道門之時。聊習傳彼淨仏國土成就衆生之義。今入淨土門之後。又相承此選択本願念佛往生之義。以二師之相傳見聖教之諸文。其義更以不違教文。單聖道門人。單淨土門人不可知之。聖道淨土兼學之人可知之。自得此意。披一切大乘經。見一切大乘論。隨喜之。難禁。此則聖教之源底也。法門之奧藏也。佛菩薩之祕術也。此書之上。不可載盡。委可聞口伝也。<sup>28)</sup>

（淨土門）のみによつて明らかにされることでなく、通仏教思想（聖道門）に通じて、はじめて明らかにされることを、聖光は強調している。夫欲知念佛往生者。先須知一切菩薩淨仏國土成就衆生之義。也。又可習一切菩薩之本願也。予昔奉值先賢高才之人。習之伝之。然菩薩位有二。一者住三界内一生身菩薩。二者出三界外法性身菩薩。生身菩薩者未能淨仏國土成就衆生之行。

法性身菩薩者已能淨仏國土成就衆生之行。因茲竜樹天親同宣此旨。曇鸞天台並存此義。云云。<sup>27)</sup>

「一切菩薩の淨仏國土成就衆生の義」とは、竜樹の『智度論』三八に説き示されるところであるが、これこそ通仏教思想の理念であるとして、この理念によつて念佛往生（選択）の教えが明らかにされるべきことを示す。大乗仏教の祖とされるインドの竜樹・天親（世親）は、ともにこの趣旨（思想）を説き示しており、そして中国の曇鸞・智顥（天台）は、この思想を受け継いでいるといふのである。

もとより聖光自身も、この竜樹・天親・それに曇鸞・智顥の説き示す通仏教思想の理念に立つて、法然の念佛の教えと、その源底を論及し明らかにすることを表明する。

沙門某甲昔學聖道門之時。聊習傳彼淨仏國土成就衆生之義。今入淨土門之後。又相承此選択本願念佛往生之義。以二師之相傳見聖教之諸文。其義更以不違教文。單聖道門人。單淨土門人不可知之。聖道淨土兼學之人可知之。自得此意。披一切大乘經。見一切大乘論。隨喜之。難禁。此則聖教之源底也。法門之奧藏也。佛菩薩之祕術也。此書之上。不可載盡。委可聞口伝也。<sup>28)</sup>

沙門（聖光）昔聖道門を学せし時、いささかの淨仏國土成就衆生の義を習い伝え、今淨土門に入るの後、またこの選択本願念佛往生の義を相承す」といふ、聖光は淨土門に帰入する前に『智度論』における「淨仏國土成就衆生」という通仏教思想の理念を学び、その後に法然の「選択本願念佛往生」の教えを受けとめたという。

そして「二師（証真と法然）の相伝をもつて聖教の諸文をみると、その義さらにもつて教文に違はず」とい、さらに「単聖道門の人・単淨土門の人はこれを知るべからず。聖道・淨土兼学の人これを知るべし」といって、聖道・淨土兼学の立場を強調している。たんに聖道門のみを学んだ人、さらに淨土門のみを学んだ人には、念佛の教えの真実性は理解されえないというのである。聖光はこうした聖淨兼学という立場にたつことを心得てから「一切の大乗經を披らき、一切の大乗論を見るに隨喜の涙禁じ難し。これすなわち聖教の源底なり、法門の奥藏なり、仏・菩薩の秘術なり」といって、通仏教思想の理念にもとづいてこそ、念佛の教えの真実性が理解しえることを強く主張している。もとより『選択集』に示される選択の義（思想）を論及しえられるのも、聖淨兼学の立場にたてばこそなしえられることを表明しているのも、聖淨兼学の立場にたてばこそなしえられることを表明しているといえよう。

(6)

『徹選択集』上において、いま一つの選択の義（思想）が積極的に展開される箇所がみられる。それは『選択集』第十六章（阿弥陀名号付属篇）を註釈するところである。法然は『選択集』において八種の選択を説き示して、三仏（釈尊・阿弥陀仏・諸仏）の一致、三經（無量寿經・觀經・阿弥陀經）の一轍を強調するが、聖光は二十二種の選択として、これを展開させる。

問上人選択集中有<sup>ノ</sup>幾<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>義<sup>ハ</sup>耶。答上人所造之選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>集<sup>ハ</sup>有<sup>ノ</sup>八<sup>ハ</sup>種<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>。其八種<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>者雙卷經中<sup>ハ</sup>有<sup>ノ</sup>三<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>。一<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>本願<sup>ハ</sup>一<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>讚嘆<sup>ハ</sup>。

徹選択集の思想

三<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>留<sup>ハ</sup>教<sup>ハ</sup>也。觀經中又有三<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>。一<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>攝<sup>ハ</sup>取<sup>ハ</sup>。一<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>化讚<sup>ハ</sup>。三<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>付屬<sup>ハ</sup>也。次<sup>ハ</sup>阿<sup>ハ</sup>弥<sup>ハ</sup>陀<sup>ハ</sup>經中又有二<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>。所謂選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>誠<sup>ハ</sup>也。般舟三昧經中又有二<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>。所謂選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>我<sup>ハ</sup>名<sup>ハ</sup>也。已<sup>シテ</sup>上總八種選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>也。委<sup>ハ</sup>如<sup>ハ</sup>三<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>集<sup>ハ</sup>。まず聖光は『選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>集<sup>ハ</sup>』に説<sup>ハ</sup>き示<sup>ハ</sup>さる八種の選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>がいかなる内容のものであるかを問答によつて示す。

ついで聖光は「今このほかにまた二十二種の選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>の義を加う」といつて、その一一について説明する。

第一 選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>一向の義（雙卷經）

一<sup>ハ</sup>就<sup>ハ</sup>雙卷經<sup>ハ</sup>又有二<sup>ハ</sup>種<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>。所謂三<sup>ハ</sup>品<sup>ハ</sup>往生之下選<sup>ハ</sup>捨<sup>ハ</sup>諸行<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>置<sup>ハ</sup>一向之言<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>取<sup>ハ</sup>念佛<sup>ハ</sup>而置<sup>ハ</sup>一向之言<sup>ハ</sup>此則選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>一向之義也。<sup>(32)</sup>

第二 選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>惡業待對の義（觀經）

二<sup>ハ</sup>就<sup>ハ</sup>觀經<sup>ハ</sup>又有二<sup>ハ</sup>種<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>。所謂下品三生者十惡罪人破戒罪人五逆罪人也。此等罪人以<sup>ハ</sup>罪障重<sup>ハ</sup>故於諸仏之淨土更所<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>捨<sup>ハ</sup>也。以<sup>ハ</sup>佛本願<sup>ハ</sup>故於阿<sup>ハ</sup>弥<sup>ハ</sup>陀<sup>ハ</sup>之淨土而選<sup>ハ</sup>取<sup>ハ</sup>之也。以此案<sup>ハ</sup>之余善是非能治法念佛是為能治之法<sup>ハ</sup>當<sup>ハ</sup>知下品三生者選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>惡業待對之義也。<sup>(33)</sup>

第三 選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>大善の義（阿<sup>ハ</sup>弥<sup>ハ</sup>陀<sup>ハ</sup>經）

三<sup>ハ</sup>就<sup>ハ</sup>阿<sup>ハ</sup>弥<sup>ハ</sup>陀<sup>ハ</sup>經<sup>ハ</sup>又有二<sup>ハ</sup>種<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>。所謂選<sup>ハ</sup>捨<sup>ハ</sup>小善根福德因緣<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>取<sup>ハ</sup>大善根福德因緣<sup>ハ</sup>此則選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>大善之義也。<sup>(34)</sup>

第四 選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>一行の義（文殊般若經）

四<sup>ハ</sup>就<sup>ハ</sup>文殊般若經中<sup>ハ</sup>又有二<sup>ハ</sup>種<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>。所謂選<sup>ハ</sup>捨<sup>ハ</sup>相貌<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>取<sup>ハ</sup>名<sup>ハ</sup>此則選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>一行之義也。<sup>(35)</sup>

第五 普賢菩薩選<sup>ハ</sup>択<sup>ハ</sup>臨終の義（華嚴經）

五、就二普賢菩薩有二種選択。所謂華嚴經云普賢菩薩臨終之時選捨十方淨土。選取極樂淨土。此則普賢菩薩選択臨終之義也。<sup>(36)</sup>

### 第六 文殊菩薩選択臨終の義（文殊發願經）

六、就二文殊菩薩有二選択。所謂文殊發願經云文殊菩薩臨終之時選捨十方淨土。選取極樂淨土。此則文殊菩薩選択臨終之義也。<sup>(37)</sup>

### 第七 観音菩薩選択本師の義（千手經）

七、就二觀音菩薩有二選択。所謂千手經云念<sup>スハ</sup>ト我本師阿彌陀仏。當知選捨余仏。選取本師。此則觀音菩薩選択本師之義也。<sup>(38)</sup>

### 第八 勢至菩薩選択因行の義（大仏頂經）

八、就二勢至菩薩有二選択。所謂大仏頂經云勢至菩薩之本願選捨諸行。選取念佛。得無生忍。往生極樂。此則勢至菩薩選択因行之義也。<sup>(39)</sup>

### 第九 竜樹菩薩選択本願の義（十住毗婆沙論）

九、就二竜樹菩薩十住毗婆沙論有二選択。所謂選捨難行道。選取易行道。此則選択易行道之義也。又就二竜樹菩薩所造論又有二選択。所謂阿彌陀佛先世之時作法藏比丘。而選捨蠻惡。選取善妙。以為本願。此則竜樹菩薩選択本願之義也。<sup>(40)</sup>

### 第十 選択名義讚嘆の義（往生論）

十、就二天親菩薩往生論有二選択。所謂於三念門中。第二讚嘆門。是弥陀之名義也。於非本願之諸行者選捨而不讚嘆之。於下為二本願之名義者選取而讚嘆之。此則選択名義讚嘆之義也。<sup>(41)</sup>

### 第十一 選択得度念佛の義（廬山の慧遠大師）

十一、就二匡廬山慧遠大師有二選択。所謂慧遠大師雖習學若

千三歲之教法。於其中選捨諸行。選取念佛。而為我得度之要法。此則選択得度念佛之義也。<sup>(42)</sup>

### 第十二 選択長生念佛の義・選択在心の義・選択在縁の義・選択在決定の義（曇鸞法師）

十二、就二曇鸞法師有二選択。所謂菩提流支三歲對曇鸞法師之時号長生不死之法。而與觀經畢。法師學得此經。選捨諸行。選取念佛。遂往生之望。此則選択長生念佛之義也。加之就二曇鸞法師之義。有三選択義。所謂一者於諸行無在心之義。故選捨之。於念佛有在心之義。故選取之。此則選択在心之義也。

二者於諸行無在緣之義。故選捨之。於念佛有在緣之義。故選取之。此則選択在緣之義也。三者於諸行無在決定之義。故選捨之。於念佛有在決定之義。故選取之。此則選在決定之義也。<sup>(43)</sup>

### 第十三 天台大師選択改悔念佛の義（天台大師）

十三、就二天台大師有二選択。所謂天台別伝云念佛是火車相現能改悔之法也。余行是非火車相現能改悔之法也。是以選捨不能改悔之法。選取能改悔之法。而造三十疑論專弘念佛也。此則天台大師選択改悔念佛之義也。<sup>(44)</sup>

### 第十四 道緯禪師選択念佛の義（道緯禪師）

十四、就二道緯禪師有二選択。所謂於并州聚男女之羣類弘得道之要法。之時選捨万法。選取念佛而弘通之。此則道緯禪師選択念佛之義也。<sup>(45)</sup>

### 第十五 善導和尚選択本願念佛の義（善導和尚）

十五、就二善導和尚有二選択。所謂為末法之衆生弘往生要法

之時選二捨非本願之雜行二選下取為三本願二之念佛。此則善導和尚選  
擇本願念佛之義也。<sup>(46)</sup>

#### 第十六 懷感禪師選擇見念佛念仏の義（懷感禪師）

十六就三懷感禪師有一選擇。所謂此感師者善導同時之人也。未  
對面之間雖下帶二法相之法門而破中善導之念佛。已對面之時見  
從二善導口一出申光明ノ申<sup>シテ</sup>化仏。忽帰<sup>シテ</sup>善導一而選二捨諸行正  
選二取念佛。此則懷感禪師選擇見念佛念仏之義也。<sup>(47)</sup>

#### 第十七 少康法師選擇興隆念佛の義（少康法師）

十七就三少康法師有一選擇。所謂於三烏龍山築三級之壇<sup>シヤウ</sup>集  
四部之衆令念佛行道選捨諸行選取念佛而興三隆之。此則  
少康法師選擇興隆念佛之義也。<sup>(48)</sup>

#### 第十八 法照禪師選擇末法念佛の義（大聖竹林寺記）

十八就三法照禪師有一選擇。所謂大聖竹林寺記云法照禪師參  
詣五台山大聖竹林寺奉レ值<sup>シテ</sup>普賢文殊之二菩薩<sup>シテ</sup>為二末法衆生  
問<sup>ヒヨクニ</sup>得度之要法。普賢文殊並答二法照禪師之間選二捨諸行選  
取念佛<sup>シテ</sup>而教<sup>ハモリ</sup>末法得度之要法。此則法照禪師選擇末法念佛之  
義也。<sup>(49)</sup>

#### 第十九 慧日三藏選擇念佛の義（慧日三藏）

十九就慧日三藏有二一選擇。所謂慧日三藏入三天竺之時印度之  
諸衆偏興念佛依<sup>レ</sup>之歸朝之後選二捨諸行選取念佛。此則慧日  
三藏選擇念佛之義也。<sup>(50)</sup>

#### 第二十 大智律師選擇病中念佛の義（大智律師）

二十就大智律師有一選擇。所謂此律師是本則四分律之學匠也

然置<sup>シテ</sup>四分戒律入三天台上乘之法而學<sup>スル</sup>之間。身受<sup>シテ</sup>重病病中發  
願若今度病差存命入淨土門可<sup>レ</sup>修<sup>シテ</sup>念佛。云云如<sup>レ</sup>願病差之後  
選二捨上乘戒之二法修<sup>シテ</sup>念佛之一行。此則大智律師選擇病中念佛  
之義也。<sup>(51)</sup>

#### 第二十一 慧心先德選擇念佛往生の義（往生要集）

二十一就三慧心先德有一選擇。所謂慧心要集云於諸行一者然<sup>ナリ</sup>  
利智精進之人也。如<sup>レ</sup>予頑魯者依<sup>シテ</sup>念佛之一門集<sup>シテ</sup>經論之要文  
而選二捨諸行正選取念佛。此則慧心先德選擇念佛往生之義也。<sup>(52)</sup>

#### 第二十二 法然上人選擇本願念佛の義（法然上人）

十二就三法然上人有一選擇。所謂以善導和尚本願念佛之義  
為<sup>シテ</sup>其根本而見<sup>シテ</sup>經論<sup>シテ</sup>其本願之義上復加<sup>シテ</sup>選擇之義。此則法然上  
人選擇本願念佛之義也。<sup>(53)</sup>

とあり、最後に上二十二種選擇之義畢<sup>シテ</sup>といつてある。

この第一の選擇から第八の選擇までは經典からであり、第九の選擇  
から第十の選擇はインドの竜樹・天親の論疏からであり、第十一の選  
擇から第二十の選擇までは中国の慧遠・曇鸞・天台・道綽・善導・懷  
感・少康・法照・慧日・大智の祖師からであり、第二十一の選擇から  
第二十二の選擇はわが国の慧心・法然からである。法然の『選擇集』  
(第十六章)に説き示される八種の選擇は、すべて經典からのものであ  
るが、この聖光の『徹選擇集』上に加えられる二十二種の選擇は、經  
典・それにインド・中國・わが国における祖師の論疏からのものであ  
る。このように法然の八種の選擇のうえに二十二種の選擇が加えられ  
て、選擇の義(思想)が論及されるということは、たんに選擇の範囲

をひろげたというのではなく、聖光のいうところの聖淨兼学の立場にたって、通仏教思想の理念をもつて、選択本願念佛往生の真実性を強調し、念佛の教えの普遍性を表明したものといえる。

## (7)

そして聖光は『徹選択集』上の終りにおいて、再びその撰述の理由を二つあげて説明する。

問曰、本選択集中明ニ称名念佛往生其義已足。今又重造ニ徹選択集、有何要用耶。答曰、造此書有二意。所謂一者為顯先師上人之広学博覽之智德也。二者為救濁世末代之小智愚鈍迷惑也。<sup>(55)</sup>

その理由の一つは、「先師法然の広学博覧の智徳をあらわさんがために」その二つは、「濁世末代の小智愚鈍の迷惑を救わんがために」という。そしてこの二つの理由について聖光はながながと説明する。<sup>(56)</sup>しかし最後には、

痛哉痛哉當世之学者拠ニ選択之真文正義、挾ニ自己廻文曲義、証ニ惑、  
世間ニ迷亂行者、罪業之至何事如レ之。可レ恐可レ恐可レ悲可レ悲  
早趣ニ仏道之正路改ニ迷惑之邪執懲ニ悔謗師謗法之罪業可レ免ニ椎  
撲地獄之苦患。南無阿弥陀仏南無阿弥陀仏。返返以ニ先師上人選択  
集ニ而為指南、又仰依憑ニ無間精進ノ無解怠ニ無疎略一行ニ口称念  
仏ニ慥以可レ往ニ生樂矣也。此則哀ニ末法之迷者也。

于時嘉禎三年歲次丁酉六月十九日安居念佛中為先師報恩、為  
末法哀愍、記之。<sup>(57)</sup>

とある。「當世の学者、選択の真文・正義をなげうち、自己の廻文・曲義をはさみ、世間を誑惑し、行者を迷乱すること罪業のいたり、何事かこれにしかんや」とい、さらに「先師上人の選択集をもつて指南となし、また依憑に仰ぎ無間に精進して懈怠なく疎略なく口称の念佛を行じて、慥に極楽に往生すべし。これはすなわち末法の迷者を哀むなり」といつて『徹選択集』上は終っている。こうした時代の情況を詳述して、しかも『徹選択集』撰述の理由をくりかえし述べるのは、たんに時代の要請のみに解すべきではなかろう。

## 三 念佛三昧の思想

## (1)

『徹選択集』における上巻と下巻との内容の相違については、すでに指摘したが、聖光の弟子良忠（一一九九—一二八七）は『徹選択鈔』上でつぎのように述べている。

問得名如何。答此集作事先師智度論ニ菩薩修行之相、望今淨土門、時可レ有ニ通局之念佛道理見立被レ撰也。至ニ題名ニ者案勞也。或四義集トヤイハマン或徹選択トヤイハマシ。但予故上人之遺弟選択収受之身也。徹選択題可レ宜、歟彼集念佛義宣徹意也。云云然選択意一分ノヘラレ然問題与レ文相違。私申云々本集大意釈ソヘラレテ候者不レ違レ題宜カルヘキニ候ナゾ。云云依レ之上卷十六篇意述ラレタル也。問徹之字意如何。答選択念佛正局ニ本願称名之一行。智度論之念佛廣通ニ三福六度之行。然本集之念

仏未<sup>ハ</sup>積<sup>ム</sup>三通念仏之相<sup>。</sup>故從<sup>レ</sup>別別<sup>スルナリ</sup>通故云<sup>ニ</sup>徹選択集<sup>。</sup>然不<sup>ニ</sup>伝授<sup>セ</sup>人謂為<sup>ラ</sup>鎮西上人念仏之義被<sup>ハシトメ</sup>改<sup>ニ</sup>故上人所立<sup>テ</sup>矣。全<sup>タク</sup>無<sup>ニ</sup>其義<sup>。</sup>事也。問此小序意如何。答上句舒<sup>ノハヘ</sup>上卷意<sup>ヲ</sup>下句舒<sup>ノハフル</sup>下卷意<sup>ヲ</sup>也。是<sup>レ</sup>私書<sup>レ</sup>此也。<sup>(59)</sup>

この記述からみると『徹選択集』は、聖光が『智度論』に明すところの菩薩の修行の相をみて、浄土の教えにおける念仏について通(総局(別))の相のあることを知り、この道理(理念)にもとづいて念仏の教えの通仏教的根拠と、その普遍性を論及したものといえる。内容からいうと、それは四義集(実際は七義である)<sup>(60)</sup>というべきで、『徹選択集』という書名にふさわしくない良忠はいう。そこで聖光は『選択集』十六章段について註釈を加えて、これを上巻とし、さきの四義集を下巻としたというのである。もしこの良忠の記述が事実を伝えるものならば、聖光における『徹選択集』の撰述は、下巻にその目的・内容があつたというべきで、上巻は下巻に添えられたものというべきであろう。いずれにせよ、聖光における『徹選択集』の撰述内容は、上巻よりも下巻にその特徴がみられるのも肯首されるというものである。

## (2)

『徹選択集』の下巻は、すでに指摘したように「念仏三昧の義」(思想)について論及する。その巻頭に念仏三昧の定義づけがなされる。

問曰念仏三昧<sup>ト</sup>者何義乎。答曰念仏三昧<sup>ト</sup>者是不離仏之義也。問曰不離仏<sup>ト</sup>者何義乎。答曰不離仏<sup>ト</sup>者值遇仏之義也。問曰值遇仏<sup>ト</sup>者

何義乎。答曰值遇仏<sup>ト</sup>者因地下位之菩薩必值<sup>ニ</sup>遇果地上位之如來<sup>ニ</sup>剎那片時不<sup>レ</sup>遠<sup>ニ</sup>離仏<sup>。</sup>譬如<sup>ニ</sup>嬰兒<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>離<sup>ル</sup>母也。<sup>(61)</sup>

「念仏三昧とは何の義ぞや」という問に対し、「念仏三昧とはこれ不離仏の義なり」と答える。また「不離仏とは何の義ぞや」という間に對して「不離仏とは值遇仏の義なり」と答える。さらに「值遇仏の義とは何の義ぞや」という問に対し、「值遇仏とは因地下位の菩薩は必ず果地上位の如来に值遇して剎那・片時も仏を遠離すべからざること、譬えば嬰兒の母を離れざるがごとし」と答えている。つまり念仏(仏)と離れないで教導をうけることで、いかなる菩薩も仏も不離仏・值遇仏をほかにして仏道・実践の成就是ありえないことを説き示すものである。それはたとえば嬰兒(赤子)が母親のもとを離れないで育つしていくのと同じである。

したがつていかなる仏道・実践も不離仏・值遇仏(念仏三昧)のもとに成就されるということを説き示すのである。このことは、つづいて「菩薩、仏を離れざることは何の要ありや」という問に対し、「下位の菩薩は必ず上聖の加護を被るが故なり」と答えていることによつても明らかである。いかなる仏道・実践も仏と離れず、仏に值遇することをもつて成就されることを強調し、ついでいかなる菩薩も仏に値遇して仏道・実践を成就するが、その菩薩の位(真位・似位)によつて仏と値遇する内容の異なることを明らかにする。

問曰菩薩必值<sup>ニ</sup>遇<sup>スルナリ</sup>仏<sup>ト</sup>者真位似位之中<sup>ハ</sup>何位菩薩<sup>ヲ</sup>乎。答曰真位

似位俱是因地下位故必值遇仏也。問曰似位菩薩者未断無明未顯法性。是故為下斷無明顯中法性上必值遇仏也。尤有其理。但於真位菩薩者已断無明，証法性也。何必值遇仏乎。答曰真位菩薩必值遇二仏者是為下從二仏國一至二仏國二淨二仏國土成就衆生也。<sup>(63)</sup>

まず菩薩の真位も似位も因地下位であるから仏に值遇すべきことを明かす。つまり菩薩は真位であっても似位であっても、いまだ仏とはなつてない未完成のものであるから、仏と値遇して完全な仏道を成就すべきことを説き明かす。「似位の菩薩はいまだ無明を断せず、いまだ法性を顯わさず。この故に無明を断じ法性を顯わさんがために、必ず仏に値遇するなり。もつともその理あり」とい、「真位の菩薩も必ず仏に値遇することは、これ一仏国より一仏國にいたり、仏國土を淨め衆生を成就せんがためなり」という。さらに地前似位の菩薩の仏道・実践の内容を説き示していく。そしてその内容は『智度論』(三八)に示す生身の菩薩・法身の菩薩に及んで詳説される。

そこで菩薩の仏道・実践の目的とその内容を明らかにする。それは『智度論』(八三)のつぎのような文からはじめる。

論云當知是菩薩住二法王子地満足諸願常不離諸佛不離諸善根從一仏國至一仏國<sup>(64)</sup>上文意應知。

「菩薩の法王子地に住して、諸願を満足し、つねに諸仏を離れず、諸の善根を離れず、一仏國より一仏國に至ると。」とい、菩薩実践のあり方を説き示す。この文によつて菩薩の実践目的の内容を明かす。問曰淨仏國土成就衆生者是為一義將當二義可云乎。<sup>(65)</sup>

「淨仏國土成就衆生」とは「一義とせんや、はたまた二義というべきや」という問い合わせる。そこで、

答曰雖此事難知且有傍正義所謂約淨仏國土之邊而明淨土即是依報也。約成就衆生之邊而明往生即正報也。雖言淨仏國土不離成就衆生離正報無依報故。雖言成就衆生不離淨仏國土離依報無正報故。以知淨仏國土之日依報為正正報為傍。<sup>(66)</sup>

と答えて、まず「このこと知り難しといえども、且く傍・正の義あらん」ことを明かす。そして「淨仏國土の邊に約して明かさば、淨土はすなわちこれ依報なり。成就衆生の邊に約して明かさば、往生はすなわちこれ正報なり。淨仏國土というといえども成就衆生を離れず。正報を離れて依報なきが故に。成就衆生というといえども淨仏國土を離れず。依報を離れて正報なきが故に。以て知んぬ、淨仏國土の日は依報を正となし正報を傍となす」という。

このように聖光は、淨仏國土成就衆生という菩薩（大乗仏教）の実践目的を傍正の二義でもつて明らかにする。菩薩の実践目的の内容として、このように淨仏國土成就衆生を明かし強調しえるのは、たんに淨土門の教えのみを伝え聞いていたのではできず、聖道門の教えをよく学んではじめてできうることであるといふ。

幸伝ニ聖道淨土之二師。倩案ニ一切經論之諸文一代所說之法門皆悉收二遊戯神通之四字也。或說言菩薩為成二仏果証ニ首楞嚴定是為自行。得此定已分身散影布遍十方。遊戯神通利益衆生是為化他。成就自行化他之功德已竟等覓一転入于妙覺之

剎<sup>カサミ</sup>登<sup>リ</sup>金剛座之上<sup>ニ</sup>垂<sup>シ</sup>成<sup>スルニ</sup>正覺<sup>ニ</sup>之時<sup>テ</sup>名曰<sup>ニ</sup>灌頂大法王子<sup>(69)</sup>也。

とあるように「幸に聖道淨土の二師に伝えて」という自信が、聖光にとっていかに大きかつたかが窺われる。いずれにせよ菩薩が「自行化他の功徳を成就し」えて「等覺一転して妙覺に入」ることによつて、その実践目的が成就されることを知る。

(3)

菩薩の実践目的が自行化他の成就にあり、その実践内容が「淨仏國土」(自行)と「成就衆生」(化他)にあることを明かすが、聖光はそのことを、天親の『往生論<sup>(70)</sup>』と曇鸞の『往生論註<sup>(71)</sup>』の文を引いてその証左とする。

天親往生論云復有五種門。一者近門。二者大會衆門。三者宅門。四者屋門。五者園林遊戯地門。入前四門為自行門。出第五門為化他門。乃是名入第四門。出第五門者以大慈悲觀察一切苦惱衆生示應化身廻生死園煩惱林中遊戯神通至教化地。論文曇鸞註云示應化身者如法華經普門示現之類也。已上其義<sup>(72)</sup>知。

一の近門・二の大会衆門・三の宅門・四の屋門を自行門(入)とし、五の園林遊戯地門を化他門(出)とする。つまり菩薩の自行・化地である。菩薩の実践における究極の目的は、「出の第五門・大慈悲をもつて一切苦惱の衆生を觀察して、應化身を示し生死の園・煩惱の林のなかに廻りし、遊戯神通をもつて教化地に至る」ことである。ただ菩薩がこうした究極の目的を成就し得るためには、不離仏・值遇仏の一義をも

つ念仏によるることを強調するのである。

そこで聖光は、

然今如<sup>キ</sup>此等問答者偏是菩薩淨仏國土成就衆生之義也。未<sup>シ</sup>顯<sup>シ</sup>念佛義如何。答曰今此造書之意趣問答淨仏國土成就衆生之義者。為顯<sup>シ</sup>念佛三昧至極甚深之義也。所以者何。菩薩不<sup>レバ</sup>遇<sup>シ</sup>仏者不<sup>レバ</sup>知<sup>シ</sup>淨仏國土之行。菩薩常值<sup>シ</sup>仏故能知<sup>シ</sup>淨仏國土之行。不<sup>レバ</sup>離<sup>シ</sup>仏故不<sup>レバ</sup>忘<sup>レバ</sup>仏也。值遇<sup>シ</sup>仏故常念<sup>シ</sup>仏也。是故以菩薩淨仏國土之行<sup>ヲ</sup>名<sup>ル</sup>甚深念佛三昧也。<sup>(73)</sup>

という。この『徹選択集』の「造書の意趣」は「念佛三昧の至極甚深の義を顯わさんがため」といい、「菩薩<sup>シテ</sup>ねに仏に値うが故によく淨仏國土の行を知る。仏を離れざるが故に仏を忘れざるなり。仏に值遇するが故につねに仏を念ずるなり。この故に菩薩の淨仏國土の行をもつて、甚深の念佛三昧と名づくるなり」という。

そして聖光は、不離仏(不忘仏)・值遇仏(常念佛)の二義をもつ念佛三昧について評論するが、ここに念佛に總別二種の区別のあることを明かす。

問曰善導宗意於二万法中取名号之一法。而名念佛其外之法不<sup>レバ</sup>名念佛。何今以一切法皆名念佛乎。答曰今於念佛有總別二種之義也。所謂總而言之万行皆是念佛也。別而言之以口稱名号為念佛也。但善導意捨總取別也。<sup>(74)</sup>

問うていてわく、善導宗の意は方法のなかにおいて、名号の一法をとりて、念佛と名づけて、そのほかの法を念佛と名づけず。何んぞいま一切の法をもつて、みな念佛と名づくるや。答えていわく、いま念佛

において総別二種の義あるなり。いわゆる総じてこれをいわば、万行みなこれ念佛なり。別してこれをいわば、口称名号をもつて念佛とするなり。ただし善導の意は、總を捨てて別を取りたまえり」という。

口称念佛の一法をもつて念佛とするのが善導の立場であり、仏道すべての法をもつて念佛とするのが聖光の立場である。前者を別の念佛とし、後者を總の念佛とする。聖光はいま「淨仏国土・成就衆生」という通仏教的理念にもとづいて、別の念佛・口称念佛の教理的根源・背景を、總の念佛・不離仏・值遇仏の立場から論じよりとしているといえる。

このことは、つぎに聖光が、

凡聖教之習皆有<sup>ニ</sup>廣略開合之義。廣之時、万法也。略之時、一法也。開之時、万法各別也。合之時、一法二法也。其一法二法者或約事或約理。約理之時、万法即是真如一理也。約事之時、万法即是般若一法也。其般若者即是仏智也。其仏智者即是事也。如上所言、總別之義、例<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>知。<sup>(76)</sup>

といい、「聖教の習いみな廣略・開合の義」のあることを指摘している。

開→方法 理→方法・真如一理  
合→一法 事→一法・般若仏智

この開合の義によって念佛の総別の義を理解すべきことを述べている。

これは、つまり別の念佛・口称念佛の根源・背景として總の念佛・不離仏・值遇仏の義が展開されたと理解すべきで、たんに總の念佛を新しく展開させたとみるべきではない。

『徹選択集』の結論ともいべき内容が下巻の終りに示されている。それはすべての人間が念佛の教えによつて救われる理由を七つあげている。

將今廣勘<sup>ニ</sup>、經論<sup>ヲ</sup>一切衆生念佛往生<sup>スルニ</sup>有<sup>ニ</sup>種種故。一者菩薩願故。二者菩薩巧方便故。三者菩薩淨仏國土成就衆生故。四者仏智故。五者法不思議故。六者摩訶衍法故。七者譬喻故也。<sup>(77)</sup>

「一には菩薩の願の故に、二には菩薩の巧方便の故に、三には菩薩の淨仏國土成就衆生の故に、四には仏智の故に、五には法不思議の故に、六には摩訶衍の法の故に、七には譬喻の故なり」というのがそれである。聖光がはじめの四義(集)をもつて『徹選択集』の書名にしようとしたことは、良忠が『徹選択鈔』上に述べていることによつて知られている。<sup>(78)</sup> それほどにははじめの四義に重点をおいていることは、『徹選択集』下巻全容からいえる。<sup>(79)</sup> しかし実際は七義である。この七義を順をおつてみてみよう。

①菩薩の願の故に、とは、

一菩薩願故<sup>ト</sup>者於<sup>ニ</sup>一切菩薩<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>通別<sup>ニ</sup>二願。通願<sup>ト</sup>者四弘誓願是也。一切菩薩同發<sup>ニ</sup>此願。別願<sup>ト</sup>者所謂如<sup>ニ</sup>文殊師利<sup>ト</sup>以<sup>ニ</sup>菩提心<sup>ト</sup>為<sup>ニ</sup>別願<sup>ト</sup>。如<sup>ニ</sup>普賢菩薩<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>恒順衆生<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>別願<sup>ト</sup>。如<sup>ニ</sup>地藏菩薩<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>無仏世界度衆生<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>別願<sup>ト</sup>。如<sup>ニ</sup>積迦如來<sup>ト</sup>以<sup>ニ</sup>五百大願<sup>ト</sup>為<sup>ニ</sup>別願<sup>ト</sup>。如<sup>ニ</sup>藥師如來<sup>ト</sup>菩薩道<sup>ニ</sup>時<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>十一上願<sup>ト</sup>為<sup>ニ</sup>別願<sup>ト</sup>。如<sup>ニ</sup>多寶如來<sup>ト</sup>以<sup>ニ</sup>証明法華<sup>ト</sup>為<sup>ニ</sup>別願<sup>ト</sup>。如<sup>ニ</sup>法藏菩薩<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>四十八願<sup>ト</sup>為<sup>ニ</sup>別願<sup>ト</sup>。於<sup>ニ</sup>ノ<sup>ム</sup>以<sup>ニ</sup>稱名往生<sup>ト</sup>殊<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>別意弘願<sup>ト</sup>異<sup>ニ</sup>余仏菩薩<sup>ト</sup>云云<sup>(80)</sup>

#### 四 念佛往生の根拠

四弘誓願であるという。別願とは菩薩それぞれが発す願であり、法藏

菩薩の四十八願はまさに別願であり、そのなかに「称名往生をもつて

別意の弘願となす。余の仏菩薩に異なり」というのがそれである。法

藏菩薩の別願によつて一切衆生の念佛往生のとげられることを強調し

たものである。

②菩薩の巧方便の故に、とは、

二巧方便故者菩薩成就<sup>(82)</sup>自行化他<sup>(83)</sup>二種功德譬如二鳥二羽以

自行辺為<sup>(84)</sup>大智門以<sup>(85)</sup>化他辺為<sup>(86)</sup>大悲門出<sup>(87)</sup>於大悲門趣<sup>(88)</sup>化導一

之時衆生界無<sup>(89)</sup>盡故法門亦無<sup>(90)</sup>盡也。為<sup>(91)</sup>令<sup>(92)</sup>衆生易<sup>(93)</sup>度故巧<sup>(94)</sup>出

方便<sup>(95)</sup>利益<sup>(96)</sup>衆生是名菩薩巧方便之智<sup>(97)</sup>也。是則法藏菩薩別

五劫之間思惟之總如恒河沙劫之間選<sup>(98)</sup>之巧方便之稱名

念佛也。依<sup>(99)</sup>之天親菩薩往生論云於生死園煩惱林中遊戲神通出

入自在<sup>(100)</sup>往生如<sup>(101)</sup>意名菩薩巧方便<sup>(102)</sup>。取意

とある。菩薩の巧方便とは自行化他の二種の功德を成就することであ

るという。そして自行の辺を大智門とし、化他の辺を大悲門として、

この大悲門を出て化導に趣く。そこで「衆生をして度し易からしめん

がための故に方便を巧み出して衆生を利益したもう。これを菩薩の巧

方便の智と名くる」という。つづいて「法藏菩薩は別して五劫の間に

これを思惟し、総じては如恒河沙の間これを選択したもう。巧方便の称

名念佛なり」という。これに天親の『往生論』に「生死の園・煩惱林のなかに生じ、遊戯神通・出入自在にして往生・意のごとくなるを菩

薩の巧方便と名く」とあることを証しとしている。法藏菩薩の巧方便

たる称名念佛によって一切衆生の念佛往生のとげられることを説き示

したものである。

③菩薩の淨仏国土成就衆生の故に、とは、

三淨仏國土成就衆生故者此是法藏菩薩淨仏國土之昔。本發<sup>(82)</sup>菩

提心<sup>(83)</sup>之時所<sup>(84)</sup>巧<sup>(85)</sup>出<sup>(86)</sup>之本願往生之念佛也。若<sup>(87)</sup>淨仏國土成就衆

生時之本願者聊可<sup>(88)</sup>有<sup>(89)</sup>一端之疑滯既<sup>(90)</sup>是得<sup>(91)</sup>無生忍<sup>(92)</sup>之後遊戲自

在神通之時所<sup>(93)</sup>發<sup>(94)</sup>之本願名號故敢<sup>(95)</sup>非<sup>(96)</sup>凡下之境界乎。依<sup>(97)</sup>

之十住毗婆沙論云聞<sup>(98)</sup>大菩薩名<sup>(99)</sup>往生淨土<sup>(100)</sup>云云

とある。「淨仏國土成就衆生の故に」とは、これはこれ法藏菩薩・淨仏

國土の昔、もと菩提心を発すの時、巧み出したもうところの本願往生

の念佛なり。もし淨仏國土成就衆生の時の本願にあらずんば、聊か一

端の疑滯あるべし。すでにこれ無生忍を得るの後、遊戲自在神通の時、

発したもうところの本願名号なるが故に。あえて以て凡下の境界にあ

らざるおや。これによつて十住毗婆沙論<sup>(84)</sup>にいわく、大菩薩の名を聞い

て淨土に往生すと。法藏菩薩の本願往生の念佛は、淨仏國土成就衆

生という行実のうえに、つまり無生忍を得たうえに成就された教えた

るが故に、一切衆生の念佛往生がとげられる、という。もし淨仏國土

成就衆生の行実のうえに成就されたのではないとするならば、一切衆

生の念佛往生はありえないというのである。

④仮智の故に、とは、

四仮智故者無量壽經云不<sup>(82)</sup>了<sup>(83)</sup>二<sup>(84)</sup>仮智不思議智不可稱智大乘廣智無

等無倫最上勝智<sup>(85)</sup>已然則以<sup>(86)</sup>凡夫最劣之下智<sup>(87)</sup>不<sup>(88)</sup>可<sup>(89)</sup>疑<sup>(90)</sup>極聖最上

勝智所<sup>(91)</sup>成就<sup>(92)</sup>之念佛往生<sup>(93)</sup>者也<sup>(94)</sup>

とある。まず『無量壽經』における胎生化生のものの「仮智・不思議

智・不可称智・大乘広智・無等無倫最上勝智を了せず、と」という文を出して、「しかばすなわち凡夫最劣の下智をもって、極聖最上勝智の成就したもうところの念佛往生を疑うべからざるものなり」という。疑う余地のない仏智にもとづく念佛の故に、一切衆生の念佛往生がもたらされていることを強調する。

##### (5) 法不思議の故に、とは、

五法不思議故者五不思議中仏法尤不思議也。依之善導和尚以世間待対之不思議頗<sup>シラフ</sup>仏法之不思議常途之人於天見<sup>セシメト</sup>天於地見<sup>セシメト</sup>地。於火見<sup>セシメト</sup>火於水見<sup>セシメト</sup>水。此是不可思議也。若神通人於天見<sup>セシメト</sup>地於地見<sup>セシメト</sup>天。於火見<sup>セシメト</sup>水於水見<sup>セシメト</sup>火。此是不可思議也。依之弥陀名号者約<sup>ニ</sup>世常人之見<sup>ニ</sup>是尤浅也。約<sup>ニ</sup>大菩薩之見<sup>ニ</sup>是極深也。是則仏以三不思議之法術<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>浅機者<sup>ニ</sup>令<sup>ニ</sup>見<sup>セシメシ</sup>成<sup>スル</sup>事。為<sup>ニ</sup>深機者<sup>ニ</sup>令<sup>ニ</sup>見<sup>セシメスル</sup>深成<sup>スル</sup>事歟。例如彼淨名經中一音異解<sup>ニ</sup>是法不思議也。<sup>(87)</sup>

とある。『智度論<sup>(88)</sup>』三〇の「五不思議のなかには仏法もつとも不思議なり」という文を出して、「これによつて善導和尚・世間待対の不思議をもつて、仏法の不思議を頭したもう。常途の人は天においては天と見せしめ地においては地と見せしめ、火においては火と見せしめ水においては水と見せしむ。これはこれ不可思議なり。もし神通の人は天において地と見せしめ地において天と見せしめ、火において水と見しめ水において火と見せしむ。これはこれ不可思議なり」とい、さらに「これによつて弥陀の名号は、世の常人の見に約せばこれもつとも浅なり。大菩薩の見に約せばこれきわめて深なり。これすなわち

仏・不思議の法術をもつて、浅機のものためには浅と見せしめて事を成し、深機のものためには深と見せしめて事を成するか。例せばかの浄名經のなかの一音異解のごとし、これ法不思議なり」とある。仏法の不可思議の力によつて、一切衆生の念佛往生がもたらされるることを説き示す。

##### (6) 摩訶衍の法の故に、とは、

六摩訶衍法故者夫摩訶衍者是至極大乗也。小乘者定<sup>ニ</sup>法相於途<sup>ニ</sup>其法小教故也。大乘者尤是廣博<sup>ナカニ</sup>故諸法之性相不定<sup>ニ</sup>一辺<sup>ニ</sup>彼小乘中<sup>ニ</sup>聲聞緣覺深沈<sup>ニ</sup>灰斷之小執<sup>ニ</sup>雖<sup>ニ</sup>帰<sup>ニ</sup>無為之円寂<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>大乘中<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>三乘<sup>ニ</sup>成<sup>スル</sup>仏<sup>ヲ</sup>。彼小乘中<sup>ニ</sup>仏定帰<sup>ニ</sup>生滅<sup>ニ</sup>詛<sup>ニ</sup>無余涅槃<sup>ヲ</sup>。於<sup>ニ</sup>大乘中<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>三世常住<sup>ヲ</sup>。彼小乘中<sup>ニ</sup>不明<sup>ニ</sup>滅<sup>スルコト</sup>。五逆謗法等重罪<sup>ヲ</sup>。於<sup>ニ</sup>大乘中<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>能滅<sup>スルコト</sup>。五逆謗法等重罪<sup>ヲ</sup>。依<sup>ニ</sup>之大乘論云菩薩摩訶薩行<sup>スル</sup>般若波羅蜜<sup>ヲ</sup>時得<sup>ニ</sup>漏尽神通智証<sup>ヲ</sup>。如<sup>ニ</sup>是舍利弗菩薩摩訶薩行<sup>スル</sup>般若波羅蜜<sup>時</sup>具<sup>ニ</sup>足<sup>ス</sup>神通波羅蜜<sup>一</sup>。具<sup>ニ</sup>足<sup>ス</sup>神通波羅蜜<sup>已</sup>增<sup>ニ</sup>益阿耨多羅三藐三菩提<sup>。</sup>論釈<sup>曰</sup>如<sup>ニ</sup>大海中有<sup>ニ</sup>種種寶珠<sup>一</sup>。有<sup>ニ</sup>能殺<sup>レバ</sup>毒有<sup>ニ</sup>能遮<sup>レバ</sup>鬼<sup>。</sup>有<sup>ニ</sup>能破<sup>レバ</sup>病<sup>。</sup>有<sup>ニ</sup>能除<sup>ニ</sup>寒熱飢渴<sup>。</sup>有<sup>ニ</sup>能隨<sup>ニ</sup>人所願<sup>。</sup>皆能<sup>ニ</sup>与<sup>レバ</sup>如<sup>ニ</sup>是等無量無數寶珠<sup>。</sup>大乘海中亦如<sup>ニ</sup>是有<sup>ニ</sup>種種菩薩寶<sup>。</sup>有<sup>ニ</sup>菩薩能破<sup>ニ</sup>三惡道<sup>。</sup>有<sup>ニ</sup>能開<sup>ニ</sup>三善門<sup>。</sup>有<sup>ニ</sup>能生<sup>ニ</sup>五眼<sup>。</sup>有<sup>ニ</sup>能修<sup>ニ</sup>行<sup>スル</sup>神通波羅蜜<sup>。</sup>是故諸菩薩能為<sup>ニ</sup>奇特希有<sup>ニ</sup>之事<sup>。</sup>所謂取<sup>ニ</sup>水想<sup>ニ</sup>地想<sup>。</sup>水則能<sup>ニ</sup>隨<sup>ニ</sup>意<sup>ニ</sup>動<sup>レバ</sup>地<sup>。</sup>一身能<sup>ニ</sup>多<sup>ス</sup>多身能<sup>ニ</sup>一<sup>。</sup>虛空中常有<sup>ニ</sup>微塵<sup>ニ</sup>満<sup>レ</sup>中<sup>。</sup>是人離欲福德因緣故集<sup>ニ</sup>諸微塵<sup>一</sup>以<sup>テ</sup>諸身<sup>ニ</sup>皆相似<sup>。</sup>已<sup>レバ</sup>是<sup>ニ</sup>大乘意即<sup>レバ</sup>一而多也即<sup>レバ</sup>淺而深也<sup>。</sup>為<sup>ニ</sup>小機者<sup>ニ</sup>是<sup>ニ</sup>淺<sup>。</sup>為<sup>ニ</sup>大機者<sup>ニ</sup>是<sup>ニ</sup>深<sup>。</sup>是故曇鸞大師云具<sup>ニ</sup>足<sup>スルコト</sup>十念<sup>一</sup>便得<sup>レバ</sup>往生<sup>。</sup>安樂淨土<sup>ニ</sup>即

入ニ大乗正定之聚。<sup>(80)</sup> 云云

とある。「摩訶衍<sup>(91)</sup>とはこれ至極大乗なり。小乗は法相を一途に定む、その法・小教なるが故なり。大乗はもつともこれ廣博なるが故に諸法の性相・一边に定めず。」といつて、大乗の教えの性格をとらえる。

そして大乗と小乗と対比して大乗の勝れていることを大乘論<sup>(92)</sup>（智度論）の説く内容にしたがつて強調する。「しかればすなわち大乗の意は、一に即して多なり、浅に即して深なり。小機のものためにはこれ浅なり、大機のものためにはこれ深なり。」といい、さらに「この故に曇鸞大師<sup>(93)</sup>のいわく、十念を具足すればすなわち安樂淨土に往生することを得、すなわち大乗正定の聚に入る、と」という文を出して、大乗の教えの深勝性を明らかにする。そして一切衆生の念佛往生が、まさに大乗の教えなるが故にとげられることを説いている。

⑦譬喻の故に、とは、

七譬喻故者以念佛三昧<sup>ト</sup>喻如意宝珠<sup>ト</sup>。其宝珠能隨衆生願<sup>ト</sup>而雨<sup>ニ</sup>万宝<sup>ト</sup>也。此念佛者法藏菩薩以我成仏時之名号<sup>ト</sup>所<sup>レ</sup>造<sup>リ</sup>之本願也。称<sup>ニ</sup>其本願名号<sup>ト</sup>故。有智無智持戒破戒善人惡人男女貴賤皆悉得<sup>ニ</sup>往生<sup>ト</sup>。然則南無阿弥陀佛<sup>ト</sup>者是如意宝珠也。令<sup>ニ</sup>一切衆生<sup>ヲ</sup>滅罪往生<sup>ト</sup>豈非<sup>スヤ</sup>珠之用力<sup>ト</sup>乎。依<sup>レ</sup>之往生論云如彼摩尼如意珠<sup>ト</sup>相似相對法。<sup>(94)</sup> 云云

とある。「念佛三昧をもつて如意宝珠に喻う。その宝珠はよく衆生の願いに随つて万宝を雨らせり」といひ、「しかればすなわち南無阿弥陀佛とはこれ如意宝珠なり。一切衆生をして滅罪往生せしむ。あに珠の用力にあらずや。これによつて往生論にいわく、かく摩尼如意珠の

ごとく相似相對の法なり、と」という。念佛三昧が如意宝珠に喻えられるように、南無阿弥陀佛の如意宝珠によつて一切衆生の念佛往生がとげられることをいう。

以上、聖光は一切衆生の念佛できる七つの理由をあげ、それについて説明をくわえたのである。このあとに、  
抑<sup>レ</sup>予入<sup>ニ</sup>淨土門<sup>ト</sup>春秋送<sup>レ</sup>年修<sup>ニ</sup>念佛行<sup>ト</sup>。寒暑重<sup>スルコト</sup>日既以<sup>テ</sup>四十余廻也。然間時時披<sup>シ</sup>至極大乗之經論<sup>ト</sup>。度度窺<sup>フ</sup>念佛往生之文義<sup>ト</sup>。法藏菩薩之行因<sup>ム</sup>深善逝之悲願倍<sup>シ</sup>広。若夫我獨見<sup>ニ</sup>此文<sup>ヲ</sup>我獨知<sup>ニ</sup>此義<sup>ヲ</sup>必違背<sup>シ</sup>仏菩薩之意<sup>ト</sup>。定墮<sup>ニ</sup>在<sup>セ</sup>大法擧之懲<sup>トカニ</sup>哉。是以<sup>テ</sup>為<sup>ニ</sup>隨喜作善<sup>ト</sup>為<sup>ニ</sup>廣度衆生<sup>ト</sup>。念佛奧義留<sup>ミ</sup>贈後賢<sup>ト</sup>。文理有<sup>リ</sup>拋<sup>ル</sup>努力勿<sup>レ</sup>嘲<sup>ルコト</sup>。于時嘉禎三年歲次丁酉六月二十五日安居念佛中八旬窮老譁記<sup>レ</sup>之畢<sup>(95)</sup>

とあって『徹選択集』下巻は終つている。

法然上人の吉水の禅室をたずね淨土門に入つて四十年を過ぎるまで、聖淨兼学を主張し実行してきた聖光は、「たびたび念佛往生の文義を窺うに、法藏菩薩の行因いよいよ深く弥陀善逝の悲願ますます広し。もしそれ我ひとりこの文を見、我ひとりこの義を知らば、必ず仏・菩薩の意に違背し、定んで大法擧の懲に墮在せん。これをもつて隨喜作善のため廣度衆生のために、念佛の奥義を後賢に留め贈る」と記している。念佛三昧を不離仏・值遇仏と規定して、淨仏国土成就衆生の通仏教的理念でもつて、念佛の教えの普遍性とその深勝性を求めたのが

『徹選択集』下巻の内容といえよう。

## 五 おわりに

法然が『選択集』に示した念仏(別)の教えを、龍樹の『智度論』に展開される仏道すべて念仏(通)であるとする立場から、その思想的解明をしたのが、聖光の『徹選択集』の思想である。良忠が『徹選択鈔』上に「選択集の念仏は正しく本願称名の一行に局り、智度論の念仏は広く三福六度の行に通す。然るに本集の念仏は未だ通念仏の相を私せず。故に別より通に徹するなり。故に徹選択集と云う」と述べているのは、『徹選択集』の思想的特徴をよくとらえているといえよう。つまり別の念仏から通の念仏に及んで、別の念仏の思想的背景とその思想的根拠を通の念仏のなかに見出したということができる。

このように聖光が、念仏に通別(総・別)の二つに分けて、その思想的融合を求めたのは、法然の『選択集』における別の念仏と、『智度論』における通の念仏とが、それぞれ異った念仏であってはならず、別の念仏の思想的背景として、さらにはその思想的根拠として、通の念仏のあることを認め、その通の念仏の思想的背景・根拠から、別の念仏の通仏教的普遍性を明確にさせたのである。したがって通・別の念仏のたんなる思想的融合を求めた内容ではない。

法然の示した別の念仏の通仏教的普遍性を求めて論及し、その思想的展開をこころみたのが『徹選択集』の思想である。またその思想的展開は、本覺法門的(不二絶対論)な観念的展開ではなく、どこまでも始覺法門的(而二相對論)であり、法然の思想的立場を忠実にまもつての展開であったといえよう。つまり口称念仏の実践をともなつての、

その念仏の教えの思想的背景・根拠を理論的に究明したものといえる。それは聖光の教學の二面的性格<sup>(97)</sup>が指摘される視点からも肯首できることである。

ここに論及した『徹選択集』における、「選択の思想」の背景とその根拠を求める内容においても、「念仏三昧の思想」の背景とその根拠を求める内容においても、また「念仏往生の根拠」を求める内容においても、觀念的なたんなる思想的展開をほどこしたものではない。こうした視点から、同じ法然の『選択集』の思想的展開をもたらしたとみられる親鸞の『教行信証』と、聖光の『徹選択集』との、その性格の相違を指摘することも看過されはならない課題であろう。

### 註

(1) 抽稿「二祖聖光における教學の二面」(坪井俊映博士頌寿記念会編『仏教文化論叢』所収)を参照されたい。

(2) 浄土宗全書七の一一二頁。

(3) 浄土宗全書七の一一二頁。

(4) 『徹選択集』上巻では『智度論』七(正蔵二五の一〇八頁)、同九二(正蔵二五の七〇八頁)、同三八(正蔵二五の三四三頁)、同九四(正蔵二五の七一五〇六頁)、同六一(正蔵二五の四八九頁)の五ヶ所の引用がある。下巻では『智度論』三八(正蔵二五の三八二頁)、同八三(正蔵二五の六四〇頁)、同七(正蔵二五の一〇八〇九頁)、同二九(正蔵二五の二七五〇六頁)、同一(正蔵二五の五八頁)、同九二(正蔵二五の七〇八〇九頁)、同四〇(正蔵二五の三五二頁)の七ヶ所の引用がある。それは「優婆提舍云」「龍樹菩薩言」「論云」「大智度論云」「論曰」「大乘論云」などさまざま形で引用されている。

(5) 浄土宗全書七の八三頁。

(6) 浄土宗全書七の八六頁。

- (7) 浄土宗全書七の八六頁。
- (8) 浄土宗全書七の八六頁。
- (9) 大正大藏經二五の三四三頁。
- (10) 浄土宗全書一の一〇五頁。
- (11) 選択集（土川勸学宗學興隆会刊）二六頁。
- (12) 浄土宗全書七の八六頁。
- (13) 浄土宗全書七の八六頁。
- (14) 浄土宗全書七の八六頁。
- (15) 浄土宗全書七の八六頁。
- (16) 浄土宗全書七の八六頁。
- (17) 『大方等大集經』菩薩念仏三昧分（大正大藏經一三の八六九頁）。
- (18) 浄土宗全書七の八七頁。
- (19) 浄土宗全書七の八七頁。
- (20) 浄土宗全書七の八七頁。
- (21) 浄土宗全書七の八七頁。
- (22) 浄土宗全書七の八七頁。
- (23) 浄土宗全書七の八七／八頁。
- (24) 浄土宗全書七の八八頁。この文の終りに「已上出<sub>レ</sub>經」とあるが、その出典は明らかでない。ただ聖闇の『決疑鈔直牒』二に、「但本願念佛者待對法也嫌<sub>カ</sub>非本願行<sub>カ</sub>故法門配立不<sub>ニ</sub>必<sub>シ</sub>一准<sub>ナリ</sub>故云或云<sub>カ</sub>選択之言亦是待對<sub>カ</sub>不選択<sub>カ</sub>可<sub>シ</sub>云<sub>カ</sub>選択<sub>カ</sub>諸仏本願未<sub>ニ</sub>必<sub>シ</sub>選択<sub>カ</sub>弥陀選択<sub>カ</sub>悲華雙卷其文分明<sub>カ</sub>故但念佛三昧經文就念佛論之非<sub>カ</sub>言<sub>ニ</sub>余願<sub>カ</sub>以上<sub>カ</sub>（淨全八の四六三頁）とある。この文によれば「悲華雙卷其文分明」とあり、「悲華經」「無量壽經」にその出典が求められる事になるが、これも明らかでない。さらに妙瑞の『徹選集私志記』上（淨全八の一四九頁）を参照されたい。
- (25) 浄土宗全書七の八八頁。
- (26) 浄土宗全書七の八八頁。
- (27) 浄土宗全書七の八八頁。
- (28) 浄土宗全書七の八八頁。
- (29) 聖光は比叡山に登り、はじめ東塔南谷の學頭・觀徹の室に入り、後に東塔東谷の宝地房証真について学んだといわれる（『三上人の研究』二二頁）。ただ聖光の相伝の師となつたのは、証真と法然であらう（坂田良弘著『鎌西聖光上人の教學』二一七頁）。
- (30) 選択集（土川勸学宗學興隆会刊）一二三～六頁。
- (31) 浄土宗全書七の九二頁。
- (32) 浄土宗全書七の九二頁。
- (33) 浄土宗全書七の九二頁。
- (34) 浄土宗全書七の九二頁。
- (35) 浄土宗全書七の九二／三頁。
- (36) 浄土宗全書七の九三頁。
- (37) 浄土宗全書七の九三頁。
- (38) 浄土宗全書七の九三頁。
- (39) 浄土宗全書七の九三頁。
- (40) 浄土宗全書七の九三頁。
- (41) 浄土宗全書七の九三頁。
- (42) 浄土宗全書七の九三頁。
- (43) 浄土宗全書七の九三頁。
- (44) 浄土宗全書七の九三／四頁。
- (45) 浄土宗全書七の九四頁。
- (46) 浄土宗全書七の九四頁。
- (47) 浄土宗全書七の九四頁。
- (48) 浄土宗全書七の九四頁。
- (49) 浄土宗全書七の九四頁。
- (50) 浄土宗全書七の九四頁。
- (51) 浄土宗全書七の九四頁。
- (52) 浄土宗全書七の九四頁。
- (53) 浄土宗全書七の九四頁。

- (54) 浄土宗全書七の九四～五頁。
- (55) 浄土宗全書七の九五～七頁。
- (56) 浄土宗全書七の九五～七頁。
- (57) 浄土宗全書七の九七頁。
- (58) 聖光の著作が他対的性格をもつてゐることは、その時代情況から推考して当然である。したがつて聖光の著作の多くには、その撰述の理由が詳しく述べられている。
- (59) 浄土宗全書七の一一二頁。
- (60) 抽稿「二祖聖光における教学の二面」(坪井俊映博士頌寿記念会編『仏教文化論叢』二九〇頁) 参照されたい。
- (61) 浄土宗全書七の九八頁。
- (62) 浄土宗全書七の九八頁。
- (63) 浄土宗全書七の九八頁。
- (64) 浄土宗全書七の九八～九頁。
- (65) 大正大藏經二五の三四二頁。
- (66) 大正大藏經二五の六四〇頁。
- (67) 浄土宗全書七の一〇一頁。
- (68) 浄土宗全書七の一〇一頁。
- (69) 浄土宗全書七の一〇一頁。
- (70) 註の(29)を参照されたい。
- (71) 浄土宗全書一の一九七頁。
- (72) 浄土宗全書一の二五四頁。
- (73) 浄土宗全書七の一〇二頁。
- (74) 浄土宗全書七の一〇二頁。
- (75) 浄土宗全書七の一〇六～七頁。
- (76) 浄土宗全書七の一〇七頁。
- (77) 浄土宗全書七の一〇九頁。
- (78) 註の(2)を参照されたい。
- (79) 香月乘光著『法然淨土教の思想と歴史』四七三頁参照。
- (80) 浄土宗全書七の一〇九頁。
- (81) 浄土宗全書七の一〇九～一一〇頁。
- (82) 浄土宗全書一の一九八頁。「五種の門」を参照されたい。
- (83) 浄土宗全書七の一〇〇頁。
- (84) 大正大藏經二六の三三頁。
- (85) 浄土宗全書七の一〇〇頁。
- (86) 浄土宗全書一の三三頁。
- (87) 浄土宗全書七の一〇〇頁。
- (88) 『智度論』三〇(大正大藏經二五の二八三頁)には「經說五事不可思議。所謂衆生多少・業果報・坐禪人力・諸竜力・諸仏力。於五不可思議中。佛力最不可思議。」とある。さらに同九三(大正大藏經二五の七一四頁)には「於五不可思議中最第一。」とある。
- (89) 『維摩經』(大正大藏經一四の五三八頁)のこと。
- (90) 浄土宗全書七の一〇～一一頁。
- (91) *māhayāna* の音写。
- (92) 『智度論』四〇(大正大藏經二五の三五二頁)の内容。
- (93) 『往生論註』上(淨土宗全書一の二三六頁)の内容。
- (94) 浄土宗全書七の一一一頁。
- (95) 浄土宗全書一の一九三頁。
- (96) 浄土宗全書七の一一一頁。
- (97) 註(1)の抽稿を参照されたい。
- 付記** 『徹選択集』上の『選択集』第二二章を註釈するところ(淨全七の九〇一頁)では、菩提心に願と行があり、菩提心行は聖道門の菩提心であり、菩提心願は淨土門の菩提心であり、四弘誓願がそれであると主張し、高弁の『摧邪論』の批判をかわそうとするところがある。從来この記事は注目されるところがあるが、『徹選択集』の思想としては取りあげるまでもないと思ひ割愛したことをお断りしておく。

# 日本浄土教諸系譜の研究

—法然門下系譜の脈流考—

野中福行恒道慈明

## はじめに

本研究は、昭和五十八年度の浄土宗教学院の研究助成を受けたものであり、先に『仏教論叢』第二十七号に『日本浄土教諸系譜について』と題して中間報告させて頂いたものの続編である。

日本浄土教諸系譜の中でも、浄土宗の系譜は十数種あるが、それぞれの系譜が十分に研究され尽くしているとはいえない。先の中間報告では、おののの系譜について、伝存状況や解題的なものをまとめたが、本稿ではそれらの浄土宗の系譜が、互にどのような関連性をもちながら、江戸中期に編纂された浄土宗の系譜の集大成ともいべき『浄土伝灯総系譜』に繋がつていったかを概観するべく論を進めたい。それについては、まず第一章では、成立年代が早く、内容的にも基本となつた部分の多い西山派系譜の伝来経過などを探り、第二章では円通寺や袋中の進出による系譜作成への影響を考え、そして第三章では江戸時代になり『浄土伝灯総系譜』へと総結集されていく経過を明

らかにしていきたい。

その際には、先学の研究として、山上正尊氏（『浄土系譜に頭われたる親鸞聖人』『仏教研』四ノ一T・12・3）、鶴飼光順氏（『奈良念佛寺藏浄土系譜考—東暦上人小伝—』『摩訶衍』十九S・14・7）、あるいは細川行信氏（『源空門下の分流—その系譜資料について—』『印度学仏教学研究』十一ノ一S・13・1）等の研究に導かれるところが多い。

尚本文中特に断りのない場合、各系譜の底本は左に列挙したものによつた。

- 『法水分流記』（大谷大学蔵元禄十五年写本）
- 『淨土惣系図』（大沢円通寺蔵）
- 『蓮門宗派』（大谷大学蔵写本）
- 『宗派流伝』（大谷大学蔵『淨土源流（章）図』所収）
- 『淨土源流（章）図』（大谷大学蔵写本）
- 『淨土血脉論』（『統淨土宗全書』第十七卷—承応三年刊版本）
- 奈良念佛寺蔵『淨土系譜』（『奈良念佛寺藏浄土系譜考』付録）

- 『淨土宗派承繼譜』（大谷大学蔵貞享二年刊版本）
- 『淨土源流解蒙』（大正大学蔵写本三冊）
- 『淨土伝灯總系譜』（『淨土宗全書』第十九卷—明治版本）
- 『淨統略讚』（『統淨土宗全書』第十七卷—大正大学蔵写本）
- 『淨土真宗鎮西正統略系譜』（竜谷大学蔵写本）

### 一 西山派系系譜の流伝

淨土宗関係の諸系譜を編集年時によつて遡つていくと、永和四年（一三七八）静見勘録の『法水分流記』を嚆矢として、下野国大沢円通寺藏の永正三年（一五〇六）融舜編『淨土惣系図』、編者不明であるが少なくとも天文十七年（一五四八）以前のものと考えられる『蓮門宗派』、ならびに元和九年（一六二三）袋中良定によつて編まれた『淨土血脉論』等が挙げられるが、これら中世から近世初頭にかけての比較的成立の早いと思われる諸系譜は、いづれも系統的にあるいは内容的に善恵房証空を派祖とする西山派教団の色彩が強い。このことを換言すれば、室町時代における淨土宗教団の中で西山派の勢力が大変強かつたことを意味する。したがつて、享保十二年（一七二七）増上寺鸞宿の編集によつて『淨土伝灯總系譜』が諸系譜類の集大成として出版されるが、その基礎を成したこと想察される中世の淨土宗諸系譜について、特に西山派系の系譜類に關する伝來過程を考察してみる。

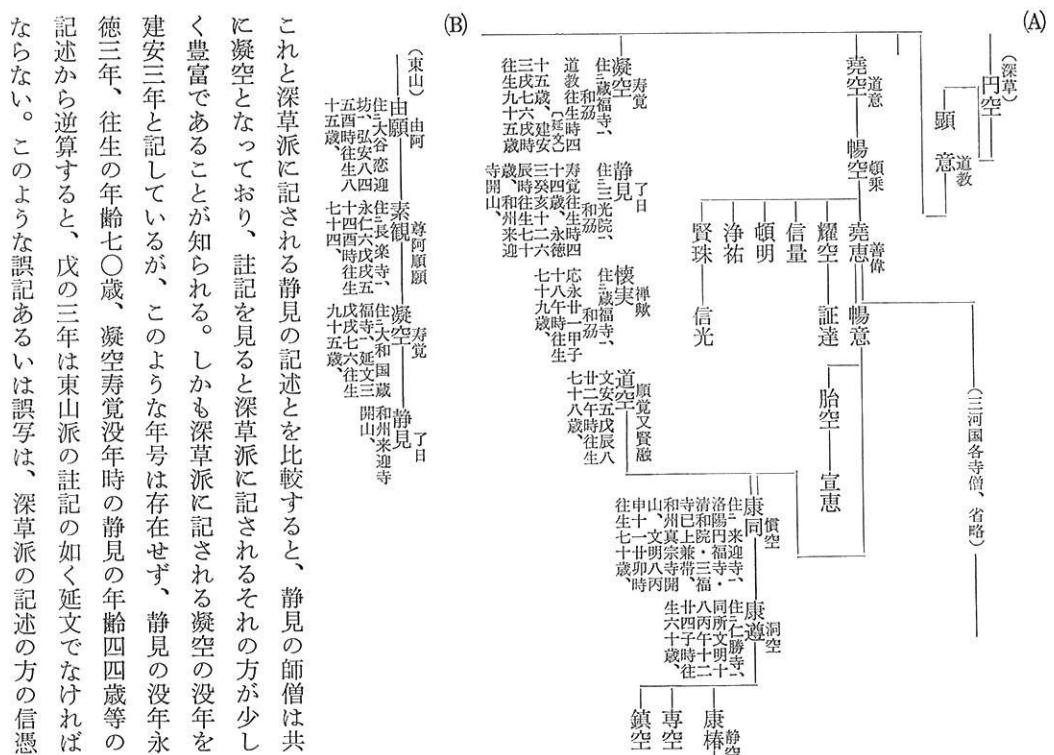
#### (一) 『法水分流記』について

從來法然門下の僧名については勿論、中世の淨土宗に關係する僧名を検索する場合において、必ずと言つて良い程『法水分流記』（以

下、本書と称す）が利用され、淨土宗史家の間でもかなり尊重される傾向にあつた。それは、内題に「仏子静見勘録 永和四年戊午」とあり成立年時が永和四年ということになつて、他のいづれの系譜よりも先行するという考え方が定着してゐたためである。しかし、詳細に検討してみるとこのことについて若干の疑問がないわけではない。

まず本書は、現在大谷大学に永正七年三河立信寺康翁が大和戒長寺にて書写したものを、大永七年深草派の伝空賢智が三河満国寺にて書写し、これをさらに元禄九年匪空なるものが本寺円福寺において書寫したものと、さらに元禄十五年崇正寺休是なるものがこれを再び書寫したものとの二部を藏するに過ぎず、すなわち近世になつてからの写本が伝存するのみであることを考慮に入れなければならない。

ところで、本書の原著形態を想定するに、編者静見以降に明らかに加筆の箇所が認められ、倒底に現在伝わるような系譜であつたとは思われない。この点は本書の信憑性を論ずるうえに重要なことと見做されるため少しく検討してみたい。特に西山深草派を掲載する箇所についてが顯著であるためこの部分を掲げると(A)のようである（必要事項のみを抄出、以下同じ）。ここで明白なのは、本書の編者であるべき静見以降に懷実・道空・康同・康遵・康椿・康翁というように、書写人までの僧名をはじめ、これらに関連する者の名が連なつてゐるが、このようなことは、後世の者による加筆であるとしか考えられない。さらに、本書の編者静見についての重要な疑問がある。それは西山東山派の箇所にも、証空・証入につづいて(B)に掲げるような記載が見え



性に疑問を感じさせる要素と言える。そのうえに、深草派の記述は前述もしたがあまりにも加筆増補されており、何らかの意図による編集があつたものと考えられてならない。ちなみに、近世中期増上寺鸞宿によつて集大成された『浄土伝灯總系譜』によれば、静見はやはり深草派凝空寿覚の弟子となつてゐる。これらを総括して考えると、静見自身深草派の流れを汲む者であつたかどうか大変疑問になつてくる。どちらかと言えば、東山派の流れに属した僧であったが、何時か何らかの事由によつて深草派の系脈に改竄され記されるようになり、それが書写される際にも踏襲され現在に伝わつたものと解釈した方が妥当と考えられる。

これと深草派に記される静見の記述とを比較すると、静見の師僧は共に凝空となつており、註記を見ると深草派に記されるそれの方が少し豊富であることが知られる。しかも深草派に記される凝空の没年を建安三年と記しているが、このような年号は存在せず、静見の没年永徳三年、往生の年齢七〇歳、凝空寿覚没年時の静見の年齢四四歳等の記述から逆算すると、戊の三年は東山派の註記の如く延文でなければならぬ。このような誤記あるいは誤写は、深草派の記述の方の信憑

者についての註記に問題が認められる。ます法本行空について「住美乃」とあるのは明らかに誤記である。またなかでも安楽と性願の註記であるが、特に処刑場所に関して近江馬淵と記されているが、『尊卑分脈』・『四十八卷伝』等の検討から、やはり京都六条河原の可能性の方が強く(拙稿「専修念仏者安楽房源西の処刑人」『印度学仏教学研究』三〇一参看)、かなり後世になつてからの伝承によるようと思われる。その安楽についても、さらに後部に重複して記載されている。

以上のようにいくつかの問題点を挙げてくると、本書の信憑性について、從来法然門下関係の系図史料として尊重されてきたことに若干の疑問を感じざるを得ない。西山深草派の記述の増補、編者静見の記される位置、註記の信憑性等からすると、本書の原著形態をどの部分まで首肯してよいのか問題であると思う。白川門徒・多念義・鎮西義・一念義・大谷門徒・嵯峨門徒・西山義・紫野門徒・九品寺義というような流義による明確な区別が、果して室町時代の初期に完成していたかどうかも疑問である。推論の域を脱しないが、静見によつて編まれた本書の原著形態はかなり簡粗なもので、現在伝わるような総体的な系図となつたのは、何時かにかなりの手直しが実施されたことによるものと想定される。もしかすると、それは西山深草派の正統性を強調せんとする意図によるものであつたのかも知れない。

## (二)『淨土惣系図』と『蓮門宗派』

成立を中心にして、このできる西山派系の系譜がもう一つある。下野国大沢円通寺に現存する『淨土惣系図』なるものであるが、その奥書には、

右譜脈大略如レ斯、但三国祖師一宗綱目雖レ為ニ異義、蘭菊或依ニ選択集之文義、任ニ諸流稟承之旨趣、惣集ニ一巻譜、別綴ニ衆箇量、就レ中於ニ法然上人門徒ニ者、不レ論ニ賢愚淺深ニ不レ嫌ニ真俗之勝劣、只選行徳無ニ隱ニ于都鄙ニ名智有ニ聞ニ于天下ニ者所中書連也、記録定多ニ訛謬ニ歟、後人必加ニ取捨ニ可ニ被ニ直ニ之也焉、

永正三年丙寅三月九日

融舜示之(花押)

とあり、永正三年(一五〇六)融舜なる者によつて編集されたことがわかる。そして、現在伝存する本書は弟子性秀なる者の書写本であろうと見られる。

ところで、この『淨土惣系図』が後の西山派系系譜の基礎を成している形跡が認められる。その最初は『蓮門宗派』なる系譜との関連性にある。『蓮門宗派』に諸本あるが、大谷大学蔵本と竜谷大学蔵本は、表紙或いは扉に「釈迦空子」とあつたり、末尾に「善龍寺」(大谷大学蔵本の初めには「江州金森善立寺」なる印が捺されている)と記されていることなど、体裁・内容共に全く同一のものと認められる。ところで、『蓮門宗派』の奥書であるが、前掲の『淨土惣系図』の奥書と同文が記された後、「天文拾七年戊申十一月下旬写之畢」との書写年時が書き添えられている。これによつて『蓮門宗派』の成立が少なくとも天文十七年(一五四八)以前であることが認識される。両書の記載内容を対校してみると、系譜の記載順、すなわち、源空門下の系累中善恵房証空に連なる記載が最初にあり、隆寛・聖光と続き、また証空門下の系累中西谷派淨音に連なる記載から始まり、如一・隆信と続いていくこと、またそれぞれの註記内容等の全く一致など、両書の関係に相当の親近関係を想定し得るに充分なる結果を得ることができる。そこで、詳しく僧名の校合を加えると、『淨土惣系図』の編者とされる融舜に連なる系累につきのような記載の相異を見出すことができる。すなわち、『淨土惣系図』では編者融舜の門下として、書写人と見られる性秀なる者をも含め二一名の僧名を連ねているのに対し、『蓮門宗派』の融舜門下には良仙なる者一名が記されているに過ぎない。



このことが明確に何を意味するのか理解し難いが、もし『蓮門宗派』がこの性秀書写本『淨土惣系図』に直接的に依拠していたのであれば、この箇所にも同様の記載が見られる筈であるから、恐らく『淨土惣系図』の原本或いはそれに近いものが底本となっていたであろうことは容易に推測できる。

さらに、大谷大学蔵の『蓮門宗派』には、「西山三鉛寺伝持次第」・「二尊院住持次第」・「淨土先達」・「淨土宗派略図」等が書き加えられているが、これらの記載は『淨土惣系図』には存在しない。勿論、『蓮門宗派』書写年時である天文十七年以降の加筆であることに相異ない。したがつて、『蓮門宗派』における前掲の奥書以前の記載が、『淨土惣系図』に依拠して成ったものと考えられる。

つづいて、記載内容について少しく述べると、その特質は言うまでもなく西山派色の濃厚なものと言うことができる。掲載の員数を各系

累毎に数えると、『淨土惣系図』の場合、善恵一三六五名、隆寛一九八名、聖光一一四八名、成覚一三三名、法蓮一九名、正信一一名、その他遊蓮円照以下一八〇名、となり西山派系累の圧倒的な数値が見出される。さらに西山派系累の内容を見ると、はじめに西谷淨音、中間に深草隆信、後部に東山觀鏡と続くが、こうした配列順についても『法水分流記』との関連性を感じさせない。特に編者融舜ならびに書写人性秀を末流とする西谷派の記載は豊富で、員数もその半数程度を占める。このようなことは、西谷派を最初に配する系譜であることを併せて、編者の所属する西山西谷派を中心とした系譜であることが指摘できる。

### (三) 『蓮門宗派』と『淨土源流(章)図』

『蓮門宗派』が西山派西谷系の系譜であることがその特性から認められたわけだが、ここで比較的年代は降るが、後世の淨土宗系譜集大成に大きな影響を与えたと思われる『淨土源流(章)図』との関連が認められるため、この流傳の経過について述べることにする。

『淨土源流(章)図』の編者・成立年時にについては不明であるが、大谷大学蔵本（大正四）によつて山上正尊の註釈を引くと、第一図から第六図までによつて構成されており、その第一図は了贊聖問の編集によるもので、第一・第三・第五図はいづれも『宗派流傳』の異本であるとし、第四・第六図がそれぞれ『蓮門宗派』の第二・第一に当ると註記している。『宗派流傳』に関しては次節に譲ることとして、大谷大學蔵『蓮門宗派』と対校することの点については少しく相異がある。すなわち、『蓮門宗派』第二図（記述を含む）が『淨土源流(章)図』で

は前半部に収録され、『蓮門宗派』の後部に追記された「西山三鈷寺伝持次第」が『淨土源流図』では、西山善恵上人の系累中觀鏡と顯性との間に、「尊院住持次第」が法然の系累中法蓮と正信との間に、

それぞれ組み入れられた形となっている。そして、このような改変のほかは、全く同様の記載内容である。また、『蓮門宗派』第二図を『淨土源流（章）図』所収の際に、新たに師図として「然阿上人」・「寂惠上人」・「定惠上人」等に連なる系譜を記していることから、ただ『蓮門宗派』のみに依拠したのではなく、ほかに何か別本があつたものとも考えられる。いずれにしても、このような体裁の相異は、『淨土源流（章）図』の編集時に操作がなされたか、または同系図の該当箇所の編集には他の系譜類に拠つたかである。

そこで、つぎに系譜の註記に目を移し両系図を対校してみると、一貫して大きな相異は見られない。部分的には字句の插入・抹消・誤写等と看取されるものが少なくない。かりに「源空上人」の項目に見られる註記を対校してみても、『蓮門宗派』を基に『淨土源流（章）図』の記載の成ったことがほぼ確実であることがわかる。すなわち『淨土源流（章）図』の方に「父者」「母者」「十五歳而」等の送り仮名を付したり、「蓮門宗派」の「<sup>牛正</sup><sub>中</sub>入滅時満八十」が『淨土源流（章）図』では「牛正中<sup>入滅</sup>、時年満八十」のように割註が本文中に書き改められている。このような例は枚挙に遑がないが、書写的に施された改変であることが充分に認識できる。少しく問題とすべき相異は、「長承三年」を「長承二年」、「法持坊」を「持法坊」、「後白川院」を「後白河院」に等であるが、いずれも『淨土源流（章）図』編集時に誤記で見える。

を訂正したものと解される。すなわち、『蓮門宗派』を底本としている徵証の範疇を出すものではない。

#### 四 『淨土宗派承繼譜』

いま一つ西山派系の系譜『淨土宗派承繼譜』（書と称す）についての検討をしておく。本書には大谷大学蔵の版本と竜谷大学蔵（上海量書写）等の写本があるが、いずれの序にも「貞享甲子秋七月望日洛東禪林貞準謹題」とあり、成立は貞享元年（一六八四）七月十五日禪林寺貞準なるものによることが明示されている。大谷大学蔵の版本によれば、昌堂・看瑞・慈空・古白等の跋文が書き加えられている。そのうち古白の跋文には、

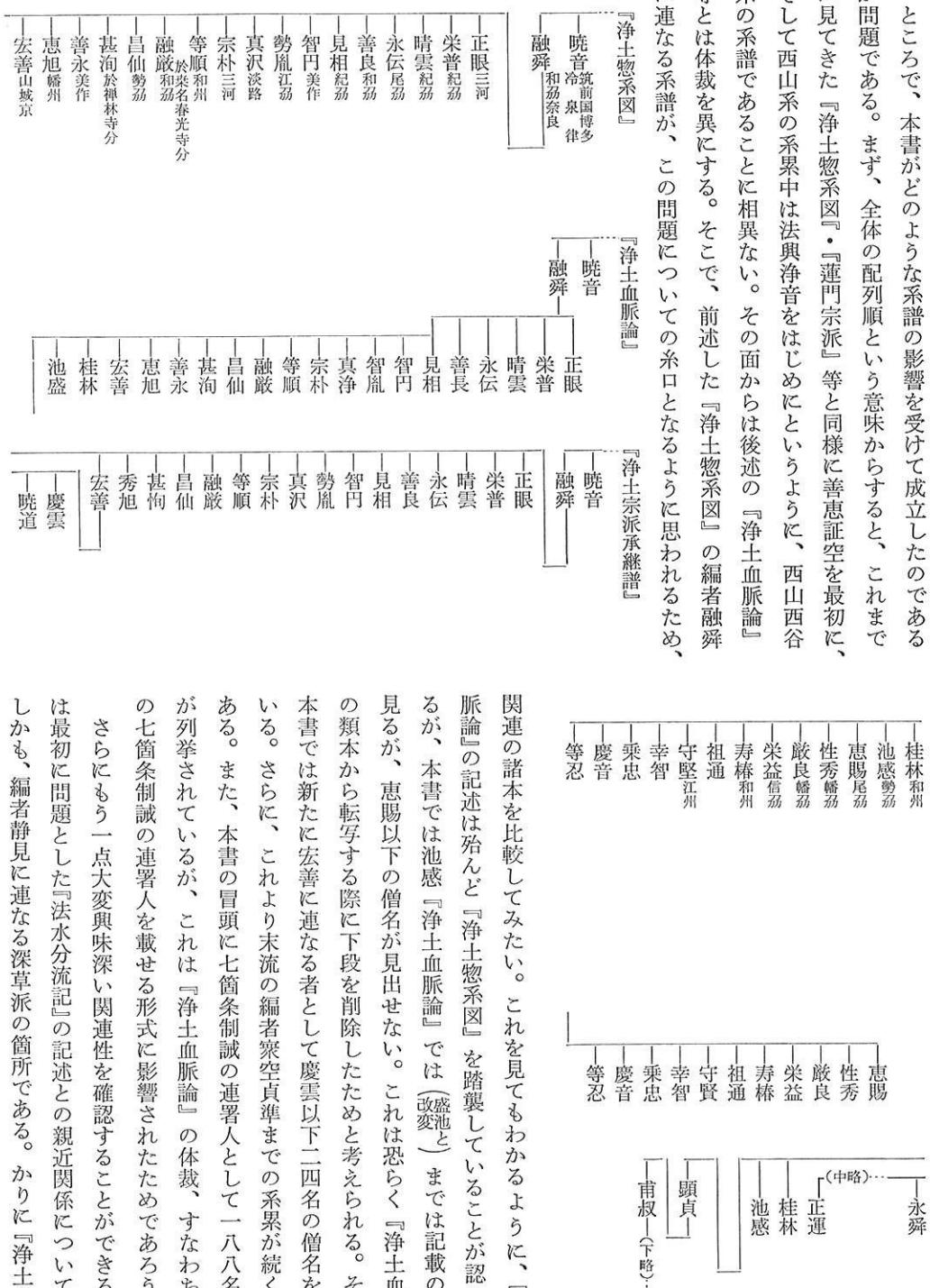
古來這譜秘不刊行故、雖門人畜者尠矣、一日山主欲令諸徒無レ勞徧求、撰定善本損金壽梓、印板已成令予再校、仰而披々卷衆派粲然、非直絕於鉛素之煩、後世亦無魚魯之誤、歡喜合掌乃讚之曰、善哉善哉如是如是、

貞享第二歲次乙丑春正月廿日

洛東禪林寺首座古白監焚稽額謹題

とある。淨土宗関係の譜脈が古來から秘密的であることを嘆き、善本を撰定し私費を投じて印板にこぎつけたと記している。刊行年時を貞享二年正月としているから、前述の写本類はこれら版本を底本として転写したものと見てよからう。すなわち、成立後間もなく刊行の運びとなつたのであって、むしろ刊行を目指して編集されたものと考えられる。その編者貞準であるが、本書によると西谷派の末流に寥空の名

ところで、本書がどのような系譜の影響を受けて成立したのであるか問題である。まず、全体の配列順という意味からすると、これまでに見てきた『浄土惣系図』・『蓮門宗派』等と同様に善恵証空を最初にして西山系の系累中は法興淨音をはじめにというように、西山西谷系の系譜であることに相異なる。その面からは後述の『浄土血脉論』等とは体裁を異にする。そこで、前述した『浄土惣系図』の編者融舜に連なる系譜が、この問題についての糸口となるようと思われるため

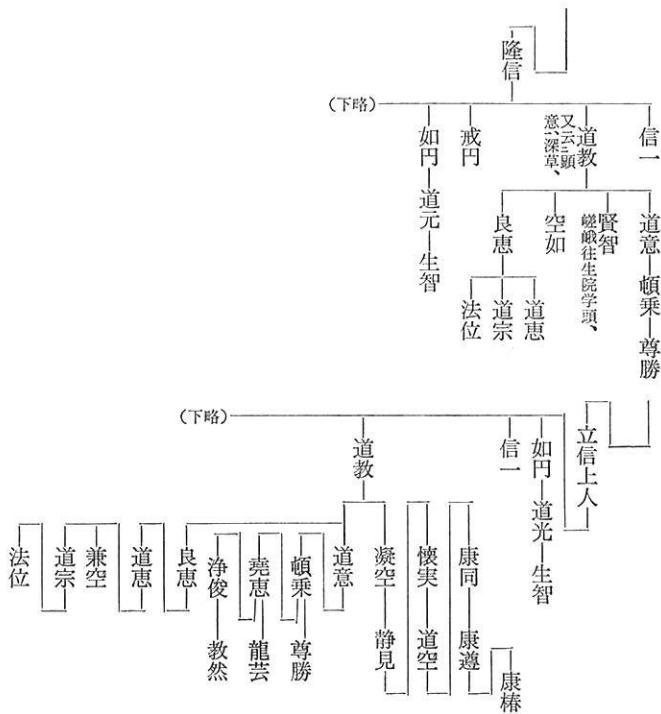


関連の諸本を比較してみたい。これを見てもわかるように、『淨土血脈論』の記述は殆んど『淨土惣系図』を踏襲していることが認められるが、本書では池感『淨土血脈論』では（改変池）までは記載の一一致を見るが、惠賜以下の僧名が見出せない。これは恐らく『淨土血脈論』の類本から転写する際に下段を削除したためと考えられる。そして、本書では新たに宏善に連なる者として慶雲以下二四名の僧名を載せてある。さらに、これより末流の編者察空貞準までの系累が続くわけである。また、本書の冒頭に七箇条制誠の連署人として一八八名の僧名が列挙されているが、これは『淨土血脈論』の体裁、すなわち八八名の七箇条制誠の連署人を載せる形式に影響されたためであろう。

さらにもう一点大変興味深い関連性を確認することができる。それは最初に問題とした『法水分流記』の記述との親近関係についてである。しかも、編者静見に連なる深草派の箇所である。かりに『淨土血脈論』

の該当箇所とともに左に示してみる。

『淨土血脈論』  
『淨土宗派承繼譜』



とは、本書の編集の過程で『法水分流記』をも参考としていたことを裏付けることになると言える。ほかにも本書の如く、法興淨音の系累に観智・了音・觀性・道一・道戒以下の配列順を示すのは『法水分流記』のみである。このような点から、『法水分流記』がかなりの手直しを経ていると前に述べたが、そのある程度の年代をも推測することができ可能となつた。すなわち、袋中良定が元和九年（一六二三）に『淨土血脈論』を編集した時点では、総体的な『法水分流記』が存在しなかつたものと想定出来得れば、貞準が貞享元年（一六八四）に『淨土宗派承繼譜』の編集を完成させるまでの間に、原型にかなりの手が加えられて現在伝わるような『法水分流記』となつたものと推論することができ、このような推定が現今の『法水分流記』の書写年時とも同年代であることからほぼ相異なるものと思われる。

このように見てくると、『淨土宗派承繼譜』は編者貞準が古来より伝存する各系譜を参考として、独自の編集を実施したものであることが想察される。そのため、『淨土惣系図』・『蓮門宗派』・『淨土血脈論』等のそれぞれと、表面的な体裁上、また系譜の配列順について、具体的な一部の記述に関してというように概略的・断片的な関連性が見られる。そして、江戸期を迎えてのこうした再編集が基礎となつて、後述する『淨土伝燈總系譜』のような系譜として集大成されていくのである。

本書の西山深草派立信に連なる記載に、『法水分流記』の編者静見に連なる懷実・道空・康同・康遵・康椿等の僧名が見られる。この箇所は前述した通り大変疑問な部分であり、『法水分流記』自体の信憑性について論ずる要素とさえ考えられた。そして、この静見なる僧以下の記述は、ここに掲げた『淨土血脈論』をはじめとする諸系譜の該当箇所に一切見られない。それが本書に突発的に記されているというこ

ここまで、淨土宗諸系譜のうち特に系統的に西山派のものについて、その編集過程に迫りながら、ことに近世初頭までどのように流傳して

きたのかを述べてきた。従来、西山派系の系譜と言えば静見勘録の『法水分流記』が尊重されてきたわけであるが、関連の諸系譜を考えられる範囲によって年代順にし、相互の親近関係あるいは所収の過程を押さえてみると、明らかにこの『法水分流記』のみがその系列から除外されてくる。内題通り永和四年にかなりの形となって成立していとすれば、それ以降に成立もしくは編集された諸系譜が、これを全く無視したと理解しなければならなくなり甚だ不自然を生ずる。そうであれば、西山派系系譜の年代的にも内容的にも最も遡り得るものと言えば、大沢円通寺蔵『淨土惣系図』ということになる。これが原型となつて『蓮門宗派』として発展し、また『淨土源流（章）図』にも所収され、これらから『淨土血脉論』も大いに影響を受け、さらには近世になつて、それら個々の特質が『淨土宗派承繼譜』に集約されて、『淨土伝灯總系譜』へと連がつていく。そして、『法水分流記』はその近世初頭における大成期に、はじめて総体的な系譜として影響を示すようになるのである。それにしても、中世の淨土宗諸系譜流傳の過程を見ると、中世淨土宗教団における西山西谷派の占める位置といふものを、再度詳細に検討すべきことに気付く。諸賢のご教示を乞う次第である。

## 二 鎮西名越派系に流傳の系譜

江戸初期に至るまでの、淨土宗の系譜についてその濫觴となる系譜は、西山系を中心とした系譜である。もちろん、他派あるいは、淨土

教の大きな流れなどの記載もある。そして、こうした系譜は、後に鎮西名越派の手によって書き改められ、名越派の系図が付加されていく。さらに鎮西白旗系のものとの統合がされ、やがては鎮西白旗系が中心となつていく。ここではその過程を究明していくために『淨土惣系図』・『淨土血脉論』・『蓮門宗派』・奈良念佛寺蔵『淨土系譜』・『宗派流傳』・『淨土源流（章）図』などについて、その内容・形式・伝來経路・作者等を比較考察することによって名越系の系譜を中心としてその相互の関連性を明らかにしてみたい。

特に、栃木県大沢円通寺蔵の『淨土惣系図』については、管見では桃裕行氏が引用されている〔極楽寺多宝塔供養願文と極楽寺版瑜伽戒本〕下「金沢文庫研究」六十二号)位で、解説も含め從来ほとんど研究の対象となつていない。ここでは、この名越の本山に藏される系譜が、名越派の袋中らの活躍とどのように関わつて、江戸時代初期までの淨土宗の系譜の流れにどんな影響を及ぼしていったかという点に注目して論を進めたい。

### (一) 『淨土惣系図』と『淨土血脉論』

栃木県大沢円通寺には、『淨土惣系図』なる法然の法系を示した系譜が二本現藏されている。また東京大学史料編纂所にはその影写本が存する。円通寺蔵の二本は名称が同じでも内容はいささか異なる。そのうちの一本の奥書をみると、

永正三年丙寅三月九日 融舜示之（花押）

が知れる。しかし、その融舜に統き性秀とあり、系図の中ほどにも、西山派淨音の系脈に

融舜  
正眼  
(十九名略)

性秀  
(九名略)

山摠系図に任せるとある。そして、「永正年中筆の西山摠系図」とは『淨土血脈論』が奥州で草されたことからも、恐らく先述の永正三年筆の『淨土惣系図』にあたるものと思われる。もつともこの『淨土惣系図』という名称は、この表紙にも

主良住

『淨土惣系図』 円通寺不出

となつていて、融舜が書したものに、性秀が書いたしていることが知れる。そして、この『淨土惣系図』は源空の次に善恵つまり証空を出し、なおかつ証空の門弟でも淨音を一番に出し、そこから融舜、性秀まで西山西谷派を第一に挙げた表現であり、この系図が西山派に重きをおき、特に西谷派を優先させていることが知れる。そしてこの円通寺藏のものが写本だととも、融舜の花押が描かれており、原型を保つてゐるようみうけられる。

さて、袋中良定の『淨土血脈論』の奥書には、次のような記載がみられる。

右此血脈論者。予昔天正十一年癸未於奥州本国草之。今元和加末図清書焉。  
任三当流鎮西他流西正山摠系図。於中多取三他図。雖三聊有三不審。不  
及改写之。不顧三少功。平等施一切往生安樂国。

元和九年癸亥極月一日書了。和州奈良古京眉目山。今某改降魔  
山宿露命時。吹寒筆頤七十二歳老手。後見人。賴添削一  
也。袋中判

この奥書にみられるように袋中は、奥州で草し、末図（即ち聖光系統）を加え、清書したとある。そして当流は鎮西のものに任せ、他流は西

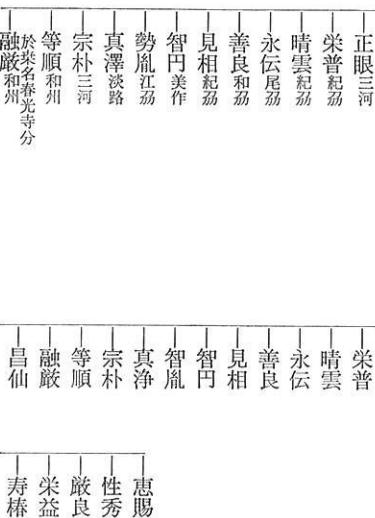
とあるように、題名のすぐ下に書き込みもあり、原初的な名称とは限らず後の改変の可能性もある。また『西山摠系図』が『淨土惣系図』あるいは、その類本にあたると思われる点は、『淨土惣系図』と『淨土血脈論』とが次にみられるように、西山西谷派などの記載が途中逆になつていることを除けば、たいへん似かよつてゐることである。特に融舜以下では、

『淨土惣系図』

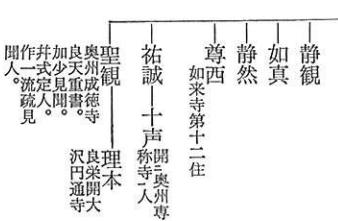
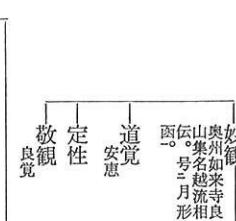
融舜 和州奈良

融舜

『淨土血脈論』



融嚴和州  
於榮名寺分



しかし、『淨土血脈論』の奥書にもあるように、『淨土血脈論』には鎮西聖光の系統が附加され、また『淨土惣系図』が善恵証空を源空の次一番にあげているのに對し、『淨土血脈論』ではまず一番に聖光一人をあげ最後に聖光以下の詳しい系図を加えているのである。ここで聖光以下の名越の系図を比べてみると、



これらの記載をみると、袋中が『西山惣系図』と称する、少なくとも『淨土惣系図』と同内容のものを基礎に、証空より鎮西聖光を優先させ、さらに聖光に系譜中でも、名越の記載の詳しい『淨土血脈論』を作成したものと考えられる。つまるところ、円通寺蔵の『淨土惣系図』は『淨土血脈論』の基礎になったものと考えられ、永正年中の作成にかかる淨土宗の系図として重視すべきものであろう。

また円通寺には同じく『淨土惣系図』と称しながら「昔元禄十一寅歳七月晦日 良因拝写」のみの奥書を有する系譜がある。この別本『淨土惣系図』の内容は明らかに『淨土惣系図』の記載を中心にして

がらも、聖光—良忠—良弁と鎮西名越の流れを優先させ、そのあと名

越派の人名を数多く載せ、『淨土惣系図』を名越色で埋めた感のある系譜である。

#### (2) 『蓮門宗派』と奈良念佛寺藏『淨土系譜』(仮名)

次に、『淨土惣系図』と『蓮門宗派』第一図を比較すると、これまたほぼ同一の記載であることが窺われる。しかし、わずかな差異があり特徴としては、特に西山西谷派の系列に次のような記載の違いがみられる。

#### 『淨土惣系図』

#### 『蓮門宗派』第一図



これをみると、融舜までは同じ系統を辿り、その後『淨土惣系図』では数多くの人名を連ね、性秀へと統くが、一方『蓮門宗派』では良仙へと統きそこで終わっている。良仙がどんな人物であるか詳らかではないが、『淨土伝灯総系譜』によれば、袋中の弟子に円通寺十六世並びに洛法林寺二世の良仙という人物がみえる。しかし、『蓮門宗派』第一図の奥書には「天文拾七戊申十一月下旬写之畢」とあり天文十七年(一五四八)の書写であるとすると、名越の良仙は袋中(一五五二)一六三九)の弟子であるから年代的に合わないことになる。また先に述べた融舜の系列に昌仙という名があり、これの書き誤まりということも考えられるが、推定の域を出ない。しかいざれにしても、この良仙という人物が、融舜の編した『淨土惣系図』から『蓮門宗派』へ至る

過程の一つの目安となる人物であることは間違いない。

昭和十四年に鶴銅光順氏によって紹介された奈良念佛寺藏の『淨土系譜』(仮名)(以下『淨土系譜』と称する)がある。この『淨土系譜』の現存は詳らかでない。しかし、この『淨土系譜』は、先の鶴銅氏の論文に転載されているので全容を知ることができる。作者は名越派の袋中の弟子東暉である。内容は鶴銅氏が、

此處に於てか、東暉のものせる本系譜は、三部門各別譜の合綴なるもの、即宗祖法然上人以下牛秀孫弟に至る白旗流系譜(蓮門宗派第二図、嵯峨本白旗流系譜、源流章図所収「師図」)に比較さるべきもの)の一、凝辰以下一門一統呑靈に至るの一、呑靈付弟東暉同門名越流その第三かく考察する事ができるであろう。

としている。そして、この『淨土系譜』と『蓮門宗派』第一図と嵯峨正定院藏『白旗総系譜』と『淨土源流(章)図』所収第四図の師図との四本は、形式内容がほぼ一致するとしている。このうち嵯峨正定院藏『白旗総系譜』というものは所在が詳らかでないが、他の三本は確かに、形式内容には若干の違いはあるてもほぼ同一の系統のものとみてよい。しかし鶴銅氏の指摘されるように『淨土系譜』は白旗系において、少し改変し、自から名越の東暉へ譜脈を継げている。『蓮門宗派』第一図は先述のように天文十七年(一五四八)以前である。しかし、第二図の成立の年時については明らかでない。それでも『淨土系譜』は、白旗系に名越系を継ぐという東暉の意図がみられ、もともと現存した白旗系の系図を東暉が改変した可能性が高い。

この念佛寺は、奈色市漢国町にあるが、『淨土宗寺院由緒書』(増

上寺史料集』第五巻所収)によれば、

一、和州添上郡南都、降魔山善光院念佛寺、

一、開山袋中和尚、姓賀氏(賀茂)、奥州岩城郡人也、

(中略)

一、七十五年以前、元和八年移<sub>二</sub>南都<sub>一</sub>居<sub>二</sub>住斯山<sub>一</sub>、  
とある。これによれば念佛寺は、降魔山善光院念佛寺と称し、袋中が元  
和八年に移り住んだとする。先にあげた袋中の『淨土血脈論』の奥書に  
は、「元和九年癸亥極月二日書了。和州奈良眉目山。今某改<sub>二</sub>降魔山<sub>一</sub>。」と

書かれていて、おそらく袋中が元和九年に『淨土血脈論』を書いた降魔  
山とは、袋中が元和八年に移り住んだ降魔山善光院念佛寺(後に称した)  
であると考えられる。また東暉は念佛寺第四世である(鷄飼光順氏稿奈良  
念佛藏淨土系譜考 東暉上人小伝)〔摩訶衍〕十九 八九頁)。この師弟関係である袋  
中と東暉は、それぞれ『淨土血脈論』と『淨土系譜』を残している。

そして『淨土血脈論』は『淨土惣系図』を改変し鎮西派の白旗・名越  
の系図を加筆していることがみえる。そして『淨土惣系図』は『蓮門

宗派』第一図に引き継がれている。一方『淨土系譜』は『蓮門宗派』

第二図の内容にやはり名越、特に東暉に至る流れを加えている。この  
ように、名越の袋中と東暉には、『蓮門宗派』の第一図・第二図の内  
容に、それぞれさらに名越の系統を加えている傾向がみられる。

(三)『宗派流伝』と『淨土源流(章)図』

『宗派流伝』のみの現存については詳らかでない。しかし、大谷大  
学の『淨土源流(章)図』の写本の一部に存在することが知られる。  
この『淨土源流(章)図』の第五図に、

左之系図者、常陸国瓜連郷草地山常福寺八世空譽玉泉上人自筆過  
去帳裏有<sub>レ</sub>之、

とある。このことから『宗派流伝』がもともと、関東十八檀林の一つ  
である瓜連常福寺の空譽玉泉(一五〇一~一五八八)によって過去帳の  
裏に書かれたものであることが窺われる。『淨土源流(章)図』の第  
三図は同じく『宗派流伝』の写本であるがこれは序(写本では略す)の  
後に、

仏祖伝灯一十九世沙門宙蓮社釈譽惠徹謹誌<sub>レ</sub>之、

于時如來滅後二千五百有十歲永祿三庚申九月廿七日書切畢、  
とあり、空譽玉泉が過去帳の裏に書き付けた図を弟子である釈譽惠徹  
が永祿三年(一五六〇)に書写したことが知れる。そしてこの第三図は  
貞享年中の羽州仏向寺正阿と、江州蓮華寺同阿との本末論争の証拠と  
して増上寺に提出されたもので末尾には、

貞享二丑正月十八日

私云、羽州天童仏向寺時宗也、

江州番場蓮華寺同宗、二寺俱<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>納經<sub>レ</sub>寺也、

と記されている。さらに『淨土源流(章)図』の第一図は内容形式からも『宗派流伝』の写本であることがわかる。つまり、『淨土源流(章)図』の第一・第三・第五図はほぼ同一の『宗派流伝』の内容を  
もつ写本であることがいえる。また『淨土源流(章)図』では冒頭に  
瓜連常福寺の歴代を載せ、続いて「聖岡謹図」とする『仏祖正伝真宗  
略流血脈』という簡単な系図を掲げている。つまり『淨土源流(章)図』はおよそ、聖岡の『仏祖正伝真宗略流血脈』という略系図と、『宗

派流伝』さらに『蓮門宗派』で構成されていることがわかる。しかしこの収録に明確な編集意図は見い出せず、むしろ無作意な収集の感が強い。



江戸初期までの浄土宗の系図においては、名越派円通寺蔵の融舜の図した『浄土惣系図』の西山派を優先した記載内容というものが、一つの大きな根幹をなしていることがみえる。一つの流れとして、それは『蓮門宗派』第一図となつており、さらにそれが、『浄土源流(章)』の第六図となつていている。また一つの流れは、袋中の『浄土血脉論』となって鎮西派の白旗・名越の重視が窺われ、元禄時代の写本にかかる円通寺蔵の別本『浄土惣系図』に至つては名越派の偏重がみられる。また貞準の『浄土宗派承繼譜』にも融舜の『浄土惣系図』の記載内容が大きな影響を及ぼしている。

また『蓮門宗派』第二図は、『浄土源流(章)』第四図となつていて、『蓮門宗派』第一図の記載内容は、名越の袋中の弟子東暉の『浄土系譜』の記載の基本となつていて、『浄土系譜』はそれに自派である名越の系譜を加えている。

また、白旗派聖岡の弟子である空齋玉泉が瓜連常福寺の過去帳の裏に書きつけたとされる『宗派流伝』の記載内容は、聖岡の『仏祖正伝真宗略流血脉』や『蓮門宗派』に合綴され『浄土源流(章)』を構成している。このように『浄土源流(章)』に至つては、袋中をはじめとする名越教学と、聖岡の白旗教学が、西山系の系譜をその中に包含しながら、浄土宗の系譜を形成していた経過が、如実に窺えるのであ

る。そこで特に永正三年（一五〇六）の年紀をもつ円通寺蔵の『浄土惣系図』はその一つの原初的形態を有するものとして、これらの系譜群の中でも重要な位置を占るものといえよう。

### 三 鎮西白旗派系譜の集大成

江戸時代中期に編纂された『淨土伝灯總系譜』は、浄土宗系譜の大成ともいえる系譜である。ここではこの『淨土伝灯總系譜』、および系譜というよりもハンドブック的要素の強い『淨統略譜』を中心に、前出の諸系譜からの影響について述べることにする。

#### (+) 『淨統略譜』と『淨土源流解蒙』

『淨統略譜』の懷譽霊山の題辞によれば、元禄九年（一六九六）、懷山（伊勢天然寺）が増上寺学寮に修学中の弟子懷譽のために書き送ったものが原本であり、宝永二年（一七〇五）懷譽がこれに「略云」という私見を加えて『淨土源流解蒙』と名付け、さらに享保十九年（一七三四）に修訂補註して『淨統略譜』と改題したことがわかる。現在、『淨土源流解蒙』は大正大学に写本が所蔵されるのみで、（一）享保二十年深蓮社寂齋書写本、（二）嘉永二年（一八四九）沙門諦眞齋書写本、（三）書写年不明の三冊がある。内容は『淨統略譜』とほぼ同様で、支那伝灯以下の四篇と附録からなっている。『淨統略譜』の題辞および奥書では『淨土源流解蒙』の成立を宝永二年としているが、（一）・（二）の奥書によると宝永五年であり、その成立年時に相違がみられる。また、懷譽は懷山の述作に「略云」と補註して『淨土源流解蒙』と名付けたと述べてお

（野村 恒道）

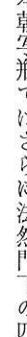
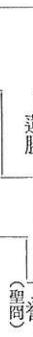
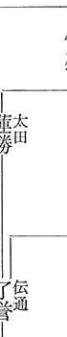
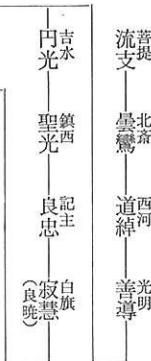
り、『淨統略讃』もその通りになつてゐるが、大正大学蔵の三冊とも「略云」の記載は見えず、懷譽補記と思われる部分は本文より一段落として書かれている。このように『淨統略讃』の題辭に記された『淨土源流解蒙』と現存の大正大学蔵本とは必ずしも一致しないのである。

一方、『淨統略讃』の写本は多く存している。静嘉堂文庫蔵本（文化三年（一八〇六）亮海写）、竜谷大学蔵本（文化九年（一八二二）闡道写）、大谷大学蔵本（天保四年（一八三三）隣晉宝若写）、大正大学蔵本（四冊）、東洋大学蔵本（哲学堂）、東京大学蔵本の九冊である。この中、大正大学蔵本の一冊は省略箇所が多く、東洋大学蔵本は附録以下の部分を略し、東京大学蔵本は中途で書写を終えている。そして、この三冊以外の六冊はすべて享保二十年信阿書写本を転写したものである。また、本書には活字本が二本あるが、『統淨土宗全書』（十七卷）の底本は大正大学蔵本の一冊（1512—18）で、表紙に「察常藏書」と墨書のある信阿本の転写本である。もう一本は『大日本仏教全書』（六十八卷）で、解題では底本を天保四年書写の大谷大学蔵本としているが、比較検討の結果、『統淨土宗全書』と同じ底本であることが認められる。

『淨統略讃』は冒頭の淨土一流祖承図・四朝高僧伝・僧伝十科、そして、支那伝灯・本朝写瓶・諸記指南・淨家紀原の四篇と附録・追加から構成されている。支那伝灯では、中国淨土教三流（慧遠・曇鸞・慈愍）をあげ概説とともに、聖閻の『淨土真宗付法伝』に基づく淨土一流祖承である菩提流支・曇鸞・道綽・善導・懷感・少康の事蹟を述べ、続く本朝写瓶において、法然・聖光・良忠・良曉・定慧・良順・蓮勝・了実・聖閻・聖聰と連なる鎮西白旗の正嫡十師の伝を述べ

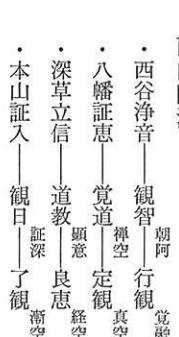
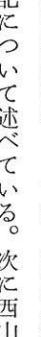
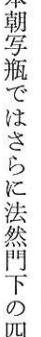
ている。これらの記述は本書冒頭に掲げた淨土一流祖承図の解題といえる。次にその図を記す。

#### ○淨土一流祖承図



本朝写瓶ではさらに法然門下の四流（聖光・証空・隆寛・長西）をあげ教義の特質を示し、また、西山四流・鎌倉六流の各系統をあげ諸師の伝記について述べている。次に西山四流・鎌倉六流の系譜を記す。

#### ○西山四流



・藤田性心唱阿  
・三条道光了志  
・一条礼阿然空  
・木幡慈心良空

・持阿是心  
・玄心  
・謡如空  
・舜昌

次の諸記指南では、鎮西白旗の要書である良忠の『観經疏伝通記』、聖岡の『伝通記釋抄』等にみえる人名の通称や略称の意を明かし、また、本朝四大師・六私大師并先徳・惠檀両流をあげ、法然・聖光に連なる天台の流れを示している。そして、淨家紀原では、淨土宗における諱号・大士・禪師・國師・僧正・大僧正・上人・紫衣・香衣・阿号・蓮社号・誓号・四十八夜・十夜・百万遍・三經讀誦・三經書写・万部統經の起源を説明している。付録として惠遠相承・礼文放光の二項があり、最後に追加として法然門下の源智・聖光・証空・遊觀の系譜と澄豪・知礼・道邃の系譜が記載されている。

以上見てきたように、『淨統略譜』は淨土宗入門、あるいは淨土宗便覽ともいべき性格の書であり、純粹な意味での系譜とはいえない。しかし、その意図は淨土宗正統の流れと教義を明示することであり、冒頭に掲げられた淨土一流祖承図、すなわち聖岡・聖聰に至る系統こそ正統であるという意識が本書の根底に流れているといえる。それは後に述べる『淨土伝灯總系譜』にもいえることである。

ところで追加として記載されている系譜には、門下四流の中の隆寛・長西、鎌倉六流の中の性心・道光・慈心が抜けているが、これはおそらく各派的主要寺院の歴代に視点をおいた系譜と思われる。しかし、『淨土源流解蒙』(大正大学蔵本)にはこの系譜はなく、懷誉が『淨

統略譜』に改めた際追加したとも考えられるが、『淨統略譜』の聖岡・聖聰に至る鎮西白旗正統の立場に反して、鎮西名越・西山西谷両流が後代まで記されていること、また澄豪等の記載もあることから、この系譜は懷誉によつて加えられたのではなく、後日、転写の際に追筆されたことも考えられる。なお、本系譜には名越・西谷両流が詳記されているが、名越では『淨土血脉論』の編者である良定、およびその弟子で『淨土系譜』(奈良念佛寺蔵)を書写した東暉とその孫弟子義山まで、西谷では『淨土宗派承繼譜』を編纂した貞準まで記されているのが注目される。

## (2) 『淨土伝灯總系譜』と『淨土真宗鎮西正統略系譜』

『淨土伝灯總系譜』はこれ以前成作された諸系譜に基づいて、鸞宿がさらには増補した淨土宗系譜の集大成ともいべきものである。巻頭に享保十二年(一七二七)六月十五日付の鸞宿の自序があることから、この頃編纂がなったものと思われる。諸系譜の中で一番版本の伝存が豊富であるが、編纂がなったと思われる享保十二年の十二月に早くも出版されており、その後は明治三十七~三十九年(一九〇四~〇六)に『淨土宗全書』(十九卷)の底本は明らかでないが、望月校注本と同一であることが認められる。

ところで本系譜は、山上正尊氏や井川定慶氏の論稿(山上氏「淨土系譜に顯われたる親鸞聖人」、井川氏「伝灯系譜・寺誌解説」—『淨土宗全書』十九卷)によると、『檀林瓜連常福寺志』の記載から懷山の草稿ではないかということが指摘されている。『常福寺志』の「開山法流」の項に次のよう

にある。

花頂山大僧正鸞宿上人、いまた三縁山会下一文班の席たりし日、淨土伝灯總系譜三卷を編図あり、宗徒自他ことごとく依用せずといふ事なし、然るに此書は京綾小路大字帰命院懷山なるもの、勅修円光大師伝・淨土分流・蓮門流派・淨土血脉論・淨土源流等によりて、編述の草稿あられしかと、いまた功ならずして円寂ありしを、宿公ひそかに草稿を得られ、新に口名をのせて上梓せられしかば、伝中誤脱、系流謬乱、相承不正、前後紛転少からず、宗徒其原本をしらす、又転雜に及はざる故、其非正を知ものなし、

(下略)

以上が『常福寺志』の編者撰門の記述であり、その真偽は定かでない。しかし、鸞宿が懷山の草稿を手に入れて『淨土伝灯總系譜』を作成したにしろ、また、ここに記載されている系譜、すなわち『法水分流記』と思われる『淨土分流』、『蓮門宗派』と思われる『蓮門流派』、袋中良定の『淨土血脉論』、『淨土法門源流章』あるいは『淨土源流(章)図』と思われる『淨土源流』はもちろん、この他本稿でとりあげた諸系譜個々を参考にして編纂したにしろ、本系譜が諸系譜の影響を受けてできあがつたことには変わりはない。そこで、次に本系譜の内容、および諸系譜との関連を中心に述べることにする。

『淨土伝灯總系譜』は、天竺弘伝・震旦弘伝・日本弘伝の三部からなり、天竺弘伝と震旦弘伝の相承は『淨土真宗付法伝』や『淨土三國仏祖伝集』に基づいている。また、日本弘伝はさらに開宗門資・諸流分派・諸師承襲の三項に分かれている。

開宗門資では法然面授の弟子として聖光・証空・源智・信空・湛

空・心寂・感西・信寂・円照・空阿・隆寬・禪勝・長西・重源・念佛・金光・宗源・聖覺・幸西・住蓮・安樂・成乘・幸阿・行空の二十四人を列挙し簡略な伝記を付している。本系譜は鎮西白旗を正統とする立場から、当然聖光を最初にあげているが、それは次の諸流分派にもいえる。ここでは法然門下の四流として鎮西・西山・長樂寺・九品寺の順に各流の系譜を載せている。鎮西流は聖光より聖聰までの八祖、さらに良忠門下における六派祖を立て、また、西山流は証空門下四流の祖を立てそれぞれ系譜を連ねている。そして、諸師承襲では面受親聞として信空・湛空・金光・成乘・信寂・宗源・念佛・源智・聖覺、背師自立として幸西・行空・親鸞、從他帰入として頤真・慈円・良快・実範・靜嚴・証真・澄憲・明遍・貞慶・覺瑜・公胤・靜遍・明禪・良遍・真空・悟阿・円照・凝然の三つに細分して、各流脈を示し略伝を記している。そこで次に諸流分派・諸師承襲にみえる系譜と前出の諸系譜との関連について順を追つて考えてみたい。

### (1) 聖光門下

ここには聖光門下として良忠を除く四十二人が列記されているが、前出の系譜の記載と一致するのはわずかであり、関連性は少ないといえる。おそらく現存しない聖光門下の詳しい系譜によったに違いない。

### (2) 良忠門下

○性真(藤田派)……直弟十七人の順序に相違はあるものの、すべて『蓮門宗派』第一図と一致する。なお、性真門下のうち持阿に連な

る一流のみ記されているが、持阿の弟子持名までについては『宗派流伝』に見える。しかし、その弟子唱名以下についての記載は他の系譜に見られない。

○尊観（名越派）……良定の『淨土血脈論』との関連も考えられるが、むしろ別本『淨土惣系図』（円通寺藏良因書写本）の影響の方が大きい。しかし、『淨土伝灯総系譜』は専称寺第一世良頤や円通寺第五世良鑛以降にも及んでいることから、おそらく大沢円通寺・山崎専称寺等名越本山の歴代を中心とする系譜に基づいていると思われる。

○道光（三条派）……門弟三人と少ないが、『蓮門宗派』第一図・『淨土血脈論』と同じである。

○礼阿（一条派）……直弟および孫弟子玄心まで『蓮門宗派』第一図と同様であるが、玄心以降の系統は他系譜に見えない。淨華院歴代の法系を中心とした系譜に基づくものと思われる。

○慈心（木幡派）……門弟三人が記されているが、善願の典拠は不明で、如一・唯覺は『蓮門宗派』第二図に見える。

○その他……『蓮門宗派』第一図・『淨土血脈論』との関連が見られる。

### (3) 良曉門下

門下として三十一人が列挙されているが、典拠不明は慧光一人で、残りはすべて『宗派流伝』・『蓮門宗派』第一図・『淨土宗派承繼譜』の記載に該当する。

### (4) 定慧門下

前半部は鎌倉光明寺の歴代住持を中心とした系譜で、『蓮門宗派』

第二図・『宗派流伝』との関連が認められる。しかし、後半部は幡隨意との門弟に連なる法流となり、他系譜にみられない『淨土伝灯総系譜』独自の系譜である。

### (5) 蓮勝—了実—聖問—聖聰

『淨土伝灯総系譜』卷中は蓮勝より聖聰の門流に統く系譜が収められている。了実・聖問の系譜は瓜連常福寺の歴代を中心とした法流であり、聖聰以降は増上寺・飯沼弘経寺を中心とした系統になつていく。いずれも『宗派流伝』の影響が強いが、その後は道譽貞把——安譽虎角——雄譽靈巖、果譽天啓——感譽存貞——源譽存応という二つの法流が中心となり、前出諸系譜とは関連のない独自の系譜が統くことになる。

### (6) 証空門下

○淨音（西谷流）……西山四流の中で最も詳記されている。『淨土宗派承繼譜』の影響が顯著であり、一部を『蓮門宗派』第一図で補つていると考えられる。また、融舜以降に連なる系統は禪林寺・粟生光明寺の歴代を中心とする法系であり、おそらく一部はこの系譜に基づいたものと思われる。

○円空（深草流）……前の西谷流と同様に『淨土宗派承繼譜』に『蓮門宗派』第一図で一部を補つたようである。

○証入（東山流）・道觀（嵯峨流）……これらも前のように『淨土宗派承繼譜』とほぼ同じである。

○その他……『淨土宗派承繼譜』によるところが多い。ただし、示尊康空以下および孫弟子照慧に連なる示鏡——中統——慧篤の系譜

は『蓮門宗派』所収の「西山三鉢寺伝持次第」の法系によつたものと思われ、また、聖達の弟子智心（一遍）以降は時衆の系譜となつてゐる。なお、証空の直弟の最後尾に記載のある修觀の弟子として綽空を記し、その傍注に「一説親鸞云善信房綽空即此人也、一説非善信房此別人也」とあるのが注目されるが、『宗派流傳』では

証空の下に覚念——修觀——親鸞としている。

(7) 隆寛門下

大部分は『蓮門宗派』第一図に同じであるが、隆寛の孫弟子隆慶に連なる信教以下の記載は『法水分流記』にみえる。

(8) 長西門下

『法水分流記』にみえる門下の澄空・理円・空寂・上衍・阿弥陀の弟子了敏、そして典拠不明の覚心の弟子覚阿を除くと、すべて『蓮

門宗派』第一図・『淨土血脉論』・『淨土宗派承繼譜』に関連している。

(9) 面受親聞（信空・湛空・源智他）

信空の法流は『蓮門宗派』第一図・『淨土血脉論』・『淨土宗派承繼譜』と同じであり、続く湛空の系譜は『蓮門宗派』所収の「二尊院住持次第」に基づいていることがわかる。また、金光・宗源・念佛・成乗・信寂・禪勝は『蓮門宗派』第一図・『淨土血脉論』・『淨土宗派承繼譜』によつているが、源智の場合は、これらの他知恩寺の法系にも関連していると思われる。なお、聖覺の系譜の典拠は不明である。

(10) 背師自立（幸西・行空・親鸞）

幸西および行空の系譜には『蓮門宗派』第一図・『淨土宗派承繼譜』

の影響がみえる。また、親鸞の系譜は本願寺・専修寺等の各法系が記されており、その典拠は不明であるが、おそらく各寺の歴代系譜に基づくものであろう。

(11) 徒他帰入

系譜の記載があるのは明遍・住心・悟阿の三人であり、いずれも

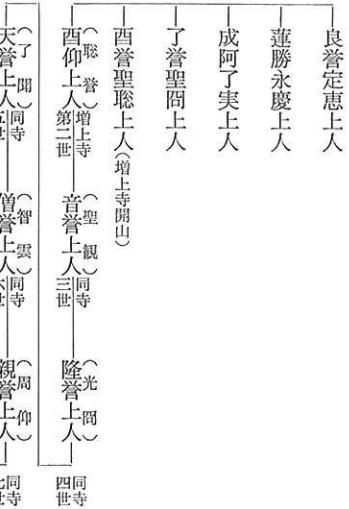
『蓮門宗派』第一図・『淨土宗派承繼譜』に基づくものと思われる。

以上、『淨土伝灯總系譜』における前出の諸系譜との関連・影響等について検討してきたが、全体的には『淨土物系図』同系の系譜である『蓮門宗派』第一図・『淨土血脉論』・『淨土宗派承繼譜』の影響が顕著に見られ、殊に『蓮門宗派』第一図との関わりが深い。また、西山流の系譜では『淨土宗派承繼譜』、白旗派の系譜では『宗派流傳』と密接であることが認められた。

ところで、『淨土伝灯總系譜』に影響を受けたものに『淨土真宗鎮西正統略系譜』がある。これは宣法によつて文化八年（一八一二）より文政七年（一八二四）の間に書かれたようで、大谷大学と竜谷大学に写本が現蔵されている。

本書の冒頭には「淨土真宗鎮西正統略系譜」と題した系譜がある（必要記載のみ記す）。

開祖吉水円光大師（法然）  
流祖鎮西弁阿禪師（聖光）  
記主光明良忠禪師  
一派祖白旗寂惠上人（良曉）



本系譜は問答形式によつて、法然より存応に至る鎮西流白旗派の列祖の経歴等を記し、附録として法然・聖光の写瓶相承を述べ、さらに親鸞の一宗を破し浄土真宗の意義を明示している。つまり、本系譜は明らかに安永・天明・寛政年間（一七七二～一八〇〇）に起きた本願寺との宗名争が契機となつて作られた系譜である。前出の『淨土伝灯總系譜』においても、親鸞を面受の弟子からはずし背師自立の異端者として扱つていたが、宗名争以前における鎮西白旗流の親鸞に対する見解をよく物語つている。

## ○



これはいわゆる鎮西白旗の法流であり、聖聰以下は増上寺住持の歴代譜となつてゐる。つづいて本文に入つて、

問曰、題ヲ淨土真宗鎮西正統略系譜ト名クル意イカン、答、淨土トハ聖道ヲ簡異シ、真宗トハ実教ノ旨ヲ顯スナリ、鎮西トハ余ノ三流ニ簡別シ、正統トハ白旗ノ嫡流タルコトヲ明シ、略系譜トハ

此書ハ伝燈總系譜ノ文ヲ拠トス、而ニ此書タルヤ要ヲ取テ略スレハナリ、

## 結語

（福田 行慈）

とあり、本書書名の由縁が記されている。すなわち先の法然より増上寺歴代住持に連なる白旗流の相承が淨土宗の正流であることを示し、また、『淨土伝燈總系譜』を典拠とした系譜であることがわかる。

淨土宗の宗祖法然の法脈を図示しようとする淨土宗の諸系譜は、享保十二年（一七二七）の鸞宿の『淨土伝燈總系譜』に集成されていゝが、それ以前に成立した系譜で、何らかの形で現存している諸系譜

類が、すべて内容や形態の上で関連性をもつてていることがいえよう。勿論それは、原本からの書写によって直接生じたもののみではなく、転写本・類本の影響によるものもあるが、それぞれの系譜の記載内容に意味ある共通性が認められるということである。そのことを前提に、各系譜の名称でその記載内容を示しながら、各系譜間の関連性というものを、改めて整理してみたい。

系譜に付された年紀の中で最古のものは、『法水分流記』の永和四年（一三七八）である。しかしこの年紀は、種々の疑問から必ずしも『法水分流記』の成立年時を示しているとは思われない。それは、編者とされる静見以降の記載が追加されており、系譜中の記載に関しても、信憑性を再考する余地が見うけられるからである。さらに西山深草派の記述に多くの疑問があり、静見が本来の東山派から深草派へと改竄されたふしもある。永和年間の簡粗な原初的記載はあつたにせよ『法水分流記』の成立を考えると、他の系譜に影響を与えたとみられる箇所があり、近世の写本しか現存しないことなどからも、その成立年時につけられては、永和をかなり下がることが考えられる。いずれにせよ、西山西谷派の貞準が編んだ『浄土宗派承系譜』には『法水分流記』の影響が表われている。

『淨土惣系図』は、永正三年（一五〇六）の年紀をもつ西山西谷派を第一とする西山系系図であるが、これが『蓮門宗派』第一図に引き継がれ、さらに西山三鈷寺次第や二尊院次第などを含めて、『淨土源流（章）図』第六図に収録されている流れが確認できる。また、この名越

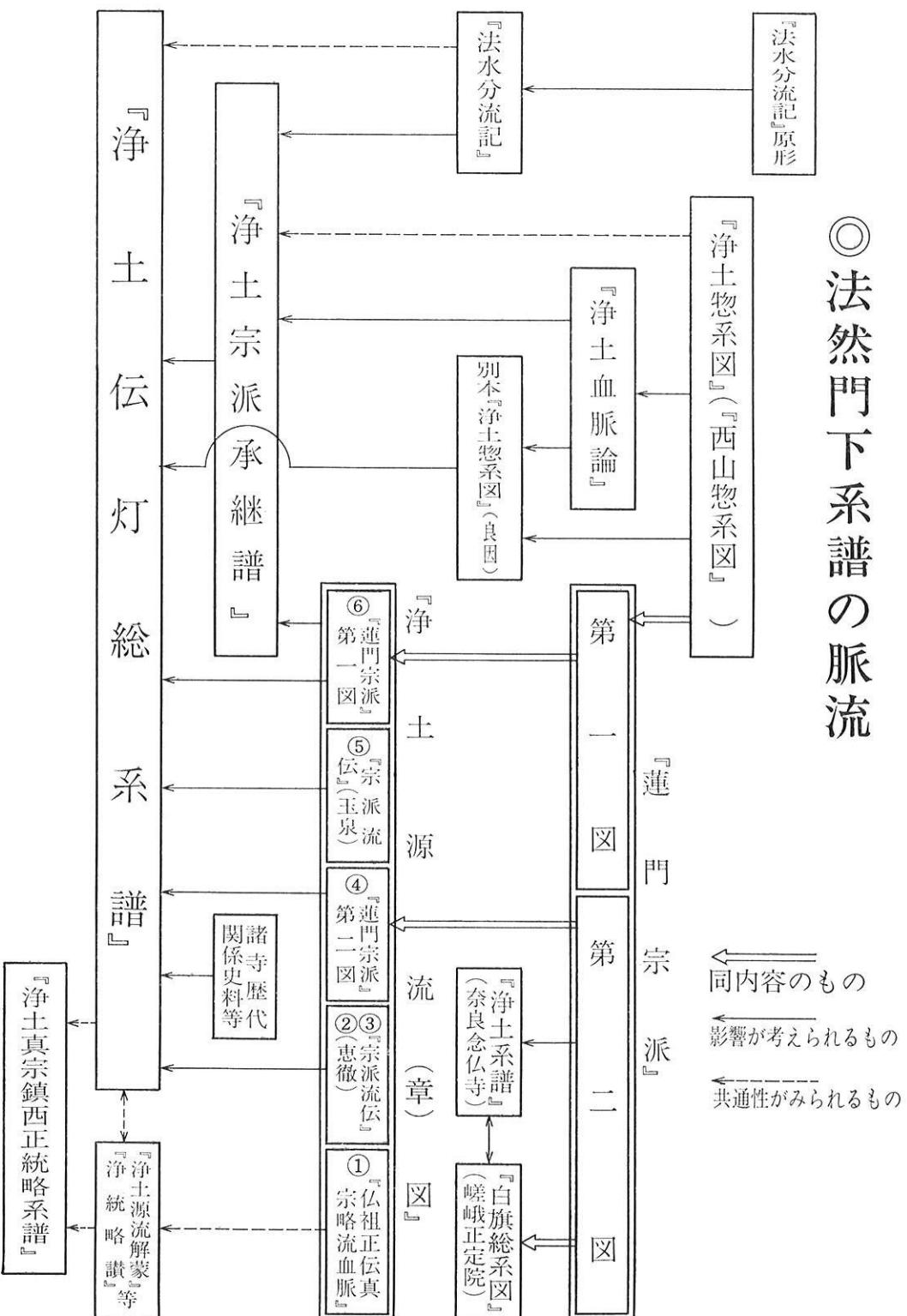
の円通寺に蔵される『淨土惣系図』が、袋中によつて『淨土血脉論』へと、鎮西の白旗・名越色を添加され作成されていったことが窺えた。『蓮門宗派』の第二図は、その成立が詳らかでないが、嵯峨正定院蔵『白旗總系図』・奈良念佛寺蔵『淨土系譜』・『淨土源流（章）図』第四図とほぼ一致する。即ち『淨土源流（章）図』第四図は、『蓮門宗派』第二図を受けていると考えられ、『淨土系譜』も同じく『蓮門宗派』第二図に名越の記載を加えたものと考えられる。

『淨土惣系図』を現蔵している円通寺は、名越派の四箇本山の一つであるが、『淨土惣系図』から『淨土血脉論』を作成したのは名越派の袋中であり、また『淨土惣系図』を残したのも袋中の弟子東暉である。こうしてみると、西山系の系図といいながらも、それを鎮西の白旗・名越と融合させていった過程に、名越派の活躍がみのがせない。

また、白旗派の聖圓の弟子玉泉らによる『宗派流伝』は『蓮門宗派』と合綴され、『淨土源流（章）図』を作り上げている。ここにはさらに西山派・鎮西の名越派・白旗派の系図の統合というものが試みられている。

『淨土伝灯總系譜』は、前出の西山・名越両系を中心とする諸系譜の影響を受けて、江戸中期に編纂されるが、総体的には『淨土惣系図』同系の系譜によるところが大きい。しかし、西山流の系譜では、『淨土宗派承繼譜』、白旗派の系譜では、『宗派流傳』との関連が密接であることが認められた。なお、『淨土伝灯總系譜』は、自派の鎮西白旗一流のみを増補するだけでなく、法然門下の他系統の記載をも補足しており、淨土宗系譜の集大成をめざしている感がある。しかし、究極

## ◎ 法然門下系譜の脈流



的には法然より存応に至る鎮西白旗一流の正統を明示し、それを高揚することが『浄土伝灯總系譜』の主旨であったといえる。それは、直接の影響を受けた『浄土真宗鎮西正統略系譜』は勿論、同時期になつた『淨統略譜』にもいえることである。

以上みてくると、大きくみて、西山系の系譜・鎮西名越系の系譜が互に影響し合い、何らかの形で関連して、改変・付加・融合しながら江戸中期の『浄土伝灯總系譜』へと集大成されてくる過程が、臘げながら浮かびあがつてくる。これらのことを、細部については不完全ながらも図式に示す試みをすると、おおよそ前頁のような脈流図が考えられる。勿論各系譜ごとの共通性というものは見い出せても、実際に何を底本としたかななど詳らかではない点もある。しかし、ここで敢えて本研究のまとめとして、視覚的表現を用いたのが此の図である。不備遗漏等、正鶴を得ない点もあろうが、大方諸賢兄の御叱正を頂ければ幸いである。

末筆ながら、所蔵史料の閲覧に御便宜頂いた、大沢円通寺、並びに、大谷大学・竜谷大学・大正大学の各図書館、東京大学史料編纂所等に感謝の意を表する次第である。

附記 本稿脱稿後、牧哲義氏稿「堯惠勘錄『吉水法流記』について」(『印度学仏教学研究』六十四号昭和五十九年三月)の閲覧の機を得てこの『吉水法流記』と『法水分流記』との関連が考えられるが、詳細な検討は別の機会としたい。



# 淨土宗の台灣布教

——明治期を通じて——

鷺 見 定 信

淨土宗の海外布教は明治二十七年のハワイに始まつた。明治二十八年には台湾、同三十年に朝鮮、同三十八年に樺太、支那（後に満州開教区と中華民国開教区に分立）に行われた。昭和に入ると北米・南洋（サン）、南米（ブラジル）が開教区となつた。

淨土宗の海外布教はそのほとんどが明治の二十年代終りから三十年代にかけて行われたことがわかる。海外布教がこの時期に重なつた理由については、まず日本人の海外進出という状況がある。明治元年に一五三名の日本人がハワイに移民として上陸している。明治二年にはエドワード・スネールに率いられた会津の人びとが北米に入植している。これらの先駆者をまつて多くの人びとがハワイ・アメリカに渡つたのである。まず布教は移民の要請によつてはじまつたといえる。第二に日清、日露の二つの戦いを経て拡がつた日本の新領土への布教という側面を指摘できる。

明治二十八年には淨土教報誌上で清、韓両国への布教の必要性が相づいで掲げられる。二月五日の社説（二〇六号）では、東洋平和の目的のために軍隊に従軍僧をおき、「葬祭弔魂の事を担当せしむるに止ま

らず、進んで精神上の教養に於て仏教の感化を仰かしむるの基本を立て、外に在ては朝鮮に支那に開教の準備を整へ、仏陀の福音を伝達し、一には……韓民を誘掖し、忠君愛國の道理を弁別せしめ、二には……清人を開導し……」と記している。

二〇七号では「清韓布教の準備」と題して「……皇軍征清の大目的たるや、宣戰の勅諭に基き、所謂朝鮮の独立を扶持し、東洋の平和を克復するにある……」とし、朝鮮の独立という目的を達するためには「一方に於て清韓両国の文化を誘導し彼等人民の性質を改良し、眞實に我れに帰服せしむることを期せざる可からざるや明かなり……蓋し仏教徒の責任たるにして足らすと雖平時と戰時に拘はらず、常に社会の文明を啓發し人民の智徳を發揮し、遂に永久平和の基礎を興ふるとは是れ其任務の大なるものなり……」と述べている。

清韓への布教は仏教の伝達とともに、清韓の「文明を啓發」し、人びとの智徳をひらくことにあつた。最初の外征慰問使である荻原雲台は帰国慰労会で「……朝鮮の為め将来又た支那の為め布教伝道に從事し……彼等人民の頑冥無智を誘導し其心智を發揮し其道義を策興し宗

教の妙理大道を伝播すると共に我が日新の文物を輸入し直接彼国社会の文明を発達することに努力せんこと最も切望させるを得ず……」

(教報二一二号)と述べている。

朝鮮・台湾への布教のあり方がよみとれる。いわば欧米のアジアに対する植民地主義に対し精神的な自立をさせるための布教という考え方である。布教の端緒が従軍布教使によってになされたのもそうした理由からである。

一例として台湾での日本仏教各宗の布教時期をあげてみよう。明治

二十八年、真言宗の軍隊布教師榎本竜海が渡台して二十九年には彰化で学校を開き、本島人の教化を始めている。同二十八年、曹洞宗の従軍布教師佐々木珍竜も渡台して端緒をえている。同二十九年には真宗本派の従軍兼台湾布教師の紫雲玄範・井上清明が九月には台北教会を組織、日蓮宗は同二十九年八月に渡辺英明・佐野是秀を派遣、真宗大谷派は明治三十年に大山慶哉を送っている。

こうした日本(人)の海外進出、新領土での布教とともに洋行僧や「海外宣教会」によつてもたらされた日本仏教の海外志向という背景も考えられねばならない。

本研究の目的は浄土宗の海外布教の実態を明らかにすることにある。しかし文献資料はきわめて限られている。そのため、浄土宗の海外布教の媒介をなした「淨土教報」誌の記事を整理することからはじめたい。いうまでもなく、「淨土教報」は「宗報」発刊以前は機関紙的な役割を担つていた。少くも現在のところでは浄土宗の明治・大正・昭和

初期までの諸事情を知るには基本的なものといえるからである。

(一)

明治二十九年、ハワイにハマクア仏教会堂が設けられてより現在まで多くの寺院・教会所が開かれてきた。また布教の補助的な役割をもつ学校、社会福祉施設もつくられてきた。

こうした施設の分布、開設年代を整理することによつて布教の展開をうかがうことができる。

現在のところ台湾・朝鮮・樺太・満洲・中華民国・南洋についての各開教区の記録はほとんど残されていない。そのため昭和四年に発行された『淨土宗開教要覽』(淨土宗教務所教學部発行・以下『開教要覽』)と寺院名鑑から施設の分布展開をみることにする。少くも宗教施設の分布は具体的な布教の結果を示す指標になるからである。『開教要覽』には昭和四年までの経過と実状が簡便に記載されている。この他明治三十五年、大正十三年、昭和十三年、昭和十六年、昭和十九年の淨土宗寺院名鑑から作成したのが各開教区寺院開設年代表<sup>(1)</sup>である。

寺院・別院・教会所・布教所は内容的な違いもあって一つの数値としてみるとできない。特に布教所は月や週に一度の布教のための場である。出張布教場である。それに対して寺院・別院・教会所は信徒や設備などの規模の違いがあつたにしてもほぼ同様のものである。例えば寺号をもつ教会所もあれば、ハワイのように開教院以外が教会名<sup>(2)</sup>をついていることもあるからである。

こうした違いを含めて左記に各開教区の寺院等を整理してみた。

台  
灣  
開  
教  
區

寺院・教会・布教所名

開設年代

明治三五年

大正一三年

昭和四年

昭和一三年

昭和一六年

昭和一九年



明治四〇年 大正一年 不明 大正五年 大正六年 明治三年 明治八年 明治四〇年  
明治四年 大正三年 明治三九年 明治四〇年 明治四年 明治四年 明治四〇年 明治四〇年  
明治五年 明治四〇年 明治四年 明治五年 明治六年 大正七年 大正六年 大正一四年  
明治二三年 大正一三年 明治二三年 大正一三年 大正一三年 大正一三年 大正一三年 大正一四年

鬱陵島教会所 報恩寺  
舊助羅教会所 金海教会所  
清津教会所 華頂寺  
三和寺 新幕教会所  
兼二浦教会所 黃州教会所  
安州教会所 新義州教会所  
新義州教会所 圓光寺  
羅南教会所 雄基教会所  
永洞教会所 鳥致院教会所

咸新光南江法齋  
釜泰州川界上上な  
興仁教教教教然乘//  
教會會會會會同同し  
會所會所會所會所寺寺

興順春裡羅茂吉 羅黃  
 南天川里津山州 上な 上南 な州  
 教教教教教教 // / / / 教 // / / / 教 // / / / / / /  
 会会会会会会 同し 同会 し会  
 所所所所所所 所 所 所

城津教会所







亞米利加開教区（ハワイ開教区・北米・南米開教区）

寺院・教会・布教所名	開設年代	明治三五年	大正一三年	昭和四年	昭和一三年	昭和一六年	昭和一九年
ハワイ開教区	明治四〇年	日本仏教会堂	ハマクア教会所	ハマクア教会所	ハマクア教会所	ハマクア教会所	ハマクア教会所
1 ハワイ淨土宗別院	明治二九年	日本仏教会堂	ラッパホエホエ淨土院	ラッパホエホエ淨土院	ラッパホエホエ淨土院	ラッパホエホエ淨土院	ラッパホエホエ淨土院
2 ハマクア淨土院	明治三二年	日本仏教会堂	カーチスタン淨土院	カーチスタン淨土院	カーチスタン淨土院	カーチスタン淨土院	カーチスタン淨土院
3 ラッパホエホエ淨土院	明治三三年	日本仏教会堂	エワ教会	エワ教会	エワ教会	エワ教会	エワ教会
4 カーチスタン淨土院	明治四五年	日本仏教会堂	ハレイワ淨土院	ハレイワ淨土院	ハレイワ淨土院	ハレイワ淨土院	ハレイワ淨土院
5 ハレイワ淨土院	大正六年	日本仏教会堂	カフルイ淨土院	カフルイ淨土院	カフルイ淨土院	カフルイ淨土院	カフルイ淨土院
6 ハレイワ淨土院	明治四五年	日本仏教会堂	コロア教会	コロア教会	コロア教会	コロア教会	コロア教会
7 ハレイワ淨土院	明治四二年	日本仏教会堂	ハヴィア教会	ハヴィア教会	ハヴィア教会	ハヴィア教会	ハヴィア教会
8 ハレイワ淨土院	明治四五年	日本仏教会堂	ラハイナ教会	ラハイナ教会	ラハイナ教会	ラハイナ教会	ラハイナ教会
9 ハレイワ淨土院	明治四五年	日本仏教会堂	コロア教会	コロア教会	コロア教会	コロア教会	コロア教会
10 ハレイワ淨土院	明治四五年	日本仏教会堂	カパア教会	カパア教会	カパア教会	カパア教会	カパア教会
11 ハレイワ淨土院	明治三八年	日本仏教会堂	ラハイナ教会	ラハイナ教会	ラハイナ教会	ラハイナ教会	ラハイナ教会
12 ハレイワ淨土院	明治三七年	日本仏教会堂	カカラウ教会	カカラウ教会	カカラウ教会	カカラウ教会	カカラウ教会
13 ハレイワ淨土院	明治三八年	日本仏教会堂	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会
14 ハレイワ淨土院	明治三八年	日本仏教会堂	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会
15 ハレイワ淨土院	明治三八年	日本仏教会堂	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会
16 ハレイワ淨土院	明治三八年	日本仏教会堂	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会
17 ハレイワ淨土院	明治三八年	日本仏教会堂	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会
北米開教区	昭和十一年	日本仏教会堂	エワ教会	エワ教会	エワ教会	エワ教会	エワ教会
南米開教区	昭和四九年	日本仏教会堂	ハヴィア教会	ハヴィア教会	ハヴィア教会	ハヴィア教会	ハヴィア教会
米淨土院	昭和二八年	日本仏教会堂	ラハイナ教会	ラハイナ教会	ラハイナ教会	ラハイナ教会	ラハイナ教会
日宗別院	昭和四五年	日本仏教会堂	カカラウ教会	カカラウ教会	カカラウ教会	カカラウ教会	カカラウ教会
伯寺院	昭和四五年	日本仏教会堂	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会
マリンガ日伯寺院	昭和四五年	日本仏教会堂	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会
北米淨土院	昭和十一年	日本仏教会堂	エワ教会	エワ教会	エワ教会	エワ教会	エワ教会
南米淨土院	昭和四九年	日本仏教会堂	ハヴィア教会	ハヴィア教会	ハヴィア教会	ハヴィア教会	ハヴィア教会
米淨土院	昭和二八年	日本仏教会堂	ラハイナ教会	ラハイナ教会	ラハイナ教会	ラハイナ教会	ラハイナ教会
日宗別院	昭和四五年	日本仏教会堂	カカラウ教会	カカラウ教会	カカラウ教会	カカラウ教会	カカラウ教会
伯寺院	昭和四五年	日本仏教会堂	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会	ワイルク教会
マリンガ日伯寺院	昭和四五年	日本仏教会堂	エワ教会	エワ教会	エワ教会	エワ教会	エワ教会

全体を通してみれば台湾に三十六施設、朝鮮に五十二施設、樺太に二十九施設、満洲に二十八施設、中華民国に十八施設、南洋（サイパン）に四施設、ハワイに十七施設、北米に一施設、南米に一施設が確認

される。（例えばハワイ開教区では現在十六施設であるように消滅したものも含めてある。）総計で一八七施設がつくられたのである。

ついでこれらの施設の開設年代を整理して開教の展開をみると

したい<sup>(3)</sup>。昭和四年以前は『開教要覽』の記載によりほぼ明らかとなる。明治期の開設は台湾（九）、朝鮮（二十七）、樺太（三）、満洲（七）、ハワイ（十五）で総計六十一施設である。

大正期には台湾（十二）、朝鮮（十三）、樺太（十三）、満洲（十）、中華民国（二）、ハワイ（二）で総計五十一である。

昭和期は十三年までとそれ以降とにわけてみたい。十年から十五年の期間がおけるからである。便宜上昭和前期と中期（以降）とする。

昭和前期では台湾（六）、朝鮮（十二）、樺太（十三）、満洲（八）、中華民国（五）、南洋（三）、北米（二）で総計四十七施設、昭和中期では台湾（十）、朝鮮（一）、満洲（三）、中華民国（十一）、南洋（一）、南米（二）で総計二十八施設であった。

総計からみれば明治期の開設は六十一施設、大正期は五十一施設、

昭和前期四十七施設、昭和中期二十八施設となる。三十三%が明治期であり、二十七%が大正期、二十五%が昭和前期、十五%が昭和中期の開設となる。各開教区別みると朝鮮（五十二%）、ハワイ（八十八%）が明治期に多く、樺太が大正期・昭和前期（九〇%）に、中華民国が昭和前期・昭和中期（八十九%）に集中していることがわかる。施設の数字は一つの目安にすぎない、樺太に布教がはじまるのは明治の終りである。ハワイではすでに明治期には施設の分布は終っていた。ハワイではむしろ大正・昭和期には、二世の出現などとともに教化方法等の内容的な問題が問われることになった。異文化社会での伝道という立場を意識しつつ、二世への布教は一世とは異った方法が模索されていだ。現地に即した布教がもとめられたのである。

それに対して、台湾・朝鮮では日本の新領土への布教という点で、現地に住む人びとの「日本」化が大きな流れとしてあった。その範囲のなかで現地の人びとの布教と、日本人の布教という二つのあり方がみられたのである。具体例として台湾の場合を通して、初期の布教がどのように行われたかをたどってみることにしたい。

## （二）

『開教要覽』は台湾の開教について「明治二十八年日清戦争の際台灣軍に従軍せし、橋本定憲は台北に、佐藤大道は台南に各自法戰を開き、次で台湾開教後援会東京に興るや其の援護の下に翌二十九年武田興仁仲谷徳全渡台して橋本の後をつぎ、又鈴木台運は佐藤の意志を継承す」と概括している。

台湾の初期開教は軍隊布教使にはじまり、有志の後援によつた開教であったことが知られる。いわば国家主義的な色彩のなかに台湾布教がはじめられたのである。台湾開教の端緒を『淨土教報』の記事からおつてみよう。

淨土宗の軍隊布教は管長日野靈端の時代にはじまつた。

日清戦争勃発とともに「外征士卒慰問使」が任命されたことにはじまる。外征士卒慰問使は軍隊慰問使、軍隊布教使である。明治二十七年十一月荻原雲台（正使）、岩井智海（副使、後に正使）が最初の任命であった。つづいて大門了康（正使）が、その副使として林彦明が任命された。荻原・岩井は帰国すると清韓の布教の必要を述べた。林は征南軍に従軍して台北に渡り「六月十一日台北府に抵り而來、師団司令

部給興の宿舎に留り在ること五十九日、其間慰問法話、追吊を以て日

を送りぬ……又は病院を尋ねて患者を慰藉し其他總督府を訊ね民政局

を問ひ台北県庁に到りて慰辞を呈し兼ねて新領土に対する教化の施設

方針に就て或は開き或は所見を陳へ以て窃に他日我宗宣教の方を講究せり……」（淨土教報二二八号）と書いている。淨土教報誌上につづけて台灣の民情、風俗、信仰等について報告している。こうした具体的な動きをうけて「台灣の宣教」が社説等で論じられてくる。明治二十八年十月、林と交代して佐藤大道・橋本定憲が南征軍慰問使兼布教使として渡台した。当初は軍隊に同行して布教にあたつたが、佐藤の

「台灣通信」（淨土教報二四〇号）に「十五日晴……熟々思考するに両名台南の地に在り師団と共に凱旋せば台北淡水地方より情況を視察する能わす本部の御指揮を仰き一名は台北方面に錫を移さんと橋本氏云ふ……」とあるように、佐藤は台南を、橋本は台北を拠点として視察しつつ軍隊布教を行つて将来の布教の準備を行つた。

橋本は明治二十九年、六月二十一日真言宗の小柴豊嶽、真宗の紫雲玄範と計つて「台灣開教同盟事務所」を設置した。その目的は「開教上和合を本とし互に相提携して以て乱後の人心を慰撫し王化を補翼するを本旨とす」、また「慈善其他教化適応の事業を興起するを目的とす」などの規約にみることができる。また五月には大日本台灣仏教會を組織した。<sup>(4)</sup>こうした準備をすすめつゝ、布教使として来台する仲谷徳念、武田興仁の布教所として艋舺万安街にある海山館を借りた。

明治二十九年六月、仲谷と武田が、布教使としてついで十一月には

嶺原恵海が台灣語研究のために自費留学した。實質的な開教はこの三

人によつて担われることになる。

この当時の様子は「台北教信」（淨教二六二号）等に報告されているて概括してみる。

日本からの布教使は真宗本派では八名が派遣されており、台南の四名は教育事業に従事し、台中の二名は軍隊布教を主となし、台北の二名は土人布教（信徒五、六十名）を行つており、真言宗では四名の布教使が日本人布教を中心として行つているという。この他最大の勢力は曹洞宗で十名を超える布教師を数え、布教、教育に他宗に優れていると伝えている。

神道においては艋舺学校を設けて日台両語の教育事業を行つてゐる。これに対して仲谷、武田は真宗、真言宗と三派合同で児童教育のための明倫学校を七月二十七日に開校したと伝えている。

しかし、布教所は「…城外の町端に存する零碎破壊せる辻堂を借りて漸く之を布教の中心となさんと欲するに過ぎず、而して此堂も十分の修理を加ふるに非すんは到底物の用に立つべきにあらず」と仲谷は渡辺海旭に訴えている。仲谷、武田は小柴豊嶽の祠堂をかりて宿舎とした。しかしその布教場も使用にたえない状況であった。明治二十九年八月に小石川光円寺を事務所として「台灣伝道援護会」が不染信翁、小林瑞成、渡辺海旭の発起によつて組織された。「台灣布教者仲谷武田両氏の為に謹むで資を多方諸大徳に懇請す」と題して義捐金の募集が行われたのである。

反応は素早く、九月三十日には九十円を集めている。

仲谷は芝蘭にある土語研究所で、台灣語の修得に専念し武田は昼は

事務とり、夜は艋舺の土語学校に通学して語学の勉強につとめた。

海山館も台湾伝道援護会の義捐金三百円によって修復が終えて、二月二十五日に開教式が挙行された。堂宇の規模は、「煉瓦造にして、奥行八間にして、中央に総瓦敷、五間と三間の本堂あり、左側に一間に半に五間の応接所を有し、右に居室及炊事場あり……」と伝え、また、明倫学校は生徒四十八名を数えて順調であることを報せている。

台湾開教も、ようやく、その緒についたが淨土宗門の組織的協力を得るにいたらなかつた。期待された第三次定期公会において布哇、台灣の開教については一宗の事業として制度化されえなかつたのである。台灣伝道の義捐金募集期限も第三公会までとしていたが延期をせざるをえなかつた。

しかし、布教の成果は実つて三十年五月の「台北教信」では「檀信徒、内地の信徒は今に四十余名あり、土民の信徒を加えは凡そ二百以上らんか教会組織を設けて放々布教の積にて、現時二三有力者と協議中にあり遠からずして多少の効果を見るに至らむか。

(二) 布教場新設の計画……本月よりは八芝林、錫口、和尚州に布教場新設の計画にて日々努力しつつあり……」と記している。

より具体的な布教状況を台湾伝道援護会に報告された「台灣伝道實說報告」からみていこう。

布教範囲は台北を中心にして4kmから20kmの距離にある擺接堡、芳蘭堡、文山堡、大加納堡、海山堡である。各堡に毎月一回もしくは二回の出張布教を行う。一回の布教は十人から二十人の土民の出席がある。中心となる台北布教所では日本人のために毎月一回、土人のため

に毎月二回の説教が行われている。

日本人信者は三十名程あるが来聽は三～五人である。台灣の人は二七四名の信者を得、出席も多いが、そのほとんどは「茶菓を供するを得るを目的」としているという。こうした現状をふまえて布教拡大の当面の課題は出張所の確保と、附属した学校を設置して教育をはかることにあると報告している。

台灣人の教化と日本人教化との併行は台灣布教の基調となる。

六月十七日武田興仁はマラリヤにかかるて急逝した。武田の訃報と時を同じくして宗務庁では布教制度の改善を企図して台灣に二名の視察使を送ることに決した。他方山口県の極楽寺住職である三隅田持門は韓國の布教に出発した。

七月九日白石堯海・岩井智海に「台灣澎湖沖繩鹿兒島県下大島及朝鮮釜山仁川開教視察ノ為ノ出張を命ス」との辞令が下つた。こうした宗門の動きに対して武田を欠いた台灣では嶺原恵海の協力を得て仲谷は布教場を新設し、淨土宗台北教会を組織し、日本人信徒も五十名をあつめていた。八月十九日には八芝林出張所の開場式を行い、士林出張所、德行林出張所(以上八月開場)にも看板をかかげえた。明治三十一年一月四日には景美街出張所、一月二十二日に三張犁庄出張所、一月六日桃仔園出張所を開いた。仲谷は台灣の開教策として台灣語の研究、布教場の建築、土人教育の三つを当面の課題としている。先づ台灣語の研究においては「台灣の土語をもつて教理を話さんとす。望むへくして能はざる事なり」と述べて「寧ろ台灣人に日本語を学ばしむるに若かす」との意見をあげて、眞に教化を行うならば台灣語の必

要は不可欠であることを主張する。さらに仲谷は日本人への布教と台湾人への布教は分業すべきであるという。両者には文化的差異がある

から伝道の方法にも違いがなければならないとする。早急に行わなければならぬのは布教者の側の台湾語の修得であることを強調している。

ついで布教場の建築である。「……よし建立の目的莊嚴の主意此に在らざりしとするも、吾人の実験は其物の信仰を誘起し、宗教的徳義を涵養する上に大なる効力ある毫も疑ひを狹むを許さざるなり、故に此外観的方法即教会所の建立は、此土の開教に欠くへからざる事業にして是又刻大の急を要するものたらざるへからず」と宗教施設のもつ意味を説いている。

第三に教育の必要を論じている。台湾においては教育家は最も尊敬されている。「……教育に依て師弟の関係を造り、引て其父兄及一般の尊敬を誇起せしめは、吾人の目的は容易に達するを得……」とみてい。台湾の慣習を知り、その風習をとらえて布教の効果を考えている。

### (二)

台湾の布教は台北教会場においては大体は日本人、各出張所においては台湾人の教化を主としている。白石、岩井の第五回開教視察報告によれば明治三十年には一八七戸の信徒をみている。

明治三十一年五月三十一日仲谷徳念はベストに罹り逝去。明治三十一年五月台湾伝道援護会は義捐金総額千二百九五円六銭を集めて開教区制度の成立とともに閉会した。

台湾の開教は佐藤・橋本の準備段階を経て、仲谷、武田によって実施段階に入った、しかしその活動は「台湾伝道援護会」の後援による

私的なものであった。開教区制度が宗門の制度となるのは明治三十二年であった。

ハワイには「布咲宣教会」、「布咲宣教使費募集事務所」が、台湾には「台湾伝道援護会」があつて後援をなした。

これに対して韓国の開教は、三隅田持門の単身布教によつてはじめられた。三隅田は金山の信徒松前才助の二階に仮教会所を設け、四十戸（二三五人）の信徒を得た。三隅田の布教は教会（仮）での説教が毎日一、六の日と月の二十三日、二十五を定例とし、他に日本軍の守備隊（毎週火曜日）、軍艦布教を行つてきた。日本人布教の一方では将来の韓国人布教をめざして韓国語の修得につとめていた。釜山教会所が新築落成するのは明治三十二年である。十月二十日に落成式が行われた。

こうした開教実績が制度をみとめさせた。明治三十一年の臨時宗会は白石、岩井の視察報告もあつて開教区の設置案が提出された。

海外布教が宗門の公的事業として制度化されたのは明治三十一年四月十四日発布の改定宗制においてである。開教区区域は同年四月の第二臨時宗会において決定された。提出された議案第十号には第一開教区、鹿児島県及大島諸島沖縄県、第二開教区、北海道、第三開教区、台湾各地及澎湖島、第四開教区、韓国京城、仁川、釜山、元山、鎮南浦、第五開教区は布咲であった。区域の決定とともに予算案も提出された特別会計として提出された予算によると第三開教区（台湾）に一

万三百六拾一円六拾錢、第四開教区（朝鮮）に七千六百廿貳円五拾六錢、第五開教区（布哇）に一千四百廿四円六拾七錢二厘である。特別会計の歳入予算が三万円である。通常会計予算が四万七千三百五十七円九十四錢四厘である。宗務の開教への資金投入の大きさから開教への姿勢が推定できる。

開教区の予算内訳で気がつくことは、人件費、布教費と並んで語学教育に関するものの経費が高いことである。台湾の場合をあげてみる。

#### 第二開教台湾の開教費（一万三百六拾一円六拾六錢）

第一目 開教区長年俸	金三百円
第二目 布教費	金三千七百円
第三目 学校創業費	金五百円
第四目 語学教授二名年俸	金六百円
第五目 語学生式拾名扶助費	金三千六百円
第六目 土人生徒式拾名賞与費	金一百二拾円
第七目 書記使丁費	金五百円
第八目 借館費	金參百六拾円
第九目 開教区長及語学生渡航費	金六百八拾一円六十六錢

この予算に対し、備考として説明が附されている。淨土教報（二二二号）より引用してみよう。

台灣開教第一ノ着手トシテ先ツ台南、新竹若義、彰化、恒春、宜蘭、台東、安平、打狗桃仔園、滬尾、鹿港、蘇澳、卑南、紅頭、澎湖、花

蓮港ノ各地附近ニ語学研究所ヲ開設スルモノトス

語学研究所ニ於テ教養スヘキモノハ本宗僧侶ニシテ支校卒業以上年齢式拾五年以下ニシテ相当学力ヲ有シ至誠ニシテ忍耐アリ台灣布教師タルニ堪能ナルベキモノ式拾名ヲ撰定シ内拾三名ハ福州語三名ハ廣東語式名ハ熟蕃語式名ハ生蕃語と分科就学セシムルモノトス、但生蕃語熟蕃語就学生ハ六ヶ月ニテ卒業セシムル方法トス

語学研究所内土人兒女教育科ヲ開設シ毎月筆墨紙料ヲ給スルカ若クハ毎月未賞學法執行位ヲ標準トシテ之ヲ実施スルモノトス

語学研究所ニ事務員一名國語教授一名土語教授一名蕃語教授一名ヲ置キ兒女教授ハ土語研究生ニ於テ担任セシムルモノトス

開教使の養成と現地での教育とくに語学教育が重要な要素となつてゐる。

淨土宗の開教費に対して他宗についての予算も参考としてあげている。台灣への布教費は真宗本願寺派が五万円、大谷派が一万五千円、曹洞宗が一万円とある。

しかし予算は大幅にけずられ、台灣が四千円、韓国が二千円、布哇が六百円、さらに韓國僧の教養費として三百六十円が加わって可決されたのである。予算が削減されたとしても教團の制度のなかにくみこまれた意義は大きい。多くの開教使、留学生が相ついで現地に派遣された。

八月六日の教令で第一開教区鹿兒島県及大島諸島、沖繩県、第二開教区、台灣各地及澎湖島、第三開教区、韓國京城、仁川、釜山、元山、木浦、鎮南浦、第四開教区、布哇と変更された、八月十五日付で第三

開教区開教区監督（韓國、布哇）に白石堯海が任命された。九月一日付で中谷在禪が第三開教区開教副使に任命、九月十九日戸倉隆門が「方語研究生トンテ第三開教区へ留学ヲ命ス」との辞令が下された。

九月二十四日付入江泰禪が第一開教区開教使として、九月三十日付で松本活道、榎原貞祥が第二開教区開教副使として台灣布教が命じられた。またすでに渡台している鈴木台運、嶺原恵海は第二開教区開教副使に九月三十日付で任命された。十月二十七日付伊藤祐晃が第三開教区開教副使に任命、と台灣、韓國への開教從事者派遣が相ついで行われた。

開教地でも布教者の派遣をもとめていた。例えば韓國仁川に向かつた中谷在禪は六日に仁川に上陸、岩永利七に連絡をとると八日には數名の人びとが集まり教会所設置が決議された。

とりあえず別荘をかりて仁川教会所が設けられることになった。中谷は「従来の建築物を利用して恰格なる教会を得る、此の如く設置の議確定する此の如く速なるは一は機縁の熟する所なりとはいへ、在仁信徒諸氏が熱信によらざれば、此の如く急速に議決進捗する豈に得べけんや……一面はまたこれが為めに予が志望たる韓語研究と韓人教化を第一位に置くに至れるを悲むものなり」と淨土教報（三四〇号）に伝えてきている。

十一月七日に教会設置許可を得、十一月十八日の十夜法要には三十五名、十九日には四十八名の参詣者をむかえている。二十七日には釜山教会所の本尊を迎えて入仏式を挙行している。すでに信徒は五十六戸、婦人教会加盟者は六十一名を数えるにいたつていて。

戸倉は仁川教会所に在留し、烏田は京城に淨土宗教会所を開いた。

明治三十一年にはいると第四開教区（ハワイ）に八寿田大定、田中摩訶衍が開教副使に、三隅田持門が開教副使に任命された。方語研究生としては永瀬哲哉、尾崎順覚（明治三十一年十二月廿四日付）、木村信仰・稻岡竜禪（明治三十一年十二月廿六日付）が台灣へ留学を命ぜられている。

二月六日付をもつて第三、第四開教区監督の白石堯海が辞職、堀尾貫務が二代監督に就任した。

韓国には釜山教会所（知恩寺）、仁川教会所（明照寺）が開かれ、京城教会所は烏田にかわって伊藤祐晃、方語研究生の戸倉隆門が移つた。名称も淨土宗開教院（京城羅洞）と改称した。

明治三十三年四月五日付で第三開教区開教使長に広安真隨が任命されて韓國開教は実質的な宗門の事業となつた。

台灣には入江泰禪（開教使長心得）が開教本部である台北布教場を拠点として艋舺・士林・德行林・景美街・大稻埕・三重埔・滬尾・淡水・錫口・和尚任の出張所を担当し、台南出張所に鈴木台運副使、新竹布教所に榎原副使（出張所は大湖嶺、桃仔園、海山口）、基隆出張所に松本副使（出張所は暖々街、水邊脚）が任せられた。さらに艋舺營盤頂出張所は媽祖宮（一月二十八日）へ移転、新竹布教所は塗城内福德祠、基隆出張所は新店街城隍廟、淡水出張所は定光古佛廟に移転して充実をはかつた。

開教使の派遣によつて台北の布教体制はととのつた。台中には五月より水沢純澄が彰化布教所を開き、台灣人の教化をはじめていた。台

南には鈴木台運が独自の布教をすすめていた。

明治三十五年九月一日付の報告によれば、鈴木は台南布教所を拠点に聖王公廟出張所、保安宮廟出張所の二出張所を設け、さらに喜樹社出張所、湾裡出張所、安平出張所にも布教を開始している。

台南布教所では、毎月二十五日が「土人開教日」とし、各出張所で台湾人教化を行い、日本人教会日は陽曆二十五日に開いている。台湾人の信者は二百戸をこえて増加しつつあると報じている。

台湾布教は日本人布教と台湾人布教とにわけられる。例えば新竹布教所においても「内地人拾五名土人五百名の信徒を得」(教報六七)と伝えている。

明治三十四年、開教使長松本赫然の集計によれば、台北における信者は内地人信徒一百戸に対し、土人信徒二千戸である。他宗では真言宗(内地人信徒四百名)、真宗大谷派(内地人信徒五百人)、日蓮宗(内地人信徒百戸)が日本人のみを対象とした布教を行い、淨土宗と曹洞宗(内地人信徒二千人、土人信徒三万人)、真宗本派(内地人信徒五百戸、土人信徒三千戸)が日本人と現地人とに布教を行っている。

以上の結果から松本は淨土宗の布教方針を現地人教化から日本人教化にきりかえることを提唱している。「而して各宗か土人急化の非を悟り内地人の間に基礎をしめんとし一方には建築已に成り整理時代に属するときに当つて好んで土人の巣窟に入り力を土人に致さんとして反て基礎愈々傾きて……」(教報四六七)といふ。仲谷・武田以来「本島人教化を主旨」としてきたあり方に変更をもとめている。しかし台灣布教の方向は台湾人教化にあることにかわりはなかった。

『開教要覽』に載せられた台湾開教区の頃で将来の希望として「一、三百八十万の土人教化、二、之かためには土語の習得、三、優秀なる開教使の養成」があげられていることからもわかる。

さて、台湾の初期布教の実情をおつてきた。台湾での布教は日本から移住民、軍人等への宗教的教済と現地の人びとの教化運動という二つの側面をもつっていた。このうち初期のあり方は後者に重点をおいたものであったことは明らかである。しかし教化の筋書きは、きわめて単純であった。大筋では国策にそつたものだつたとしても、その筋書きは「宗教の力をもつて人民を開導し新領土の人民をして眞の皇民と化する……」(教報三三三号)ところにあつた。つまり仏教による善導教化である。とくに曹洞宗とともに現地の人びとの教化に力点をおいたのは大きな特色であった。いわば教化運動の中心的課題は、異文化社会の人びとを「日本化」することにあつた。

同時期にすすめられていたハワイ布教は日本(系)人の「アメリカ化」にどのように対応するかが大正期以降の中心的課題であつた。これに対して台湾では現地の人びとを「日本化」することがもとめられたといえるだろう。

しかし、その過程は単純ではなく布教の展開とともに段階をおつた教化策がとられたことも事実である。

### 註

(1) 表I・尚設立年代で( )のものは年代が必ずしも明らかでないものである。

また不明としたのは、本調査期間中(昭和五十九年三月末日)にはわからなかつたものである。

表 I 開教区寺院施設開設数

(3)

(2) 現在では淨土院となつてゐる。

	明治期	大正期	昭和前期	昭和中期	計
台灣開教区	9	11	6	10	36
朝鮮開教区	27	13	11	1	52
樺太開教区	3	13	13	0	29
満州開教区	7	10	8	3	28
中華民国開教区	0	2	5	11	18
南洋開教区	0	0	3	1	4
ハワイ開教区	15	2	0	0	17
北米開教区	0	0	1	0	1
南米開教区	0	0	0	2	2
計	61	51	47	28	187

(4) 台湾開教同盟の発展した形か、それとも別の組織か明らかではない。  
 ここでは別の組織としてあげた。



## シユエジン派の研究（続）

——三祖から十一祖までを中心にして——

### 生野善應

シユエジン派は、一九世紀後葉ミンドン王時代に成立した戒律遵守を標榜する、ビルマ上座部の一派である。いまだ一二〇年ぐらいの歴史でしかないが、宗教集団としての視座からみたシユエジン派の時代区分は、草創期、確立期、安定期に分かちうる。

宗教集団が発足し確立するためには、強い宗教信条をもつカリスマ的存在の人物と、確固たる組織が不可欠である。この点に関して、シユエジン派は満足のいく条件が備わっていたため、それは短期間に順調に宗教集団を形成したのであった、と考えられる。なぜならば、開祖シユエジン僧正に多分にみられるカリスマ的要素と、第二祖ウイットダーサーラ僧正が果した僧團への組織化への多大の貢献とを、その教団史を検討すると、如実に指摘しうるからである。

シユエジン派管長は、現在まで十一代を数えるが、草創期——開祖シユエジン僧正、確立期——開祖と二祖ウイットダーサーラ僧正、定期——三祖以降十一祖まで、と配当して考えることができるであろう。

ただし、草創期と確立期については、亞細亞大学アジア研究所紀要

に<sup>(1)</sup>、「シユエジン派の成立——再生ビルマ上座部の一形態——」と題して、小論をすでに発表した。従って、この二期に関しては、簡単にふれ、主として安定期について、ここでは論述したいと思う。

### 一、シユエジン派の成立——草創期

シユエジン派が成立した一九世紀後半のビルマは、植民地勢力の侵潤によつて、伝統的価値を否定する勢いの西欧文明の流入と経済的混乱が渦まいていて、社会不安が高まり、その結果、影響を受けた少なくからぬ上座部僧衆に戒律弛緩が蔓延する傾向があつた。この傾向に対して、教団と国家の両者が宗教浄化・振興に取組んだのは興味深い。古くからビルマ社会の混乱期には、そのつど仏教振興・浄化の政策がとられた。それは、仏教が伝統的にビルマ諸民族大多数の精神的支柱である上に、上座部僧が果す村落での指導的役割が顕著であつて、ビルマ諸民族を統一とまでいかなくとも融和させる理念と力を仏教が持つと考えられたからである、と思われる。

のは篤い信仰心のみに基づくのではなく、諸民族を、間接的にあれ、僧院を通じて融和させる理念として、また西歐異文化に対抗する理念として、仏教のメリットを王が認識していたからである、と考えられる。

いっぽう、戒律遵守の伝統的サンガの復活を提唱した戒律僧も少なからず存在し、戒律僧のインナー・グループがいくつか育成されていった。その中からシュエジン僧衆が一派へと急成長した原因は、シュエジン僧正の果した役割に負うところが大きい。

(2) シュエジン僧正は、一八二三年、シュエボに近いラドー村シュエジョンにて出生。十四歳で得度して僧門に入り、ティロン僧正に仕えたが、一八四二年具足戒を受け、サーラガラ師と呼ばれ、法臘を重ねて長老となつた。

シュエジン派の発展は、僧正が戒律伝統の主流にあって、戒律遵守の生活を送る僧として著名であったことに加えて、彼の資質であるカリスマ性が大いに関係する。すなわち孤立的傾向の強い戒律堅固な多数の上座部僧が、僧正の個人的魅力を慕つて、周囲に集まり、自然発生的にサンガが醸成されたばかりか、僧正は、青年僧時代から、ミンドン王を布施者(ダーヤカ)とする恵まれた環境を享受したのであつた。そのため、伝統的ビルマ上座部集団とは別立した動きのシュエジン僧正にも、王が崇敬し援助を惜しまず、僧団内からの強い批判も抑止されてしまい、また政治的メリットから、王は僧正を宗教浄化政策に於て中核的位置に置いたことで、シュエジン僧正を中心とした僧衆が一派へと急成長したのであつた。

要するに、戒律僧グループを中心とした一九世紀後葉のビルマ上座部再生運動において、シュエジン派の成功は、ミンドン王の宗教浄化政策と呼應した、私的な因子もふくむきわめて効果的な展開に依るところが大きい。

シュエジン派の最初の僧集団の存在は、一八六〇年、ミンドン王の要請に応じて、マンダレーに入洛した僧正に、マンダレー城北域に王の施与せる五僧院が建立され、弟子たちの修行の場が樹立した時である。この年の前後に、シュエジン僧正は、弟子の修行生活指南書『仏法と律』(Dhammavinaya) を整備し、かつ王がシュエジン派の分立(ganavimutti) を認知したことから、一八六〇年はシュエジン派成立の第一段階と考えることができる。

しかし、これは、ビルマ上座部による認知を受けた意味ではなかつた。シュエジン派僧衆の増加に伴ない、戒律僧のインナー・グループではすまなくなり、伝統的ビルマ上座部との亀裂が表われた。宗教會議(ツーダンマ)はシュエジン僧正に出頭を通告し、シュエジン派はこれを無視し態度を硬化させたが、王は内紛を察知して、ツダンマからその報告を受けるや、伝統的ビルマ上度部をしてシュエジン僧正一派の分立を認めさせたのである。これがシュエジン派成立の第二段階である。

そして、一八七一年、第五結集が開催された時、同派の存在がビルマ上座部僧全体に公的に認知された。これをシュエジン派成立の第三段階と考えることができる。国王主催の第五結集に不参加だったシュエジン僧正とその僧衆に対し、上座部僧団は王の尊崇篤い、著名な戒

律僧であるシュエジン僧正を厳格に処罰することを得ず、逆に戒律弛緩のきらいがあつた上座部全体が戒律遵守を標榜するインナー・グループであるシュエジン派・オッポ派・ゲトウイン派の存在を公認する形になってしまったのである。

## 二、宗派としての組織化——確立期

シュエジン僧衆が初期に於て、教団形成に成功した要因には、僧正の個人的魅力に加えて、適切なる組織、整備された規則、活潑な伝道活動が挙げられる。伝道活動は、スリランカや植民地化していた下ビルマに巡錫した開祖の貢献度が大きい。しかし、僧集団（サンガ）の組織と規則の整備に関しては、開祖のほか二祖ウイットダーサーラ僧正に大はばに依存している。

シュエジン派の組織化の濫觴は、まず一八六〇年にみられる。<sup>(4)</sup> タン・トン博士によれば、一八六〇年、開祖は王師となると、マンダレーで有能な上座部僧六名選び、ブレーンとして、サンガ管理を委ねた、という。

実質的なシュエジン派の組織化は、まず第一に、ビルマ王国内の教区別分割統制の形式を採つて、第五結集後に着実に進められた。一八七二年、ミンドン王が上ビルマ七地区に於けるサンガの管理運営を依頼すると、僧正は、直ちに、七地区的設定と各地区の教区長（gaing-syok）、副教区長（gaing-ok）、教区長補佐（gaingdauk）を任命した。ティボー時代（一八七八—一八八五）にも、シュエジン僧正に九地区的サンガ管理を一任している（一八八一年）。この地区は、主として上ビルマ及

びイラワジ川沿いの中北部ビルマである。当時、すでに下ビルマは英領であったから、九地区はほどビルマ王国全域である。

これらは、一面では、国家権力が公然とシュエジン派を使って、ビルマ上座部サンガを分割統制したことを意味するが、シュエジン派にとっては、教勢の拡充と、強力な中央集権的体制の整備に役立つた。開祖の時代に、その基礎ができたのである。

また、第二に、シュエジン派は、教団規則の整備の形でも徹底している。シュエジン僧衆が宗教集団の構成員として、共通の宗教的行動型式・宗教的態度を持ち、教階制度の中に組み込まれるには、教団規則が整備されていなければならない。それは『シュエジン派行儀法』（Shwesgyinkyintongyi）に記される。これは二〇則と三〇則に分かれ、前者はシュエジン僧正が成文化したもの、僧院入房手続生活、規律要項、僧院構成員相互関係の約束事からなる。三〇則は二祖ウイットダーサーラ僧正が一九〇一年に著わしたもので、シュエジン派独自の精緻な規則である。そこには、(i)宗教集団としての体制強化の条件、(ii)若年僧の生活指導法、(iv)上座部僧としての生活規律細目、(v)在家特に女性信者との接し方を記す。

タン・トン博士も、二祖ウイットダーサーラ管長時代をシュエジン派確立期としているが、二〇世紀初頭には、シュエジン派の堅実な僧集団の骨組みができたとみてよい。

ウイットダーサーラ僧正は、一八三八年、シュエボの生れ。ミンドン王、チボー王より称号を施与された。長くマンダレーに居住して、シュエジン派の組織化に尽力したほか、スリランカのサンガがビルマ

僧院に学僧を派遣してきたおり、自分の許で仏教研究をさせ、同国におけるシュエジン派の基礎を作った。また、タイに移住したビルマ人の求めに応じて、シュエジン僧を派遣し、また、同地の上座部戒壇の浄化に貢献しており、間接的であれ、シュエジン派の伝道活道での僧正の存在は注目されてよい。僧正は、一九一六年まで管長であった。

### 三、三祖より十一祖まで——安定期

宗教集団が組織的に成熟した状態に達したとき、あるいは環境が著しく変動するときには、集団は保守的になり発展よりは維持安定に力

安定期					草創期	確立期	尊称
⑤	④	③	②	①			
十一祖 ゾータヤービウンタ僧正（一八八六—）	十祖 ミヤウンミヤ僧正（一八八九—一九七五）	九祖 カニ僧正（一八六五—一九五二）	八祖 チャイラック・パッチャマヨーン僧正（一八六四—一九四九）	七祖 サンギン僧正（一八七〇—一九七二）	六祖 ラドー僧正（一八五一—一九三五）	一九三二年 一九四九年	一二年 一八年
一九七五年 (八年)	一九七二年 三年	一九五一年 二〇年五ヶ月	一九四九年 二年八ヶ月	一九三五年 一四年七ヶ月	一九二九年 九ヶ月	一九一七年 一年・下ビルマ	一八九五年 二〇年五ヶ月
一九七五年	一九七二年 三年	一九五一年 二〇年五ヶ月	一九四九年 二年二ヶ月	一九三五年 一四年七ヶ月	一九二九年 四年八ヶ月	一九一七年 一年・下ビルマ	一八八一年 一二年

が注がれ、組織上の新機軸や教学上の進歩は期待できない。一九一七年以降一九八三年の六五年間、三祖以降十一祖までのシュエジン派は、まさにこれに当嵌る。

この時代のビルマの社会相は、イギリスによる植民地体制の崩壊、第二次大戦下の英・日両軍激突による戦場化、独立国家達成、社会主義社会への変身と、めまぐるしく変動する。このような時代において、三祖以降は、シュエジン派教団の維持・安定に全力を傾注している。

ところで、激動の時代を反映するよう、管長がめまぐるしく交代した。わずか六五年間に、九人の管長（タタナバイン）が登場する。こ

れは、激動する社会環境・政治体制に敏感に適応する資質が集団のリーダーに求められるために、シユエジン派の要である高齢の管長

(タタナバイン)は、身心ともに過度の緊張を連續していられた結果、

健康を害して短かい在位期間にならざるをえなかつたことによるものと

考えられる。三祖以降の歴代管長の在位期間をみると、数ヶ月に満たない「短命」の僧正が少なくないことが知られる。

二祖が他界し、シユエジン派の伝統を受け継いだ後継者である、三祖より十一祖までの管長は、いずれも教団の維持と安定に全力を傾注しつづけたのである。総括的な言い方をすれば、開祖シユエジン僧正、二祖が教団を動かした開創期、確立期が過去つた後、社会環境、政治体制がシユエジン派の動静に対してイニシアティブを執る時代に移つてくると、管長(タタナバイン)は教団組織の維持、安定の強化に腐心するようになつて、宗教集団としての発展は著しく萎縮してしまつたようである。

この安定期の教団の状況をつぶさに見るべく、五期に時代区分して考察してみたい。

①民族主義運動に対するシユエジン派・対応の模索期(一九一七—一九二七)

②シユエジン派の教団機構の整備期(一九二八—一九三四)

③動乱期の宗教集団ジレンマとパッチャヨーン僧正(一九三五—一九五二)

④ウ・ヌーの仏教国教化政策下のシユエジン派(一九五一—一九六一)

## ⑤ビルマ上座部機構の再整備期(一九六二—一九八三)

### 第一期(一九一七—二七) 民族主義運動に対するシユエジン派・対応の模索期

一九二〇年代前半は、反英・独立運動を中心とした初期ナショナリズムにおける僧侶政治家の抬頭を特色とする<sup>(8)</sup>。ウ・オウタマやウ・ウイザヤを中心に、イギリス植民地勢力のキリスト教に対し、ビルマ伝統文化を支える仏教の昂揚をうたい、それを旗じるしにして民族主義運動を結集しようとしたのである。民族主義運動に対するシユエジン派の対応はどうであったか。

二祖のウイットダーサーラ僧正が没した後、下ビルマはチャイカサン僧正、上ビルマはダバイン僧正がそれぞれ管長としてシユエジン派をまとめたが、チャイカサン僧正はやがて没し、シユエジン派は上ビルマを中心統合されたとみてよい。そして、ダバイン僧正のもとに、第一回シユエジン派大会がマンダレーで開かれた(一九二〇年、六月二三日)。

シユエジン派大会が開催された一九二〇年代は、「ビルマ団体評議会」(The General Council of Burmese Association) [GCBA] の活動が積極的な時期であり<sup>(12)</sup>、青年僧に政治への参加が強く呼びかけられた。これに応じて、ビルマ伝統を護持する立場から、上座部僧の政治的結社さえも出現したが、シユエジン派大会において、ダバイン僧正(三祖)は僧團としての対応を明確にしている。

が自己規制に心掛け、安易に他の宗教関係者グループ僧和合 (Saṅgha sangga) に加入して自己矛盾を起すことがないよう、と忠告している。しかし、聖社会にこもり込み、陶酔的に自己疎外することは薦めない。シュエジン派にとって害とならないとの条件つきで、僧集団や世俗団体が決めた「企画」への参加を容認している。「企画」とは民族主義運動を念頭においたものと判断されよう。ダバイン僧正は、その「企画」がつねに人びとの精神的安定と社会の平穏を志向するものとの限定を定めているが、シュエジン派があくまでも宗教集団としては一線を画しながら、政治結社と協力する形をとった。これは、民族自決・反植民地運動関係団体との調整を計った動きと評価されてよい。

従つて、シュエジン派は、一九二三年九月二日マンダレーを含む五地域に於ける植民地政府主催の仏法検定試験（パーリ語国家試験）をボイコットした。これは、同派が植民地政府に対しても妥協しない立場を表明したものである。このボイコットは非合法と非難されている。これに対して、ダバイン僧正<sup>(11)</sup>は第一回シュエジン派大会で聖社会の俗社会からの分立せる立場をふたたび闡明にし、管長として終始一貫した姿勢を見せた。

## 第二期

（一九二八—三四） シュエジン派教団機構の

整備期

この時期はシュエジン派の教団機構教學の整備の面で、特筆すべき三つの事項がある。第一に、上・下ビルマに分裂していた三祖時代のシュエジン派伝統が一本化されたことである。第二に、シュエジン派

大会が第三・第四・第五と踵<sup>きびす</sup>を接するように開催され、シュエジン派管長繼承者順位の決定、マンダレーのマハー・ウィットダーラーマ僧院の本山確定、教区組織（教区長・副教区長・教区長補佐）を基盤とするシュエジン僧のヒエラルキー、資格審査の規準の設置、全国規模の運営委員会の礎石作りなどを行ない、シュエジン派の機構を固めたことである。大会開催も三年に一度と定めた。

第三に、シュエジン派の教學統一が計られた。すなわち仏法推進委員選び、教学院の設置、巡回布教師制度を発足させた。また師僧は弟子の異端説に責任を負う形をとり、教學統一への努力が推し進められた。

この期間の事情をいさゝか詳しく述べてみたい。

一九二七年十二月二七日、ダバイン管長が没し、翌春第三回シュエジン派大会がマンダレーで開催されて（一九二八年三月五日）、アーロン僧正がシュエジン派四祖に選出された。しかるに管長は一年たらずで死去したため、第四回<sup>(12)</sup>シュエジン派大会が翌春（一九二九年四月二十四日）下ビルマで開催され、チャンタジー僧正が管長に任命されたが、同年八月には没している。そして、ラドー僧正<sup>(13)</sup>がシュエジン派六祖として管長に選ばれた。

以上のように、二年間に三管長の交代とそのつど後繼者選びに開催された大会は、予期せぬ利点をシュエジン派にもたらした。度重なる各地での会合を通じて、宗教集団内の交流が活発になり、また末端に及ぶ組織が次第に充実徹底したのである。

第三回シュエジン派大会はマンダレーのシュエジン派本山で開催さ

れて、その決議では、管長繼承者に、アーロン僧正（法ろう五八年）とバタミヤ僧正（法ろう六二年）両者を選出したとの表明に加え、教団管理の諸役が任命された。

すなわち、

- (1) シュエジン派運営中央委員長と委員（四名追加）
- (2) 仏教推進担当部長（一名）

- (3) 異端対策部長（一名）

- (4) 教区長（三名補足）

各教区で選出される副教区長（ガイン・オウ）・教区長補佐（ガイン・ダウ）を教区長（ガイン・ジョウ）の管理下に置き、彼らはシュエジン派

運営中央委員の認可を得て、任命される。

これは、シュエジン派二祖が定めた宗教集団としての全国的組織を一段と徹底したものといえよう。

第四回シュエジン派大会は、一九二九年四月二十四日、上ビルマから一転して下ビルマの海港モールメインに三百人が結集して開催された。管長に年令八七歳のチャントタジー僧正を選出したのに加えて、次の決議も行なつた。それは、(一)組織と(二)教学に関する多くの統制項目となる。

#### (一)組織

- (1) シュエジン派本山を西ウイットダーラーム僧院と定める。

- (2) シュエジン僧の管長への絶対的服従の要請。

- (3) シュエジン僧の資格審査規準の設定。

#### (二)教学

① シュエジン僧は、異端説抑止の責任を担うこと。

② 学僧の論文発表に際しての四条件の設定。

- (a) 上層部の僧の検閲、(b) 上層部の僧は、その内容が不適当な場合には、出版を控えざることができる。(c) 上層部の僧は検閲後に推薦文を添える。(d) 在俗者の出版も、推薦文があれば、認められる。

③ 教法試験（パーリ語国家試験）にすぐれた成績が認められるよう

に、若年 シュエジン僧を指導する。

議長報告によれば、同時点のシュエジン派の教勢は、比丘九一三六名、僧院一三五七（上ビルマ、比丘五六三六名、僧院七五六、下ビルマ、比丘三五〇〇名、僧院六〇〇）であり、僧院・比丘数の面での増加が注目さ

れる。ちなみに、六年前の第二回大会では、比丘八五二九名、僧院一二八であったからである。また、タイ・スリランカ・インドへの布教も実施してきたという。こうした教勢の拡充は、組織の充実によるものに他ならない。これは、シュエジン派に於て、中央委員会を核にした、全国のシュエジン派の各僧院の僧院長、一般比丘などに及ぶ、一世ウイットダーラーム僧正が定めた全国的組織が、ようやく実働して成果をあげはじめたといえるものであろう。

第四回大会の終了後、四ヶ月にして、高齢のために、チャントタジー管長（タタナバイン）が没し（一九二九年十一月）、ために第五回大会が開催された（一九三二）。この時期に、呪術的因素を多分にもつ反植民地

運動であるサヤ・サン事件が起きた。社会変動の兆しがある折、<sup>(20)</sup> シュエジン派は、政治運動には一切関与せず、宗教集団と、いう殻の中に、とじこもるが如くに、上座部としての色を強く出してガードを固めている。

<sup>(21)</sup> 第五回シユエジン派大会は、風雲急を告げるなか、一九三一年七月七、八、九日と三日間に亘って、マンダレーの本山に比丘六五〇人が結集して行なわれた。

この大会は、第三回、第四回大会に並んで、シユエジン派の組織と教学の一段の充実を決議し、布教に力を入れたのを特色とする。その決議文によると、

#### (一) 組織

①新管長（タタナバイン）にラドー僧正を選出し、四名の補佐役を任命した。

②中央委員会の下部組織に地方レベルの委員会を設置する。

③大会を三年に一度の割合で開催するが、タタナバインの意向で、臨時大会を開催できる。

#### (二) 教学と布教

①巡回布教師の任命（三名）  
②教学院の設置（二五名）

③シユエジン派規則に関する試験委員会委員（六名）  
④戒律遵守の喚起——金銭所持禁止、キンマの使用禁止、午後の喫煙禁止、観劇の禁止、オランダ製の上質の法衣の禁止

⑤比丘は師僧の指示を厳守し、戒律を遵守しなければならない。

これを満足しなければ、他の僧院などへの研修は認めない。出家数も漸増し、一九三一年現在、ついに、比丘数一万名を突破した。比丘一〇二九〇名、僧院一三七四（上ビルマ、比丘四四三一名、僧院六八五、下ビルマ、比丘五八五八名、僧院六八九）。

### 第三期（一九三五—五二）動乱期の宗教集団のジレンマ

とペッチャヨーン僧正

一九三五年にラドー僧正（六祖）が他界した後、管長（タタナバイン）となつたパッチャマヨーン僧正（七祖）の時代十五年間は、反植民地運動の激化、日英軍によるビルマの戦場化、ビルマの解放と独立達成といつた、ビルマ社会が大動乱の渦中にあつた。

サヤ・サン事件に象徴されるように、一九三五年から一九四〇年までは、反植民地運動が宗教ともからんで激しかつた時期である。一九三八年七月三一日、仏教徒を刺殺する文書が流布して暴動の発生を呼び、マンダレーでは警察が発砲して僧七名が死んだ（一九三九年一月十日）。

こうした事件は、上座部に政治と一体化してビルマ社会の発展に寄与すべきかどうかを、問い合わせる機会となつた。しかし、シユエジン派は純粹に宗教集団へと充実を計る道を選んでいた。<sup>(22)</sup> 第六回シユエジン派大会は、チャイラッ・パッチャマヨーン僧正を管長（タタナバイン）に任命したが、この時の決議は、それを物語るものである。

この大会は、ラングーンの高校で、一九三六年四月三、四、五日と開催され、二八〇名の代表が集まり、教学面に力を入れた次のような

内容をもり込んだ決議をしている。

① 教学院の職務の充実

② 教法試験（ペーリ語國家試験）対策

③ 全比丘への修行実践三ヶ条の決定

④ シュエジン派開祖二祖三祖の著作研究の充実化

この決議は、教学という政治とは無関係の分野への逃避的傾向も感じられるが、宗教集団としてシュエジン派僧の統合を計り、社会的に混乱した時期を乘切る点では、極めて効果的ではなかつたかと、考えられる。

また、一九三九年には、シュエジン僧シン僧正がアッガマハーパンディタの称号を受け、インドに研究に赴いた。これは右の決議に沿つたものである。

日英両軍のビルマ国内での抗争は、反植民地運動に油をそぐ結果となり、一九四四、五年のビルマ社会は一段と無秩序に陥つてゐる中で、パッチャマヨーン僧正のもとにシュエジン派は、高踏的ともいえるボリシーを以て、十一年間に亘つて、俗社会の動きに抱きこまれないような聖社会の維持に当り、一九四八年の国家独立の時期を迎えるのである。

このことが成功裡に行なわれたのは、管長<sup>ダナ・ペイ</sup>パッチャマヨーン僧正が若き頃にスリランカ・タイで研鑽し、特にバンコクでは布教も行なつた識見の高い人物であり、宗教集団の政治への参画の危険性を鋭く察知していたからである、と思われる。

パッチャマヨーン僧正は、一九四八年八月一日、独立ビルマ政府から、

上座部主管に任じられているが、動乱期に於ける僧正の対社会的姿勢が評価されたものではなかろうか。

パッチャマヨーン僧正の業績は、独立後にも顕著なものがみられる。

それは、大戦後初のシュエジン派大会において、将来の同派の命運を托する枠組みとなつた『<sup>(24)</sup>シュエジン派憲章』の制定を取決めたことである。

『<sup>(25)</sup>シュエジン派憲章』の起草は、難産であつた。その前文によると第六回大会（一九三六年）の決議文の中で要請されたものの、大戦で中断してしまつていたところ、第七回シュエジン派大会が一九四七年三月六日にタウジーで開催された時、再度憲章発布の要請が高まつて、これが再検討され、討議の末、処理を幹部長老に一任し、彼らが諸長老の見解を整理して纏めたといわれる。

この憲章に記載された若干の法規は、時代への適合性と修行僧にとっての実務性に力点を置いたものといわれるよう、死文化しかかつた律や論、シュエジン僧正の定めた規定に新しいいのちを与えて、シュエジン派僧團に「若返り」の先鞭をつけた規則である。

すなわち憲章の内容をなすシュエジン派の構成員・行政・司法の条項には、近代的組織と秩序と統制がうかがえる。シュエジン派僧團の行政部門では、集団指導体制の採用と下部組織への命令系統を明確化し、また行政部門・司法部門双方において、職責の明文化が施こされた。それは幹部長老に対してばかりではない。一般上座部僧に身分証発行をして、責任と義務を明確にした特長がある。

① 集団指導体制の組織

(1)長老最高幹部会 法臘四〇年以上。律を厳しく遵守する者で、員数は一定しない。大会において推挙され、シユエジン派関係の諸事象を総括的に監督する顧問的職責をはたす。シユエジン派の重要な決定には管長より事前に通達をうけ協議する。

(2)中央行政委員会 実質的教団最高指導機関として、次の構成員から成立つ——管長（一名）、副管長（三名）、中央行政委員会議長（一名）、中央行政委員（一〇名）、

管長は副管長の中から互選され、副管長は教区長より推挙して空席を補充する。

中央行政委員会の構成員は、教学および組織力に卓抜した能力と、マンダレーおよびその近傍に居住することが求められた。

中央行政委員会は、管長が本山に不在のばあい、その権威と委ねられ、代務を行うという、集団指導型の組織が明白になった。

#### (3)下部組織への命令系統の明確化

(1)教化活動では、管長は教区長などから仏教推進委員を選出し、適任者の布教拠点への派遣、教法試験の実施につとめる。

(2)宗教関係の問題で紛争が発生したばあい、まずその訴訟事件は、教区ごとに置かれた宗教裁判所に於て、裁判担当のシユエジン僧によって審理され裁定される。それに不服があり、その根拠が充分にあるならば、宗務最高責任者たちが構成する最高宗教裁判所で再審議して、下級裁判所の裁定を支持または修正する。

#### (4)職責分担の明確化

(1)シユエジン派管長 シュエジン派全体に係わる全事項に関して

責任を持ち、重要事項は幹部長老と協議して決定を下し、命令を出す。重要な仕事には、次の事項がある。

教区長提出の年間報告の分析、下部組織提起の討議事項の決定、副管長の任命と仕事の分担割当て、企画の立案、具申された企画の処理。

(2)副管長 個人の資格あるいは共同で、管長が職責を果す際に扶助する。とくに、管長が、海外巡回中、参籠中など本山を離れたり、疾病のばあい、共同で管長の職責をはたす。

(3)中央行政委員会議長 大会の決議や管長が委員会で行なった指示を実施する。その他の主要職務としては、教法試験の結果の告示、入安居時期におけるシユエジン派各僧院のサンガの現況の集計と報告、管長への派全体の状況、地方への巡回がある。

(4)教区長（ガイイン・ジョウ） 教区内のサンガ秩序の維持。たゞし重要案件は、副教区長、補佐と協議して決定する。主要職務には、シユエジン派関連の全ての事項に関し、教区を代表し、大会に出席すること、教区状況を中央行政委員会に定期的に報告すること、教区の宗教裁判所裁判官、教区内巡回、本山から指示の伝達。

(5)副教区長（ガイイン・オウ） 教区長の扶助、教区長疾病または巡行で不在の折に、職責を代行する。

(6)教区長補佐（ガイイン・ダウ） 教区長あるいは副教区長が指定せらる仕事の遂行。この他の教派内職位の職責を定めた。

(7)一般シユエジン僧 シュエジン派の比丘と沙弥の資格とは「律ならびにシユエジン派歴代管長が制定せる教誡、さらにシユエジン

派大会に於ける各種の決定、そしてこの憲章を遵守するもの」と規定し、シユエジン派全構成員に対し、教区長が発行する『僧籍記録手帳』(ターダナ・スッディ・サオウ)の携帯を義務づけた。これには出生年月日、得度年月日、受具足年月日ほか、遵守規定が総記され、派構成員としての意識を高からしめ、責任義務を自覚させた。

『シユエジン派憲章』は、宗教集団の規定として疎漏の面があることは否定できない。しかし、『律藏』の戒律規定、開祖・二祖の僧團規定と重ねあわせるとき、これらに欠落している、時代を反映した時代のニーズを憲章は満たしていよう。特に顕著となつた集団指導性と職責分担は、シユエジン僧に宗教者として意欲を折り込むことになり、結果として教団に活性化を与えたと、考えられる。

#### 第四期（一九五一一六）ウ・スーの仏教国教化政策下 のシユエジン派

パッチャマヨーン僧正は、一九四九年十月一日、八三歳の高齢で他界した後、副管長が八祖として九祖と引継いでいる。すなわち、本山ウイットダーラーマ僧院住副管長カニ僧<sup>(26)</sup>僧正が、シユエジン派八祖を継承したが、時経ずして没したため（一九五一年十二月二三日）、副管長サンギン僧正が九祖になつた。僧正は、一九五三年年一月二七日から、アマラプラのマハー・ゴンダーヨン僧院で第八回シユエジン派大会を開催している。

時まさに、篤信のウ・スー首相が政権を掌握して、仏教国教化法案を審議する趨勢にあつたから、ビルマ上座部自体が上昇気運にあつて、

シユエジン派もいきおい組織活動の拡充を計つたのであつた。

第八回シユエジン派大会の開催されたマハーゴンダヨーン僧院は、ウ・スー首相が住職ザネカ師に帰依して、莫大の資金をそゝいで建立したといわれる。大会での決議はシユエジン派の僧団関係規定にさらに磨きをかけ、中央集権化の条項がみられる。「マハー・ウィットダーラーマ僧院は、幹部長老や教区長に欠員が生じた時には、直ちに任命し補充する」（第三条）、「中央運営委員会は、同派教法試験委員会が作成する僧院・僧院長・副僧院長・僧院長補佐・比丘・沙弥に関する登記簿を集計する」（第二条）などは、本山・末寺の明確化、僧の統制を打出したもの、と判断されよう。

このように、シユエジン派は教団内部の充実と外部からの支援が輻輳して、一九五〇年代初期に、徐々に大戦中の疲弊から復興してきており、一九五二年の調査では、比丘九、〇九二名、僧院九三四に回復した（下ビルマでは、比丘五六六八名、僧院五八六、上ビルマでは、比丘三四二四名、僧院三五一）。

ウイットダーラーマはマンダレーの大僧院として、はやくから多数の若年僧を指導してきたが、中央集権化の徹底と相俟つて、一九四五六年に同僧院の若年僧指導に定めた規則を、シユエジン派全国の僧院に於て活用するよう働きかけた。これも、教団の中央集権化と統制化に役立つてゐる。それは、同派の比丘・沙弥の修行生活に著しく役立つ内容が盛込まれてゐる八ヶ条から成る。

ければならない。

2 (二二七学處の体得) 境内に起居する比丘は、比丘学處(パーティモッカ)を完全に理解し、律の研鑽に励まなければならない。(なお、沙弥はシンチンウー『沙弥心得』を学びおえてしまわなければならない)

3 (學習目標) 比丘・沙弥で一八歳以上二五歳未満の者は、パーリ文法・サンスクリットを、二五歳以上二八歳未満の者はバタマジー試験の準備、二八歳以上の者はダンマサリヤ(講師)試験の準備をし、それに合格しかつ教授しなければならない。

4 (奢侈からの遠離) 出家は、牛車、馬車、三輪車、人力車の使用をさけること。華美な法衣もさけなければならない。

5 (僧院宿泊) 出家がウィットダーラーマ僧院に泊するときには、教区長の許可証を携帯し、また僧院において、新参比丘の行為に責任をもつたために在住僧の認可をえなければならない。

6 (俗人の宿泊) いかなる比丘も境内に宿泊のために、俗人の家族を許可しない。(但し、戦乱のときはこの限りではない)

7 (喫煙・観劇など) 午後に喫煙したり、キンマを噛むこと、観劇すること(映画を含む)、俗人を伴わない買物、規準外の法衣を着用することは、すべて禁じられる。

8 僧院の規則になじみのない外来者にはその規則を教えるべきである。

#### (A) 第六結集とシエジン派大会

大戦後の新生ビルマの様態を世界に示したものの一つに、第六結集

が数えられよう。<sup>(30)</sup>第六結集は、一九五四年五月十七日に開催され、六年五月二十四日に閉会した。これは、仏典編纂会議というオーソドックスな形式を通して、ウ・ヌー首相がいち早く復興した新生ビルマの姿と、独立運動で指導性を發揮していた上座部仏教を一支柱とする社会主義国家体制、すなわち仏教社会主義国家体制と、首相じしんの篤信さとを表現したといわれる。

シエジン僧たちも、能力に応じて個人の資格で、この結集に多数参加しているが、結集が教団に及ぼした影響はどうであろうか。シエジン派は俗社会に組しない立場をとるべきであるという従来の指標が、第六結集直後のシエジン派第九回大会で確認され、それ以後も

敵に堅持されたと思はれる。

シエジン派第九回大会は、一九五七年二月十八、十九、二〇日と三日間に亘って、ペグーのチャカワイン僧院に於て開催された。その時の決議は、戦中、戦後の低迷した上座部サンガを建直すべく(大戦中の出家・僧院数は激減した)、聖社会を俗社会から峻別して、僧院を戒律堅固の修行者の聖地に取りもどそうとの意欲に漲っている。すなわち「シエジン派僧院に起居せる戦争避難民に退去を要請」して僧院環境の整備を計り、いっぽう出家に対しては、「シエジン僧に絹、ビロード、毛織物の法布の着用を禁止する」との第二回大会決議事項の実効を確認して、携帯品を手始めに戒律主義を表面に打出している。

また、シエジン派は、同派の出家に対して、「他の組織に関与すれば、シエジン派からの退去を要求される」として、時代の影響か

ら政治活動に参与する出家の増加状況に鋭い目を向けて、出家を牽制すると共に、第七回大会決議や「シュエジン派憲章」で樹立せる本山を中心とした統制機構が大会において再確認された。加えてシュエジン僧修行記録表を各僧院でとりまとめて本山に提出する規定の導入は、戒律遵守を一段と強化したあらわれであろう。

なお、一九五六年の調査で、シュエジン派比丘一一、三五一名、僧院一四〇六（上ビルマでは、比丘五一〇三名、僧院五九四、下ビルマ、比丘六二四八名、僧院八二二）となり、一段と復興している。

#### (B) ウ・ヌーと国教化運動

社会的に抑制されている宗教集団のばあい、抑圧の「たが」がはずれたとき、爆発的な行動をおこすことがある。第六結集後のビルマ上座部にはそうしたエネルギーが感じられる。

一九五〇年代から一九六二年のネ・ワイン将軍によるクーデターまでの一時期のビルマは、仏教主義国家と呼ばれるほど、仏教が政治の表面にてた時期であった。それは、ウ・ヌー首相自身の篤い信仰心とかれの政治理念である仏教社会主義を基盤にして、仏教擁護政策が打出されたことによる。仏教社会主義とは、新生国家体制に採用された社会主義の欠陥である精神的不足感を、仏教思想で補てんした、ビルマ社会に最適合した社会主義と称せられるものであった。かくて、仏教擁護政策が、政府主催で開かれた第六結集（一九五四一五六）前後から次々と打出された。

「パリ大学および仏法講師法」制定僧（一九五〇）——僧院を中心

にした聖典研究並びに伝統回復計画「仏教評議会法」制定（一九五〇）——政府によるサンガの結束と仏教知識実践への支援。宗教省の設置。「宗教裁判所法」（一九五二）制定——外国支配のもとで崩壊していくサンガの組織・権威・規律の建直し。

「仏法教育法」制定（一九五二）——政府主催パーリ語検定國家試験制度の設置。

第六結集開催（一九五四年五月一五六）——ラングーン郊外ガバエにて、

#### 「仏教国教化提唱」（一九六〇） 「仏教国教化への憲法改正案議会を通過（一九六一）

##### 「国教推進法」制定（一九六一）

政教の結合した時代背景がシュエジン派に及ぼした影響は表面的には大きい。一九五八年に、サンギン管長がウイーンで開催された軍縮と国際協力會議に書簡を送つてその活動し、またウ・ヌーの仏教国教化案にも支持を表明した（一九六一年二月一七日）。これらに教団としての政治への参与に他ならない。

以上の如きシュエジン派の政治への参与の姿勢は、第九回大会決議とはうらはらの行為で相反するけれども、これはウ・ヌー首相がシュエジン派および管長に寄せていた好意的態度と関連する。一九六〇年がシュエジン派開宗百年目にあたり、首相は、同年七月一六日、十二月二九日、一九六二年一月四日に、サンギン管長を表敬訪問した。この時代にみられるシュエジン派の政治への参与の姿勢は教団内部に醸成されたものではなく、好意に対する応答、また時代の潮流に竿さす

ことを避けた賢明な方策ではなかつたらうか。管長の言動をウ・ヌー首相の政治姿勢に共鳴したあらわれとみるべきではなかろう。管長は、シユエジン僧が他の宗教集団を含むいかなる集団との関係を持つことをも否定し、それらは仏教の低落につながるとしているのである。

(一九六一年八月、六三年六月の講演)

### 第五期（一九六一—八三）ビルマ上座部機構の再整備期

#### (A) 新しい歩み

仏教国教化法案は、非仏教徒の反対を招き、社会不安を増大させていった。その收拾にあたつたネ・ワイン将軍の率いる軍政府は、一九六二年三月一日、無血クーデターを成功させると、直ちに政教分離政策を唱え、本来の社会主義路線を明確にしたのである。その結果、上座部各集団は、当然のことながら、政治と係わらない純粹宗教集団としての再出発を余儀なくされた。

シユエジン派は、この社会変動に際し、間髪を入れずに、管長告示による僧俗の生活指導（一九六三年六月二一日）、<sup>(32)</sup>第十回シユエジン派大会開催による教団の引締めを実施しているのは注目される。前者に於ては、シユエジン僧は全員が善き生活をすこし、また僧俗の区別なく人をして善き生活をすごせるように手助けなければならないとして、五つの実践要項を説いた、①僧院に学ぶ児童に、特別な宗教実践を伴う教育をほどこす、②在家信者に五戒遵守を説示する、③葬儀では音

曲を控えさせる、④在家信者に飲酒、賭け事を控えさせる、⑤週四回ぐらいの割合で在家信者に説教を行なう。

後者は、マンダレーのシユエジン派本山マハーウィットダーラーマ僧院に七百名以上の出家が出席して、一九六三年十一月十八、十九、二〇日の三日間開催された。

決議の中で注目される事は、二事項ある。一つは宗教集団に政治権力の介入を排除しようとする構えであつて、①僧院財産等紛糾に際してはシユエジン派機構内において処理すること、②ようやく開始した政府の僧院構成員身分調査に対し、すでに存在するシユエジン派の身分証明書を提出すればよいこととした。

もう一つは、シユエジン僧は教団の取決めた要項を厳守する——①教団が実施している出家登録を守ること、②シユエジン派教法試験の徹底強化、③シユエジン派開祖二祖三祖の著作の管理、発行は本山にて実施すること、決議文を条を追つて述べるならば、

1 ①シユエジン僧同志が土地・僧院・犯戒行為に關して紛争を起したときは、兩者は地域のヴィニドー（律護持師）の裁定を求めなければならない、⑥係争の当事者は、それを本山にて審議に付すことができる、⑦兩者は、Vinicchaya Act（1954年修正）に従つて、係争を裁判所に持つていくことができる。

2 官憲からサンガ登録を要請されたばあい、シユエジン僧は自らの持つ『僧籍記録手帳』(Sāsana suddhi ca-up)があるので、それで目的が達せられる旨、告げるべきである。ただしサンガ運営中央委

員会はその一部の改正をすることもありうる。

### 3 シュエジンの言動を集団的に統制するため、シュエジン派開

祖・二祖・三祖らの著作の管理と発行は、本山に任せられる。

4 シュエジン僧に義務づけられた僧院、出家の登録制度は継続する。——(a)僧院、出家の集計は、調査後一ヶ月内に本山に提出、(b)僧院で実施される講座名なども報告する。

### 5 シュエジン派の教法試験を徹底し強化する。

6 若年僧への注意。(a)仏陀による指示のないことをしてはならない。(b)色ものの草履をはいてはならない。

なお、一九六三年現在、僧院一八二八、比丘一四〇一九名(上ビルマ、僧院七五七、比丘七〇四六名。下ビルマ、僧院一〇七一、比丘六九七三名)であった。

また、仏法研修僧院として指定される十一僧院がある充実ぶりであつた。

Sāsana Maṇḍana (Bago)

Mahāvisuddhārāma (Mandalay)

Viśuddhārāya (Maymyo)

Theindaw (Monywa)

Pabbatārāma (Myaungmya)

Shwehintha Tawya (Nyaungdon)

Hkadawhmi (Pathein)

Atisuddhārāma (Sagaing)

Pathama Gandhārāma (Sagaing)

八 ミャンマー派の研究(続)

Ratanawimana (Sagaing)

Aung May Thazi (Taunggyi)

Visuddhārāma (Yangon)

といひで、一九六六年に、『シュエジン派史』(Shgewyin Nikāya Thanawin)が、パンティッタティリ長老によつて著わされた。これは、洋綴じ三六七頁に及ぶ大部なるもので、第一章は、インド仏教の成立から説きおこし、結集を経て、ビルマに仏教が樹立するまで、第二章はシュエジン派史であり、開祖シュエジン僧正から歴代の管長ならびに著名な比丘の活動を中心にして高僧伝の体裁をとりつつ、シュエジン派伝統をあますところなく記述している。シュエジン派の充実ぶりを説示するものといつてよい。

### (B) 現行のシュエジン派

サンギン管長は、一九七一年七月五日、百二歳の高齢で他界され、<sup>(33)</sup>ミヤーナビウンタ長老(ミヤウンミヤ僧正)がシュエジン派十世として派の法燈を繼承されたもの、<sup>(34)</sup>二年後の一九七五年七月一四日になくなられた。

従つて一九七五年十一月一一日、バゴー(ペグー)にて、<sup>(34)</sup>第十一回シュエジン派大会が開催された。大会は、バゴーのチヤッカワイン僧院に一〇一七名が結集し、マンダレーの東ヴィットダーラーーマ僧院<sup>(35)</sup>ゾータヤービウンタ僧正が十一世管長に叙任された。

大会の特色として、シュエジン派教団規定の基本からの再整理、統合があげられよう。まず、開祖の著作を整理する一九名の委員が選ば

れた。また、仏陀が定められた禁止行為を整理し、いわゆるハンドブックを作ることを定めた。さらに開祖、二祖の告示の内容を現代的に解釈することが取決めている。

当時のシユエジン派の教勢は、また、左記の如くであった。

僧院数	比丘	沙弥
ビルマ一、七二九	六、三九三	八、三六九
タイ一	一一	八〇
(合計)	一、七六一	六、四八六
	八、四一四	

一九八〇年五月二四日、<sup>(36)</sup>ビルマ上座部全宗派合同会議が開催され、①九宗派の全国統一サンガ組織の形成、②宗教裁判所の設置、③僧籍記録手帳の全出家への交付携帯義務が決議された。ビルマは社会主義体制のもとに、社会諸集団の統制を手掛けってきたが、宗教集団の統制にも乗出し、上座部自体の自浄運動の動きに波長を合わせながら、押し進めたのである。

シユエジン派はすでに全国的組織を有し、戒律もきびしく、僧籍証明書や修行記録の本山への報告も從前から実施されていたが、これに加えて、ビルマ上座部全体として枠がさらにもたらされたのである。九宗派の伝統を認めつつ、教団制度を国家的規模で一本化したのが、この合同会議の主旨であるといわれる。これは静かではあるが、ビルマ上座部に大きな変動を起させつゝあるといつてよい。まだ、ナショナル・エクレジアが生れて四年目に入ったに過ぎず、まだ大きな問題はないが、シユエジン派を含めてビルマ上座部が新しいまがり角にさ

しかかつたことを示すものである。しかしシユエジン派がどう対応していくかは、組織の充実している最大の教団だけに、人びとの目が強く注がれている。その経過は、数年の歳月をまつて眺めていかなければならぬだろう。

## 註

(1) 「亞細亞大学アジア研究所紀要」第八号(一九八一)一五一頁  
(2) Mendelson, E. M.: Sangha and State in Burma, pp. 224-230, 1975.

Cornell Univ. Press

Shwesayin Sayadaw. 僧名はサーガラ長老(U Jagara) ルンバ、一八一一年七月一六日火曜日、ウ・シュエ・マウ( U Shwe Maung) ルー・ミー(Daw Mi) を両親に、ラードー村(Hladaw) のシヤヒン(Shwesayin)にて出生。幼名をマウン・タン(Maung Thant) といつた。一四才で得度して僧門に入り、著名な戒律ティヨン(Thilon Sayadaw) に仕えた。一八四二年具足戒を受けた。著作には『弟子根本教説』(Mahāsīsakavāda)、『弟子枝末教説』(Cula sīsakkavāda)『十法莊嚴』(Dasadhammānika)など戒律に関するものや僧の行儀法に関するものを中心と三十六書が数えられる。一八九四年三月二八日、スグエタウン隠棲庵にて、七才で没した。

(3) 生野善應「シユエジン派の成立」(亞細亞大学紀要、第八号、一七〇~一七三頁)

(4) Dr. Than Tun: History of Shwesayin Nikāya, p. 30

(5) 生野、上掲書、一七〇頁。

(6) Visuddhācāra Sayadaw. シュエジン派二祖。僧名はマヘーヴィットダーラーマ長老(U Mahāvisuddhārāma)。一八三八年七月四日、水曜日生れ。シュエボの人で、両親は、ウ・モウ(U Hmo) とドー・ミー(Daw Mi) という。一八五〇年に沙弥に、一八五七年に具足戒をうけて比丘になつた。『シンドン王より Visuddhācārākāvīdajhamahā dhammarājdhīrājaguru の称号を贈られ(一八七三年)、ティボー王より Visuddhācārā-

bhīdhajapatipavara-Mahādhammarājādhīrājāguru の称号を贈られた（一八八四年）。一八九五年二月一日、シヨエジン派管長（タタナバイン）となりた。Aggamahāpanḍita を号をも贈られたが（一九一五年二月七日）、翌一九一六年七月七日に没した。

(7) 『もとと知りたビルマ』（大野徹「歴史的背景」三一一三六頁）昭明五八年、弘文堂。『東南アジア現代史』IV（一七一一六一頁）昭和五八年、山川出版社。Hall, G. E. : A History of South East Asia, pp. 667-865, 1955, Mac Millan London

(8) Smith, D. E. : Religion and Politics in Burma, pp. 80, 1965.『東南アジアのナショナリズムと宗教』（生野善應「ウ・スーと仏教社会主義の成立」九四一九六頁）一九七三年、アジア経済研究所。

(9) Kyaukkaran Sayadaw. シヨエジン派三祖。僧名をオッタマーラ長老（U Uttamasāra）と称し、ウ・シュヒ・ドウェイ（U Shwe Dway）と

ル・・メ（Daw Moe）を両親に、ペグーに近いパンフライン・セイ（Panblaing Seik）で、一八五二年六月六日、日曜日に誕生。一八七一年比丘になり、一八七六年にマンダレーにて仏教を学び、以後一八七九年にペグーに移り、一九〇一年にラングーンに居住した。一九一七年三月四日、タタナバインになつたが、翌一九一八年三月一日、ラングーンで没した。

(10) Dabayin Sayadaw. シヨエジン派三祖。僧名をニャーナワラ長老

（U Nānāvara）ル・シュヒ・チャイ（U Shwe Chay）ル・メー・シ・イ（Daw Shein）を両親に、一八五二年九月七日、火曜日に出生。少年時代はマウン・サン・ボー（Maung San Baw）といった。一八六四年に得度し、一八七一年に比丘となつた。一九〇三年、ウィットダーラーマ東僧院の住職となり、一九一七年三月四日に管長（タタナバイン）となつたが、一九二七年十一月二七日に没した。

(11) Than Tun : History of Shwesgyin Nikāya, pp. 53-56, 1980,

(12) 矢野暢『タイ・ビルマ現代政治史研究』三一六～三一九頁、昭和四三年、京都大学、東南アジア研究センター。von der Mehden : Religion

and Nationalism, pp. 121-122, 1963, The Univ. of Wisconsin Press.

(13) シヨエジン派現代史年表として、生野善應「シヨエジン派の研究」と題する年表資料が便利。「仏教論叢」第27号（昭和58年）、浄土宗教学院。

(14) His. of Shwesgyin Nikāya, pp. 56-58.

(15) His. of Shwesgyin Nikāya, pp. 58-59.

(16) Alon Sayadaw. シヨエジン派四祖。僧名はティッサ長老（U Tissa）ル・・メ（Daw Me）を称し、ウ・サン・チョ（U San Cho）ル・・メ・チョ（Daw Me Kyun）を両親に、モンヨワ（Monywa）に近いキンム（Khinnum）で、一八五〇年十一月七日、土曜日に出生。得度し（一八六一年）、やがて比丘となつた（一八七〇年三月一六日）。シヨエジン派第三回大会で管長に推されたが（一九二八年三月五日）、同年十一月二九日、キンムにて没した。

(17) His. of Shwesgyin Nikāya, pp. 59-60.

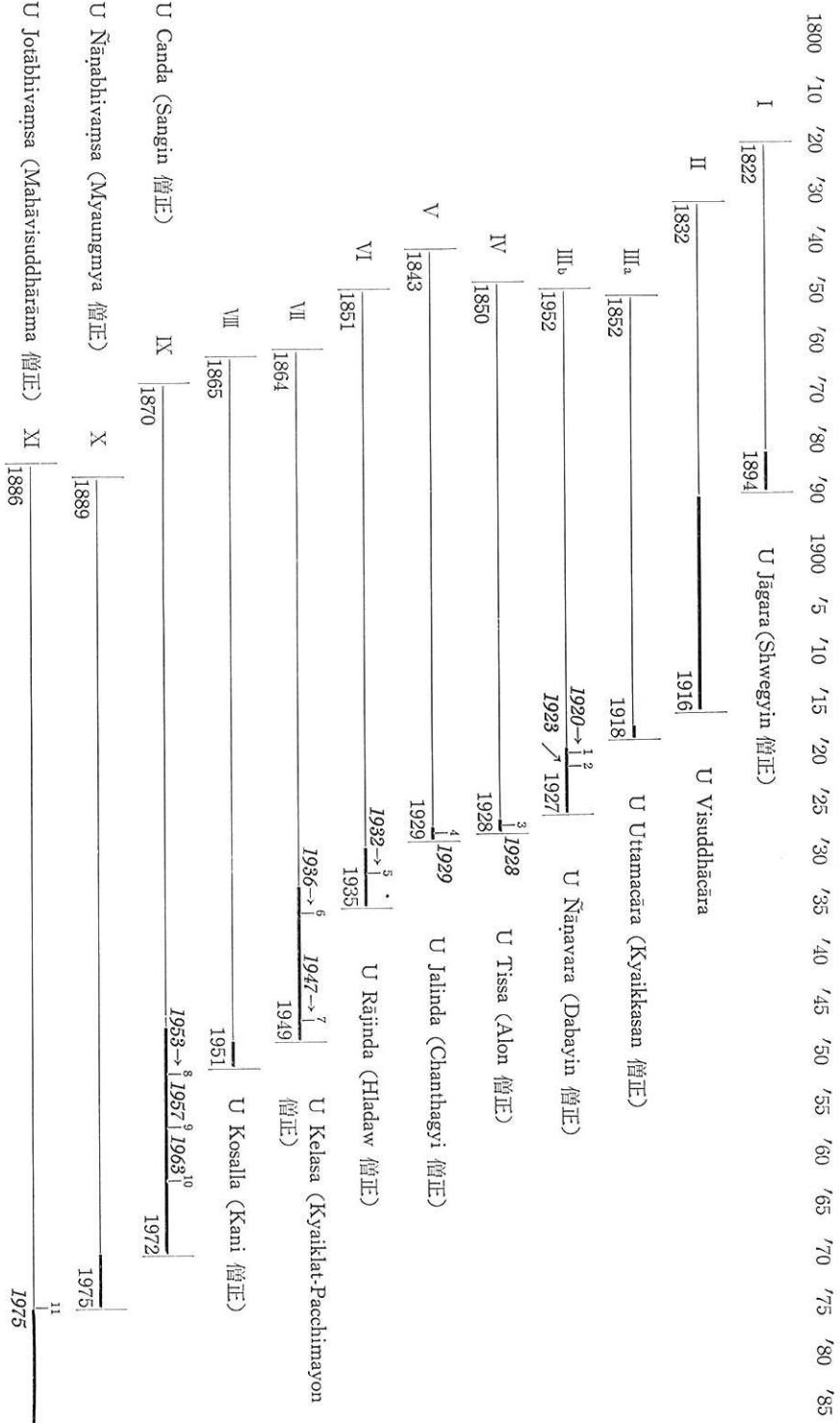
(18) Chanthagyri Sayadaw. シヨエジン派五祖。僧名をサリンダ長老（U Jalinda）ル・シ・ウ・・チャイ（U Kyay）ル・メー・ヤウ（Daw Yauk）を両親に、ウェレト（Wetlet）地域のターロン（Thalon）に於て、一八四三年二月十四日、火曜日出生。得度し（一八五五年）比丘となり（一八六一年五月一日）、シヨエジン派第四回大会で管長に推されたが（一九一九年四月二九日）同年八月二〇日に没した。

(19) Hladow Sayadaw. シヨエジン派六祖。僧名をラージンダ長老（U Ra-jinda）ル・シ・ウ・・ポ・・ペイ（U Po Paing）ル・メー・サ（Daw Sar）を両親に、ウェレトに近いラドー村（Hladow）内のメヒ・・レウ（Yay Dwek）部落にて出生。幼名をマウン・ポ・・チャイ（Maung Po Hpyay）ル・シ・、得度し（一八六四年）、やがて比丘となつた（一八七〇年一〇月三日）。一九三一年七月九日、シヨエジン派六祖と仰がれる管長となつた。一九三五年三月三日没。

(20) 矢野、前掲書、三一九、三一九〇頁。Sarkisyanz, E. : Buddhist Backgrounds of the Burmese Revolution, pp. 160-165, 1965, Martinus Nijhoff.

- (21) His. of Shwegyin Nikāya, pp. 63-65.
- (22) Pacchimārāma Sayadaw. パ・ヒマ・ハ派七祖。僧名をケーラータ長老  
(U Kelāoa) ケ・ラ・オ・ウ・シ・エイ・ヰ (U Shue Ei) ケ・ル・エー・サウ・エ (Daw  
Khaung) を両親に、ミンナ市 (Myinna) に近いタマノ・ヒー (Tha-  
man Aye) 村で、一八六四年十月十七日、月曜日に出生。幼名をマウン  
マー (Maung Taw) と称し、得度し (一八七三年) やがて比丘となり  
(一八八四年三月)、一八九一年にはマンダレーへ研究に赴いた。あるいはス  
リランカなどインドに行き研鑽に励んだ (一九一三年一月十四日)。一九  
一九年以降、イラワジ川ロデルタ地帯の都チャイラッ (Kyaiklat) に住  
した。
- 一九三二年一二月二二日、バノックに行き、戒壇を結淨し、翌正月一  
八日に帰還した。のち、ショエイン派管長に推され (一九三五年三月三  
日)、一九四九年一〇月一日、チャイラッにて没した。
- (23) His. of Shwegyin Nikāya, pp. 65-66.
- (24) 生野善應「ショエイン派憲章」(竹中信常博士頌寿記念論文集刊行会編  
『宗教文化の諸相』所収)
- (25) His. of Shwegyin Nikāya, pp. 66-69.
- (26) Kani Sayadaw. シ・ヒ・ジン派八祖。僧名をコータラ長老 (U Kosalla)  
アルン・ウ・タ・ショウ (U Tha Byaw) とムー・フ・ラ・ミー (Daw  
Hla min) を両親に、モニワ管区 (Monywa) カンニ地区 (Kanni) で、  
一八六五年一月二十七日、月曜日に出生。得度し (一八七七年) やがて  
比丘となり (一八八四年)、ヤンダレーに来て仏法の研究を深めた (一八八  
七年) 一九四九年一〇月一〇日管長に推されたが、一九五一年一一月二  
二日没した。
- (27) Sangin Thettawshay Sayadaw. シ・ヒ・ジン派九祖。ウ・イン (U Aing)  
アルン・ウ・タ・タ (Daw Min Htat) を両親に、サガイン地区リンギン  
村 (Linyin) で、一八七〇年一一月一三日出生。得度し (一八八〇年)、  
やがて比丘となり (一八九〇年三月四日)、サガインへ出て (一九〇四年)、  
一九一四年まで居住した。戦後、ショエイン派管長に選ばれ (一九五一  
年一一月二二日)、Abhidhaja Mahāratthaguru 称号も贈施されてる。
- (28) His. of Shwegyin Nikāya, pp. 69-70.
- (29) His. of Shwegyin Nikāya, pp. 70-71.
- (30) 生野善應「ショエイン教」に詳説『東南アジアの宗教と政治』昭和四四年、  
日本国際問題研究所。また、生野善應「ウ・ムーと仏教社会主義の成  
立」に詳説 (東南アジアのナショナリズムと宗教) に所収)
- (31) His. of Shwegyin Nikāya, pp. 72-73.
- (32) His. of Shwegyin Nikāya, pp. 73-75.
- (33) U Nāṇabhivāma (Myaungnya Sayadaw), シ・ヒ・ジン派十祖。ウ・  
チャイ (U Chai) ケ・ル・エー・スクワ・ヒ・ニ (Daw Ngwe Yu) を両親に、  
ンム市に近いワノンヤイ (Wampyay) で、一八八九年一月八日、火曜日  
に出生。幼名をマウン・ポ・サン (Maung Po San) といった。得度し  
(一九〇〇年)、長がて比丘となり (一九〇八年一月十四日)、スリランカへ  
仏教の研究にも赴いた (一九二五年)。戦後、Aggamahāpñīta の称号を  
贈施され (一九五二年一月四日)、ショエイン派十祖に就任した (一九七二  
年七月五日)。一九七二年七月二四日、ラングーンにて没した。
- (34) His. of Shwegyin Nikāya, pp. 77-84.
- (35) Jotayābhivamsa. 尊称は、マヘー・ウェット・ターラーマ僧正 (Mahā-  
visuddhārāma Sayadaw) シ・ヒ・ジン派十一祖。ウ・ティヨン (U Silon)  
ムー・ウ (Daw Maw) を両親に、メイティーラ市 (Meiktila) の北  
タッパン (Thaphan) で、一八八六年一月十九日、火曜日出生した。得  
度し (一九〇一年) やがて比丘となつた (一九〇五年六月五日)。そして  
一九七五年一月二二日を管長に推された。また最近 Aggamahāpñī-  
ta を贈られてる (一九七九年一月四日)。
- (36) 生野善應「ビルマ上座部全宗派合同会議」(『亞細亞大学アジア研究所紀  
要』第九号 (一九八二年) 五五頁-八六頁に所収)

シュエジン派管長十一代在世年代とシュエジン派大会





## 編集後記

○諸般の事情からどうしても発刊予定を守ることができなかつたことをまずはじめにお詫びしなければならない。それにしても御多忙の中、玉稿の執筆をいただいた各位に心から感謝の意を表する次第である。

○本号も前二十九号に統く聖光上人特集号である。二祖聖光上人の研究は法然上人の研究に比べれば十分に行われているとは言い難い。質量ともに、両者の間には差がありすぎることを認めなければならないまい。近年の宗学研究が、法然淨土教の解説や法然義に立ちかえるべきことを盛んに強調した。そのことのリアクションでもあるうか。

二祖に関する二回の特集企画についても、歴史と思想、伝記や教団と教学といった大枠が設けられるが、本特集の場合もほぼその線にそつて編集されている。

二十九号の梶村昇氏の「評伝聖光上人」、阿川文正氏の「聖光上人の諸伝記について」、深貝慈孝氏の「鎮西教学の特徴——『淨土宗要集』を中心として——」の三論文と本号の坪井俊映・藤堂恭俊・成田俊治・高橋弘次の四佛教大学教授の計七論文により、二祖研究は格段の進展を見るに至ることになろう。このたびの諸成果を踏まえて宗学研究上極めて重要な二祖研究がさらに盛んになることを念じてやまない。

○他の三論文は教学院助成研究の成果報告である。

(R·O)

## 佛教文化研究 聖光上人特集

第30号

昭和60年3月1日 印刷

昭和60年3月15日 発行

編集者 浄土宗教学院研究所  
東京都港区芝公園4—7—4明照会館内

印刷所 共立社印刷所  
東京都千代田区神田神保町3—10

発行所 浄土宗教学院研究所

編集委員

戸松啓真

石上善応

坪井俊映

高橋弘次

# STUDIES IN BUDDHISM AND BUDDHIST CIVILIZATION

(BUKKYŌ BUNKA KENKYŪ)

No. 30. March 1985

Published by

THE INSTITUTE OF DOCTRINAL STUDIES  
THE PURE LAND SECT  
(JODOSHU-KYOGAKUIN-KENKYUSHO)

*TOKYO, JAPAN*

**STUDIES IN BUDDHISM AND BUDDHIST CIVILIZATION**  
**(BUKKYŌ BUNKA KENKYŪ)**

Number 30

---

**CONTENTS**

On the standig position of Saint Shōkō under Hōnen's disciples—The thought of original vow for invocation of Amita's Name — .....	Shunei Tsuboi	1
A Study of the Gononmon (五念門) in the Saint Shōko's Idea .....	Kyōshun Tōdō	19
The early Jodo Order and Saint Shōkō .....	Shunji Narita	43
On the Thought of Tetsu-senchaku-shū .....	Koji Takahashi	55
A Study of Generalalogies in Japanese Pureland Buddhism—Relations among Various Generalalogies of St. Honen's Disciples——.....	Tsunemichi Nomura	77
	Koji Fukuda	
	Masaaki Nakano	
The Early Missionary Work of the Jodo-shu in Formosa (Taiwan).....	Jōshin Washimi	101
History of Shwemyin Nikāya —Thathanabaing III to Thathanabaing XI —.....	Zenno Ikuno	119